1　第190回国会概観

1　会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第190回国会（常会）は、１月４日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、６月１日までの150日間であった。

（院の構成）

参議院では、１月４日の召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、７特別委員会（災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ＯＤＡ、地方消費者、復興原子力）の設置が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、９特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生）が設置されたほか、３月24日の本会議で、新たに１特別委員会（ＴＰＰ）が設置された。

（平成二十七年度補正予算）

召集日当日、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等を内容とする平成二十七年度補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、１月13日に予算委員会で、同14日に本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、１月15日から予算委員会で質疑が行われ、同19日に同補正予算を可決した。

１月20日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査等の概要は、後述２（１）参照）。

（政府４演説）

１月22日、衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の施政方針演説、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び甘利国務大臣の経済演説のいわゆる政府４演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で同26日及び27日、参議院で同27日及び28日にそれぞれ行われた。

（平成二十八年度総予算）

平成二十八年度総予算は、１月22日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、３月１日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、３月２日から予算委員会において質疑が行われ、同29日に同総予算を可決した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した（衆参での審査等の概要は、後述２（２）参照）。

（大臣の辞任）

１月21日の参議院決算委員会において、甘利国務大臣と秘書が建設会社から違法献金を受けた疑いがあるとする報道をめぐり、甘利国務大臣に対する厳しい追及がなされた。

その後も甘利国務大臣に対する国会内外の追及が強まる中、１月28日に同大臣が辞任し、後任として石原国務大臣が就任した。

（平成二十八年度補正予算）

４月14日に「平成28年熊本地震」が発生し、被災者への支援や被災地域の復旧・復興に向け、一層機動的に対応していくため、５月13日、平成二十八年度補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、５月16日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、５月17日に予算委員会で質疑が行われ、同補正予算を可決した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査等の概要は、後述２（３）参照）。

２　予算・決算

（１）平成二十七年度補正予算

平成二十七年度補正予算２案は、１月４日、衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会において、１月７日に趣旨説明を聴取し、翌８日から質疑を行った。同13日に質疑を終局した後、民維クが提出した編成替動議の趣旨弁明を聴取し、補正予算２案及び動議に対する討論を行い、採決の結果、動議を否決し、補正予算２案を原案どおり可決すべきものと決定した。

１月14日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算２案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、１月15日に趣旨説明を聴取し、同日及び同18日に総括質疑を行い、同19日に集中審議及び締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算２案を可決すべきものと決定した。

１月20日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算２案は可決され、成立した。

（２）平成二十八年度総予算

平成二十八年度総予算３案は、１月22日、衆議院に提出され、２月２日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

その後、衆議院では、２月３日から質疑を行った。３月１日に質疑を終局した後、民維ク、共産及びおおさかがそれぞれ提出した編成替動議（３件）の趣旨弁明を聴取し、総予算３案及び動議３件に対する討論を行い、採決の結果、動議３件をそれぞれ否決し、総予算３案を原案どおり可決すべきものと決定した。

３月１日の本会議では、民維クが提出した編成替動議の趣旨弁明の後、総予算３案及び動議に対する討論を行い、採決の結果、動議を否決し、総予算３案を可決し、参議院に送付した。

参議院では、３月２日及び３日に基本的質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑を同４日、８日、９日、15日、16日及び17日に行った（財務大臣及び関係大臣出席）。

このほか、集中審議（安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、３月７日（経済・財政等）、14日（社会保障・国民生活等）、18日（外交・安全保障等）、25日（安倍内閣の基本姿勢）及

び28日（内政・外交の諸問題）に行った。

また、３月10日に公聴会を行ったほか、同22日及び23日には各委員会における委嘱審査を行った。

３月29日には、締めくくり質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算３案を原案どおり可決すべきものと決定した。

３月29日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算３案は可決され、成立した。

（３）平成二十八年度補正予算

平成二十八年度補正予算２案は、５月13日、衆議院に提出され、同日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

その後、衆議院では、予算委員会において、５月16日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算２案を原案どおり可決すべきものと決定した。

５月16日の本会議において、採決の結果、補正予算２案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、５月17日に総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算２案を可決すべきものと決定した。

５月17日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算２案は可決され、成立した。

（４）平成二十六年度決算

平成二十六年度決算は１月４日に、平成二十六年度国有財産関係２件（国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書）は同８日に、それぞれ提出された。

参議院では、１月20日の本会議で概要の報告及び質疑を行った後、決算委員会において、同日に概要説明を聴取し、同21日に全般質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った。

以降、決算委員会では、４月４日から５月２日まで６回にわたり省庁別審査を、同９日に准総括質疑を行い、同23日には、締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、平成二十六年度決算は是認することとし、８項目について内閣に警告すべきものと決定した。次いで平成二十六年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、平成二十六年度国有財産関係２件は、いずれも是認すべきものと決定した。さらに、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請を行った。

５月25日の本会議において、討論を行い、採決の結果、平成二十六年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。さらに、平成二十六年度国有財産関係２件はいずれも是認することに決した。

なお、４月４日には、平成二十五年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置の説明を聴取した。

また、５月23日には、平成二十六年度決算外２件等と一括して、平成二十六年度予備費関係等３件の質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、平成二十六年度予備費２件はいずれも承諾を与えるべ

きものと議決し、平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）は是認すべきものと決定した。

５月25日の本会議において、平成二十六年度予備費２件はいずれも承諾することに、平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）は是認することに決した。

（５）昭和十九年度・二十年度朝鮮総督府特別会計等決算

昭和十九年度・二十年度朝鮮総督府特別会計等決算は、１月４日に提出された。

参議院では、決算委員会において、５月９日に概要説明を聴取し、同日及び同23日に平成二十六年度決算外２件等と一括して質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、昭和十九年度・二十年度朝鮮総督府特別会計等決算は是認すべきものと決定し、昭和十九年度・二十年度朝鮮総督府特別会計等決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。

５月25日の本会議において、討論を行い、採決の結果、昭和十九年度・二十年度朝鮮総督府特別会計等決算は委員長報告のとおり是認することに決した。

３　法律案・条約・決議

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出56件、継続９件のうち、54件が成立した（成立率83.1%）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出11件、継続３件のうち、２件が成立した（成立率14.3%）。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出61件、継続25件のうち、18件が成立した（成立率20.9%）。

条約は、今国会提出８件、継続３件のうち、10件が成立した（成立率90.9%）。

決議案は、今国会提出４件のうち、３件が成立した（成立率75.0%）。

（１）平成二十八年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第16号）は２月５日に、「地方税法等の一部を改正する等の法律案」（閣法第21号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（閣法第22号）は同９日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第16号について、２月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、17日より質疑を行った。３月１日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第21号及び同第22号については、２月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同23日に趣旨説明を聴取し、同24日より質疑を行った。３月１日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

３月１日の本会議において、閣法第16号は、討論の後、可決され、また、閣法第21号及び同第22号は、討論の後、いず

れも可決され、上記３法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第16号について、３月９日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、同17日に趣旨説明を聴取し､同日より質疑を行った｡同24日に質疑を終局した後、同29日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第21号及び同第22号については、３月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同17日に趣旨説明を聴取し､同日より質疑を行った。同23日に質疑を終局した後、同29日に討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

３月29日の本会議において、閣法第16号は、討論の後、可決され、また、閣法第21号及び同第22号は、討論の後、いずれも可決され､上記３法律案は成立した。

（２）公債発行特例法等改正案

復興債の発行期間を延長するとともに、平成28年度から平成32年度までの各年度における公債発行の特例措置を講ずるため、１月22日、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第７号）が衆議院に提出された。

衆議院では、２月９日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同16日に趣旨説明を聴取し、同17日より質疑を行った。３月１日に質疑を終局した後、民維クより提出された修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

３月１日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

その後、平成28年度における公債発行の特例措置を定めるため、３月11日､「平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案」（参第２号）が参議院に提出された。

参議院では、３月16日の本会議で閣法第７号の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、閣法第７号及び参第２号が付託された財政金融委員会で、同29日に趣旨説明を聴取し、同31日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、参第２号は否決すべきものと決定し、閣法第７号を可決すべきものと決定した。

３月31日の本会議において、両法律案について討論を行い、採決の結果、参第２号が否決される一方、閣法第７号は可決され、成立した。

（３）地域再生法改正案

地方創生推進交付金の交付や、地方創生応援税制の創設、「生涯活躍のまち」形成促進のための措置を講ずるため、２月５日、「地域再生法の一部を改正する法律案」（閣法第15号）が衆議院に提出された。

衆議院では、３月15日の本会議で趣旨

説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方創生に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同16日より質疑を行った。同23日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

３月24日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、３月30日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方・消費者問題に関する特別委員会で、４月１日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同６日に質疑を終局した後、自民及び公明が共同提出した修正案（施行日を修正するもの）の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

４月８日の本会議において、同法律案は、修正議決され、衆議院に回付された。

衆議院では、４月14日の本会議において、参議院回付案は、参議院の修正に同意するに決し、成立した。

（４）日本スポーツ振興センター法等改正案

国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源を確保するため、２月19日、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第31号）が衆議院に提出された。

衆議院では、３月31日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文部科学委員会で、４月１日に趣旨説明を聴取し、同６日より質疑を行った。同20日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

４月21日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、４月22日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文教科学委員会で、同26日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

５月２日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（５）再処理等積立金法改正案

原子力発電における使用済燃料の再処理等が着実かつ効率的に実施される仕組みを整備するため、２月５日、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第17号）が衆議院に提出された。

衆議院では、３月24日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、４月１日に趣旨説明を聴取し、同６日より質疑を行った。同20日に質疑を終局した後、自民、民進、公明及びおおさかが共同提出した修正案（附則の検討条項に係る年限を３年に短縮するもの）の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を

可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

４月21日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、４月27日の本会議で衆議院送付案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同案が付託された経済産業委員会で、同28日に趣旨説明を聴取し、５月10日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同案を可決すべきものと決定した。

５月11日の本会議において、同案は可決され、成立した。

（６）ヘイトスピーチへの対策法案

人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則を定めるとともに、人種等を理由とする差別の防止に関し基本となる事項を定めるため、第189回国会の平成27年５月22日、「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」（参第７号）が参議院に提出された。

第189回国会において、参議院では、参第７号が付託された法務委員会で、平成27年８月４日に趣旨説明を聴取し、同６日に質疑を行い、９月25日に継続審査要求書を提出することを決定した（同日、参議院本会議において継続審査を決定）。

今国会は、引き続き法務委員会において、平成28年３月22日及び４月５日に「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」（第189回国会参第７号）の質疑を行った。

その後、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本的施策を定めて推進するため、４月８日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案」（参第６号）が参議院に提出された。

参第６号が付託された法務委員会では、同19日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。

５月12日に、まず、第189回国会参第７号の質疑を終局し、採決の結果、同法律案を否決すべきものと決定した。次いで、参第６号に関し、自民及び公明が共同提出した修正案（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の定義を修正し、附則に検討条項を加えるもの）の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、参第６号を修正議決すべきものと決定した。

５月13日の本会議において、採決の結果、第189回国会参第７号が否決される一方、参第６号は修正議決され、衆議院に送付された。

衆議院では、参議院送付案が付託された法務委員会で、５月20日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局し、採決の結果、同案を可決すべきものと決定した。

５月24日の本会議において、同案は可決され、成立した。

（７）地球温暖化対策推進法改正案

地球温暖化対策に関する普及啓発を強化するという国の方針を明示し、国際協力を通じた地球温暖化対策や、地域における地球温暖化対策を推進するため、３月８日、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法

第51号）が衆議院に提出された。

衆議院では、４月１日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された環境委員会で、同15日に趣旨説明を聴取し、同19日より質疑を行った。同26日に質疑を終局した後、民進及び生活が共同提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

４月28日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、５月２日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された環境委員会で、同10日に趣旨説明を聴取し、同12日より質疑を行った。同19日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

５月20日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（８）衆議院選挙制度改革法案

衆議院の選挙制度改革のため、衆議院議員の定数を削減するとともに、違憲状態の解消に向けた衆議院小選挙区に係る人口較差の是正措置（いわゆるアダムズ方式を導入）を講じる法案として、アダムズ方式の導入を平成22年の大規模国勢調査から実施することとする「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案」（衆第25号）及びアダムズ方式の導入については、平成32年の大規模国勢調査から適用されるとともに、平成27年の国勢調査の結果に基づき定数削減を先行して実施することとする「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案」（衆第26号）が、４月15日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、４月22日の本会議で両法律案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同25日より質疑を行った。同27日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、衆第25号を否決すべきものと決定し、衆第26号を可決すべきものと決定した。

４月28日の本会議において、両法律案について討論を行い、採決の結果、衆第25号が否決される一方、衆第26号は可決され、参議院に送付された。

参議院では、衆第26号が付託された政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会で、５月18日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

５月20日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（９）刑事訴訟法等改正案

刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、第189回国会の平成27年３月13日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」（閣法第42号）が衆議院に提出された。

第189回国会において、衆議院では、平成27年５月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同26日に

趣旨説明を聴取し、同27日より質疑を行った。８月５日に自民、民主、維新及び公明が共同提出した修正案（証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度等を内容とするもの）の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

８月７日の本会議において、同法律案は、討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、８月21日の本会議で衆議院送付案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同案が付託された法務委員会で、９月10日に趣旨説明を聴取し、同25日に継続審査要求書を提出することを決定した（同日、参議院本会議において継続審査を決定）。

今国会は、引き続き参議院法務委員会において、平成28年４月14日より「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」（第189回国会閣法第42号）の質疑を行った。５月19日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

５月20日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、衆議院に送付された。

衆議院では、参議院送付案が付託された法務委員会で、５月20日に質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、同案を可決すべきものと決定した。

５月24日の本会議において、同案は可決され、成立した。

（10）特定商取引法改正案

悪質事業者が繰り返し消費者被害を発生させる事案が問題化している状況等を踏まえ、主務大臣の法執行に関する権限の強化等を図り、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、３月４日、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第44号）が衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された消費者問題に関する特別委員会で、４月27日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同28日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

５月10日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、５月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方・消費者問題に関する特別委員会で、同13日に趣旨説明を聴取し、同18日より質疑を行った。同20日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

５月25日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（11）再生可能エネルギー電気特措法等改正案

再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向け、現行制度の課題に対応するため、２月９日、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」（閣法第28号）が衆議院に提出された。

衆議院では、４月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、

同法律案が付託された経済産業委員会で、同22日に趣旨説明を聴取し、同27日より質疑を行った。５月11日に質疑を終局した後、共産が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

５月12日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、５月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同19日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同24日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

５月25日の本会議において、同法律案は、可決され、成立した。

（12）決議案

参議院では、北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議案、北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案及び我が国の国連加盟六十周年にあたり更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案が可決された。

４　調査会

第189回国会に設置された「国際経済・外交に関する調査会」は、５月11日にこれまでの調査の経過及び結果を記載した調査報告書を議長に提出し、同18日に本会議で口頭報告を行った。

また、第184回国会に設置された「国の統治機構に関する調査会」及び「国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会」は、それぞれ、５月18日に３年間の調査の経過及び結果を記載した調査報告書（最終報告）を議長に提出し、同20日に本会議で口頭報告を行った。

（国の統治機構に関する調査会）

国の統治機構に関する調査会は、「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」について、３年間にわたる調査を行った。最終報告は、調査の経過等を概述するとともに、調査会における議論を、「国会機能の活性化」、「衆参両院の在り方」、「国会と内閣の関係」、「参議院の目指すべき姿」の主要論点別に整理している。

（国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会）

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会は、調査項目を「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」とし、３年間にわたる調査を行った。最終報告は、調査の経過等を概述するとともに、８項目の提言を行っている。

（国際経済・外交に関する調査会）

国際経済・外交に関する調査会は平成27年１月に設置され、「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交の役割」について調査を行った。調査報告は、調査の経過等を概述するとともに、「我が国が立脚すべき基本的な考え方」及び「我が国がとるべき方策」に関し、15項目の提言を行っている。

５　その他

（１）参議院各会派代表者懇談会

４月19日、議長、副議長、議院運営委員長及び各会派の代表者が出席して参議院各会派代表者懇談会が開催された。同懇談会では、議長から、参議院の組織と運営の諸問題等を調査検討するため、各会派の代表者から成る「参議院改革協議会」を設置することが提案され、了解された。

（２）国会同意人事案件

今国会に提出された国会同意人事案件は、26機関88名であり、全て両議院の同意を得た。

（３）党首討論

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が５月18日に開会され、岡田克也民進党代表、志位和夫日本共産党中央委員会幹部会委員長及び片山虎之助おおさか維新の会共同代表と安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

（４）憲法審査会

２月17日、「二院制」のうち、参議院と衆議院の関係（参議院として重視すべき役割）について参考人から意見を聴いた後、質疑を行った。

（５）情報監視審査会

３月30日の審査会において、審査会の調査及び審査の経過及び結果に関する平成27年年次報告書を議決し、議長に提出した。その後、４月６日の本会議において、会長が同報告書の概要等について、報告を行った。

４月26日に政府から提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、５月11日に岩城国務大臣から説明を聴いた後、同18日に政府から補足説明を聴取し、質疑を行った。

また、５月18日に「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について政府から説明を聴いた後、質疑を行った。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(28. 1. 4)	会期中選任
議長		山崎　正昭（無）	
副議長		輿石　東（無）	
常任委員長	内閣	神本 美恵子（民主）※	
	総務	山本　博司（公明）※	
	法務	魚住 裕一郎（公明）	
	外交防衛	佐藤　正久（自民）※	
	財政金融	大家　敏志（自民）※	
	文教科学	石井　浩郎（自民）※	
	厚生労働	三原じゅん子（自民）※	
	農林水産	若林　健太（自民）※	
	経済産業	小見山 幸治（民主）※	
	国土交通	金子　洋一（民主）※	
	環境	磯﨑　仁彦（自民）※	
	国家基本政策	北澤　俊美（民主）※	
	予算	岸　宏一（自民）	
	決算	小泉　昭男（自民）※	
	行政監視	礒崎　陽輔（自民）※	
	議院運営	松山　政司（自民）※	
	懲罰	直嶋　正行（民主）※	
特別委員長	災害対策	長沢　広明（公明）※	
	沖縄･北方	江崎　孝（民主）※	
	倫理選挙	前田　武志（民主）※	
	拉致問題	中原　八一（自民）※	
	ＯＤＡ	赤石　清美（自民）※	
	地方消費者	熊谷　大（自民）※	
	復興原子力	田中　直紀（民主）※	
調査会長	統治機構	山崎　力（自民）	
	デフレ脱却	鴻池　祥肇（自民）※	
	国際経済	柳田　稔（民主）	
憲法審査会会長		柳本　卓治（自民）	
情報監視審査会会長		金子 原二郎（自民）	
政治倫理審査会会長		伊達　忠一（自民）	
事務総長		中村　剛	

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

（会期終了日 現在）

会派	議員数	① 28.7.25 任期満了			② 31.7.28 任期満了		
		比例	選挙区	合計	比例	選挙区	合計
自由民主党	116 (16)	12 (4)	38 (3)	50 (7)	19 (5)	47 (4)	66 (9)
民進党・新緑風会	64 (9)	19 (1)	27 (4)	46 (5)	8 (3)	10 (1)	18 (4)
公明党	20 (3)	6	3 (1)	9 (1)	7 (1)	4 (1)	11 (2)
日本共産党	11 (4)	3 (1)	0	3 (1)	5 (1)	3 (2)	8 (3)
おおさか維新の会	7	2	0	2	3	2	5
日本を元気にする会・無所属会	4	1	1	2	2	0	2
日本のこころを大切にする党	3 (1)	0	0	0	2 (1)	1	3 (1)
社会民主党・護憲連合	3 (1)	2 (1)	0	2 (1)	1	0	1
生活の党と山本太郎となかまたち	3 (1)	1 (1)	1	2 (1)	0	1	1
無所属クラブ	2 (1)	0	0	0	1	1 (1)	2 (1)
新党改革・無所属の会	2	1	0	1	0	1	1
各派に属しない議員	7 (2)	1	3	4	0	3 (2)	3 (2)
合計	242 (38)	48 (8)	73 (8)	121 (16)	48 (11)	73 (11)	121 (22)
欠員	0	0	0	0	0	0	0
定数	242	48	73	121	48	73	121

（ ）内は女性議員数

4　会派別所属議員一覧

（召集日　現在）

無印の議員は平成28年７月25日任期満了、○印の議員は平成31年７月28日任期満了
また、( )内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党】

（１１４名）

阿達　雅志（比　例）	○愛知　治郎（宮　城）	青木　一彦（島　根）
○赤池　誠章（比　例）	赤石　清美（比　例）	○有村　治子（比　例）
○井上　義行（比　例）	○井原　巧（愛　媛）	○石井　準一（千　葉）
石井　浩郎（秋　田）	○石井　正弘（岡　山）	○石井　みどり（比　例）
○石田　昌宏（比　例）	磯﨑　仁彦（香　川）	○礒崎　陽輔（大　分）
猪口　邦子（千　葉）	岩井　茂樹（静　岡）	岩城　光英（福　島）
宇都　隆史（比　例）	上野　通子（栃　木）	江島　潔（山　口）
○衛藤　晟一（比　例）	○尾辻　秀久（鹿児島）	大家　敏志（福　岡）
○大沼　みずほ（山　形）	○大野　泰正（岐　阜）	○太田　房江（比　例）
岡田　直樹（石　川）	岡田　広（茨　城）	片山　さつき（比　例）
金子　原二郎（長　崎）	○木村　義雄（比　例）	岸　宏一（山　形）
北川イッセイ（大　阪）	○北村　経夫（比　例）	熊谷　大（宮　城）
小泉　昭男（神奈川）	小坂　憲次（比　例）	○古賀　友一郎（長　崎）
○上月　良祐（茨　城）	○鴻池　祥肇（兵　庫）	○佐藤　信秋（比　例）
○佐藤　正久（比　例）	○酒井　庸行（愛　知）	○山東　昭子（比　例）
島尻　安伊子（沖　縄）	○島田　三郎（島　根）	○島村　大（神奈川）
末松　信介（兵　庫）	○世耕　弘成（和歌山）	関口　昌一（埼　玉）
○伊達　忠一（北海道）	髙階　恵美子（比　例）	○高野　光二郎（高　知）
○高橋　克法（栃　木）	○滝沢　求（青　森）	○滝波　宏文（福　井）
○武見　敬三（東　京）	○柘植　芳文（比　例）	○塚田　一郎（新　潟）
鶴保　庸介（和歌山）	○堂故　茂（富　山）	○豊田　俊郎（千　葉）
○中泉　松司（秋　田）	中川　雅治（東　京）	中曽根　弘文（群　馬）
中西　祐介（徳　島）	中原　八一（新　潟）	○長峯　誠（宮　崎）
二之湯　智（京　都）	○二之湯　武史（滋　賀）	○西田　昌司（京　都）
野上　浩太郎（富　山）	野村　哲郎（鹿児島）	○羽生田　俊（比　例）
長谷川　岳（北海道）	○馬場　成志（熊　本）	○橋本　聖子（比　例）
○林　芳正（山　口）	福岡　資麿（佐　賀）	藤井　基之（比　例）
藤川　政人（愛　知）	○古川　俊治（埼　玉）	○堀井　巌（奈　良）
堀内　恒夫（比　例）	○舞立　昇治（鳥　取）	○牧野　たかお（静　岡）
松下　新平（宮　崎）	松村　祥史（熊　本）	○松山　政司（福　岡）
○丸川　珠代（東　京）	○丸山　和也（比　例）	○三木　亨（徳　島）
三原じゅん子（比　例）	○三宅　伸吾（香　川）	水落　敏栄（比　例）
○溝手　顕正（広　島）	宮沢　洋一（広　島）	○宮本　周司（比　例）

○森　まさこ（福　島）
山崎　力（青　森）
○山田　俊男（比　例）
山本　順三（愛　媛）
若林　健太（長　野）
○森屋　宏（山　梨）
○山下　雄平（佐　賀）
山谷　えり子（比　例）
○吉川　ゆうみ（三　重）
渡辺　猛之（岐　阜）
○柳本　卓治（大　阪）
○山田　修路（石　川）
○山本　一太（群　馬）
○吉田　博美（長　野）
○渡邉　美樹（比　例）

【 民主党・新緑風会 】

（５９名）

足立　信也（大　分）
○石上　俊雄（比　例）
江崎　孝（比　例）
小川　敏夫（東　京）
○大島　九州男（比　例）
加藤　敏幸（比　例）
○神本　美恵子（比　例）
小西　洋之（千　葉）
斎藤　嘉隆（愛　知）
○榛葉　賀津也（静　岡）
津田　弥太郎（比　例）
直嶋　正行（比　例）
西村　まさみ（比　例）
白　眞勲（比　例）
広田　一（高　知）
○藤田　幸久（茨　城）
前田　武志（比　例）
水岡　俊一（兵　庫）
安井　美沙子（愛　知）
○吉川　沙織（比　例）
○相原　久美子（比　例）
石橋　通宏（比　例）
江田　五月（岡　山）
尾立　源幸（大　阪）
○大塚　耕平（愛　知）
○風間　直樹（新　潟）
北澤　俊美（長　野）
小林　正夫（比　例）
櫻井　充（宮　城）
田城　郁（比　例）
徳永　エリ（北海道）
○長浜　博行（千　葉）
○野田　国義（福　岡）
○浜野　喜史（比　例）
福山　哲郎（京　都）
藤本　祐司（静　岡）
○牧山　ひろえ（神奈川）
水野　賢一（千　葉）
柳澤　光美（比　例）
蓮　舫（東　京）
有田　芳生（比　例）
○礒﨑　哲史（比　例）
○小川　勝也（北海道）
大久保　勉（福　岡）
大野　元裕（埼　玉）
金子　洋一（神奈川）
郡司　彰（茨　城）
小見山　幸治（岐　阜）
芝　博一（三　重）
田中　直紀（新　潟）
那谷屋　正義（比　例）
難波　奨二（比　例）
○羽田　雄一郎（長　野）
林　久美子（滋　賀）
藤末　健三（比　例）
前川　清成（奈　良）
増子　輝彦（福　島）
○森本　真治（広　島）
柳田　稔（広　島）

【 公　明　党 】

（２０名）

秋野　公造（比　例）
○魚住　裕一郎（比　例）
○杉　久武（大　阪）
長沢　広明（比　例）
浜田　昌良（比　例）
○山口　那津男（東　京）
横山　信一（比　例）
荒木　清寛（比　例）
○河野　義博（比　例）
竹谷　とし子（東　京）
○新妻　秀規（比　例）
○平木　大作（比　例）
○山本　香苗（比　例）
○若松　謙維（比　例）
石川　博崇（大　阪）
○佐々木さやか（神奈川）
谷合　正明（比　例）
西田　実仁（埼　玉）
○矢倉　克夫（埼　玉）
○山本　博司（比　例）

【 日 本 共 産 党 】

（１１名）

○井上　　哲士（比　例）　　市田　　忠義（比　例）　○紙　　智子（比　例）
○吉良　よし子（東　京）　○倉林　　明子（京　都）　○小池　　晃（比　例）
　田村　　智子（比　例）　　大門　実紀史（比　例）　○辰巳　孝太郎（大　阪）
○仁比　　聡平（比　例）　○山下　　芳生（比　例）

【 おおさか維新の会 】

（７名）

○東　　徹（大　阪）　　江口　　克彦（比　例）　　片山　虎之助（比　例）
○儀間　　光男（比　例）　○清水　　貴之（兵　庫）　○藤巻　　健史（比　例）
○室井　　邦彦（比　例）

【 日本を元気にする会・無所属会 】

（６名）

○アントニオ猪木（比　例）　○行田　　邦子（埼　玉）　　田中　　茂（比　例）
　松田　　公太（東　京）　○山口　　和之（比　例）　　山田　　太郎（比　例）

【 維　新　の　党 】

（５名）

　小野　　次郎（比　例）　○川田　　龍平（比　例）　　柴田　　巧（比　例）
　寺田　　典城（比　例）　　真山　　勇一（比　例）

【 日本のこころを大切にする党 】

（４名）

○中野　　正志（比　例）○中山　　恭子（比　例）　　浜田　　和幸（鳥　取）
○和田　　政宗（宮　城）

【 無 所 属 ク ラ ブ 】

（３名）

　中西　　健治（神奈川）　○薬師寺みちよ（愛　知）　○渡辺美知太郎（比　例）

【 社会民主党・護憲連合 】

（３名）

　福島　みずほ（比　例）　○又市　　征治（比　例）　　吉田　　忠智（比　例）

【 生活の党と山本太郎となかまたち 】

（３名）

主濱　　了（岩　手）　　谷　　亮子（比　例）　○山本　　太郎（東　京）

【 新党改革・無所属の会 】

（２名）

荒井　　広幸（比　例）　○平野　　達男（岩　手）

【 各派に属しない議員 】

（５名）

○糸数　　慶子（沖　縄）　　輿石　　東（山　梨）　○松沢　　成文（神奈川）

山崎　　正昭（福　井）　　脇　　雅史（比　例）

5 議員の異動

第189回国会閉会後及び今国会（28. 1. 4召集）中における議員の異動

○会派解散

「維新の党」

28. 1. 7 解散

「日本を元気にする会・無所属会」

28. 1. 7 解散

「維新・元気の会」

28. 3. 4 解散

「維新の党」

28. 3.30 解散

○会派結成

「維新の党（参議院）」 27.10.27 結成

寺田　典城君（代表）

小野　次郎君　川田　龍平君　柴田　巧君

真山　勇一君

「維新・元気の会」 28. 1. 7 結成

寺田　典城君（代表）

アントニオ猪木君　小野　次郎君　川田　龍平君

柴田　巧君　真山　勇一君　松田　公太君

山口　和之君　山田　太郎君

「維新の党」 28. 3. 4 結成

寺田　典城君（代表）

小野　次郎君　川田　龍平君　柴田　巧君

真山　勇一君

「日本を元気にする会・無所属会」 28. 3. 4 結成

松田　公太君（代表）

アントニオ猪木君　山口　和之君　山田　太郎君

○会派名変更

「次世代の党」

27.12.24 「日本のこころを大切にする党」に変更

「維新の党」

27.12.24 「おおさか維新の会」に変更

「維新の党（参議院）」

27.12.24 「維新の党」に変更

「民主党・新緑風会」

28. 3.30 「民進党・新緑風会」に変更

○会派略称変更

「おおさか維新の会」

28. 4.14 「維会」から「維新」に変更

○所属会派異動

－27.10.21　維新の党を退会－

小野　次郎君　川田　龍平君　柴田　巧君

寺田　典城君　真山　勇一君

－27.12. 4　無所属クラブを退会－

水野　賢一君

－27.12. 4　民主党・新緑風会に入会－

水野　賢一君

－27.12.21　次世代の党を退会－

江口　克彦君

－27.12.22　日本を元気にする会・無所属会を退会－

井上　義行君

－27.12.24　維新の党に入会－

江口　克彦君

－27.12.24　自由民主党に入会－

井上　義行君

－28. 1. 7　日本を元気にする会・無所属会を退会－

行田　邦子君　田中　茂君

－28. 2. 3　自由民主党に入会－

田中　茂君

－28. 2.19　無所属クラブを退会－

中西　健治君

－28. 2.19　自由民主党に入会－

中西　健治君

－28. 3.30　民進党・新緑風会に入会－

小野　次郎君　川田　龍平君　柴田　巧君

寺田　典城君　真山　勇一君

－28. 4.13　日本のこころを大切にする党を退会－

浜田　和幸君

－28. 4.28　おおさか維新の会に入会－

浜田　和幸君

－28. 6. 1　おおさか維新の会を退会－

浜田　和幸君

1　議案審議概況

閣法は、新規提出56件（本院先議４件を含む）のうち、公債発行特例法等改正案、再生可能エネルギー電気特措法等改正案、地球温暖化対策推進法改正案等50件が成立し、残る６件については、いずれも衆議院において継続審査となった。また、本院で継続審査となっていた刑事訴訟法等改正案等３件はいずれも成立し、衆議院で継続審査となっていた６件のうち、１件が成立し、残る５件については、衆議院において引き続き継続審査となった。

参法は、新規提出11件のうち、自殺対策基本法改正案及び差別的言動解消推進法案（ヘイトスピーチ対策法案）の２件が成立し、残る９件については、本院において１件が否決、８件が審査未了となった。また、本院で継続審査となっていた３件については、本院において１件が否決、２件が審査未了となった。

衆法は、新規提出61件のうち、公職選挙法改正案（選挙人名簿の登録制度の見直し）、衆議院選挙制度改革法案（議員定数10減、定数配分における「アダムズ方式」の導入）等16件が成立し、残る45件については、衆議院において３件が否決、40件が継続審査、２件が撤回となった。また、本院で継続審査となっていた２件はいずれも成立し、衆議院で継続審査となっていた23件は、衆議院において14件が継続審査、７件が審査未了、２件が撤回となった。

予算は、７件提出され、いずれも成立した。

条約は、新規提出８件のうち、７件が承認され、残る１件については、衆議院において継続審査となった。また、衆議院において継続審査となっていた３件は、いずれも承認された。

承認案件は、新規提出３件が、いずれも承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた２件が、いずれも承諾された。また、新規提出２件が、いずれも衆議院において継続審査となった。

決算は、平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）（第189回国会提出）並びに新規提出の平成二十六年度決算外２件及び昭和十九年度・昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等決算が是認され、平成二十五年度ＮＨＫ決算（第187回国会提出）及び新規提出の平成二十六年度ＮＨＫ決算は、審査に入るに至らなかった。

決議案は、議員辞職勧告決議案１件、その他の決議案３件の計４件が提出された。このうち、北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議案、北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案及び我が国の国連加盟六十周年にあたり更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案の３件が可決され、議員辞職勧告決議案は審査未了となった。

2　議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	５６	５０	0	0	0	6	0	0	
	参継	3	3	0	0	0	0	0	0	
	衆継	6	1	0	0	0	5	0	0	
参法	新規	１１	2	0	1	8	0	0	0	
	参継	3	0	0	1	2	0	0	0	
衆法	新規	６１	１６	0	0	0	４０	3	0	撤回２
	参継	2	2	0	0	0	0	0	0	
	衆継	２３	0	0	0	0	１４	0	7	撤回２
予算		7	7	0	0	0	0	0	0	
条約	新規	8	7	0	0	0	1	0	0	
	衆継	3	3	0	0	0	0	0	0	
承認	新規	3	3	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新規	2	0	0	0	0	2	0	0	
	衆継	2	2	0	0	0	0	0	0	
決算その他	新規	5	4	0	0	1				
	継続	2	1	0	0	1				
決議		4	3	0	0	1				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（65件）（継続９件を含む）

●両院を通過したもの（54件）（継続４件を含む）

1 地方交付税法の一部を改正する法律案
2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
3 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
4 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
5 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
6 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
7 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案
8 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案
9 雇用保険法等の一部を改正する法律案
10 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案《修》（衆議院同意）
11 サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
12 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
13 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案
14 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
15 地域再生法の一部を改正する法律案《修》（衆議院同意）
16 所得税法等の一部を改正する法律案
17 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（修）
18 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案
19 港湾法の一部を改正する法律案
20 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（修）
21 地方税法等の一部を改正する等の法律案
22 地方交付税法等の一部を改正する法律案
23 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
24 関税定率法等の一部を改正する法律案
25 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案
26 児童扶養手当法の一部を改正する法律案
27 特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案
28 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案
29 独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案
30 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（修）

31　独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案
32　特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案（修）
34　宅地建物取引業法の一部を改正する法律案
35　国立大学法人法の一部を改正する法律案
36　漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案
37　海上交通安全法等の一部を改正する法律案
38　国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案
39　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案
40　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
43　情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案
44　特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案
45　消費者契約法の一部を改正する法律案
46　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案
48　行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案
49　民法の一部を改正する法律案（修）
50　森林法等の一部を改正する法律案
51　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
52　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
53　国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
55　児童福祉法等の一部を改正する法律案
（第189回国会提出）
42　刑事訴訟法等の一部を改正する法律案
57　総合法律支援法の一部を改正する法律案（修）
67　社会福祉法等の一部を改正する法律案《修》
70　確定拠出年金法等の一部を改正する法律案《修》
●衆議院において閉会中審査するに決したもの（11件）（継続５件を含む）
33　人事訴訟法等の一部を改正する法律案
41　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案
42　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案
47　環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案
54　公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
56　臨床研究法案
（第189回国会提出）
30　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案
31　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
63　民法の一部を改正する法律案
64　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

69　労働基準法等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（14件）（継続３件を含む）

●両院を通過したもの（２件）

１　自殺対策基本法の一部を改正する法律案

６　本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案《修》

●本院において審査未了のもの（継続２件）

（第189回国会提出）

２　臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案

６　労働基準法等の一部を改正する法律案

●本院において否決したもの（２件）（継続１件を含む）

２　平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案

（第189回国会提出）

７　人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案

●本院において委員会等に付託されなかったもの（８件）

３　法人税法の一部を改正する法律案

４　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案

５　国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案

７　会社法の一部を改正する法律案

８　女性の健康の包括的支援に関する法律案

９　金融商品取引法の一部を改正する法律案

10　航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案

11　民法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（86件）（継続25件を含む）

●両院を通過したもの（18件）（継続２件を含む）

１　国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

２　公職選挙法の一部を改正する法律案

17　地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

18　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案

20　成年後見制度の利用の促進に関する法律案《修》（衆議院同意）

21　成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案

24　公職選挙法の一部を改正する法律案

26　衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案

29　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案

35　酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

36　発達障害者支援法の一部を改正する法律案

44　平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

45　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案

46　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案

47　特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

49　真珠の振興に関する法律案

（第189回国会提出）

24　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案《修》

40　戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案《修》

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（54件）（継続14件を含む）

3　国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案

4　領域等の警備に関する法律案

5　周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案

6　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案

7　我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律を廃止する法律案

8　国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案

10　格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案

11　中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案

13　国家公務員法等の一部を改正する法律案

14　国家公務員の労働関係に関する法律案

15　公務員庁設置法案

22　保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案

23　政官接触記録の作成等に関する法律案

27　労働基準法の一部を改正する法律案

28　畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案

30　分散型エネルギー利用の促進に関する法律案

31　熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案

32　国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案

33　エネルギー協同組合法案

34　義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

37　民法の一部を改正する法律案

38　性暴力被害者の支援に関する法律案

39　被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

40　災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

41　東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案

42　東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案

43　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案

48　部落差別の解消の推進に関する法律案

50　幼児教育振興法案

51　道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

52　消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案

53　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案
54　行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
55　公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
56　特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案
57　性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案
58　官民連携事業の推進に関する法律案
59　チーム学校運営の推進等に関する法律案
60　政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案
61　公職選挙法の一部を改正する法律案

（第189回国会提出）

1　政党助成法を廃止する法律案
10　放送法の一部を改正する法律案
13　農業者戸別所得補償法案
14　農地・水等共同活動の促進に関する法律案
15　中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案
16　環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案
17　政治資金規正法の一部を改正する法律案
19　国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案
20　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案
30　原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案
31　歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案
32　国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
33　国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
34　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院において審査未了のもの（継続７件）

（第188回国会提出）

1　公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
2　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
3　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
4　租税特別措置法の一部を改正する法律案

（第189回国会提出）

2　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
3　政治資金規正法の一部を改正する法律案
18　政治資金規正法の一部を改正する法律案

●衆議院において否決したもの（３件）

12　介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案
16　児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案
25　衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案

●撤回されたもの（４件）（継続２件を含む）

9　消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案

19　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案

（第189回国会提出）

23　公職選挙法の一部を改正する法律案

41　公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

◎予算（７件）

●両院を通過したもの（７件）

１　平成二十七年度一般会計補正予算（第１号）

２　平成二十七年度特別会計補正予算（特第１号）

３　平成二十八年度一般会計予算

４　平成二十八年度特別会計予算

５　平成二十八年度政府関係機関予算

６　平成二十八年度一般会計補正予算（第１号）

７　平成二十八年度特別会計補正予算（特第１号）

◎条約（11件）（継続３件を含む）

●両院を通過したもの（10件）（継続３件を含む）

１　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

２　投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

３　投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

４　所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

５　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

６　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

７　社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

（第189回国会提出）

13　航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

14　航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

15　刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（１件）

８　環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（３件）

●両院を通過したもの（３件）

1　放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
2　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
3　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（４件）（継続２件を含む）
●両院を通過したもの（継続２件）
（第189回国会提出）
○平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
○平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
●衆議院において閉会中審査するに決したもの（２件）
○平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
○平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

◎決算その他（７件）
●是認すると議決したもの（５件）
○平成二十六年度一般会計歳入歳出決算、平成二十六年度特別会計歳入歳出決算、平成二十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十六年度政府関係機関決算書
○昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算
○平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書
○平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書
（第189回国会提出）
○平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）
●委員会に付託されなかったもの（２件）
○日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
（第187回国会提出）
○日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

◎決議案（４件）
●可決したもの（３件）
1　北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議案
2　北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案
4　我が国の国連加盟六十周年にあたり更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案
●未了のもの（１件）
3　議員丸山和也君の議員辞職勧告に関する決議案

４ 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第１号）

（**衆議院** 28.1.14可決　**参議院** 1.19総務委員会付託 1.20本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

１　地方財政の状況等に鑑み、平成25年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成26年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった1,482億8,369万8,000円を減額する。

２　補正予算により増額された平成27年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成28年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第２号）

（**衆議院** 28.1.14可決　**参議院** 1.19内閣委員会付託 1.20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成27年８月６日付けの職員の給与の改定に関する勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当及び勤勉手当の額の改定を行うとともに、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

１　全ての俸給表について、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げる。

２　初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を引き上げる。

３　勤勉手当の支給割合を年間0.1月分（指定職職員については0.05月分）引き上げる。

二、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

フレックスタイム制について、原則として全ての職員に拡充するとともに、育児又は介護等を行う職員については、日曜日及び土曜日に加えて週休日を設けることができることとする。

三、施行期日等

１　この法律は、公布の日から施行する。ただし、二は平成28年４月１日から施行し、一は平成27年４月１日から適用する。

２　その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第３号）

（**衆議院** 28.1.14可決　**参議院** 1.19内閣委員会付託 1.20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額及び期末手当の改定

１　内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。
２　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。
二、施行期日等
１　この法律は、公布の日から施行する。ただし、一は平成27年４月１日から適用する。
２　その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第４号）

（**衆議院** 28.1.14可決　**参議院** 1.19法務委員会付託 1.20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の給与水準に合わせた給与月額の引上げ）に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

二　施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、平成27年４月１日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第５号）

（**衆議院** 28.1.14可決　**参議院** 1.19法務委員会付託 1.20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　俸給月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の給与水準に合わせた給与月額の引上げ）に伴い、検察官の俸給月額を引き上げる。

二　施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、平成27年４月１日から適用する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第６号）

（**衆議院** 28.1.14可決　**参議院** 1.19外交防衛委員会付託 1.20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び生徒の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。

二、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の160に引き上げる。

三、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される６月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の157.5とする。

四、本法律は、公布の日から施行し、一及び二については平成27年４月１日から適用する。ただし、三については平成28年４月１日から施行する。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第７号）

（**衆議院** 28.3.1可決　**参議院** 3.16財政金融委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源を確保するため、復興債の発行期間を平成32年度まで延長する等の措置を講ずるとともに、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、平成28年度から平成32年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債発行の特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、復興債の発行期間の延長等

１　復興債の発行期間を平成32年度までの５年間延長する。

なお、平成28年度特別会計予算では、東日本大震災復興特別会計における復興債の発行限度額として２兆1,564億円が計上されている。

２　平成34年度までの財政投融資特別会計投資勘定から国債整理基金特別会計への繰入金及び平成34年度までに生じた日本郵政株式会社の株式処分収入を復興債の償還費用の財源に充てる。

二、新たな特例公債の発行期間等

１　平成32年度（2020年度）までの国及び地方公共団体のプライマリーバランス黒字化目標や経済・財政再生計画を踏まえ、平成28年度から平成32年度までの５年間、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額（平成28年度一般会計予算において28兆3,820億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

２　平成32年度までのプライマリーバランスの黒字化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において特例公債の発行額の抑制に努める。

三、施行期日

この法律は、平成28年４月１日から施行する。

【附帯決議】（28.3.31財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　本法律案の成立により、平成28年度から平成32年度までの間、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債の発行が可能となることに鑑み、将来世代に負担を先送りする特例公債の発行に当たっては、財政規律の維持に留意し、野放図な発行を厳に慎み、発行額の抑制に努めることにより、子や孫の世代に対する責任を果たすよう財政運営を行うこと。また、平成33年度以降は、財政法第４条の原則に基づき、適切な措置を講ずること。

一　日本国憲法で予算の単年度主義を定める意義に鑑み、財政規律の維持、特例公債発行額の抑制は、財政民主主義に基づく国会の責務であり、権能であることを踏まえ、再考の府である参議院として、平成28年度から平成32年度までの特例公債の発行に対する抑止力を十分に発揮できるよう、政府は、財政規律維持の観点から必要な説明責任を十分に果たすこと。

一　政府は、国及び地方公共団体のプライマリーバランスを平成32年度までに黒字化する目標の実現に向けて万全を尽くすため、中長期の財政健全化への道筋について、法制化を含め検討すること。

一　大量の国債発行が継続している現状に鑑み、国債価格の長期的な安定化に向けて注視するとともに、財政の健全化と投資家の多様化に向けて一層の努力を行うこと。

右決議する。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第８号）

（**衆議院** 28.3.22可決　**参議院** 3.23経済産業委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第１条の２に規定する廃止期限（平成28年３月31日）の到来に伴い、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等の業務に係る同法の規定を削除する等の措置を講じようとするものである。

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第９号）

（**衆議院** 28.3.17可決　**参議院** 3.18厚生労働委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、少子高齢化が進展する中で高齢者、女性等の就業促進及び雇用継続を図るため、65歳以上の者への雇用保険の適用拡大、雇用保険の就職促進給付の拡充、シルバー人材センターの業務拡大、育児休業及び介護休業の取得要件の緩和、介護休業給付の給付率の引上げ、妊娠・出産・育児期を通じた事業主への雇用管理上の措置の義務付け等を行うとともに、失業等給付に係る保険料率の引下げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、当分の間、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の67に相当する額とする。

二　65歳に達した日以後に新たに雇用される者について雇用保険の適用の対象とする。

三　就業促進手当の額は、厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であって、基本手当の支給残日数が所定給付日数の３分の１以上であるものについては、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に10分の６（支給残日数が所定給付日数の３分の２以上であるものにあっては、10分の７）を乗じて得た数を乗じて得た額とする。

四　雇用保険率は、1,000分の15.5等とする。

五　シルバー人材センター等は、都道府県知事に指定された業種及び職種について有料の職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う場合、高年齢退職者の能力を活用して行う業務に係る就業を取り扱うものとする。

六　事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する妊娠、出産、育児休業等に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

七　労働者は、その事業主に申し出ることにより、93日を限度として、対象家族１人につき３回の介護休業をすることができる。

八　子の看護休暇及び介護休暇は、１日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める１日未満の単位で取得することができる。

九　この法律は、平成29年１月１日から施行する。ただし、四及び五は平成28年４月１日から、一は平成28年８月１日から施行する。

【附帯決議】（28.3.29厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、労働者の生活安定機能を充実させるため、基本手当の給付日数、給付額及び給付率並びに基本手当の給付制限期間の改善を早期に検討すること。また、個別延長給付等の平成28年度末までの暫定措置については、政策目的、実績及び効果を踏まえ、恒久化することも含めて今後の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。さらに、基本手当の受給者及び受給終了者について、再就職できない理由及び生活の実態を調査すること。

二、失業が政府の経済対策及び雇用対策とも関係が深いことに鑑み、政府の責任として、雇用保険法附則第15条の規定に基づき雇用保険の国庫負担に関する暫定措置を早期に廃止し、本則に戻すこと。

三、労働移動支援助成金の支給に当たっては、離職を余儀なくされる労働者本人の同意が自由な意思決定によるものであることの確認を徹底するなど助成金の支給要件を厳格化するとともに、不適切な受給事例が判明した場合には厳正に対処すること。また、助成金の創設の趣旨に基づき、政策効果の検証を行い、助成金の支給方法を改め、再就職実現時のみの支給とすること、大企業を支給対象から外すこと、再就職時の労働条件が離職前と比べ低下する場合には支給対象としないこと等を含め、抜本的な見直しについて具体的に検討すること。

四、労働関係法令違反のある事業主に対して雇用保険を財源とする助成金を支給することは制度の趣旨に反することから、法令違反が判明した場合には不支給とする、又は返還を求めるなど厳正に対処すること。

五、高年齢者の雇用促進に当たっては、65歳までの確実な雇用確保を図るとともに、高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対する助成措置の十分な周知及び利用勧奨を図ること。

六、シルバー人材センター等の取り扱う業務の範囲の拡大については、労働者の保護及び地域の雇用環境の観点から、本法施行後の実態を確実に把握し、必要に応じて取扱業務に係る要件の見直しを検討すること。また、シルバー人材センター等における適正就業確保のためのガイドラインを早期に策定し、周知徹底を図ること。

七、いわゆるマルチジョブホルダーについては、早期に諸外国の状況を含めて実態を調査した上で、雇用保険の適用及び給付の在り方等を検討し、必要な措置を講ずること。また、週所定労働時間が20時間未満の労働者への適用拡大についても検討を行うこと。

八、失業者の求職活動の支援を強化するため、就職促進給付の在り方、マザーズハローワークにおける雇用保険の受給手続を可能とする体制の整備等について幅広く検討すること。

九、有期契約労働者の育児休業及び介護休業の取得要件については、有期契約労働者の権利確保及び待遇改善が必要であることから、労使双方の取得要件の理解不足等により対象となる有期契約労働者の権利行使が妨げられることのないよう、取得要件の趣旨を指針によって分かりやすく周知徹底すること。その際、本法施行後には、短期の有期労働契約を繰り返し更新している場合も含め、有期契約労働者は、期間内に確実に雇止めされることがあらかじめ明確である場合を除き、育児休業等を取得できることを指針に明記すること。また、改正後の有期契約労働者の育児休業等の取得状況等を注視し、取得要件の撤廃を含めた更なる緩和について検討すること。

十、介護休業については、その取得実績が低位にとどまっていることから、職場の実情、要介護者が施設に入所できるまでの期間等の介護を取り巻く実態について詳細に調査すること。加えて、本法施行後の介護休業の取得状況等を勘案して、休業期間の延長及び分割回数の増加を検討するとともに、要介護者が施設に入所できない場合等に特例的な休業期間の延長を請求できる仕組みの創設、介護が一定以上の長期間に及んだ場合に再度の介護休業の取得が可能となる仕組みの創設等の更なる制度拡充を検討すること。

十一、育児のための所定労働時間の短縮措置について、働く親のニーズを踏まえ、対象となる子の年齢を小学校低学年まで引き上げることを検討するとともに、制度を利用した労働者のキャリア形成が阻害されることのないよう、その実態を調査し、育児のための所定労働時間の短縮措置を利用したことを理由とする不利益な取扱いに対する指導を強化すること。

十二、いわゆるマタニティハラスメントが、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の他のハラスメントと複合することが多い実態に鑑み、あらゆるハラスメントに一元的に対応できる体制を整備することを事業主に促すこと。さらに、職場におけるハラスメントを受けた労働者の継続就業が困難にならないよう環境を整備するとともに、労働者が休業を余儀なくされた場合等に当該労働者が希望するときは原職又は原職相当職への復帰ができるよう積極的な支援を行うことを事業主に促すこと。また、マタニティハラスメントを理由として離職した場合に、雇用保

険の特定受給資格者に該当することとするよう当該基準の見直しを早期に行うこと。

十三、仕事と不妊治療との両立が困難であるために離職を余儀なくされるいわゆる「不妊退職」が生じていることから、不妊治療及び不妊退職の現状等について実態調査を行うとともに、働きながら不妊治療を行う労働者の負担を軽減し仕事との両立を支援するための方策や、不妊治療を理由とするハラスメントを職場における妊娠、出産等に関する言動と同様に事業主の防止措置の対象とすることについて検討すること。

十四、子の看護休暇や介護休暇、介護のための所定労働時間の短縮措置等について、本法施行後の利用状況等について調査し、必要な検討を行うこと。また、育児や介護の事情を抱える労働者について、就業を継続することが可能となるよう、更なる対応を検討すること。さらに、本法施行後の育児休業、介護休業等の制度の利用状況、育児及び介護サービスの状況等を踏まえ、本法の検討規定に基づく５年後の見直しを待たず、積極的に制度拡充のための見直しを行うこと。

十五、企業及び事業所において法律に沿った雇用管理が徹底されるよう、職業家庭両立推進者、機会均等推進責任者及び短時間雇用管理者について、制度の趣旨を周知し必要な指導を行うなど選任の促進を図るとともに、その選任の義務化についても検討すること。

十六、雇用保険制度、育児休業制度、介護休業制度等については、労働者の権利保障や利用促進の観点から、労使双方に対して、改正の内容を踏まえて、制度の趣旨、制度の利用のための手続等を一層分かりやすく周知すること。さらに、学校教育段階において、育児休業制度、介護休業制度等の趣旨についての理解を深めるための教育を推進すること。また、くるみん等の認定企業において制度の趣旨にそぐわない行為があった場合には、速やかにその認定を取り消すこと。

右決議する。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

（**衆議院** 28.3.24可決　**参議院** 3.30厚生労働委員会付託 4.6本会議修正議決 ※）

※ 28.4.6、衆議院へ回付。4.8、衆議院同意。

【要旨】

本法律案は、戦傷病者等の妻に対し、特別給付金を継続して支給する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

一　平成23年４月２日以後に戦傷病者等の妻となった者であって、当該戦傷病者等が平成28年４月１日において増加恩給等を受けているものに、特別給付金として額面15万円、５年償還の国債を支給する。

二　平成28年４月２日以後に戦傷病者等の妻となった者であって、当該戦傷病者等が平成33年４月１日において増加恩給等を受けているものに、一と同様の措置を講ずる。

三　現行の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であって、当該戦傷病者等が平成28年４月１日において増加恩給等を受けているものに、当該戦傷病者等の妻である期間に応じ、改めて特別給付金として額面50万円、45万円又は30万円、５年償還の国債を支給する。

四　一又は三の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であって、当該戦傷病者等が平成33年４月１日において増加恩給等を受けているものに、当該戦傷病者等の妻である期間に応じ、改めて特別給付金として額面50万円、45万円、30万円又は15万円、５年償還の国債を支給する。

第二　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

現行の戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であって、当該戦傷病者等が平成18年10月１日から平成25年３月31日までの間に死亡したことにより、平成28年10月１日において戦没者等の妻として公務扶助料等の受給権を有するもの等に、当該戦傷病者等の妻であった期間に応じ、特別給付金として額面200万円、180万円、120万円又は60万円、

10年償還の国債を支給する。
第三　施行期日
この法律は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第二は平成28年10月１日から、第一の二及び四は平成33年４月１日から施行する。
【修正要旨】
一　この法律の施行期日を「平成28年４月１日」から「公布の日」に改める。
二　一に伴う所要の規定の整備を行う。

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）

（**衆議院** 28.3.31可決　**参議院** 4.6内閣委員会付託 4.15本会議可決）
【要旨】
本法律案の主な内容は次のとおりである。
一、サイバーセキュリティ基本法の一部改正
１　情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた情報システムに対する不正な活動に対する国による監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する演習及び訓練について、国の行政機関に加えて、独立行政法人及び指定法人（特殊法人及び認可法人のうちサイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）が指定するものをいう。以下同じ。）をその対象とするとともに、サイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定について、国の行政機関及び独立行政法人に加えて、指定法人をその対象とする。
２　本部の事務のうち、サイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価（監査を含む。）その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関することについて、国の行政機関、独立行政法人に加えて指定法人をその対象とするとともに、サイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価（原因究明のための調査を含む。）に関することについて、国の行政機関に加えて独立行政法人及び指定法人をその対象とする。
３　本部は、その事務のうち、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査に係るもの又は独立行政法人及び指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象の原因究明のための調査に係るものの一部を、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）等に委託することができる。
二、情報処理の促進に関する法律の一部改正
１　機構の業務の範囲の追加等
イ　機構の業務の範囲に、一の３の規定による事務を追加する。
ロ　機構は、情報処理に関する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき事業者等がサイバーセキュリティの確保のために講ずべき措置を公表するものとする。
２　情報処理安全確保支援士制度の創設
イ　情報処理安全確保支援士（以下「支援士」という。）は事業者等によるサイバーセキュリティの確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことその他事業者等のサイバーセキュリティの確保を支援することを業とする。
ロ　情報処理安全確保支援士試験（以下「支援士試験」という。）に合格した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、経済産業省令で定めるものは、支援士となる資格を有する。
ハ　支援士となる資格を有する者が支援士となるには、登録簿に、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。

ニ　支援士は、経済産業省令で定めるところにより、機構の行うサイバーセキュリティに関する講習を受けなければならない。

ホ　経済産業大臣は、機構に、支援士試験の実施に関する事務及び登録の実施に関する事務を行わせることができる。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（28.4.14内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一　内閣サイバーセキュリティセンターは、サイバーセキュリティ対策を実施するために必要な経験と能力を備えた人員、予算、人材育成措置を継続的に確保し、サイバーセキュリティ戦略を着実に実施可能な体制を整備するとともに、業務を委託する法人に対しても、当該業務を着実に実施させるために必要な措置を講ずること。

二　サイバー攻撃の多様化等の環境変化に柔軟に対応したサイバーセキュリティ対策を適切に実施するため、内閣サイバーセキュリティセンターを中心とし、サイバー攻撃事案発生時における被害の抑制や迅速な対処のための支援措置、重要社会基盤事業者等における事案情報の迅速かつ省庁横断的な共有、被害の有効な回避のための措置の準備等、必要となる施策を講ずること。

三　平成22年12月27日の情報セキュリティ対策推進会議・危機管理関係省庁連絡会議合同会議申合せに基づき、初動対処訓練等を通じて即時対応可能な能力を確保するために必要な措置を実施するとともに、今後とも適宜シナリオ非提示型の訓練を実施し、各行政機関の効果的なサイバーセキュリティ体制の構築に役立てること。

四　国の行政機関等の情報システムに対する不正な活動の監視その他の当該情報システムを防御するために必要な措置を講ずるに際しては、各行政機関等における保秘の運用基準、サイバー攻撃事案発生時の関連企業等との約定事項等が異なり得ることを踏まえ、内閣サイバーセキュリティセンターから業務を委託される法人が、必要な範囲を超えて関係機関の所掌事務に関する情報に触れることがないよう留意し、その上で、同センターが不正な活動の痕跡情報や属性の調査も視野に入れた対応を実施できるよう、関係機関と事前協議を重ねるなどして協力関係を密にすること。

五　本法施行から２年を経た後に、内閣サイバーセキュリティセンターが監査業務を委託する法人による独立行政法人及び指定法人に対する業務の在り方を検証し、関係機関に対する監査業務の委託の是非を検討すること。

六　監査業務を委託する法人を選定するに当たっては、国立研究開発法人情報通信研究機構を始めとする各法人の特性と能力を見極め、事態を幅広く想定してきめ細かく精査するように努めること。

七　内閣サイバーセキュリティセンターが独立行政法人情報処理推進機構以外に業務を委託する場合には、その所掌業務、当該業務に係る秘密保持義務等の必要な規定の整備を行うこと。

八　内閣サイバーセキュリティセンターの設置根拠や所掌事務、権限等について、現行制度では業務遂行に重大な支障が生じる状況になった場合には、サイバーセキュリティ基本法とは別の法律に定めること等の法制上の措置の是非を検討し、適切に対応すること。

九　内閣サイバーセキュリティセンターは、我が国の組織に対するサイバー攻撃に関する情報のより迅速かつ効果的な共有の在り方について検討し、適切に対応すること。

十　サイバーセキュリティ戦略を検討するに当たっては、それがインターネット上の自由を阻害し、サイバー空間が分断される要因とならないよう、細心の注意を払うこと。

十一　本法には、平成26年10月23日の本委員会におけるサイバーセキュリティ基本法案に対する附帯決議の諸点のうち三及び七の観点を踏まえ、防護対象となる特定の行政機関や重要社会基盤事業者等について、サイバー攻撃事案の態様によっては我が国の安全と秩序に極めて深刻な影響を与えかねない対象となるかどうかを区別し、防護対象の重要性の段階に応じ、未知の攻撃手法や

想定外の攻撃対象への攻撃にも柔軟に対応できるよう措置することとともに、これらの対象に対する実効ある帯域制御の在り方について所要の検討を進めること。

十二　本法施行後２年以内に、サイバーセキュリティ基本法の施行の状況及び本附帯決議への対処の状況を踏まえ、サイバーセキュリティ基本法を見直す必要性について検討し、その結果に基づいて、必要な措置を講ずること。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

（**衆議院** 28.3.22可決　**参議院** 5.18法務委員会付託 5.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一　裁判官のうち、判事の員数を32人増加し、1,985人に改める。

二　裁判官以外の裁判所の職員の員数を36人減少し、21,918人に改める。

三　この法律は、平成28年４月１日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）

（**衆議院** 28.3.17可決　**参議院** 3.23国土交通委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、踏切道における交通事故の防止及び交通の円滑化を図るとともに、道路管理をより適切なものとするため、引き続き平成28年度以降の５箇年間においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、鉄道事業者及び道路管理者が地方踏切道改良協議会を組織することができることとするほか、道路協力団体制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　踏切道改良促進法の一部改正

１　国土交通大臣は、国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成28年度以降の５箇年間において改良することが必要と認められるものについて、改良の方法を定めずに指定するものとする。

２　指定された踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）は、当該踏切道の改良に関する計画（以下「地方踏切道改良計画」という。）を作成し、国土交通大臣に提出することができることとする。

３　鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差する場合における踏切道については、国土交通大臣が当該踏切道の改良に関する計画（以下「国踏切道改良計画」という。）を作成するものとする。

４　地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画においては、カラー舗装等の当面の対策、駅周辺の駐輪場整備などの踏切周辺対策等を盛り込むことができることとする。

５　地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、地方踏切道改良協議会を組織することができることとする。

二　道路法の一部改正

１　道路管理者は、道路に設置されている看板その他の物件が、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがある場合等であって、物件の占有者等が除去等の命令に従わないとき又は現場にいないときは、これを自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができることとする。

２　道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路を構成する敷地（行政財産であるものに

限る。）の上空等に交通確保施設を所有し、又は所有しようとする者に対し、国有財産法又は地方自治法の規定にかかわらず、当該施設の所有を目的とする区分地上権を設定することができることとする。

３　道路管理者は、道路管理者に協力して道路に関する工事又は道路の維持を行うこと等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができることとする。

４　道路協力団体が３の業務として行う国土交通省令で定める行為の実施に必要な工事等の承認、道路の占用の許可等については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもって、これらの許可等があったものとみなすこととする。

三　施行期日等

１　この法律は、平成28年４月１日から施行することとする。ただし、二の１の改正規定、二の２の改正規定等は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

２　その他所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】（28.3.31国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一　国土交通省が平成19年に緊急対策踏切を1,960箇所公表しているが、現在までに指定されているのは約600箇所であることから、本法に基づく指定を速やかに行うとともに、踏切道の改良が円滑に進むよう、道路管理者と鉄道事業者の協議を促すなど一層の措置を講ずること。

二　道路管理者と鉄道事業者が地方踏切道改良協議会を組織する場合においては、地域の関係者の意見が適切に反映され、円満に合意形成が図られるよう、必要な助言・支援を行うこと。また、国踏切道改良計画の作成に当たっては、地域の関係者の意見が適切に反映されるよう努めること。

三　立体交差事業の推進が根本的な解決策ではあるものの、完成までに長期間を要することから、早期に踏切事故を防止するために、道路管理者と鉄道事業者が協力し、完成までの当面の対策として、各踏切道の状況を踏まえつつ、地域住民の目線で、踏切道の拡幅やカラー舗装等による歩車道の分離、軌道の平滑化、迂回路対策等の種々の安全対策を総動員できるよう指導すること。

四　高齢者の踏切事故が多い現状に鑑み、認知症の人を含む高齢者等の様々な特性に十分配慮した対策を検討し、踏切事故の防止に努めること。

五　鉄道事業者による踏切保安設備の整備の一層の促進を図るため、適切な支援措置を講ずること。

六　跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。

右決議する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）

（**衆議院** 28.4.21可決　**参議院** 4.25国土交通委員会付託 5.2本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化を踏まえ、流通業務総合効率化事業について２以上の者が連携して行うものに限ることとするとともに、総合効率化計画が主務大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関し、海上運送法等の特例を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　法律の目的に、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることへの対応を図るものである旨を追加することとする。

二　輸送、保管、荷さばき、流通加工等の流通業務を総合的、効率的に行う事業である流通業務総合効率化事業について、一定の規模及び機能を有する特定流通業務施設を中核とすることを求めないこととした上で、２以上の者が連携して行うものに限るとともに、流通業務の省力化を伴う

ものであることとする要件の変更を行うこととする。
三　特定流通業務施設について、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システムを有するものに限定しないこととする等の要件の変更を行うこととする。
四　流通業務総合効率化事業の実施に関し主務大臣が定める基本方針に規定する事項として、流通業務の総合化及び効率化の目標に関する事項を追加することとする。
五　主務大臣の認定を受けた総合効率化計画に記載された流通業務総合効率化事業について、海上運送法、鉄道事業法等に基づく許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたものとみなす等の関係法律の特例を追加することとする。
六　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
七　その他所要の改正を行うこととする。

地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

（**衆議院** 28.3.24可決　**参議院** 3.30地方・消費者問題に関する特別委員会付託 4.8本会議修正議決 ※）
※ 28.4.8、衆議院へ回付。4.14、衆議院同意。
【要旨】
本法律案の主な内容は次のとおりである。
一、地域再生計画の記載事項の追加
地域再生計画に記載することができる事項について、次に掲げるものを追加する。
１　都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関するもの
（一）　就業の機会の創出等に資する事業（（二）に掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの
ア　結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
イ　移住及び定住の促進に資する事業
ウ　地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
エ　観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
オ　アからエまでに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業
（二）　地域における就業の機会の創出等のための基盤となる施設の整備に関する事業であって次に掲げるもの
ア　道路、農道又は林道であって政令で定めるものの２以上を総合的に整備する事業
イ　下水道、集落排水施設又は浄化槽であって政令で定めるものの２以上を総合的に整備する事業
ウ　港湾施設及び漁港施設であって政令で定めるものを総合的に整備する事業
２　地方版総合戦略に定められた事業であって１の（一）又は（二）に掲げるもののうち、地方公共団体が法人からの寄附を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの（以下「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関するもの
３　生涯活躍のまち形成地域（人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。）において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した

生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業（以下「生涯活躍のまち形成事業」という。）に関するもの

二、まち・ひと・しごと創生交付金の交付

一の１の事項が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、一の１の事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、まち・ひと・しごと創生交付金を交付することができる。

三、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例

一の２の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合において、法人が、認定地方公共団体に対し、当該認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

四、生涯活躍のまち形成事業計画の作成等

１　一の３の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合において、認定を受けた市町村は、地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業の実施に関する計画（以下「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）を作成することができる。当該計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域及び中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項等を記載するものとする。

２　生涯活躍のまち形成地域において行われる介護サービス等を行う事業の実施主体等に関する事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載し、都道府県知事等の同意を得た場合等においては、当該介護サービス等を行う事業に係る指定があったこととみなす等の措置を講ずる。

五、施行期日等

１　この法律は、平成28年４月１日から施行する。

２　政府は、この法律の施行後５年以内に、この法律による改正後の地域再生法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【修正要旨】

この法律の施行期日を「平成28年４月１日」から「公布の日」に改める。

【附帯決議】（28.4.6地方・消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、まち・ひと・しごと創生交付金の交付対象事業を決定するに当たっては、地方の自主性を阻害することがないよう十分留意すること。また、今後、地方の自主性が発揮される予算を十分に確保すること。

二、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業において、寄附を受ける地方公共団体と寄附を行う企業の癒着につながらないよう内閣府令で実効性を担保するなど、その制度設計に当たっては十分留意すること。

三、生涯活躍のまち形成事業の推進に当たっては、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策との連携を図ること。また、日本版ＣＣＲＣ構想有識者会議による「生涯活躍のまち」構想の趣旨を踏まえたものとなるよう十分に配慮すること。

四、人材の養成や産業振興の促進など大学が地域に果たす役割の重要性に鑑み、地方大学と連携した地方創生の取組を一層推進すること。

右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）

（**衆議院** 28.3.1可決　**参議院** 3.9財政金融委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、経済の好循環の確立、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生、地方創生の推進、国際課税の枠組みの再構築、震災からの復興支援等の観点から、国税に関し、所要の施策を一体として講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、経済の好循環の確立

１　法人税率について、現行の23.9％から平成28年度は23.4％へ、平成30年度は23.2％へ引き下げる。

２　欠損金の繰越控除制度について、法人税改革の加速に伴う企業経営への影響を平準化するため、大法人に係る控除限度（現行は所得の65％）を、平成28年度は所得の60％、平成29年度は所得の55％とする見直し等を行う。

二、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮等

１　平成29年４月１日から消費税の軽減税率制度を導入する。

①　軽減税率対象品目は、「酒類及び外食を除く飲食料品」及び「週２回以上発行される新聞の定期購読料」とする。

②　軽減税率対象品目の税率は８％（うち国分は6.24％）、標準税率は10％（うち国分は7.8％）とする。

２　平成33年４月１日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入する。

３　インボイス制度導入までの経過措置として、平成29年４月１日から４年間は事業者の準備等の執行可能性に配慮し、簡素な方法（区分記載請求書等保存方式及び税額計算の特例）を導入する。

４　軽減税率制度の導入に当たっては、安定的な恒久財源を確保するとともに、同制度の円滑な導入・運用等のため、必要な措置等を講ずる旨を規定する。

三、少子化対策・教育再生

１　世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、３世代同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合又は自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度を創設する。

２　公益活動を促進する観点から、一定の公益性が担保され、個人寄附に係る税額控除が認められている法人について、税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和する見直し等を行う。

四、地方創生の推進

１　地方公共団体が行う地方創生事業を国が認定する枠組みの下で、認定事業に対する企業の寄附金額の一部を税額控除する制度（企業版ふるさと納税）を創設する。

２　外国人旅行者による旅行消費の経済効果を地方に波及させる観点から、免税販売の対象となる一般物品の購入下限額の引下げなど、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充等を行う。

五、国際課税の枠組みの再構築

ＢＥＰＳプロジェクトの勧告を踏まえ、多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して適正な課税を実現するため、多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するための制度の創設等を行う。

六、震災からの復興支援

復興整備事業の実施区域内の地権者が、被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合において、土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする特例の創設等を行う。

七、その他

１　国税の納付手段の多様化を図る観点から、インターネット上でのクレジットカードによる国税の納付を可能とする制度を創設する。

２　適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

八、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成28年４月１日から施行する。
なお、本法律施行に伴う平成28年度の租税減収見込額は、約880億円である。
【附帯決議】（28.3.29財政金融委員会議決）
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
一　税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。
一　法人税に関する議論を活発化させる観点から、今回の法人税改革も踏まえた実質的な法人税負担率の状況を明らかにするなど、大企業の納税実態の透明性の向上に努めること。
一　車体課税については、車が地方での生活に欠かせないものとなっていることやユーザー負担の状況も踏まえ、税制抜本改革法第７条の趣旨等に沿って、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを推進すること。
一　本邦企業の活発なＭ＆Ａや企業再編などの事業活動に対して税制の一層の透明性を確保するため、米国型プライベートレタールーリング（事前照会制度）なども参考としつつ、実務に即した事前相談の充実に努めること。
一　海外における日系企業の移転価格税制等の税制上のトラブルに対処するため、大使館等における支援体制の充実を図るとともに、相互協議の円滑な処理に資するよう、体制強化を行うこと。
一　高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化に加え、税制改正による税制の複雑化、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。
右決議する。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第17号）

（**衆議院** 28.4.21修正議決　**参議院** 4.27経済産業委員会付託 5.11本会議可決）
【要旨】
本法律案は、原子力発電における使用済燃料の再処理等を着実かつ効率的に実施していくため、使用済燃料の再処理等を行う認可法人制度を創設するとともに、認可法人が事業を実施するために必要な資金を、使用済燃料の処分の方法として再処理を選択した実用発電用原子炉設置者（特定実用発電用原子炉設置者）が発電時に認可法人に拠出金として納付する制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
なお、衆議院において、この法律の施行後、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときに行う、規定についての検討等の開始時期について、施行後３年を経過した場合に改めることを内容とする修正が行われた。
一、題名等
１　法律の題名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」とする。
２　法律の目的を、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、使用済燃料の再処理等の着実な実施のために必要な措置を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することに改める。
３　この法律における「再処理等」の定義に、再処理に伴い分離された核燃料物質の加工、加工施設の解体等を追加する。
４　特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の責任を負う。

二、拠出金の納付及び再処理等の実施

1　特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等業務に必要な費用に充てるため、各年度、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に対し、拠出金を納付しなければならない。

2　拠出金の額は、拠出金単価（使用済燃料の単位数量当たりの再処理等業務に必要な金額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額）に特定実用発電用原子炉設置者の特定実用発電用原子炉の前年度の運転に伴って生じた使用済燃料の量を乗じて得た額とし、機構は、拠出金単価を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3　機構は、特定実用発電用原子炉設置者が拠出金を納付したときは、当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を行わなければならない。

三、使用済燃料再処理機構

1　機構は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とする。

2　機構を設立するには、７人以上が発起人となることを必要とし、発起人は、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

3　機構に、委員８人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織する運営委員会を置く。使用済燃料再処理等実施中期計画の作成又は変更等の事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

4　機構は、使用済燃料の再処理等を行うこと、拠出金を収納すること等の業務を行い、経済産業大臣の認可を受けて、使用済燃料の再処理等を行う業務の一部を委託することができる。また、機構は、業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行うよう努めなければならない。

5　機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、使用済燃料の再処理等の実施時期その他の経済産業省令で定める事項について使用済燃料再処理等実施中期計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

四、施行期日等

1　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　拠出金に関する経過措置、使用済燃料再処理等積立金等に関する経過措置等を設ける。

3　政府は、この法律の施行後３年（衆議院修正）を経過した場合において、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（28.5.10経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　核燃料サイクル政策は、今後の原子力発電所の稼働量、再処理施設の稼働時期、技術革新、国際情勢等と密接に関係しており、事業期間も長期にわたるため、将来の状況の変化に適切に対応できるよう柔軟性を確保すること。そのため、将来において状況が変化し、政策の見直しが必要となるような場合には、国として責任を持って、本法についても見直しを検討し、必要な措置を講ずること。

　また、本法附則第16条の規定に基づく見直しに当たっては、政府答弁や附帯決議を踏まえて行うこと。

二　核燃料サイクル政策の将来における幅広い選択肢を確保する観点、さらに、既に発生している研究炉の使用済燃料や福島第一原子力発電所の使用済燃料対策の観点から、使用済燃料の直接処分や暫定保管を可能とするための技術開発や必要な措置など、多様なオプションの検討を進めること。

三　プルトニウムの需給バランスに関して、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持するとともに、原子力事業者に対して、この原則を認識した上で再処理を実施するよう指導すること。

使用済燃料再処理機構が策定する再処理等事業の実施中期計画を認可する際には、この原則に反する実施中期計画は認可しないものとするとともに、原子力の平和利用やプルトニウムの需給バランス確保の観点から、原子力委員会の意見を聴き、その意見を十分に斟酌して認可の適否を判断すること。

なお、本法の対象とならない海外に保管中のプルトニウムについて、原子力事業者が発生者責任を果たせない場合においても、所要の措置を講ずること。

四　再処理等事業が及ぼす影響は、地域振興から国際安全保障に至るまで幅広いため、その推進に際しては、事業を総合的・大局的な観点から評価する仕組みを構築すること。

五　使用済燃料の貯蔵能力の強化や高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定を巡る課題の解決に向け、国の責任と役割をより一層明確にしながら的確に対応すること。

また、使用済燃料の安全な貯蔵は、短期的のみならず、中長期的にも必要なものであり、国の積極的かつ責任ある関与の下、乾式貯蔵施設等による中間貯蔵能力の拡大を進めるものとすること。

六　安全確保を大前提に、再処理等事業を適切かつ効率的に進めていくためには、これまで蓄積されてきた再処理等に係る人材・技術等を散逸させることなく最大限に活用することが不可欠であることを踏まえ、再処理等の現業を担う再処理事業者に対する認可法人による管理・監督等に当たっては、適切な安全管理はもとより、民間企業の自主性に配慮し活力発揮を損なうことのないよう留意すること。

七　使用済燃料の再処理等を進めるに当たっては、青森県、六ヶ所村など立地自治体等関係者の理解と協力が不可欠であることに鑑み、今後とも再処理等事業が、再処理事業者等の主体性を尊重しつつ、これら立地自治体等関係者との信頼関係の下で、円滑かつ連携して進められるよう留意すること。

八　電力システム改革以降の競争の進展や原発依存度の低減など新たな環境下においても、原子力事業者が、必要な人材・技術を維持しながら、今後国内において増加する廃炉の安全かつ確実な実施や新規制基準への対応、使用済燃料の処理、地球温暖化対策及び電力安定供給への貢献等の課題への適切な対処が可能となるよう、事業環境の整備について、更に検討を行い、必要な措置を講ずること。

特に、原子力損害賠償制度について、これまでの附帯決議等を踏まえ、国と事業者の責任分担や発災事業者とその他の原子力事業者との間の負担の在り方等を含め、速やかに検討を行い必要な措置を講ずること。

九　使用済燃料の再処理等に要する費用については、再処理等の適正な実施が図られるよう検討し、その積算に係る具体的な考え方と根拠を明らかにするとともに、適時その検証を行うこと。

なお、原子力事業者における事業環境の変化等の個別事情も十分踏まえて、納付方法の変更等に可能な限り柔軟に対応すること。

また、認可法人の事業計画書や業務方法書の記載については、使用済燃料の再処理等の実施及び拠出金の収納等の業務に関する事項のほか、財務に関する事項、安全対策に関する事項及び立地自治体との協力に関する事項を含めること。

右決議する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）

（**衆議院** 28.5.24可決　**参議院** 5.25国土交通委員会付託 6.1本会議可決）

【要旨】

本法律案は、都市の国際競争力及び防災機能を強化するとともに地域の実情に応じた市街地の整

備を推進し、都市の再生を図るため、国際競争力の強化に資する都市開発事業の促進を図るための金融支援制度の拡充、非常用の電気又は熱の供給施設に関する協定制度の創設、特定用途誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　都市再生特別措置法の一部改正

1　民間都市再生事業計画の認定を申請する期限を平成34年３月31日まで延長することとする。

2　民間都市開発推進機構は、認定を受けた民間都市再生事業計画に係る都市再生事業について、当該事業の施行に要する費用の一部を負担して当該事業に参加する場合の当該費用負担の限度額に、国際会議場施設等の整備費を加算することができることとする。

3　土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された事項に係る非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する協定を、市町村長の認可を受けて締結することができることとする。

4　市町村又は都市再生推進法人等は、低未利用土地であって、その有効かつ適切な利用の促進を図るために居住者等利用施設（緑地、広場、集会場その他の居住者等の利用に供する施設）の整備及び管理が必要となると認められる区域の土地の所有者等と低未利用土地利用促進協定を締結して、当該低未利用土地において居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができることとする。

5　市町村は、都市公園における自転車駐車場、観光案内所その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等の設置に関する事項について、あらかじめ、公園管理者に協議し、その同意を得て、都市再生整備計画に記載することができることとし、同計画が公表された日から２年以内に同計画に基づく都市公園の占用について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、その占用の許可をするものとする。

6　特定用途誘導地区に関する都市計画に、当該地区における土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため必要な場合にあっては、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度を定めるものとする。

二　都市再開発法の一部改正

1　第一種市街地再開発事業の事業計画においては、同事業によって造成される施設建築敷地以外の建築物の敷地となるべき土地の区域を個別利用区（一定の有用な既存建築物を存置又は移転することができる区域）として定めることができることとする。

2　第一種市街地再開発事業の施行区域に、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められた特定用途誘導地区の区域を追加することとする。

3　住宅団地等の建替えを進めるため、宅地又は借地権が数人の共有に属するときは、その数人を１人の組合員とみなすことについて、当該宅地の共有者のみが組合の組合員となっている場合は、この限りでないこととする。

三　施行期日等

1　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

2　関係法律について所要の改正等を行うこととする。

港湾法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

（**衆議院** 28.4.21可決　**参議院** 5.9国土交通委員会付託 5.13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国において外航旅客船の寄港回数が増加している状況を踏まえ、一定の旅客施設等を特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として追加するとともに、港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るため、当該港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度を創設する等の措置を講じようとするもの

であり、その主な内容は次のとおりである。

一　民間事業者による特定用途港湾施設の建設等に係る資金の無利子貸付制度の対象施設として、一定の旅客施設等を追加することとする。

二　港湾施設に、案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための港湾情報提供施設を追加するとともに、港湾管理者は、港湾管理者に協力して港湾情報提供施設その他の港湾施設の整備又は管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、港湾協力団体として指定することができることとする。

三　港湾管理者は、長期にわたり使用される施設等の設置のため、港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、占用者の公平な選定及び再生可能エネルギー源の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる公募対象施設等について、公募占用指針を定めることができることとする。

四　三の占用をしようとする者は、公募占用計画を作成し港湾管理者に提出することができることとするとともに、港湾管理者は、公募占用指針等に従い占用予定者を選定してその公募占用計画を認定するものとし、当該計画に基づく許可の申請があった場合には、占用等の許可を与えなければならないこととする。

五　港湾管理者は、港湾の利用に関する情報の効率的かつ効果的な提供を図るため、港湾管理者以外の者が所有する港湾情報提供施設を自ら管理する必要があると認めるときは、特定港湾情報提供施設協定を締結して、当該港湾情報提供施設の管理を行うことができることとする。

六　その他所要の規定の整備を行うこととする。

七　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（閣法第20号）

（**衆議院** 28.3.22修正議決　**参議院** 3.23内閣委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、仕事・子育て両立支援事業

１　政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

２　全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

二、基本指針

内閣総理大臣が策定する子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針について、その記載事項に仕事・子育て両立支援事業を追加する。

三、拠出金

１　一般事業主から徴収する拠出金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。

２　拠出金の率の上限を1,000分の2.5以内に引き上げる。

四、施行期日等

１　この法律は、平成28年４月１日から施行する。

２　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）について所要の改正を行う。

なお、本法律案は、衆議院において、政府は、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに教育・保育その

他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとすること等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(28.3.31内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　保育の質の確保を図ることは国・自治体の責務であることから、事業所内保育事業についても、指導・監査等における自治体の関与について検討を行い、所要の措置を講じること。

二　仕事と子育ての両立支援の観点から、待機児童だけではなく、待機児童以外の潜在的ニーズも踏まえて実態把握を行うこと。

三　企業主導型保育事業の対象となる事業所内保育所の中小・零細企業による共同設置に当たっては、利用希望者等へその制度の十分な周知を図るよう必要な措置を講じること。

四　既設の事業所内保育所の運営について、施行後適切な時期に検証を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

五　病児保育及び障害児保育を推進するとともに、その保育を担う保育士や看護師等の処遇については、その専門性及び責任に見合ったものとすること。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第21号）

（**衆議院** 28.3.1可決　**参議院** 3.11総務委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方法人課税

1　経済の好循環の確立に向けた法人税改革の一環として、法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行う。

2　地方創生の推進に向け、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止等を行う。

二、車体課税

自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割の導入等を行う。

三、固定資産税及び都市計画税

一定の遊休農地等の保有に係る課税の強化及び軽減等を行う。

四、その他

1　個人住民税の徴収引継特例の対象拡大等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2　この法律は、一部を除き、平成28年４月１日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

（**衆議院** 28.3.1可決　**参議院** 3.11総務委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1　平成28年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第６条第２項の額に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額、法定加算額及び臨時財政対策のための特例加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額16兆7,003億円とする。

2　平成29年度から平成43年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別

会計への繰入れに関する特例を改正するとともに、平成27年度に引き続き財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金について、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例を設ける。

３　平成28年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。

４　平成28年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、平成28年度において新たに3,478億円を確保することとし、総額4,802億円とする。

５　普通交付税と特別交付税の割合を維持するための本則の改正及び震災復興特別交付税の返還等に係る規定の整備を行う。

二、地方財政法の一部改正

地方債の協議不要対象団体の要件の緩和等及び退職手当の財源に充てるための地方債の特例の期限の延長を行う。

三、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正

将来負担比率に算入する項目を追加する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、平成28年４月１日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）

（**衆議院** 28.3.15可決　**参議院** 3.16外交防衛委員会付託 3.23本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、在ニウエ日本国大使館及び在ベンガルール日本国総領事館を新設するとともに、同大使館及び同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

二、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

三、外務公務員の子女教育手当の支給額を改定する。

四、この法律は、平成28年４月１日から施行する。ただし、在ベンガルール日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）

（**衆議院** 28.3.17可決　**参議院** 3.23財政金融委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うとともに、税関における水際取締りの強化、貿易円滑化のための税関手続の改善等を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、暫定税率の適用期限の延長等

平成28年３月31日に適用期限が到来する暫定税率（431品目）並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を１年延長する。

二、個別品目の関税率の見直し

学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の減税措置の対象に、学校教育法に定める義務教育学校を追加するとともに、バイオＥＴＢＥ（ガソリン添加剤）製造用バイオエタノールについて暫定税率を設定し無税とする。

三、税関における水際取締りの強化

不正競争防止法に規定する営業秘密侵害品を関税法上の輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物に追加する。

四、輸出入申告官署の自由化等

輸出入しようとする貨物が置かれている場所を所轄する税関官署に対して輸出入申告を行う原

則は維持しつつ、ＡＥＯ（認定事業者）のうち輸出入者及び通関業者等については、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことを可能とする。これに伴い、通関業者の業務を各税関の管轄区域内に制限する規定を廃止する。また、昨今の通関手続を取り巻く環境変化等に対応するため、通関業制度の見直しを行う。

五、納税環境の整備等

納税環境整備に係る内国税の規定を踏まえ、郵便又は信書便により納税申告書等が提出された場合の発信主義の適用に係る規定、延滞税の免除及び計算日数の見直しに係る規定、加算税制度の見直しに係る規定を整備するほか、行政不服審査法の改正を踏まえ、関税等不服審査会への諮問事項を追加する。

六、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成28年４月１日から施行する。

【附帯決議】（28.3.29財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

一　日本企業から大型の技術流出事案が相次ぐ中、営業秘密を保護し我が国産業の国際競争力を強化する観点から、経済産業省等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。

一　最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安心・安全を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

（**衆議院** 28.4.21可決　**参議院** 4.25財政金融委員会付託 5.11本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国の企業の海外展開をより有効に支援するため、株式会社国際協力銀行（ＪＢＩＣ）について、海外における社会資本の整備に関する事業に係る業務の方法に関する規制の合理化を行うとともに、銀行等からの外国通貨による長期借入れを可能とする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、ＪＢＩＣによる更なるリスク・テイク

１　ＪＢＩＣの業務に、期待収益が充分であるがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行う特別業務を追加し、一般業務とは区分して経理する。

２　特別業務については、必要な財務基盤を確保の上、収支相償原則（業務における収入がその支出を償うに足りる）を維持しつつ、個別案件ごとの償還確実性要件（貸付け等に係る資金の償還等が確実であると認められる）を免除する。

二、ＪＢＩＣによる現地通貨建て融資の拡大

ＪＢＩＣによる現地通貨調達方法として、銀行等からの長期借入れを解禁することにより、途上国のインフラ事業で需要が大きい現地通貨建て融資を拡大する。

三、ＪＢＩＣによる支援手法の多様化

ＪＢＩＣによる支援手法として、海外インフラ事業に係る銀行向けツー・ステップ・ローンや社債等の取得を可能とするとともに、日系現地法人等の海外における製品の販売支援、国産設備の海外向けのリース事業支援、いわゆるイスラム金融による支援を可能とする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、一については、平成29年３月31日までの間において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(28.5.10財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　平成28年熊本地震により影響を受けた被災地の復旧・復興、被災者や企業の生活・事業の再建に向けて、国際協力銀行及び日本政策金融公庫を始めとする政策金融機関は、あらゆるツールを駆使し、万全の金融支援を行うこと。

一　政府は、引き続き、国際協力銀行の業務運営におけるガバナンスが強化され、業務の機動性及び専門性が十全に発揮されるよう配慮すること。また、リスクマネー供給の積極化と国際金融における国家間の競争力の激化に鑑み、国際協力銀行において、国際金融に関して高度な能力を有する人材の育成及び専門性を有する外部人材の確保が円滑に図られるように努めるとともに、「天下り」の批判を受けることのないよう、適材適所を徹底すること。

一　海外におけるインフラ整備に係る膨大かつ高リスクの資金ニーズに適切かつ競争力ある対応をするために、政府は、国際協力銀行に新たに設立される特別業務に係る勘定及び一般業務に係る勘定において十分な資本を機動的に確保するため、必要な財政上の措置を講ずること。

一　政府は、我が国企業の海外ビジネス展開を積極的に支援するため、必要な場合には外国為替資金特別会計の外貨資金を一層効果的に活用することを検討し、かつ、ツー・ステップ・ローンによる国際協力銀行から邦銀への外貨資金の提供等を引き続き推進するとともに、現下の金融環境を踏まえ財政投融資の的確かつ機動的な運用を検討すること。

右決議する。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

（**衆議院** 28.4.21可決　**参議院** 4.21厚生労働委員会付託 5.2本会議可決）

【要旨】

本法律案は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給要件に該当する児童であって母が監護するもの等が２人以上である場合における加算額の増額等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　児童扶養手当の支給要件に該当する児童であって母が監護するもの等が２人以上である場合における加算額について、第２子に係る加算額を月額5,000円から10,000円に、第３子以降の児童に係る加算額を月額3,000円から6,000円に増額する。

二　加算額について、基本額と同様に全国消費者物価指数の変動に応じて改定する物価スライド制を設ける。

三　この法律は、平成28年８月１日から施行する。

【附帯決議】(28.4.28厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、ひとり親家庭に対しては、生活の安定を最大限に確保し、かつ、子育てと両立できる質の高いかつ安定した就業が確保されるよう、自立に向けた就業支援、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実するとともに、支援を必要とするひとり親家庭に行政の支援が確実につながるよう、適切な措置を講ずること。また、ひとり親家庭が社会的孤立に陥らないよう、地方公共団体の取組のみならず民間団体の協力を得て社会的孤立の発生予防及び克服に努めるとともに、民間団体に対する支援等の必要な施策を講ずること。

二、児童扶養手当の加算額を含む支給額については、ひとり親家庭の所得状況及び生活実態、今後の社会経済状況の変化等を踏まえつつ、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するという制度の目的及び趣旨が実現されるよう、引き続き、その在り方について検討し、検討結果に基

づき適切な措置を講ずること。

三、児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

四、児童扶養手当の不正受給防止対策の実施に当たっては、子育てと生計を１人で担い、生活上の様々な困難を抱えているひとり親家庭の実情に鑑み、手当の受給に伴う確認等の手続が過度な負担とならないよう十分配慮すること。あわせて、手当受給期間が５年を超える場合等に実施される一部支給停止に関し、本来手当の全額を受給できる者が支給を停止されることのないよう、適用除外となる事由、必要となる届出及び添付書類等について、受給者に対して丁寧な説明を行うこと。また、手当の受給要件を満たす家庭の受給漏れがないよう、地方公共団体によるワンストップサービス及びアウトリーチの強化等の必要な対策を講ずること。

五、ひとり親家庭の子どもの大学等への進学率が著しく低い実態を踏まえ、進学を希望する子どもが経済的理由で将来への可能性を断たれることのないよう、児童扶養手当等により生活の安定を図りつつ、子どもの学習支援、給付型奨学金の創設や授業料減免措置の充実等による教育費の負担軽減策を講ずるなど、ひとり親家庭の子どもの大学等への進学機会を確保するための総合的な取組を推進するよう努めること。

六、ひとり親家庭は婚姻歴の有無にかかわらず経済的に厳しい状況にあることから一部の地方公共団体が取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること。

七、養育費に関する制度の周知に取り組むとともに、ひとり親家庭の養育費確保に向けた支援策を更に充実すること。あわせて、養育費の取決めを行うことが児童扶養手当の支給に当たっての要件ではないことについて、地方公共団体及び当事者に周知徹底すること。また、親権者ではない親も養育の義務を負うことについて当事者に対し自覚を促すとともに、子どもと同居していない親に対する就労支援等、養育費が安定して支払われるための取組についても検討すること。

八、面会交流は子の健やかな育ちのために重要であり、養育費を支払う意欲にもつながるものであることに鑑み、ＤＶ被害者や子どもの意思等に配慮しつつ、面会交流支援事業の拡充及び制度の周知等の面会交流の円滑な実施のための施策を講ずること。

九、ひとり親家庭の子どもを始めとした子どもの貧困率が上昇傾向にあることに鑑み、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、子どもの貧困を根絶するために必要な施策について総合的な検討を加えること。

右決議する。

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第27号）

（**衆議院** 28.4.26可決　**参議院** 5.9厚生労働委員会付託 5.13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金の請求期限を延長するとともに、Ｂ型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんにり患し、又は死亡した特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者のうち、当該肝硬変若しくは当該肝がんを発症した時又は当該死亡した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者の当該給付金の額を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限を５年間延長し、平成34年１月12日までとする。

二　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金の額について、次に掲げる特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者の区分に応じた特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金の額を新設する。

１　Ｂ型肝炎ウイルスに起因して、重度の肝硬変若しくは肝がんにり患し、又は死亡した者のう

ち、当該肝硬変若しくは当該肝がんを発症した時又は当該死亡した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者　900万円

２　Ｂ型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変にり患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であって、現に当該肝硬変にり患しているもの又は現に当該肝硬変にり患していないが、当該肝硬変の治療を受けたことのあるもの　600万円

３　Ｂ型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変にり患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であって、２に掲げる者以外のもの　300万円

三　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（28.5.12厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金を請求することができるにもかかわらず、手続を承知していないこと又は感染を自覚していないことにより同給付金を請求していない者が生じないよう、手続の一層の周知を図るとともに、集団予防接種等の際の注射器の連続使用を含む様々な感染可能性を明示した上での肝炎ウイルス検査の一層の勧奨を進めること。また、肝炎ウイルス検査の受診率を向上させるため、現行の諸施策の効果について検討した上で、定期健康診断等のメニューへの追加や、当該検査費用助成の拡充について検討すること。

二、感染被害者を含む肝炎患者等が、不当な偏見又は差別を受けることなく安心して暮らせるよう、集団予防接種等によるＢ型肝炎ウイルス感染被害者が相当数に及んでいることを含む情報の提供、ウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及など、国民に対する広報・啓発により一層努めること。

三、ウイルス性肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成について検討を進めること。また、Ｂ型肝炎ウイルスを排除する治療薬の研究開発を加速化すること。

右決議する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）

（**衆議院** 28.5.12可決　**参議院** 5.18経済産業委員会付託 5.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近の再生可能エネルギー電気を取り巻く環境の変化を踏まえ、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進を図るとともに、再生可能エネルギー発電事業の適正な実施を確保するため、再生可能エネルギー発電事業についてその事業計画を認定する制度の創設、再生可能エネルギー電気の調達価格等の決定方法の見直し、再生可能エネルギー電気の調達義務対象者の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正

１　再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の作成した再生可能エネルギー発電事業計画について、経済産業大臣が、その実施可能性や内容等を確認し、適切な事業実施が見込まれる場合に認定を行う制度を創設する。

２　調達価格等について、当該年度の翌年度以降に定めるべき調達価格等を当該年度に併せて定めることができるよう決定方法を見直す。

３　再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき価格の目標を定め、調達価格の決定においては価格目標等を勘案して定めるものとする。

４　入札による調達価格の決定が電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効と認められるときは、入札を実施して調達価格を決定することができる仕組みを導入する。

５　再生可能エネルギー電気について特定契約の申込みに応ずる義務の対象を、小売電気事業者等から一般送配電事業者等に変更する。

６　一般送配電事業者等に対し、買取りを行った再生可能エネルギー電気を卸電力取引市場において売買すること等を義務付けるとともに、卸電力取引市場を介さずに供給する場合の供給条件を定めた約款について、経済産業大臣への届出を義務付ける等の措置を講ずる。

７　指定入札機関の指定、入札業務規程の認可、指定入札機関の区分経理等に関し所要の規定を設ける。

８　電気を大量に消費する事業所における賦課金の減免制度について、減免の要件及びその額の見直しを行う。

二、電気事業法等の一部改正

調達義務対象者の変更に伴い、一般送配電事業者の情報の目的外利用等について所要の改正を行う。

三、附則

１　この法律は、一部の規定を除き、平成29年４月１日から施行する。なお、賦課金減免制度の見直しに関する規定は、平成28年10月１日から施行する。

２　現行制度の下で既に発電を開始している案件や系統への接続について一般送配電事業者等の同意を得ている案件は、施行日において新認定を受けたものとみなし、同意を得ていない案件は、旧法に基づく認定から施行日までに十分な期間を確保できない場合等を除き、当該認定は、施行日において失効することとする。

【附帯決議】（28.5.24経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　再生可能エネルギーについては、持続的かつ最大限の導入を進めていくとともに、消費者の電気料金の抑制に向けて更なる検討を進めること。また、中長期的には固定価格買取制度に依存しない自立的な導入を目指すため、再生可能エネルギー発電設備の高効率化・低コスト化や、新たな再生可能エネルギー源利用に向けた技術開発・実用化支援、更には規制改革等の環境整備に総合的に取り組むこと。なお、今後のエネルギーミックス及び温室効果ガス削減目標の見直しに当たっては、これらの取組の成果を的確に反映すること。

二　入札を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定する際には、経済産業大臣は、判断基準を明確にし、調達価格等算定委員会の審議経過を明らかにすること。また、入札は、当面、大規模太陽光発電に限定し、その効果の検証を行い、結果を公表すること。なお、地域主体の事業者など幅広い事業者が参入可能となるよう事業者の事情にも十分配慮した運用を行うこと。

三　電力多消費産業への賦課金減免制度については、我が国の国際競争力の強化を図るという制度趣旨を踏まえ、真に必要な産業が現行と同様の措置を受けられるよう制度設計を行うこと。

四　再生可能エネルギー発電事業の適正な実施を担保するため、既に運転開始している案件も含め、地方自治体とも連携しつつ、安全規制や立地規制などの他法令の遵守の徹底に取り組むこと。特に、太陽光発電設備については、安全上の問題に対処するため、認定基準や関係法令の遵守状況等の観点で不適切な事業者に対しては認定の取消等、厳正に対処すること。また、安全管理上の事故が発生していることに鑑み、太陽光発電設備の保安規制については、公衆安全並びに作業安全を確保する観点から、一般用電気工作物の太陽光発電設備を含め状況の把握に努め、事故報告の義務の対象拡大など、その強化を図ること。

五　風力や地熱、中小水力、バイオマスといったリードタイムの長い電源については、導入が十分に進んでいないことから、環境アセスメントの短縮化などの規制改革、送配電事業者への系統接続の迅速化などの環境整備に取り組むこと。また、分散型エネルギーの導入促進や地域活性化への貢献の観点から、再生可能エネルギー熱、未利用熱の利用への支援や、自治体による分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組の支援を抜本的に強化すること。

六　電力系統の整備の在り方や費用負担については、系統整備コストの負担に留意しつつ、諸外国の取組を参考に更なる検討を行うこと。さらに、再生可能エネルギーの効率的な導入の観点から、

地域間連系線運用ルールの見直しや系統利用情報の随時開示も含めた更なる開示等の検討を行うこと。また、系統への接続について、経済産業省と電力広域的運営推進機関が適切な監視を行うとともに、再生可能エネルギー発電事業者に対する不当な接続拒否が発生しないよう基準を明確化すること。

七　再生可能エネルギー発電事業者の予見可能性を確保する観点から、出力制御の運用についての考え方を示すとともに、出力制御の状況について監視し、適切な情報開示を行うこと。

八　新たな認定制度への移行に当たって、旧認定の取消や失効を含めた認定判断はすべて政府の責任において行うものであることに鑑み、関係事業者及び国民各層に対し、改正内容の説明を丁寧に行うとともに、大量の未稼働案件については、送配電事業者と連携して適切に対応すること。また、買取義務者の変更に当たっては、経過措置により新旧制度が併存されることに伴う関係事業者の負担に配慮すること。

九　今後の固定価格買取制度の詳細設計や運用に当たっては、公平な競争環境の確保を図るとともに、再生可能エネルギーの増加と電力安定供給の確保を両立するため、調整電源の固定費回収等の課題について検討を進めること。併せて、2019年11月以降に買取期間が終了する住宅用太陽光電源については、自立した電源として長期安定的な発電を継続していくことができるよう、必要な措置の検討を進めること。

十　エネルギーミックスの達成状況を確認しつつ、不断の検証と必要に応じた見直しを通じて、諸外国と比べ遜色のない調達価格水準の達成に向け取組を行うこと。また、エネルギー間の公平な競争環境を確保する観点や、再生可能エネルギーの導入がエネルギー自給率の向上や環境負荷の低減など国民全体の利益につながる点を勘案し、電気の使用者のみが費用を負担するのではなく、より幅広い観点から適切な費用負担の在り方等について検討を進めること。

右決議する。

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

（**衆議院** 28.3.22可決　**参議院** 3.30環境委員会付託 4.6本会議可決）

【要旨】

環境研究総合推進費は、持続可能な社会の構築のため、環境の保全に資することを目的とする環境政策貢献型の競争的資金であり、環境省では、その制度の改善などに取り組んできたが、より一層の研究成果の最大化や効率的な運営体制の構築に向けた取組が必要とされている。また、平成20年に成立した研究開発力強化法においても、その公募型研究開発に係る業務を独立行政法人に移管することがその効率的推進に資すると認めるときは、これを独立行政法人に移管するとともに、その業務を行う独立行政法人は、数年度にわたり研究開発を行わせる契約を受託者と締結すること等により資金の効率的な使用が図られるよう努めることとされている。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、環境の保全に関する研究及び技術開発の効率的・効果的な推進に向け、その研究及び技術開発の実施及び助成に係る業務を独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が行えるようにするために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の目的に、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発に係ることを追加する。

二、機構の業務に、研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発の業務や、環境の保全に関する研究及び技術開発に関し助成金の交付を行う業務等を追加する。

三、新たに追加した業務について、機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者への秘密保持義務規定を設ける。

四、この法律は、平成28年10月１日から施行する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第30号）

（**衆議院** 28.3.24修正議決　**参議院** 3.31政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 4.6本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況などを考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、共通投票所における投票及び期日前投票の投票時間の弾力的な設定を可能とし、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子供の範囲を拡大するなどの措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

１　最近における選挙等の執行状況を踏まえ、選挙人の投票に対する交通手段の提供に係る加算規定及び期日前投票所における選挙人名簿のオンライン対照などの設備の整備に係る加算規定を設けるとともに、開票に要する時間を実情に即するよう見直すことなどにより、開票所経費の基準額を改定する。

２　最近における物価の変動などを踏まえ、投票所経費及び事務費などの基準額を改定する。

二、公職選挙法の一部改正

１　市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることができることとする。

２　期日前投票所の開閉時間について、開く時刻を午前８時30分から２時間以内の範囲内において繰り上げること及び閉じる時刻を午後８時から２時間以内の範囲内において繰り下げることを可能とするなどの措置を講ずる。

３　選挙人の同伴する幼児、児童、生徒その他の年齢満18年未満の子供は、投票所の秩序が保持されることを前提として、投票所に入ることができることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、公職選挙法の改正に係る部分については選挙権年齢の引下げに係る改正公職選挙法の施行の日と同じ平成28年６月19日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、期日前投票所の増設等に関する規定及び期日前投票所の開閉時間に係る検討条項を追加する修正が行われた。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）

（**衆議院** 28.4.21可決　**参議院** 4.22文教科学委員会付託 5.2本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源を確保するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正

１　平成28年度から平成35年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益において、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源に充てるために控除されることとなる金額の上限を、売上金額の100分の５から100分の10に変更する。

２　１の収益のうち国庫に納付しなければならない金額を、当該収益の３分の１から４分の１に変更する。

３　国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにす

るために独立行政法人日本スポーツ振興センターが整備を行うスポーツ施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用について、当該スポーツ施設が存する都道府県がその費用の３分の１以内を負担することとする。

４　３の場合において、当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと当該都道府県が協議して定めることとするとともに、当該協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、当事者の意見を聴いた上で、文部科学大臣が裁定することとする。

二、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正

一の１の収益のうち地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体に対する資金の支給に充てる金額を、当該収益の３分の１から８分の３に変更する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】（28.4.28文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に当たっては、東日本大震災からの一層の復興と日本の更なる発展の契機となるよう、国を始めとする関係者間における連携・協働を図り、情報の効果的な活用や開催に向けた国民全体の参加意識の醸成等を通じて、大会を成功に導くよう努めること。また、その際、成熟社会にふさわしい次世代へのレガシーの創出に努めること。

二、新国立競技場の整備に当たっては、平成27年に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定された同競技場整備計画及び財源スキームを確実に実行するため、国が責任を持って、東京都等と十分な連携を図りつつ着実に進めること。また、その際、工費の縮減に最大限留意するとともに、工費の内容及びその財源について国民への情報公開・説明を行うこと。特に、様々な理由により工費増の見込みとなる場合には、その理由・増加額の内訳等について、より一層丁寧な国民への情報公開・説明を行うこと。

三、平成27年９月の新国立競技場整備計画経緯検証委員会の検証報告書にて受けた指摘を独立行政法人日本スポーツ振興センターは真摯に受け止め、新国立競技場の整備において最大限の効果が得られるよう努めるとともに、国民の信頼が得られるよう努めること。

四、大会終了後の新国立競技場の運営管理については、平成27年に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定された同競技場整備計画を踏まえ、周辺地域の整備と調和のとれたものとなるよう、その利活用の在り方や収益を上げる手法等に関して、十分な検討を行うとともに、負の遺産とならないよう最大限の努力を行うこと。

五、地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体に対するスポーツ振興助成については、住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備に重要な役割を果たしていることに鑑み、十分な助成を行うこと。また、スポーツ振興助成の財源であるスポーツ振興くじの売上の維持・拡大に努めること。

六、大会の成功に向けた障害者スポーツの振興の重要性に鑑み、地方公共団体及び関係団体等との連携の下、選手及び指導者の育成、地域における障害者スポーツの裾野の拡大、施設整備等の環境整備を行うこと。また、大会を通じて真の共生社会の実現を目指すこと。

七、大会の準備及び運営の透明性を高め、国民の広範な理解と支持を得られるよう、積極的な情報発信を行うとともに、大会終了後においては、政府施策の全般にわたる評価を行い、その結果について国民に公表すること。

右決議する。

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案（閣法第32号）

（**衆議院** 28.4.26修正議決　**参議院** 4.27内閣委員会付託 5.11本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化するとともに、国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現するためには我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するため、政府による基本方針の策定、中長期目標等に関する特例その他の特別の措置等について定めることにより、世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

二、この法律において「特定国立研究開発法人」とは、国立研究開発法人のうち、当該国立研究開発法人に係る研究開発等の実績及び体制を総合的に勘案して世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれるものとして、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人理化学研究所及び国立研究開発法人産業技術総合研究所をいうものとする。

三、内閣総理大臣は、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴いて、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

四、特定国立研究開発法人の主務大臣は、特定国立研究開発法人の長（以下「法人の長」という。）の職務の執行が適当でないため当該特定国立研究開発法人による世界最高水準の研究開発の成果の創出が見込まれない場合であって、その法人の長に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その法人の長を解任することができる。

五、特定国立研究開発法人の主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、基本方針に基づかなければならないものとするとともに、特定国立研究開発法人の中長期目標及び業務の実績に関する評価等の特例について定める。

六、特定国立研究開発法人に係る役職員の報酬、給与に関して独立行政法人通則法の特例を設けるとともに、専ら研究開発に従事する職員（以下「研究者等」という。）の給与その他の処遇については、研究者等が行う研究開発の内容及び成果についての国際的評価を勘案するとともに、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとする。

七、特定国立研究開発法人の主務大臣は、科学技術に関する革新的な知見が発見された場合その他の科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合において、当該知見に関する研究開発その他の対応を迅速に行うことが必要であると認めるときは、特定国立研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

八、政府は、独立行政法人通則法及び個別法の運用に当たっては、その研究開発が国際的な競争の下で行われていることその他の特定国立研究開発法人による研究開発等の特性に常に配慮しなければならない。

九、この法律は、一部を除き、平成28年10月１日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、特定国立研究開発法人の研究者等の給与その他の処遇については、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとすることを追加すること等を内容とする修正が行われた。

人事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）

（**衆議院** 継続審査）

【要旨】

本法律案は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るため、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものである。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（閣法第34号）

（**衆議院** 28.4.28可決　**参議院** 5.23国土交通委員会付託 5.27本会議可決）

【要旨】

本法律案は、既存の建物の流通を促進するとともに、宅地又は建物の買主等の利益の保護を図るため、宅地建物取引業者に対し、建物状況調査を実施する者のあっせんに関する事項の媒介契約書への記載、建物状況調査の結果の買主等への説明等を義務付けるとともに、宅地建物取引業者を営業保証金等による弁済の対象から除外する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　宅地建物取引業者は、既存の建物の売買等の媒介契約を締結したときは、建物状況調査を実施する者のあっせんに関する事項を記載した書面を依頼者に交付しなければならないこととする。

二　宅地建物取引業者は、既存の建物の取得者等となる者に対して、当該既存の建物の売買契約等が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、建物状況調査の結果の概要並びに建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存状況について、書面を交付して説明をさせなければならないこととする。

三　宅地建物取引業者は、既存の建物の売買契約等が成立したときは、建物の構造耐力上主要な部分等の状況について当事者の双方が確認した事項を記載した書面を当事者に交付しなければならないこととする。

四　媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、当該媒介契約の目的物である宅地又は建物の売買等の申込みがあったときは、遅滞なく、その旨を依頼者に報告しなければならないこととする。

五　宅地又は建物の取得者等となる者が宅地建物取引業者である場合における重要事項の説明については、説明を要せず、重要事項を記載した書面の交付のみで足りることとする。

六　宅地建物取引業者と宅地建物取引業に関し取引をし、その取引により生じた債権に関し、営業保証金又は弁済業務保証金について弁済を受ける権利を有する者から、宅地建物取引業者を除くこととする。

七　宅地建物取引業保証協会は、宅地建物取引業の事業者団体に対して、宅地建物取引士等に対する研修の実施に要する費用の助成を行うことができることとするとともに、宅地建物取引業の事業者団体は、宅地建物取引士等に対して、体系的な研修を実施するよう努めなければならないこととする。

八　その他所要の規定の整備を行うこととする。

九　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一、二及び三の改正については、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（先議）

（**参議院** 28.4.13文教科学委員会付託 4.20本会議可決　**衆議院** 5.12可決）

【要旨】

本法律案は、我が国の大学の教育研究水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、指定国立大学法人制度を創設するとともに、国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、指定国立大学法人制度の創設

１　文部科学大臣は、申請のあった国立大学法人のうち、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、国立大学法人評価委員会の意見を聴いて、指定国立大学法人として指定することができるものとする。

２　文部科学大臣は、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならないものとする。

３　指定国立大学法人について、研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大、役職員の報

酬、給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮等の特例を適用することとする。

４　文部科学大臣は、大学の運営に関して高い識見を有する外国人を国立大学法人評価委員会の委員に任命することができるものとする。

二、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の資産の有効活用を図るための措置

１　国立大学法人等は、業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、所有する土地等であって、業務のために現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができるものとする。

２　国立大学法人等のうち文部科学大臣の認定を受けたものについては、当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であること等の要件に該当する余裕金の運用方法を拡大するものとする。

三、施行期日

この法律は、平成29年４月１日から施行する。ただし、一の４は、平成28年10月１日から施行する。

【附帯決議】（28.4.19文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、指定国立大学法人の指定に当たっては、申請から指定に至る過程を広く国民に明らかにするなど、公正性及び透明性を確保すること。

二、指定国立大学法人が、世界最高水準の教育研究活動を展開できるよう、他の施策とも連携を図り、その環境整備を行うこと。特に、国際的に評価される人材を育成し、また、そのような人材を獲得するために教育・研究条件の整備を図るよう、積極的な支援を行うこと。

三、余裕金の運用対象範囲の拡大に伴い、資産が毀損するリスクが増大するおそれがあることに鑑み、運用を安全に行う体制が整えられていることを十分に確認すること。また、余裕金の運用等によって自己収入が増加した場合、国立大学法人運営費交付金の減額等により、国立大学法人等の財務基盤強化の意欲が削がれることのないよう留意すること。

四、地域のニーズに応じた人材育成や、地域社会の課題解決への貢献等、各地域において国立大学が果たしている役割の重要性に鑑み、産学官の連携や大学間ネットワークの構築等、その機能強化に向けた取組に対し、積極的な支援を行うこと。

五、大学改革を進めるに当たっては、国立大学のみならず、高等教育全体のグランドデザインを示し、国民的コンセンサスが得られるよう努めること。

六、国のＧＤＰに比した高等教育への公的財政支出が、ＯＥＣＤ諸国中、最低水準であることに留意し、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金を始め、高等教育に係る予算の拡充に努めること。

右決議する。

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案（閣法第36号）（先議）

（**参議院** 28.3.30農林水産委員会付託 4.6本会議可決　**衆議院** 5.12可決）

【要旨】

本法律案は、最近における漁業を取り巻く情勢の変化に対応して、漁業経営に関する補償制度の改善を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、漁船損害等補償法の一部改正

１　漁船保険組合について、区域制限を廃止し、全国を区域とする組合の設立を可能とするとともに、十分な保険金支払能力を有する者のみ設立認可するための要件を追加することとする。

２　漁船保険組合に対する再保険事業等を行う漁船保険中央会を廃止することとする。

３　普通損害保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険により填補する範囲に、だ捕・抑留等による事故により生じた損害を加え、特殊保険を廃止することとする。

二、漁業災害補償法の一部改正

１　養殖共済について、地域漁協内の養殖業者の全員から申込みがあった場合に限り共済契約の締結を可能とする全員加入制度を廃止することとする。

２　養殖共済の対象に、内水面において営む養殖業を追加することとする。

３　特定養殖共済について、地域漁協内の漁業依存度の低い者を除く全員が加入すれば高率の掛金補助が可能となるよう、所要の規定を整備することとする。

三、漁船乗組員給与保険法の廃止

一の３により、抑留中の漁船乗組員への給与支払を、漁船船主責任保険によって填補する範囲に含めることとするため、漁船乗組員給与保険法を廃止することとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一の１については公布の日、二の２については公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(28.4.5農林水産委員会議決)

漁業は、厳しい自然環境の中で営まれる産業であり、資源の急激な変動や事故発生の危険性と常に隣り合わせにある。台風が常襲し、地震が多発する我が国にあっては、暴風や高潮、津波等、漁業生産にとり大きなリスク要因が存在する。

こうした中、漁船損害等補償制度及び漁業災害補償制度は、中小漁業者の相互扶助の精神の下、国の支援を通じて、漁業再生産の阻害の防止と漁業経営の安定のため、長年にわたり重要な役割を果たしてきた。

しかし、近年、漁業就業者の減少や高齢化等を背景として、両制度の運営環境は厳しさを増している。再び東日本大震災クラスの大規模災害に見舞われた場合でも、漁船保険組合及び漁業共済組合が漁業者に対して保険金及び共済金の支払責任を十分に果たし得るよう、効率的かつ機能的な組織運営及び事業基盤を確固たるものにしていく必要がある。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　漁船保険組織の統合一元化が円滑に進むよう、漁船保険中央会及び漁船保険組合に対し、助言その他必要な支援を行うこと。

二　新たに漁船保険組合の設立認可要件となる資産の額については、大規模災害等における支払にも十分対応できる額を定めるとともに、組合の財政状況の把握に常時努めること。

三　組織統合一元化に伴い、国と新たな漁船保険組合の２段階の再保険関係とするに当たっては、組合による責任ある引受審査を確保しつつ、大規模災害発生時に、国が担うべき危険負担を確保するため、国及び組合において適切に責任分担を行うこと。

四　漁船保険の満期保険については、高船齢化が顕著となっているため、漁船の更新が円滑に行えるよう、船齢制限の緩和と積立期間の延長を柔軟に行うこと。併せて、漁業構造改革総合対策事業等の推進を通じ、高性能漁船の導入等による新しい操業・生産体制への転換を促進すること。

五　漁船の事故を未然に防止するため、復原性が高く転覆しにくい漁船の研究開発、衝突事故防止用の船舶自動識別装置（ＡＩＳ）の普及、海中転落事故に備えたライフジャケット着用啓発等の一層の推進を図るなど、漁船事故防止に係る事業を継続的に支援すること。

六　水産基本計画における資源管理・漁業経営安定対策の加入者が我が国漁業生産額の９割を担うとの目標を達成するため、漁業共済への加入促進に向け適切に指導すること。

七　養殖共済の全員加入制度廃止に当たっては、漁業者に対する適切な国庫補助の下、一層の加入促進が図られるよう、加入の在り方を適切に検討すること。

八　特定養殖共済の掛金補助制度の要件を見直すに当たり、漁業の種類や地域の実態に応じて、基準とする漁業依存度を適正に設定し、加入促進に努めること。

九　内水面養殖業を養殖共済の対象とするに当たり、うなぎ養殖業を対象とする際には、養殖共済

実施可能性検証調査事業報告書等で指摘された問題点を踏まえ、的確に保険設計を行うこと。併せて、うなぎ養殖業許可制の下で、資源管理を着実に実施すること。

十　近年の水産動植物の陸上養殖の普及実態に鑑み、ひらめ等の陸上養殖を養殖共済の対象に追加することについて、引き続き検討を行うこと。

右決議する。

海上交通安全法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（先議）

（**参議院** 28.4.4国土交通委員会付託 4.8本会議可決　**衆議院** 5.12可決）

【要旨】

本法律案は、非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができることとするとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手続を簡素化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　海上交通安全法及び港則法の一部改正

1　非常災害が発生した場合に船舶交通が著しくふくそうすることが予想される海域のうち、２以上の港則法に基づく港に隣接するものであって、レーダーその他の設備により当該海域における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものとして政令で定めるものを「指定海域」ということとする。

2　指定海域に隣接する港のうち、レーダーその他の設備により当該港内における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものであって、非常災害が発生した場合に当該指定海域と一体的に船舶交通の危険を防止する必要があるものとして政令で定めるものを「指定港」ということとする。

3　指定海域に入域しようとする船舶の船長は、当該船舶の名称等を海上保安庁長官に通報しなければならないこととする。

4　海上保安庁長官は、非常災害が発生した旨及びこれにより船舶交通の危険が生ずるおそれがある旨を指定海域、指定港等にある船舶に対し周知させる措置（非常災害発生周知措置等）を講じなければならないこととする。

5　指定海域にある船舶及び指定港内にある船舶は、非常災害発生周知措置等がとられたときは、海上保安庁長官が提供する情報を聴取しなければならないこととする。

6　海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとったときは、指定海域及びその周辺海域にある船舶に対して、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、移動等を命ずることができることとする。

7　指定海域における航路を航行しようとする船舶であって、当該航路を航行した後に当該指定海域に隣接する指定港内における水路を航行しようとする船舶等が、航路の航行に関する通報をする際に、あわせて、水路に係る係留施設を通報したときは、水路の航行に関する通報を要しないこととする。

8　港長は、船舶交通が著しく混雑する水路において、船舶の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であって、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該水路を航行する予定時刻の変更等を指示することができることとする。

二　航路標識法の一部改正

1　航路標識の設置の許可について、申請書の記載事項、許可の基準、許可の取消し及び許可を受けた者の地位の承継等に関する規定の整備を行うこととするとともに、簡易な航路標識の設置については海上保安庁長官への届出で足りることとする。

2　海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとったときは、船舶交通の危険を防止するため航路標識を設置する緊急の必要があると認める場合に限り、当該航路標識を設置する現場付近

にある船舶に対し当該航路標識の設置に関する業務に従事すべきことを命ずることができることとする。

三　施行期日等

１　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

２　その他所要の規定の整備を行うこととする。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案（閣法第38号）

（**衆議院** 28.4.8可決　**参議院** 4.13総務委員会付託 4.20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務及びインターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備を他人の利用に供する事業等に対する助成金の交付等の業務を追加する等の措置を講ずるほか、電気通信基盤充実臨時措置法附則第２条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務を追加する。また、総務大臣が機構の当該業務に関する中長期目標の策定・変更などをしようとする際にサイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならないこととする。

二、機構は、平成34年３月31日までの間、インターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな電気通信技術の開発若しくはその有効性の実証のための設備を他人の利用に供する新技術開発施設供用事業又は情報を大量に記録し高速度で送受信することが可能な電気通信設備をその設置を誘導すべき地域に設置して他人の利用に供する地域特定電気通信設備供用事業を実施しようとする者に対し、当該事業に必要な資金に対する債務保証及び助成金の交付の業務を行う。

三、電気通信基盤充実臨時措置法附則第２条に規定する同法の廃止期限（平成28年５月31日）の到来に伴い、同法を廃止する。

四、この法律は、一部の規定を除き、平成28年５月31日までの間において政令で定める日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第39号）

（**衆議院** 28.5.12可決　**参議院** 5.18厚生労働委員会付託 5.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、全ての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図る観点から、障害者及び障害児の支援に係る施策の充実を図るため、自立支援給付及び障害児通所支援の充実、事業者に係る情報の公表制度の創設、市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の策定の義務付け等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　重度訪問介護を提供することができる場所として居宅に相当する場所を加える。

二　就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な連絡調整等の便宜を供与する「就労定着支援」を創設する。

三　施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、

当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行う「自立生活援助」を創設する。

四　65歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた障害者であって、介護保険法の介護給付費等対象サービスを受けているもののうち、当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定めるものに対して、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。

五　障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、補装具の借受けによることが適当である場合に、補装具の借受けに対しても補装具費を支給する。

六　重度の障害の状態にあり外出することが著しく困難な障害児等につき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の便宜を供与する「居宅訪問型児童発達支援」を創設する。

七　保育所等訪問支援を利用することができる者として乳児院等に入所する障害児を加える。

八　厚生労働大臣は、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定め、市町村及び都道府県は、当該指針に即して、障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

九　都道府県知事は、事業者又は施設からの報告に基づき、障害者等が障害福祉サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当な情報について公表しなければならない。

十　この法律は、一部を除き、平成30年４月１日から施行する。

【附帯決議】(28.5.24厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、障害者の介護保険サービス利用に伴う利用者負担の軽減措置については、その施行状況を踏まえつつ、障害者が制度の谷間に落ちないために、その在り方について必要な見直しを検討するとともに、軽減措置の実施に当たっては、一時払いへの対応が困難な低所得者への配慮措置を講ずること。また、障害福祉制度と介護保険制度の趣旨を尊重し、障害者が高齢になってもニーズに即した必要なサービスを円滑に受けられることが重要との観点から、介護保険優先原則の在り方については、障害者の介護保険サービス利用の実態を踏まえつつ、引き続き検討すること。

二、入院中における医療機関での重度訪問介護については、制度の施行状況を踏まえ、個々の障害者の支援のニーズにも配慮しつつ、対象者の拡大等も含め、その利用の在り方について検討すること。また、障害者が入院中に安心して適切な医療を受けることができるよう、看護補助者の配置の充実等、病院におけるケアの充実に向けた方策を検討すること。

三、自立生活援助については、親元等からの１人暮らしを含む、１人暮らしを希望する障害者が個別の必要性に応じて利用できるようにするとともに、関係機関との緊密な連携の下、他の支援策とのつながりなど個々の障害者の特性に応じた適時適切な支援が行われるような仕組みとすること。また、既に１人暮らしをしている障害者も対象にすることを検討すること。

四、障害者が自立した生活を実現することができるよう、就労移行支援や就労継続支援について、適切なジョブマッチングを図るための仕組みを講じ、一般就労への移行促進、退職から再就職に向けた支援、工賃及び賃金の引上げに向けた取組をより一層促進すること。また、就労定着支援の実施に当たっては、労働施策との連携を十分に図るとともに、事業所や家族との連絡調整等を緊密に行いつつ、個々の障害者の実態に即した適切な支援が実施されるよう指導を徹底すること。

五、障害者の雇用継続・職場定着において、関係機関を利用したり、協力を求めたりしたことのある事業所の割合を高めるよう、事業所を含めた関係機関同士の連携をより図るための施策について、障害者を中心とした視点から検討を加えること。

六、障害者が事業所において欠くべからざる存在となることが期待されており、そのために重要な役割を担っているジョブコーチや障害者職業生活相談員の質の向上が求められることから、より専門性の高い人材の養成・研修について検討すること。

七、障害者が持つ障害の程度は個人によって異なるため、就労を支援する上では主治医や産業医等の産業保健スタッフの役割が重要であることに鑑み、障害者の主治医及び産業保健スタッフに対

する障害者雇用に関する研修について必要な検討を行うこと。

八、通勤・通学を含む移動支援については、障害者等の社会参加の促進や地域での自立した生活を支える上で重要であるとの認識の下、教育施策や労働施策と連携するとともに、個別給付化を含め検討すること。あわせて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行状況等を勘案しつつ、モデル事業を実施するなど利用者のニーズに応じたきめ細かな支援の充実策を検討し、必要な措置を講ずること。

九、障害支援区分の認定を含めた支給決定については、支援を必要とする障害者本人の意向を尊重することが重要との観点から、利用者の意向や状況等をより適切に反映するための支給決定の在り方について、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずること。あわせて、障害支援区分の課題を把握した上で必要な改善策を早急に講ずること。

十、障害者の意思決定の選択に必要な情報へのアクセスや選択内容の伝達が適切になされるよう、意思決定に必要な支援の在り方について、引き続き検討し、必要な措置を講ずること。また、「親亡き後」への備えを含め、成年後見制度の適切な利用を促進するための取組を推進すること。

十一、精神障害者の地域移行や地域定着の推進に向けて、医療保護入院の在り方、地域移行を促進するための措置の在り方、退院等に関する精神障害者の意思決定、意思表明支援の在り方等について早急に検討し、必要な措置を講ずること。また、相談支援、アウトリーチ支援、ピアサポートの活用等の取組をより一層推進すること。

十二、障害児福祉計画の策定に当たっては、保育所、幼稚園等における障害児の受入れ状況や障害福祉計画との整合性に留意しつつ十分な量を確保するとともに、質の向上も含めた総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。

十三、障害者等の家族を支援するため、専門家等による相談・助言体制の拡充及びレスパイトケア等の支援策の充実を図ること。また、障害児のきょうだい等が孤立することのないよう、心のケアも含めた支援策の充実を図ること。

十四、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象疾病については、医学や医療の進歩、指定難病に関する検討状況等を踏まえ、更なる拡充を図るなど、障害福祉サービスを必要とする者が十分なサービスを受けることができるよう、引き続き、必要な措置を講ずること。

十五、平成30年度に予定されている障害福祉サービス等報酬改定に当たっては、安定財源を確保しつつ障害福祉従事者の賃金を含めた処遇改善、キャリアパスの確立、労働環境改善、人材の参入及び定着、専門性向上等による人材の質の確保等に十分に配慮して検討すること。

十六、災害発生時において障害者等が安全にかつ安心して避難することができるよう、個々の障害の特性に対応した福祉避難所の拡充及び専門的知識を有する人材の確保、養成を図ること。また、福祉避難所が十分に機能するよう、福祉避難所の周知に努めるとともに、日常からの避難訓練の実施、避難することが困難な障害者等の把握及びその支援方法等について早急に検討すること。さらに、障害者が一般避難所を利用できるよう施設の整備等に努めるとともに、災害で入院した重度障害者等へのヘルパーの付添い、災害時に閉所を余儀なくされた障害福祉事業所に対する支援などの緊急措置を、関係法令にあらかじめ明記することを検討すること。

十七、施行後３年の見直しの議論に当たっては、障害者の権利に関する条約の理念に基づき、障害種別を踏まえた当事者の参画を十分に確保すること。また、同条約に基づき、障害者が障害のない者と平等に地域社会で生活する権利を有することを前提としつつ、社会的入院等を解消し、地域移行を促進するためのプログラムを策定し、その計画的な推進のための施策を講ずること。

右決議する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

（**衆議院** 28.4.8可決　**参議院** 4.13環境委員会付託 4.22本会議可決）

【要旨】

ポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）は、昭和43年に発生したカネミ油症事件でその毒性が社会問題化したことから、我が国では昭和47年以降製造は行われていないが、既に製造されたＰＣＢについては、その廃棄物の処理が長年の課題となっている。現在、高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理は、現行法に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社において進められているが、その全国５か所の処理施設ごとの計画的処理完了期限は、早いものでは平成30年度末とされている。しかしながら、高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分を処理施設に委託していない事業者や、現在もなお高濃度ＰＣＢ使用製品を使用している事業者も存在し、期限内処理の達成は容易ではない状況となっている。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、この期限を遵守して一日でも早く確実に処理を完了するために必要となる制度的な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、従来環境大臣が定めることとしていたＰＣＢ廃棄物処理基本計画を閣議決定により定めることとする。

二、高濃度ＰＣＢ廃棄物を保管している事業者に対し、計画的処理完了期限より前にその高濃度ＰＣＢ廃棄物を処分することを義務付け、義務違反者に対しては、都道府県知事がその処分を命ずることができることとする。また、現在もなお使用中の高濃度ＰＣＢ使用製品について、その所有事業者に対し、この期限より前に廃棄することを義務付ける。

三、いまだ都道府県知事に保管の届出がなされていない高濃度ＰＣＢ廃棄物や、使用中の高濃度ＰＣＢ使用製品について、都道府県知事による報告徴収や立入検査の対象に、これらを保管又は所有している疑いのある事業者を加える。

四、処分の義務を負う事業者が不明である等の場合に、都道府県知事が、高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分の代執行を行うことができることとする。

五、この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案（閣法第41号）

（**衆議院** 継続審査）

【要旨】

本法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与しようとするものである。

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案（閣法第42号）

（**衆議院** 継続審査）

【要旨】

本法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めようとするものである。

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）

（**衆議院** 28.4.28可決　**参議院** 5.11財政金融委員会付託 5.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図るため、金融グループの経営管理機能の充実、金融グループ内の共通・重複業務の集約及び金融グループと金融関連ＩＴ企業等との提携の容易化、仮想通貨交換業に関する制度の整備等の所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金融グループにおける経営管理の充実

銀行持株会社やグループ頂点の銀行に対し、金融グループの経営管理を行うことを義務付ける。

二、共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化

１　金融グループ内の共通・重複業務について、認可を受けた銀行持株会社による実施を認めるほか、金融グループ内子会社への業務集約の際に、銀行の委託先管理義務を銀行持株会社に一元化することを可能とする。

２　銀行持株会社の子会社である銀行間の取引について、経営の健全性を損なうおそれがないこと等の要件を満たすものとして承認を受けた場合には、特定関係者との間の取引等の規制を適用しない。

三、ＩＴの進展に伴う技術革新への対応

１　銀行又は銀行持株会社が、認可を受けて、基準議決権数を超えて金融関連ＩＴ企業等の議決権を取得又は保有することを認めるとともに、銀行の子会社である従属業務を営む会社に求められる当該銀行に対する収入依存の要件を一部緩和する。

２　電子債権記録機関間での電子記録債権の移動を可能とするための手続、前払式支払手段に係る苦情の処理に関する規定、資金移動業の一部廃止に係る手続等を整備する。

四、仮想通貨への対応

仮想通貨交換業について登録制を導入し、口座開設時における本人確認等を義務付けるとともに、利用者が預託した金銭や仮想通貨の分別管理等、利用者保護のための規定を整備する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（28.5.24財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　平成28年熊本地震の被災地において、今後の復旧・復興や被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に対して、民間金融機関による迅速かつ弾力的な対応を可能とするため、各種の金融上の措置を通じた特段の配慮を払うこと。

一　金融と情報通信技術を融合させるいわゆるフィンテックが急速に進展し、金融サービス業の今後の在り方に大きな影響を及ぼすことが見込まれる中で、我が国金融サービス業におけるイノベーションの促進に向けた取組を支援する観点から、情報通信技術等に精通した人材の内部育成を図るとともに、外部の有識者の積極的な採用及び活用等を通じて専門性の高い人材の確保を図るなど、金融行政当局の体制強化を進めること。

一　日本銀行によるマイナス金利の導入等を背景に金融機関の経営環境が厳しさを増す中、地域金融機関が積極的に資金供給を行い、地域経済や地場の産業・企業の発展に貢献するという役割を十全に発揮できるよう、担保・保証に必要以上に依存せず、事業性評価に基づく融資を促進するなど、地域密着型金融への取組を更に推進すること。

一　本法に基づく制度の運用に当たっては、金融システムの健全性を維持し、金融仲介機能が適切に発揮されるように配意しつつ、金融機関等に対する検査及び監督の充実を図ること。

その際、中小・地域金融機関等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。

右決議する。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第44号）

（**衆議院** 28.5.10可決　**参議院** 5.11地方・消費者問題に関する特別委員会付託 5.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、業務停止を命ぜられた法人の役員等が当該停止を命ぜられた範囲の業務について一定の期間は新たな業務の開始等を禁止することができることとするとともに、電話勧誘販売について通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の申込みの撤回等の制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、主務大臣が販売業者等に対して業務の停止を命ずることができる期間の上限を１年から２年に引き上げる。

二、主務大臣は、販売業者等に対して業務の停止を命ずる場合において、当該販売業者等の役員等に対し、当該停止と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること等の禁止を命ずることができるものとする。

三、主務大臣は、この法律による指示又は命令を行うための書類の送達を受けるべき者の住所等が知れない場合等において、公示送達をすることができるものとする。

四、主務大臣が違反行為を行った販売業者等に対して指示することのできる措置として、違反及び行為を是正するための措置並びに購入者等の利益の保護を図るための措置を例示する。

五、電話勧誘販売において通常必要とされる分量を著しく超える量の商品の売買契約の締結について勧誘すること等を指示等の対象とするとともに、購入者等が当該契約の解除等をすることができるものとする。

六、通信販売において販売業者等は、その相手方となる者からの請求又は承諾がない場合に、ファクシミリ広告をしてはならないものとする。

七、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売において規制対象となる権利の範囲を改め、その名称を特定権利とする。

八、申込者等は、販売業者等が不実のことを告げる行為等をしたことによって意思表示を行った場合、追認することができる時から６月間、これを取り消すことができることとされているところ、当該期間を１年間に伸長する。

九、業務停止命令に違反した者に対する懲役刑の上限を２年から３年に引き上げる等の罰則の強化を講ずる。

十、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（28.5.20地方・消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、「特定権利」制度の運用に当たっては、特定商取引に関する法律における「役務の提供」と「権利の販売」の概念を明確化し、規制のすき間が生じないよう措置すること。その後もなお、規制のすき間が生ずる事態が認められた場合には、速やかに、「商品」、「役務」、「権利」という３分類の枠組みを撤廃することも含めた見直しを検討すること。

二、悪質事業者に対する法執行の強化と行政処分に伴う消費者利益の保護を実効性あるものとするため、国及び都道府県の執行体制の強化に向けた連携等の措置を講ずるとともに、悪質事業者の違法収益のはく奪に向けた制度的検討を引き続き行うこと。

三、本法に基づき都道府県知事が行う業務禁止命令が、複数の都道府県にまたがる消費者被害事案に適切に対応するものとなるよう、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえて、都道府県の行政処分の効力の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

四、高齢者等に対する訪問販売及び電話勧誘販売による被害の未然防止が喫緊の課題であることに鑑み、法執行の強化等の対策を推進し、特に平成20年改正で導入された再勧誘の禁止を遵守させるとともに、事業者による自主規制の強化を促すこと。また、引き続き高齢者等の被害が多発し

た場合には、諸外国の取組等も参考にしつつ、勧誘規制の強化についての検討を行うこと。

五、インターネット取引に係る消費者被害が大きく増加しているという消費者相談現場からの意見があることに鑑み、消費者被害の実態を調査した上で、通信販売における虚偽・誇大広告によって消費者が誤認して契約締結に至った場合の実効的な救済措置について検討を行うとともに、引き続き事業者に対して、特定商取引に関する法律を始め、不当景品類及び不当表示防止法などに基づき、表示義務の徹底や虚偽・誇大広告に対する厳格な執行を行うことで消費者被害の未然防止を図ること。

六、特定商取引に係る消費者被害の未然防止及び救済を効果的に推進するため、本法の施行状況及び消費者被害の発生状況を踏まえ、新たな消費者被害の発生が認められるなど見直しの必要が生じた場合には、本法の施行後５年を待たず、適時適切に見直しを行うこと。

七、地方公共団体における消費者被害の未然防止及び救済に向けた取組の推進のためには、消費生活センター等の相談体制の質的向上及び地方消費者行政と民間関係者との連携の強化が重要であることに鑑み、地方消費者行政推進交付金の継続を含む財政支援並びに消費生活相談員及び担当職員の研修機会の提供を国の責任において措置すること。

八、特定商取引に係る消費者被害の調査・分析に当たっては、全国消費生活情報ネットワーク・システム（ＰＩＯ―ＮＥＴ）に蓄積された情報を今後の法改正に一層活用できるよう、関係機関に対し、登録情報の分析力の向上を促すこと。

右決議する。

消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第45号）

（**衆議院** 28.5.10可決　**参議院** 5.12地方・消費者問題に関する特別委員会付託 5.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図るため、無効とする消費者契約の条項の類型を追加するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間が当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合等において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができるものとする。

二、事業者が事実と異なることを告げた場合において、消費者がその意思表示を取り消すことができる対象である重要事項として、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情を追加する。

三、消費者契約法の規定による消費者の取消権については、追認をすることができる時から６箇月間行わないときは時効によって消滅するとされているところ、当該期間を１年間に伸長する。

四、消費者契約の条項に係る規律として、事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする。

五、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年を経過した日から施行する。

【附帯決議】（28.5.20地方・消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法及び消費者契約法の内容について、具体的にどのようなものが取消や無効の対象となるのか、法律の専門的な知識がない者にとっても理解しやすいよう、消費生活相談事例や事業者の実務実態を踏まえた上で、逐条解説等において丁寧に解釈の明確化を図るとともに、消費者、事業者、地方公共団体における消費者行政担当者及び消費生活相談員並びに各種の裁判外紛争処理機関等に十分周知し、消費者や事業者の混乱を招かないようにすること。

二、消費者被害を防止することにより、被害で失われたであろう金額が正当な消費に向かうことが

健全な内需拡大に資することに鑑み、消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書において、今後の検討課題とされた論点については、消費者契約に係る裁判例、消費生活相談事例、様々な業界における事業者の実務実態等の調査・分析に基づき、健全な事業活動に支障を来すことのないよう配慮しつつ、消費者の安全・安心に寄り添って検討を行い、国会における審議も踏まえて、本法成立後遅くとも３年以内に必要な措置を講ずること。

三、消費者契約法の定める民事ルールによる消費者被害の防止及び救済の実効性を確保するため、適格消費者団体による差止請求権の拡充及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の円滑な施行と実効的な運用に向けた施策を実施するとともに、これらの制度の担い手である適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する財政面の支援及び全国消費生活情報ネットワーク・システム（ＰＩＯ―ＮＥＴ）の配備等による情報面の支援その他適切な支援を行うこと。

四、消費者被害の迅速かつ適切な解決を図る観点から、国民生活センター及び地方公共団体における消費生活相談・あっせん体制を充実・強化するため、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する十分な研修体制の構築、消費生活相談員の処遇の改善等による人材の確保、その他必要な施策を実施すること。また、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島県への移転については、本法等消費者庁所管の法令の運用に重大な影響を与えかねないため、慎重に検討すること。

右決議する。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）

（先議）

（**参議院** 28.4.4経済産業委員会付託 4.15本会議可決　**衆議院** 5.24可決）

【要旨】

本法律案は、労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応して、中小企業者等の経営の強化を図ることが重要であることに鑑み、事業分野別に新たに経営力の向上のための取組等を示した指針を主務大臣において定めることとするとともに、当該取組を支援するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名

法律の題名を「中小企業等経営強化法」に改める。

二、目的

この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

三、定義の追加

この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

四、基本方針において定めるべき事項の追加

１　中小企業等の経営力向上の内容、実施方法等に関する事項を追加する。

２　経営力向上の支援体制の整備に関する内容や実施体制等に関する事項を追加する。

五、事業分野別指針の策定

主務大臣は、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、専門家その他の関係者の意見を聴いて、経営力向上の内

容、実施方法、その支援体制の整備等に関し、経営資源を高度に利用する方法の導入の方法その他の当該事業分野に係る経営力向上に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができる。

六、経営力向上計画の認定

主務大臣は、中小企業者等が申請した経営力向上計画について、経営の向上の程度を示す指標、経営力向上の内容及び実施時期が事業分野別指針（事業分野別指針が定められていない場合にあっては、基本方針）に照らし適切なものであり、かつ、必要な資金の額及びその調達方法並びに経営力向上設備等の種類等が経営力向上を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をする。

七、支援措置

１　中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であって、認定経営力向上事業に必要な資金に係る債務の保証について、特別枠の設定及び保険料率の引下げ等の措置を講ずる。

２　中小企業投資育成株式会社は、中小企業者が認定経営力向上事業を行うために資本金の額が３億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有等を行うことができる。

３　株式会社日本政策金融公庫は、中小企業者及び組合等が海外において認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金の借入れに係る債務の保証を行うことができる。

八、支援体制の整備

１　認定経営革新等支援機関が行う経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析並びに指導及び助言等の業務に、経営力向上に係るものを追加する。

２　認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別指針に定められた事項に関する普及啓発及び研修並びに経営力向上に関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究を行う。

九、附則

１　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

２　中小事業者等がこの法律の施行の日から平成31年３月31日までの期間内に認定経営力向上計画に基づき取得をした機械及び装置で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、新たに課税されることとなった年度から３年度分に限り、課税標準となるべき価格の２分の１の額とする。

【附帯決議】（28.4.14経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　事業分野別指針の策定に当たっては、関係省庁が効果的な連携をして、事業者団体や事業者組合等の協力を得ながら、優良事例を収集し、経営の強化の方向性を分かりやすく示すとともに、ＰＤＣＡサイクルを実効性ある形で確立し、中小企業・小規模事業者、中堅企業の経営力向上に資するよう努めること。

また、事業分野別指針が策定されていない事業分野の事業者については、基本方針に基づいて、経営力向上計画を申請し、認定を受けることが可能であることを周知徹底すること。

二　経営力向上計画については、基本方針で中小企業・小規模事業者、中堅企業に分かりやすい認定基準を示すとともに、申請手続・書類については、できるだけ簡素なものとし、事業者の負担軽減を図ること。

また、認定経営力向上事業を行う意欲ある小規模事業者に対しては、十分な支援措置を講じるよう配慮すること。

三　認定経営革新等支援機関の業務に経営力向上に係るものが追加されることに鑑み、各支援機関の支援実績や得意分野をより分かりやすく示し、中小企業等が利用しやすくするとともに、同機関に対する定期的な調査を実施し、調査結果を公表すること等により、支援内容の質の向上を図ること。

四　固定資産税による設備投資減税ができるだけ多くの中小事業者等に活用され、投資効果が最大

限に発揮されるように、制度の周知等に努めるとともに、その効果の検証を行った上で、対象設備の充実等を含め必要な検討を行うこと。

五　中小企業等の経営の強化を図り、その生産性を向上させるという本法の政策目的が十分に達成されるよう、その効果等について適時適切に把握するよう努めるとともに、生産性の向上が付加価値の増大につながり、単なる人員削減とならないよう十分留意すること。

右決議する。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）

（**衆議院** 継続審査）

【要旨】

本法律案は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴い、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案（閣法第48号）

（**衆議院** 28.4.22可決　**参議院** 5.9総務委員会付託 5.20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、行政並びに独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営並びに個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みを設けるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、行政機関非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報の提供のための公正・透明な手続として、提案の募集、提案の審査及び契約の締結などについて、適正な取扱いの規律として、行政機関等が安全確保の措置を講ずることなどを定める。

二、行政機関非識別加工情報等に関する仕組みの円滑な実施のため、行政機関等は、提案をしようとする者に対する情報の提供及び苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを、個人情報保護委員会は、総合的な案内所を整備すること、同委員会の行政機関及び独立行政法人等に対する権限として、報告の要求、資料の提出の要求及び実地調査、指導及び助言並びに勧告を定める。

三、個人情報の定義の明確化を行うなど所要の規定の整備を行う。

四、この法律は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（28.5.19総務委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、本法の規定に基づき個人情報の定義等を政令等で定めるに当たっては、国民及び事業者等に分かりやすいものとなるよう、これらの者から幅広く丁寧に意見を聴取し、保護対象を可能な限り明確化すること。

二、新たに導入される非識別加工情報の規定の趣旨が個人情報の利活用を促進するものであることに鑑み、行政機関非識別加工情報等を活用する者が個人情報保護法に基づく匿名加工情報と同様に取り扱うことができることについて、十分な周知を行うこと。

三、個人情報保護委員会は、行政機関非識別加工情報等の作成に係る基準を策定するに当たっては、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の特質に十分に配慮するとともに、情報通信分

野において日々進展する技術革新に伴って、特定の個人を識別される危険性を排除するために、当該基準に関し、適宜必要な見直しを行うこと。

四、個人情報保護委員会が、本法を含む個人情報保護法制及び個人情報保護委員会規則の適切な運用、及び、事業者や関係団体に対する利活用に資する情報の提供等の必要な支援を行うため、同委員会の委員、専門委員及び事務局に、行政機関及び独立行政法人等における個人情報保護制度及び民間における個人情報の利活用の実務について十分な知見を有する者のほか、個人情報が収集され、提供される国民の権利利益の保護に精通する者などを適切に登用すること。

五、行政機関非識別加工情報等の制度的な導入を含め、我が国の個人情報の保護水準が国際的に十分なものであることを諸外国に積極的に周知し、相互理解を十分に深めること。

六、行政機関等の保有する個人情報には、当該個人情報の取得プロセスにおける義務性・権力性が高いものや、本人にとって秘匿性が高いものが多いことに鑑み、行政に対する国民の信頼を確保する観点から、行政機関等は、保有する個人情報の保護に係る実効性ある情報セキュリティ対策の在り方について不断の検討を行い、必要な対策を遺漏なく確実に実施すること。

七、行政機関及び独立行政法人等は、非識別加工情報が行政機関等の内部においては個人情報に該当することを十分に認識し、非識別加工情報と他の情報との照合は、所掌事務の遂行に必要であり、かつ、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合に限るとともに、個人情報を取り扱う業務に従事する者のＩＣＴの知識とモラルの向上、法令・情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を図るための研修実施等、継続的な人材育成に必要な措置を講ずるなど、個人情報の保護に万全の体制を構築すること。

八、本法の適正な運用を確保するため、関係各機関において責任者を定めて責任の所在を明確にするなどの管理体制の整備、指針の作成、研修の実施等による指導の徹底を図ること。

九、教育、広報その他の継続的な活動を通じて、非識別加工情報の制度の導入に基づく適正な取扱いの下での個人情報の利活用の推進に関する国民の理解と信頼を深めるよう努めること。

十、今後、各地方公共団体において、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策の見直しに向けた検討が行われる場合において、その円滑な検討に資するよう、速やかに相談窓口を設け、必要な情報提供を行うなど、国が地方公共団体に対して協力を行うための体制整備に努めること。

十一、附則第４条に規定する「個人情報の一体的な利用の促進のための措置」を講ずるに際しては、「法制上の措置」も含めて検討するなど、以上の諸点を踏まえ、必要な見直しを行うこと。

右決議する。

民法の一部を改正する法律案（閣法第49号）

（**衆議院** 28.5.24修正議決　**参議院** 5.26法務委員会付託 6.1本会議可決）

【要旨】

本法律案は、女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日から６箇月と定める民法の規定のうち100日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判所判決があったことに鑑み、当該期間を100日に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　再婚禁止期間の短縮等

１　民法第733条第１項の定める再婚禁止期間を「前婚の解消又は取消しの日から６箇月」から「前婚の解消又は取消しの日から起算して100日」に改める。

２　民法第733条第２項を改め、女が前婚の解消若しくは取消しの時に懐胎していなかった場合又は女が前婚の解消若しくは取消しの後に出産した場合には、再婚禁止期間の規定を適用しない。

二　再婚禁止期間内にした婚姻の取消し

再婚禁止期間の規定に違反した婚姻について、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して100日を経過し、又は女が再婚後に出産したときは、その取消しを請求することができない。

三　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、施行後３年を目途として、再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加える旨の規定を附則に追加する修正が行われた。

森林法等の一部を改正する法律案（閣法第50号）

（**衆議院** 28.4.28可決　**参議院** 5.9農林水産委員会付託 5.13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における森林及び林業をめぐる状況を踏まえ、森林資源の循環利用を促進し、林業の成長産業化を実現するため、適切な森林施業を通じて、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保及び森林の公益的機能の維持増進を図るための一体的な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、森林法の一部改正

１　森林計画制度の見直し

地域森林計画、国有林の地域別の森林計画及び市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域、鳥獣害の防止に関する事項等を計画事項とすることとする。

また、森林経営計画において、鳥獣害の防止の方法を計画事項とすることとする。

２　伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況に関する報告制度の創設

森林所有者等は、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならないこととする。

３　共有者不確知森林に係る裁定制度の創設

所在不明の森林所有者がある共有林において、所在が知れている所有者は、都道府県知事の裁定、補償金の供託を経て、所在不明の森林所有者の立木の持分又は伐採及び伐採後の造林の実施のため当該共有林の土地を使用する権利の取得をすることができることとする。

４　林地台帳等の作成等

市町村は、森林の土地の所有者、森林の土地の所在、森林の土地の境界に関する測量の実施状況等を記載した林地台帳及び森林の土地に関する地図を作成し、公表するものとすることとする。

二、分収林特別措置法の一部改正

分収林契約において、確知することができない契約当事者が存在する場合等であっても、契約条項の変更を円滑に行うことができるよう、契約当事者の10分の１を超える異議がないことをもって、契約条項の変更ができることとする。

三、森林組合法の一部改正

出資組合は、林業を行う組合員の利益の増進を期するためには当該出資組合が自ら経営することが相当と認められる森林につき、森林経営事業を行うことができることとし、出資組合が行う森林経営事業に常時従事する者の３分の１以上は、当該出資組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならないものとする規定を廃止することとする。また、森林組合連合会は、森林経営事業を行うことができることとする。

四、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正

都道府県知事は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図るべき相当規模の森林がある地域を指定地域として指定することができることとする。また、指定地域内の森林の森林所有者等は、当該森林所有者等が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者又はその組織する団体と共同して、木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画を作成し、都道府県知事（事業計画が都道府県域を超える場合は農林水産大臣）の認定を受けることができることとする。

五、国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正

１　法律の題名及び法人の名称の変更

法人の名称を国立研究開発法人森林総合研究所から国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）に改称するとともに、法律の題名を国立研究開発法人森林研究・整備機構法に改めることとする。

２　機構の業務の範囲の変更

機構は、水源を涵養するための森林の造成を行うこととする。

六、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成29年４月１日から施行することとする。

【附帯決議】（28.5.12農林水産委員会議決）

森林は、国土の保全、水源涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産など、多面的・公益的な機能を有している。しかしながら、我が国の林業は、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代、山村地域の過疎化等により、依然として厳しい状況にあることから、林業の成長産業化を実現するため、適切な森林施業を通じて、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保及び森林の公益的機能の維持増進を図る必要がある。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　森林資源の循環利用の推進のため主伐後の確実な再造林が必要であるが、現状における木材の伐採収入では再造林に係る経費の確保が困難であることから、確実な再造林に向けて、公的補助の拡充等を図ること。

二　施業の集約化を加速するため、林地台帳整備に当たる市町村等への支援の強化を図るとともに、森林経営計画作成の促進に向け、プランナー等の人材育成、国の職員による技術的な支援の更なる拡大や、集約化が困難な森林の地方公共団体等による公有林化に対する支援の強化等の施策の拡充を図ること。

三　森林組合が森林経営事業実施の体制整備を図り、林業活性化に取り組みつつ、過度なリスクを取ることで森林組合の経営悪化を招くことのないよう、農林水産省は引き続き森林組合・森林組合連合会の財務を監督するとともに、森林組合・森林組合連合会の経営・財務管理を担い得る人材の育成に注力すること。

四　2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設への国産材利用に積極的に取り組むとともに、公共建築物の木造化やＣＬＴ（直交集成板）の普及等による木材利用の拡大、森林認証・認証材の普及促進、木材の輸出促進などにより、国産材需要の拡大に全力を挙げること。また、木質バイオマスを含む地域材の安定供給体制の確立に向け、川上・川下における木材需要に対応した供給調整を担う組織や人材の育成など地域における必要な方策を検討すること。また、セルロースナノファイバー等の新たな技術の開発・実用化等に取り組むこと。

五　地域林業の確立を図るためには、林業事業体の育成と林業労働力の確保は不可欠であり、山村振興の観点からも、地域の企業の受注機会の増大・所得向上に向けた支援等必要な方策を検討すること。

六　国際社会にとり重要かつ喫緊の課題である地球温暖化防止を推進するため、京都議定書の第二約束期間における目標及び昨年末に合意されたパリ協定を踏まえ、間伐や植林等の森林吸収源対策を着実に推進するための安定財源の確保に向けた検討を加速化すること。さらに、安定財源が確保されるまでの間においても、必要な予算の確保を図ること。

七　自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図るため、事業者が合法伐採木材の利用を確保するため適正なリスク評価その他の措置を講ずることを促すとともに、事業者による合法伐採木材の利用を確保するための取組の実施状況に関する情報の把握に努め、違法伐採木材の取扱いが懸念される場合には、その是正に努めること。

八　近年の山地災害の頻発やその被害の増加を踏まえ、国民の安全で安心な暮らしを守るため、予防治山対策を含めた治山事業の確実な実施に努めるとともに、必要な予算の確保を図ること。

九　東日本大震災からの復興について、海岸防災林の再生や福島の森林・林業の再生を始めとする復興対策に全力で取り組むこと。また、平成28年熊本地震による災害について、治山事業による

崩壊地の早期復旧や二次災害の防止、被害を受けた森林・林業の再生に全力で取り組むこと。
右決議する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）

（**衆議院** 28.4.28可決　**参議院** 5.2環境委員会付託 5.20本会議可決）

【要旨】

2015年12月、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、全ての国が参加する公平な合意であるパリ協定が採択された。我が国は、パリ協定に先立ち、2015年７月に、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26％、2005年度比で25.4％削減するとの目標を柱とする約束草案を国連に提出している。この目標の達成のため、家庭・業務部門においては約４割という大幅な削減が必要である。そのため、国として、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進する普及啓発が極めて重要な施策となる。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地球温暖化対策計画に定める事項として、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動に関する普及啓発の推進に関する基本的事項を、また、地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項をそれぞれ追加する。

二、都道府県及び市町村が策定することとされている地方公共団体実行計画について、共同して策定することができる旨を規定し、あわせて、同計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として定めるものとして、都市機能の集約の促進等を例示として加える。

三、京都メカニズム関連規定の整備、経過措置その他の規定の整備等を行う。

四、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】（28.5.19環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議で採択されたパリ協定を踏まえ、産業革命以前と比べた世界の平均気温の上昇幅を２度より十分低く保ち、1.5度以下に抑える努力を追求すること、世界の温室効果ガス排出量が最大に達する時期をできる限り早くするものとし、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成することが人類共通の課題であることを認識し、この目標の達成に向けた国際的役割を果たすために、長期的展望に立って積極的に地球温暖化対策を実施すること。

二、2050年までに80パーセントの温室効果ガスの排出削減を目指すという長期的目標は従来の取組の延長だけでは実現が困難であることから、革新的な技術開発・普及などのイノベーションによる解決を最大限に追求すること。また、今ある技術の更なる普及による再生可能エネルギーの最大限の導入及び省エネルギーの最大限の推進を図るための取組も一層加速して進めること。

三、地球温暖化に起因する気候変動による我が国への被害や影響を軽減する施策の実効性を高めるため、気候変動の影響への適応計画の早期の法定計画化を図ること。

四、地球温暖化対策計画はもとより、適応計画等については、国際的動向及び最新の科学的知見を基に不断に見直しを行い、必要な追加的施策を実施するとともに、その見直し過程における公正性及び透明性を確保するため、基礎とした情報の国民への速やかな公開の徹底、議論への国民の参画の機会を十分に確保すること。また、それらの計画に基づく取組の進捗状況について、定期的に公表すること。

五、強力な温室効果ガスであるフロン類については、回収・破壊や漏えい防止に努めるとともに、生産にも適切な規制を行っていくこと。また、人工的に合成された物質であるという点に鑑み、回収・破壊などにおいては生産者責任にも留意した政策の検討を進めること。

右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第52号）

（**衆議院** 28.4.21可決　**参議院** 4.21地方・消費者問題に関する特別委員会付託 5.13本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲等に関する事項

住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲、地方公共団体への権限の付与、地方版ハローワークの創設等を行うこととし、関係法律の改正を行う。

二、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しに関する事項

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しを行うこととし、関係法律の改正を行う。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成29年４月１日から施行する。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第53号）

（**衆議院** 28.4.28可決　**参議院** 5.11内閣委員会付託 5.27本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等の追加

１　道路運送法の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業（市町村、特定非営利活動法人等が、一の市町村の区域内における外国人観光旅客等の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であるものを行う事業をいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、当該国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業に係る自家用有償観光旅客等運送を、道路運送法上の自家用有償旅客運送とみなして、同法の規定を適用する。

２　農地法の特例

国家戦略特別区域会議が、法人農地取得事業（農業経営を行おうとする法人による農地等の所有権の取得を認める事業をいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、この法律の施行の日から起算して５年を経過する日までの間は、農業委員会は、農地所有適格法人以外の法人で一定の要件を満たしているものが農地等について、政令で定める地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、許可をすることができる。

３　障害者の雇用の促進等に関する法律の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域障害者雇用創出事業（中小企業者が障害者の雇用の機会の創出を図る事業をいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、当該区域計画に定められた有限責任事業組合（一定の要件を満たすものに限る。）を、障害者雇用率の通算が可能となる事業協同組合等とみなす。

４　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業（薬局開設者が、その薬局の所在地の都道府県知事が管轄する区域内であって、一定の要件を満たす区域に居住する者に対して、医師等から対面以外の方法による診察に基づいて交付された処方箋により調剤された薬剤の販売等を行う場合に、その薬局において薬剤の販売等に従事する薬剤師に、テレビ

電話装置等を用いて、当該薬剤の適正な使用のために行われる情報の提供等を行わせる事業をいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、薬局開設者は、その薬局ごとに所在地の都道府県知事の登録を受けることができる。

５　課税の特例

認定区域計画に定められている特定事業を実施する法人の所得については、一定の要件を満たす場合、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

二、雑則

１　国及び関係地方公共団体は、外国人観光旅客の来訪の促進に資するため、民間事業者と連携しつつ、空港又は港湾における出入国に際して必要となる手続が迅速かつ効率的に行われるために必要な施策を講ずるものとする。

２　厚生労働大臣は、革新的な医療機器に係る製造販売の承認を受けるために臨床研究中核病院において行われる治験等の実施に携わる医療関係者に対する情報の提供等の援助を行うものとする。

三、施行期日等

１　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

２　政府は、我が国において外国人が我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品の生産等又は役務の提供に必要となる専門的な知識等を習得する機会及びこれらの専門的な知識等を生かして就労する機会の充実に資するよう、この法律の施行後１年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、この検討を行うに当たっては、我が国における労働力需給の状況その他の情勢に配慮しなければならない。

【附帯決議】（28.5.26内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一　法人農地取得事業の実施に当たっては、この制度の全国展開及び実施期間の延長を前提としないこと。また、本法に基づく対象地域を検討するに当たっては、当該地域の農業経営及び農地の利用状況等について慎重に検討すること。

二　株式会社の農地所有を認めるに当たっては、当該農地等が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう十分に配慮すること。また、近隣農家等の懸念・不安の払拭に努めること。

三　株式会社の農地所有を認めた後、農地の利用状況等について的確に監視するよう地方公共団体を指導するとともに、目的外使用等を理由に農地等の所有権を特定地方公共団体に移転するに当たっては、当該地方公共団体は住民の負担を軽減するよう努め、売買による場合においては適切な価格で取得するなど、当該地方公共団体の住民に必要以上の負担とならないよう配慮すること。

四　国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業については、公共交通であるバス・タクシー等が極端に不足している地域における観光客等の移動の利便性の確保が目的であることから、既存の一般旅客自動車運送事業で対応可能な場合はこれを認めないこと。また、同制度の全国での実施や、いわゆる「ライドシェア」の導入は認めないこと。

五　自家用自動車による有償運送において、観光客等を対象にする場合には、運転手に第二種運転免許の取得者を充てるなど、タクシー事業者に準じた安全対策を講ずること。

六　自家用有償旅客運送はあくまで特例であることに鑑み、公共交通を維持・発展させるために、バス・タクシー等の一般旅客自動車運送事業の振興や、それらへの公的補助、業務委託など、バス・タクシーの活用についても併せて取り組むこと。

七　国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の実施に当たっては、離島や過疎地など、対面での服薬指導が困難な地域に限定し、全国展開を前提としないこと。

右決議する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第54号）

（**衆議院** 継続審査）

【要旨】

本法律案は、公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講じようとするものである。

児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）

（**衆議院** 28.5.19可決　**参議院** 5.24厚生労働委員会付託 5.27本会議可決）

【要旨】

本法律案は、全ての児童の健全な育成を図るため、児童の福祉を保障するための原理の明確化、児童相談所の体制の整備、児童福祉法による施設入所等の措置の対象となる者の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを規定する。

二　母子健康センターが行う事業に、母子保健に関し、支援に必要な実情の把握及び関係機関との連絡調整を行うこと等を追加し、その名称を母子健康包括支援センターに変更する。

三　市町村（特別区を含む。）は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならないものとする。

四　都道府県は、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

五　児童相談所において心理に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師であって精神保健に関して学識経験を有する者又は大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者等が含まれなければならないものとし、児童の健康及び心理の発達に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師又は保健師が含まれなければならないものとする。

六　政令で定める特別区は児童相談所を設置するものとする。

七　里親に関する普及啓発、里親の選定、里親と児童との間の調整、里親に委託しようとする児童の養育に関する計画の作成等を行うこと及び児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、援助を行うことを都道府県の業務として位置付けるものとする。

八　大学の学生等であって満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていたものに限る。）を児童自立生活援助の対象とするものとする。

九　この法律は、平成29年４月１日から施行する。ただし、一は公布の日から、四及び五は平成28年10月１日から施行する。

【附帯決議】（28.5.26厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、自分から声を上げられない子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること。

二、児童虐待を防止し子どもの健全な育成を図るため、子どもに対する有形力の行使は、子どもの精神あるいは発達に様々な悪影響を及ぼし得るため基本的には不適切であることを周知徹底するなど、体罰によらない子育てを啓発すること。また、今日の家族を取り巻く状況の把握に努めるとともに、国際社会における議論の動向等を踏まえ親権を行う者の懲戒権の行使の在り方について検討すること。

三、要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化を推進すること。また、市区町村における支援体制の強化及び児童相談所設置自治体の拡大に当たっては、専門人材の確保や財政面の支援等の必要な措置を行うこと。
四、児童虐待は刑事事件に発展する危険性を有しており、児童相談所と警察等関係機関が連携した対応を行うことが重要であることから、児童虐待案件に関する情報が漏れなく確実に共有されるよう必要な検討を行うとともに、より緊密かつ的確な情報共有が可能となるよう児童相談所の体制の強化についても検討すること。
五、医師・歯科医師・薬剤師は学校における健康診断等を通じて児童の生活状況や栄養状況を知ることができる立場にあることに鑑み、ネグレクトを含め要支援児童等を早期に発見するために学校関係者と学校医・学校歯科医・学校薬剤師が相互に連携を図りながらより一層協力できる体制を整備すること。
六、一時保護については、子どもを取り巻く背景が様々であることに配慮し、個別の事情に応じた一時保護の在り方について検討するとともに、一時保護所の適切な運営を確保するために必要な措置を講ずること。
七、児童心理治療施設が子どもの成長や自立に重要な役割を果たしていることに鑑み、その拡充について必要な措置を講ずること。また、虐待の連鎖を防ぐため、虐待を受けた子どもが大人になった後も継続的に心のケアを受けることができる仕組みを早急に構築すること。
八、社会的養護の対象となった子ども等が自立した生活を送る力を身につけるまで必要な援助を続けるため、措置延長制度や自立援助ホームの積極的活用を図るとともに、児童福祉法が対象とする年齢を超えた場合においても引き続き必要な支援を受けることができる仕組みを早急に整備すること。
九、子どもの社会的養護に万全を期すためには、児童福祉施設における養護とともに、里親制度を始めできる限り家庭と同様の養育環境が必要であることに鑑み、里親制度に関する国民的理解を広げることも含めた里親への支援体制の整備に関する施策について、更なる拡充を含め検討すること。
十、特別養子縁組により子どもに対して永続的な家庭を保障することの重要性に鑑み、児童相談所と関係機関との連携の強化、養親候補者への研修の実施、特別養子縁組成立後の支援の在り方等について直ちに検討を開始し、特別養子縁組の利用促進のために必要な措置を講ずること。
右決議する。

臨床研究法案（閣法第56号）

（**衆議院** 継続審査）

【要旨】

本法律案は、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進するため、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めようとするものである。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（第189回国会閣法第30号）

（**衆議院** 継続審査）

【要旨】

本法律案は、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講じようとするものである。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第31号）

（**衆議院** 継続審査）

【要旨】

本法律案は、介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じようとするものである。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）

（**衆議院** 第189回国会27.8.7修正議決　**参議院** 第189回国会8.21法務委員会付託 28.5.20本会議可決　**衆議院** 5.24可決）

【要旨】

本法律案は、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、刑事訴訟法、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、刑法その他の法律を改正し、所要の法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　取調べの録音・録画制度の創設

1　裁判員制度対象事件及びいわゆる検察官独自捜査事件について、逮捕・勾留中の被疑者取調べ又はいわゆる弁解録取手続の際に作成された供述調書等の任意性が公判において争われたときは、検察官は、原則として、その被疑者取調べ等を録音・録画した記録媒体の証拠調べを請求しなければならない。

2　検察官、検察事務官又は司法警察職員が、逮捕又は勾留されている被疑者の取調べ等を行うときは、一定の例外事由に該当する場合を除き、その全過程を録音・録画しておかなければならない。

二　証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設並びに刑事免責制度の創設

1　一定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪を対象として、検察官が、弁護人の同意を条件に、被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の犯罪事実を明らかにするための供述等をし、検察官が不起訴や特定の求刑等をする旨の合意をすることができる。

2　裁判所は、検察官の請求を受けて、決定により、免責を与える条件の下で、証人にとって不利益な事項についても証言を義務付けることができる。

三　犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の拡大及び手続の効率化

1　現行法が規定する傍受の要件に加えて、あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われると疑うに足りる状況があることを要件とした上で、現行法上薬物銃器犯罪等に限定されている対象犯罪に、殺人、略取・誘拐、詐欺、窃盗等の罪を追加する。

2　暗号技術を活用することにより、傍受の実施の適正を確保しつつ、通信事業者等の立会い・封印を伴うことなく、捜査機関の施設において傍受を実施することができるなどの措置を講じる。

四　弁護人による援助の充実化

被疑者国選弁護制度の対象事件を拡大し、死刑又は無期若しくは長期３年を超える懲役・禁錮に当たる罪について勾留状が発せられている被疑者から、勾留状が発せられている全ての被疑者とする。

五　証拠開示制度の拡充

1　公判前整理手続等において、検察官請求証拠の開示後、被告人又は弁護人から請求があったときは、検察官は、その保管する証拠の一覧表を被告人又は弁護人に交付しなければならない。

2　検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、事件を公判前整理手続等に付することを請求することができるとするとともに、開示の対象となる類型的な証拠の範囲を拡大する。

六　犯罪被害者等及び証人を保護するための措置

１　証人等の氏名等の開示について、証人等の身体又は財産に対する加害行為等のおそれがあるときは、防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合を除き、検察官が、弁護人に当該氏名等を開示した上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができ、特に必要があるときは、弁護人にも開示せず、代替的な呼称等を知らせることができる。

２　裁判所は、証人を尋問する場合において、証人が加害行為を受けるおそれのある場合等に、同一構内以外にある場所に証人を在席させ、ビデオリンク方式によって尋問することができる。

七　その他

裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化、自白事件の簡易迅速な処理のための措置、犯人蔵匿等及び証拠隠滅等の罪などの法定刑の引上げ等を行う。

八　施行期日等

１　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

２　政府は、この法律の施行後３年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の実施状況を勘案し、取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度について検察官が合意をするか否かの判断に当たり考慮すべき事情の追加、合意のための協議への弁護人の常時関与、傍受記録に記録されている通信の当事者に対する通知事項の追加、通信傍受についての国会報告事項の追加、法施行後３年を経過した場合の検討条項の範囲の拡大等の修正が行われた。

【附帯決議】（28.5.19法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法が度重なるえん罪事件への反省を踏まえて重ねられた議論に基づくものであることに鑑み、その施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　検察官及び検察事務官並びに司法警察職員は、取調べ等の録音・録画に係る記録媒体が供述が任意になされたものかどうか判断するための最も重要な証拠となり得ること及び取調べ等の録音・録画が取調べの適正な実施に資することに鑑み、刑事訴訟法第301条の２第４項の規定により被疑者の供述及びその状況を記録しておかなければならない場合以外の場合（別件逮捕による起訴後における取調べ等逮捕又は勾留されている被疑者以外の者の取調べに係る場合を含む。）であっても、取調べ等の録音・録画を、人的・物的負担、関係者のプライバシー等にも留意しつつ、できる限り行うように努めること。

二　保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第326条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること。

三　再審が無辜（こ）の救済のための制度であることを踏まえ、証拠開示の運用、刑事訴訟法第445条の事実の取調べの在り方をめぐる国会の審議の状況の周知に努めること。

四　特定電子計算機を用いる傍受の実施においては通信事業者等の立会いがなくなることから、同時進行的な外形的チェック機能を働かせるため、通信傍受の対象となっている犯罪の捜査に従事していない検察官又は司法警察員を立ち会わせること。また、該当性判断のための傍受又は再生を行うに当たっては、特に通信の秘密及びプライバシーの保護に十分に留意して、厳正に実施すること。

五　適正に通信傍受が実施されていることについての説明責任を果たすため、客観的に通信傍受の実施状況を検証するための方法について検討すること。

六　捜査に必要な機器等の費用は捜査機関が負担することが基本であることに鑑み、通信傍受に必要な機器等の整備に係る通信事業者の負担軽減に十分な配慮を行うこと。

七　証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の実施に関し、検察官は、合意をするため必要な協議に際しては、自由な意見交換などの協議の機能を阻害しないとの観点をも踏まえつつ、日

時、場所、協議の相手方及び協議の概要に係る記録を作成するとともに、当該合意に係る他人の刑事事件及び当該合意の当事者である被告人の事件の公判が終わるまでの間は、作成した記録を保管すること。

右決議する。

総合法律支援法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第57号）

（**衆議院** 28.4.5修正議決　**参議院** 5.24法務委員会付託 5.27本会議可決）

【要旨】

本法律案は、法的援助を要する者の多様化により的確に対応するため、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の業務として、認知機能が十分でない者及び大規模な災害の被災者等を援助する業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　認知機能が不十分な高齢者・障害者の法的支援の充実

１　認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがあって、近隣に居住する親族がいないこと等の理由により弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない者に対し、資力を問わない法律相談を行う。

２　認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある者の場合には、民事裁判等手続の準備及び追行に限定されている代理援助・書類作成援助の対象行為を、一定の行政不服申立手続まで拡大する。

二　大規模災害の被災者の法的支援制度の創設

一定の大規模災害の被災者に対し、資力を問わない無料法律相談を行う。

三　ストーカー等被害者の法的支援制度の創設

特定侵害行為（つきまとい等、児童虐待及び配偶者からの暴力）を現に受けている疑いがあると認められる者に対し、資力を問わず、特定侵害行為の防止に関して必要な法律相談を行う。

四　支援センターの責務の明確化

支援センターの職員である弁護士の資質の向上等に関する支援センターの責務を明確化する。

五　施行期日

この法律は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限が延長されたことに伴う技術的な修正が行われた。

【附帯決議】（28.5.26法務委員会議決）

政府及び日本司法支援センターは、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　司法アクセス障害を有する高齢者・障害者に対する法的支援の重要性及び必要性に鑑み、特定援助対象者に対する資力を問わない法律相談援助の実施に当たっては、その趣旨を没却することがないよう、その対象者の該当性を判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっては、利用者がちゅうちょすることのないようにすること。

二　特定援助対象者の司法アクセス障害が真に改善されるよう、特定援助対象者への代理援助等の対象となった「自立した生活を営むために必要とする公的給付に係る行政不服申立手続」の範囲については、柔軟に解釈するとともに、代理援助等の対象とする手続を、行政機関への申請行為にも拡大することを引き続き検討すること。

三　福祉機関等や弁護士等による総合的な高齢者・障害者への生活支援の実施の必要性に鑑み、福祉機関等と弁護士等との連携活動の促進のため、地方公共団体への協力要請等、必要な措置を講ずること。

四　国民の生命、身体、性的自由等の重大な法益を守り、安心・安全な生活を提供するという国の

責務に鑑み、特定侵害行為の被害者に対する資力を問わない法律相談の実施に当たっては、その趣旨を没却することがないよう、その対象者の該当性を判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっては、利用者がちゅうちょすることのないようにすること。

五　国として、真に援助が必要な犯罪被害者に対し適切な援助を行うことにより、その生命、身体が危険にさらされないよう、捜査機関・民間支援機関・行政機関との交渉等の場面における弁護士費用の援助及び未成年者である犯罪被害者への費用償還を要しない援助の必要性について引き続き検討すること。

六　本法に基づく平成28年熊本地震の被災者に対する無料法律相談を早期に実施できるよう、大規模災害の被災者に対する無料法律相談に関する規定の施行及び政令による平成28年熊本地震の指定を早期に行うこと。

七　大規模災害の被災者に対する法的支援制度の対象となる災害及び地区については可及的速やかに政令で指定するものとし、その際には被災者の立ち直り及び地域の復旧・復興の迅速化を図るという制度趣旨を没却することがないように留意すること。また、今回創設される無料法律相談の実施状況を踏まえ、支援対象となる災害の範囲及び援助期間の拡大並びに無料法律相談以外の法的援助の創設について検討を行い、必要な措置を講ずるよう努めること。

八　日本司法支援センターに対する国民の認知度を高めるための取組を強化するとともに、同センターが国民の多様な法的ニーズに迅速かつ適正に対応することができるよう、十全な財政措置を含む必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

民法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第63号）

（**衆議院** 継続審査）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行おうとするものである。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第189回国会閣法第64号）

（**衆議院** 継続審査）

【要旨】

本法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

社会福祉法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第67号）

（**衆議院** 第189回国会27.7.31可決　**参議院** 第189回国会9.24厚生労働委員会付託 28.3.23本会議修正議決　**衆議院** 3.31可決）

【要旨】

本法律案は、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、介護人材の確保を推進するための取組の拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　社会福祉法の一部改正

一　社会福祉法人は、社会福祉事業等を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

二　社会福祉法人は、評議員会を置かなければならない。役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
三　社会福祉法人は、定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等を公表しなければならない。
四　社会福祉法人は、毎会計年度において、純資産の額が事業の継続に必要な額を超えるときは、社会福祉事業若しくは公益事業の既存事業の充実又は新規事業の実施に関する社会福祉充実計画を作成し、所轄庁の承認を受けなければならない。
五　社会福祉事業等に従事していた介護福祉士等の資格を有する者は、離職した場合等には、都道府県福祉人材センターに住所、氏名等を届け出るよう努めなければならない。
第二　社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正
障害者支援施設等の業務に従事する被共済職員に係る退職手当金の支給に要する費用を国の補助等の対象から除外するとともに、退職手当金の算定に係る支給乗率について、被共済職員期間が長期の場合の支給乗率を引き上げる等の措置を講ずる。
第三　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正
平成29年度から平成33年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、当該卒業した日の属する年度の翌年度の４月１日から５年間、介護福祉士となる資格を有する。
第四　施行期日
この法律は、一部を除き、平成29年４月１日から施行する。
【修正要旨】
この法律のうち同法の法律番号に係る部分中「平成27年」を「平成28年」に改める。
【附帯決議】(28.3.17厚生労働委員会議決)
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
一、社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、社会福祉法人にとって新たに様々な負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に万事遺漏なきを期すこと。また、人材の確保が困難な地域にある法人についても必要な配慮を行うこと。さらに、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材を育成するため、自治体等が行う研修等の取組に対して必要な支援を行うこと。
二、事業運営の透明性の向上を図るため、都道府県による財務諸表等の収集、分析及び活用並びに国による全国的なデータベースの整備に当たっては、一般国民、特に利用者が社会福祉法人の経営状況を了知でき、かつ、外部評価に耐えられる内容となるよう、分かりやすい評価尺度を作成し、公表すること。
三、いわゆる内部留保の一部とされる社会福祉法人が保有する純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した「社会福祉充実残額」の算出に当たっては、社会福祉法人の経営に支障を来すものとならないよう、事業の継続に必要な財産額が適切に算定されるようにすること。また、政府統計等により把握される他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄庁から所管法人に示すよう要請することにより、「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たって、当該賃金等の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。
四、事業の継続に必要な財産額が確保できない、財産の積立不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
五、地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応等、本来の社会福祉事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにするとともに、社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
六、社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄庁に対し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘があることに鑑

み、また、指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。

七、社会福祉法人の提供するサービスの質の確保に当たっては、高い能力を発揮する人材の雇用及び職員全体で職務を補い合う業務体制の確立が求められることから、社会福祉法人において労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の確実な遵守並びに業務に関する規程の整備及び運用がなされるよう、所要の措置を講ずること。

八、現下の社会福祉事業における人材確保が困難な状況に鑑み、介護人材を始めとする社会福祉事業等従事者の離職防止に資する措置を講ずるとともに、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討すること。また、介護人材の現状を正しく把握し、必要な人材を養成・確保するに当たっては、その量のみならず質についても適切に評価できる手法を検討すること。

九、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。また、公費助成の廃止の対象となった法人のうち、本共済制度から脱退した法人及び新規採用者を本共済制度の対象としない法人に対し、社会福祉事業を担う人材の確保に当たって退職金が果たす役割の重要性の周知を徹底すること。

十、准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、早急にフィリピン側と協議を行う等の対応を行うとともに、当該協議の状況も勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について介護福祉士への統一化も含めた検討を速やかに行い、所要の措置を講ずること。

十一、介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートの国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること。

十二、将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉及び介護に関わるインターンシップの体験率が必ずしも高くない状況も勘案し、関係府省と連携して、福祉及び介護に関わる基礎的理解と経験が得られるよう努めること。

十三、介護職員の処遇については、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律（平成26年法律第97号）等により処遇改善に関する措置が行われてきたことを踏まえ、人材確保に支障を来さぬよう処遇改善に資する措置など必要な措置を講ずるとともに、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。

十四、介護職員が抱える心的・精神的負担に対する支援については、介護労働がいわゆる燃え尽き症候群を引き起こす例が見られることから、今後も必要な調査を行うことにより介護現場の実態を適切に把握した上で、産業保健等によるメンタル面からのサポートについて幅広い観点から検討を行い、施設の労働環境を評価できる仕組みの構築を含めた所要の措置を講ずること。

十五、本法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第６条の４の規定に基づき、育児休業、介護休業に準ずる休業を厚生労働省令で定めるに当たっては、雇用は継続しているものの、やむを得ず介護の実務に就くことができない場合、倒産や事業の縮小・廃止等の本人の責めによらない離職の場合、疾病等により雇用されること自体が困難な場合など実務に従事できないことにやむを得ない理由があると認められる場合について、適切に配慮すること。

右決議する。

労働基準法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第69号）

（**衆議院** 継続審査）

【要旨】
本法律案は、長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、年次有給休暇に係る時季指定の使用者への義務付け、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設等の所要の措置を講じようとするものである。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第70号）

（**衆議院** 第189回国会27.9.3可決　**参議院** 第189回国会9.24厚生労働委員会付託 28.4.15本会議修正議決　**衆議院** 5.24可決）

【要旨】
本法律案は、企業年金制度等について、働き方の多様化を始め社会経済構造の変化に対応するとともに、老後に向けた個人の自助努力を行う環境を整備するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　厚生年金適用事業所の事業主が、厚生年金保険法に規定する第１号又は第４号厚生年金被保険者の数が100人以下であること等の要件に適合する企業型確定拠出年金（以下「簡易企業型年金」という。）に係る規約の承認を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、企業型確定拠出年金（以下「企業型年金」という。）を実施しようとするときに必要な書類の一部の添付を省略することができる。

二　中小事業主（企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって第１号厚生年金被保険者の数が100人以下のものをいう。）は、第１号厚生年金被保険者である個人型年金加入者が個人型確定拠出年金（以下「個人型年金」という。）に掛金を拠出するときは、当該第１号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、ないときは過半数を代表する者の同意を得て、政令で定めるところにより、年１回以上、定期的に、掛金を拠出することができる。

三　国民年金法に規定する第１号被保険者（保険料免除者を除く。）、60歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業型年金加入者その他政令で定める者を除く。）及び同法に規定する第３号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、国民年金基金連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

四　企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該者の申出により、当該個人別管理資産を確定給付企業年金に移換することができる。

五　企業型運用関連運営管理機関等は、運用の方法のうちから政令で定める数以下で、かつ、３以上（簡易企業型年金の場合にあっては、２以上）のものを選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。

六　この法律は、一部を除き平成29年１月１日から施行する。

【修正要旨】
一　この法律の企業年金連合会の業務に関する規定等の施行期日を「平成27年10月１日」から「平成28年７月１日」に改めるとともに、確定拠出年金に係る掛金の拠出規制単位の月単位から年単位への見直しに関する規定の施行期日を「平成29年１月１日」から「平成30年１月１日」に改める。

二　その他所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】（28.4.14厚生労働委員会議決）
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、厚生年金基金の解散が進んでいることに鑑み、企業年金を廃止する企業が極力生じないよう他の企業年金への円滑な移行について更なる支援策を検討すること。また、働き方の多様化及び制度の分立によって加入者が不利益を被ることのないよう、確定拠出年金、確定給付企業年金、中

小企業退職金共済等の制度間のポータビリティの更なる拡充のために必要な措置について引き続き検討を加えること。

二、運用商品の選定及び提示に当たっては、元本確保型の運用商品の選択の実態やこれまで当該商品の提供を法律で義務付けてきた経緯を十分に尊重し、加入者の選択の幅が狭められることのないよう、元本確保型の運用商品を含めたリスク・リターン特性の異なる運用商品から３つ以上の運用商品が適切に選定され、加入者に提示されるよう必要な指導を行うこと。特に中小企業においては確定給付企業年金及び確定拠出年金について制度の周知徹底を図るとともに、更なる加入促進策及び投資教育の充実を始めとした運営支援策について引き続き検討すること。また、労使合意の形成に際して、特に労働組合のない中小企業においては、過半数代表を適切な手続で選出することなど加入者の意思が合意に適切に反映されるよう必要な指導を行うこと。さらに、確定拠出年金に加入し年金資産を運用する上においては、社会保障制度及び投資に関する基礎的理解を有していることが望ましいことから、特に若年層に対する上記に関する教育の充実を図るとともに、確定拠出年金の普及拡大に向けた効果的な広報の在り方について検討すること。

三、確定拠出年金への新規加入時及び年金資産の移換時の費用並びに口座維持管理料等の各費用を低減させるため、確定拠出年金の取扱金融機関間の自由で公正な競争環境の整備及び国民年金基金連合会を含めた各費用の透明化のための施策について必要な検討を加えること。

四、個人型確定拠出年金の第３号被保険者への拡大に当たっては、女性の活躍推進を阻害するものとならないよう十分留意するとともに、国民年金第３号被保険者制度の在り方について引き続き検討すること。

五、平成28年度末までの間、停止措置がなされている運用時における企業年金積立金に対する特別法人税の課税について、給付時との二重課税防止の観点から、廃止について検討を行うこと。

右決議する。

本院議員提出法律案

自殺対策基本法の一部を改正する法律案（参第1号）

（**参議院** 28.2.18厚生労働委員長提出 2.24本会議可決　**衆議院** 3.22可決）

【要旨】

本法律案は、自殺対策の一層の推進を図るため、自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の策定等について定めるほか、基本的施策を拡充し、自殺対策の推進につき必要な組織の整備を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を加える。

二　自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

三　国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間（９月10日から９月16日まで）及び自殺対策強化月間（３月）を設ける。

四　都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、都道府県自殺対策計画を定めるものとする。市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定めるものとする。

五　国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

六　国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

七　政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

八　この法律は、一部の規定を除き、平成28年４月１日から施行する。

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案（参第2号）

（**参議院** 28.3.28財政金融委員会付託 3.31本会議否決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

この法律は、平成28年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

二、特例公債の発行等

１　政府は、財政法第４条第１項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成28年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

２　１による公債の発行は、平成29年６月30日までの間、行うことができることとし、同年４月１日以後発行される当該公債に係る収入は、平成28年度所属の歳入とする。

３　政府は、１の議決を経ようとするときは、その公債の償還の計画を国会に提出しなければな

らない。
４　政府は、１により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。
三、施行期日
この法律は、平成28年４月１日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法人税法の一部を改正する法律案（参第3号）

（**参議院** 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、内国法人のうち各事業年度終了の日における資本金の額等が100億円を超えるもの等について、その名称、確定申告書等に記載された各事業年度の所得の金額及び法人税の額等を公示するものである。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案（参第4号）

（**参議院** 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、適用実態調査の結果に関する報告書について、法人税関係特別措置ごとの高額適用法人の報告書用法人コードを、高額適用額に該当する適用額と併せて記載事項とするとともに、適用実態調査の結果の活用の状況等に関する報告書の作成及び国会への提出について定めるものである。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案（参第5号）

（**参議院** 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与するため、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めるものである。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案（参第6号）

（**参議院** 28.4.13法務委員会付託 5.13本会議修正議決　**衆議院** 5.24可決）

【要旨】

本法律案は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　前文

次の前文を置く。

「我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽(せん)動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解

消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。」

二　総則

１　定義

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下１において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

２　基本理念

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

３　国及び地方公共団体の責務

イ　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

ロ　地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

三　基本的施策

基本的施策として、国は、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等を実施することとし、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、これらの基本的施策を実施するよう努めることとする。

四　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【修正要旨】

一　本邦外出身者に対する不当な差別的言動の定義に「本邦外出身者を著しく侮蔑する」を加える。

二　不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

【附帯決議】（28.5.12法務委員会議決）

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　第２条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。

二　本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。

三　インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

右決議する。

会社法の一部を改正する法律案（参第7号）

（**参議院** 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、最近の我が国における株式会社の不祥事の実態に鑑み、企業統治の一層の強化を図るため、公開会社かつ大会社である監査役会設置会社であってその株式を上場しているもの等のうち取締役の数が５人以上であるものに対して社外取締役の設置を義務付けようとするものである。

女性の健康の包括的支援に関する法律案（参第8号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、国民の健康の増進に関し、女性の健康についてはその心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策を行うことが重要であること、女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要となっていること、女性の健康に関する調査研究を推進し、その成果の普及及び活用を図る必要があること等に鑑み、女性の健康の包括的支援に関する施策を総合的に推進するため、女性の健康の包括的支援について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、女性の健康の包括的支援に関する施策の基本となる事項を定める等の措置を講じようとするものである。

金融商品取引法の一部を改正する法律案（参第9号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、投資者の投資判断に必要な情報として、有価証券届出書及び有価証券報告書において、これを提出する会社の代表権を有する者であった者のうち当該会社の経営に関与する蓋然性が高い者の状況について記載されるようにするものである。

航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案（参第10号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、近年における国際的なテロリズムの発生、我が国を来訪する外国人旅客数の増大等を踏まえ、航空機強取等防止措置の重要性が一層増大していることに鑑み、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を集中的に推進するため、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の基本となる事項を定めようとするものである。

民法の一部を改正する法律案（参第11号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、事業者の貸金等債務を主たる債務とする保証契約による過大な保証債務の負担により、保証人の生活の破綻等を招く事例が多く生じていることに鑑み、保証人が金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人又は主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、その効力を生じないこととしようとするものである。

臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案（第189回国会参第2号）

（参議院 第189回国会27.9.24厚生労働委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、我が国における臨床研究について、その適正な実施が強く求められている状況にあ

ることに鑑み、あわせてそれが医療の発展に不可欠であり、医療の需要に対応した臨床研究が積極的に行われる必要があることを踏まえ、臨床研究の実施の適正化等に関する施策を総合的に推進し、もって臨床研究に対する信頼の確保とその健全な発展を図るため、臨床研究の実施の適正化等に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定める等の措置を講じようとするものである。

労働基準法等の一部を改正する法律案（第189回国会参第6号）

（**参議院** 第189回国会27.9.24厚生労働委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、最近の労働者をめぐる社会経済情勢に鑑み、労働者の保護の強化を図るため、労働時間の管理及び休日に関する規制の強化、労働者の適切な職業選択に資する情報の充実、職場における優位性を不当に利用して労働者に苦痛を与える行為等の防止、時間外労働等管理規程の作成等に関し必要な措置を講じようとするものである。

人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案（第189回国会参第7号）

（**参議院** 第189回国会27.6.24法務委員会付託 28.5.13本会議否決）

【要旨】

本法律案は、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の理念に基づき、人種等を理由とする差別の撤廃のための施策を総合的かつ一体的に推進するため、人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則を定めるとともに、人種等を理由とする差別の防止に関し国及び地方公共団体の責務、基本的施策その他の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　基本原則

1　何人も、特定の者に対するその者の人種等を理由とする不当な差別的取扱い、特定の者についてのその者の人種等を理由とする侮辱・嫌がらせその他の不当な差別的言動その他人種等を理由とする不当な差別的行為により、他人の権利利益を侵害してはならない。

2　何人も、人種等の共通の属性を有する不特定の者について、それらの者に著しく不安等を覚えさせる目的又はそれらの者に対する当該属性を理由とする不当な差別的取扱いをすることを助長等する目的で、公然と、当該属性を理由とする不当な差別的言動をしてはならない。

3　人種等を理由とする差別は、社会のあらゆる分野において、確実に防止されなければならない。

4　人種等を理由とする差別は、その防止のための取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に防止されなければならない。

二　国及び地方公共団体の責務

1　国及び地方公共団体は、一の基本原則にのっとり、人種等を理由とする差別の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国及び地方公共団体は、人種等を理由とする差別の防止に関する施策を効果的に実施するため、国、地方公共団体、人種等を理由とする差別の防止に関する活動を行う民間の団体その他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

三　基本方針

政府は、人種等を理由とする差別の防止に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、基本方針を定めなければならない。

四　財政上の措置等

政府は、人種等を理由とする差別の防止に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

五　年次報告

政府は、毎年、国会に、人種等を理由とする差別の状況及び人種等を理由とする差別の防止に関して講じた施策についての報告を提出しなければならない。

六　基本的施策

基本的施策として、相談体制等の整備、多様な文化等に関する情報の提供、啓発活動、人権教育の充実、国内外における取組に関する情報の収集・整理・提供、インターネットを通じて行われる人種等を理由とする差別の防止のための自主的な取組の支援、地域における活動の支援、民間の団体等の支援、我が国における人種等を理由とする差別の実態を明らかにするための調査の実施、人種等を理由とする差別の防止に関する施策の策定及び実施に当たっての関係者の意見の反映等について定める。

七　人種等差別防止政策審議会

内閣府に人種等差別防止政策審議会を置き、同審議会は、基本方針に関し意見を述べること、内閣総理大臣の諮問に応じて人種等を理由とする差別の防止に関する重要事項を調査審議すること等を所掌する。

八　施行期日等

１　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

２　その他所要の規定を整備する。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第1号)

（**衆議院** 28.1.14可決　**参議院** 1.14議院運営委員会付託 1.20本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、平成27年度の国会議員の秘書の給料月額を改定するとともに、平成27年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。

二、平成28年度以後の国会議員の秘書の給料月額を改定するとともに、勤勉手当の支給割合を改定すること。

三、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一については平成27年４月１日から適用し、二については平成28年４月１日から施行すること。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第2号)

（**衆議院** 28.1.21可決　**参議院** 1.26政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 1.28本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票をすることができるようにするために、選挙人名簿の登録制度を改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、その市町村の区域内から住所を移した一定の者に係る選挙人名簿の登録及び表示

１　選挙人名簿の登録は、現行法上登録されることとなる者のほか、市町村の区域内から住所を移した年齢満18年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き３箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であって、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後４箇月を経過しないものについても、行う。

２　市町村の選挙管理委員会は、１に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

二、同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した一定の者に係る選挙権のみなし規定

日本国民たる年齢満18年の者で現に住所を有する市町村を包括する都道府県の区域内の他の市町村の区域内に引き続き３箇月以上住所を有し、かつ、当該他の市町村の区域内から引き続き現に住所を有する市町村の区域内に住所を移したもののうち、当該市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が３箇月に満たないものは、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなす。

三、施行期日等

１　この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律（選挙権年齢の18歳への引下げ法）の施行の日から施行する。

２　一は、この法律の施行日後初めてその期日を公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）に係る選挙時登録から適用するものとし、二は、この法律の施行日後初めてその期日を公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後に告示される都道府県の議会の議員又は長の選挙から適用するものとする。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第17号)

（**衆議院** 28.3.22可決　**参議院** 3.29災害対策特別委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成33年３月31日まで５年間延長する措置を講じ、地震防災緊急事業を引き続き推進しようとするものである。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(衆第18号)

（**衆議院** 28.4.8可決　**参議院** 4.18内閣委員会付託 4.20本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、この法律は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とする。

二、この法律において「有人国境離島地域」とは、自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められ、領海基線を有する離島を含む２以上の離島で構成される地域内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域のほか、領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するものの地域をいう。

三、この法律において「特定有人国境離島地域」とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるものをいう。

四、国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

五、内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

六、国は、有人国境離島地域に国の行政機関の施設を設置するよう努めるものとするほか、有人国境離島地域内の所定の土地について買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

七、特定有人国境離島地域をその区域に含む都道県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画（以下「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

八、国は、毎年度、予算で定めるところにより、計画の円滑な実施その他の特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

九、国及び地方公共団体は、国内一般旅客定期航路事業等に係る旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をするほか、住民の雇用機会の拡充を図るため、事業に係る一定の費用の負担の軽減について適切な配慮をする等、特定有人国境離島地域に係る施策を講ずるものとする。

十、この法律は、一部を除き、平成29年４月１日から施行し、平成39年３月31日限り、その効力を失う。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案(衆第20号)

（**衆議院** 28.3.24可決　**参議院** 3.30内閣委員会付託 4.6本会議修正議決 ※）

※ 28.4.6、衆議院へ回付。4.8、衆議院同意。

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、

共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

二、成年後見制度の利用の促進について、基本理念として、成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、成年後見制度の利用に関する体制の整備を定める。

三、国は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有し、地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

四、成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、この法律に定める基本方針に基づき、推進されるものとし、政府は、基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。

五、政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

六、内閣府に、成年後見制度利用促進基本計画の案の作成、成年後見制度の利用の促進に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整等の事務をつかさどる特別の機関として、内閣総理大臣を会長とする成年後見制度利用促進会議（以下「会議」という。）を置く。

七、内閣府に、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要事項等に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣又は関係各大臣に建議する等の事務をつかさどる成年後見制度利用促進委員会（以下「委員会」という。）を置き、その委員は、成年後見制度に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

八、市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとし、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

九、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十、六の会議及び七の委員会は、施行の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日をもって廃止し、新たに関係行政機関で組織する成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設ける。

【修正要旨】

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い必要となる規定の整理を行う。

【附帯決議】（28.4.5内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう現状の問題点の把握に努め、それに基づき、必要な社会環境の整備等について検討を行うこと。

二、成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。

右決議する。

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(衆第21号)

（**衆議院** 28.3.24可決　**参議院** 3.30内閣委員会付託 4.6本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たって必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、６箇月以内の期間を定めて、成年被後見人に宛てた郵便物等を成年後見人に配達すべき旨を嘱託することができるものとする。

二、成年後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができるものとする。

三、成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなときを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができるものとする。ただし、３の行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

１　相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為

２　相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済

３　その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（１及び２の行為を除く。）

四、この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第24号)

（**衆議院** 28.3.31可決　**参議院** 3.31政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 4.6本会議可決）

【要旨】

本法律案は、船員の投票の機会を拡充するため、洋上投票の対象を広げるとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、要約筆記者に対する報酬支払を解禁しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、洋上投票の対象の拡充

１　現行制度下で洋上投票をすることができる指定船舶以外の船舶であって指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗って本邦以外の区域を航海する船員について、現行の洋上投票の対象とする。

２　指定船舶において投票をすることができないものとして政令で定める船員又は１の船舶において投票をすることができないものとして政令で定める船員について、その現在する場所において、洋上投票を行うことができるものとする。

二、要約筆記者に対する報酬支払の解禁

選挙運動に従事する者のうち、専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者について、一定の報酬を支給することができるものとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二については、公布の日から起算して１月を経過した日から施行する。

【附帯決議】(28.4.1政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

本法律案は、投票の機会の拡充として洋上投票の対象を拡充するとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対して報酬を支給することができることとするものである。

投票の機会を拡充するとともに、有権者が候補者の政策等をより知る機会があることは、選挙において有権者が適正な判断を行い、投票行動に活かすことができるなど、参政権の行使にとって重要であることに鑑み、地方公共団体の議会の議員の選挙においても、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるものとすることについて、今後各方面の意見を聞くなど速やかに検討を進め、必要な措置を講ずるものとする。

右決議する。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第26号)

（**衆議院** 28.4.28可決　**参議院** 5.17政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 5.20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差に係る累次の最高裁判所大法廷判決及び平成28年１月14日に行われた衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえ、衆議院議員の定数を10人削減するとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数を平成32年以降10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダムズ方式により配分することとし、あわせて平成27年の国勢調査の結果に基づく特例措置を講ずること等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正

１　衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を是正するため、都道府県別定数配分の方式として、アダムズ方式を導入するとともに、同方式による都道府県別定数配分は、制度の安定性を勘案し、10年に一度の大規模国勢調査でのみ行う。

２　アダムズ方式導入に係る改正については、本法の施行後の直近の大規模国勢調査である平成32年国勢調査から適用される。

３　大規模国勢調査の中間年に実施される簡易国勢調査に基づく改定案の作成に当たっては、各都道府県の選挙区の数は変更せず、選挙区間の較差が２倍以上となったときに境界の変更で対応する。

二、公職選挙法の一部改正

１　衆議院議員の定数を465人とし、小選挙区選出議員を６人、比例代表選出議員を４人、合計して10人削減することとし、削減後の小選挙区の区割りは、別に法律で定める。

２　比例ブロックの定数配分について、小選挙区と同様アダムズ方式により行う。

三、附則

１　この法律は、公布の日から施行する。ただし、二は、平成27年の国勢調査の結果に基づいて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う法律の施行の日から施行する。

２　平成27年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勧告

ア　衆議院議員選挙区画定審議会は、平成27年の国勢調査の結果に基づき小選挙区の区割り改定案の作成及び勧告を行うものとし、この改定案の作成に当たっては、定数６減の対象となる都道府県を、平成27年の国勢調査に基づきアダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員１人当たり人口の最も少ない都道府県から順に６都道府県とするとともに、各小選挙区の人口に関し、将来見込人口を踏まえ、次回の見直しまでの５年間を通じて較差２倍未満となるように区割りを行う。

イ　比例ブロックの定数配分についても、平成27年の国勢調査に基づき、小選挙区と同様の基準により、議員１人当たり人口の最も少ないブロックから順に４ブロックを削減の対象とする。

３　この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとする。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案(衆第29号)

（**衆議院** 28.4.28可決　**参議院** 5.11農林水産委員会付託 5.13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国及び外国における違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

1　「木材等」とは、木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるものをいうこととする。

2　「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるものをいうこととする。

3　「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいうこととする。

二、基本方針の策定

1　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を総合的かつ計画的に推進するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進の基本的方向に関する事項等を定めた基本方針を定めるものとすることとする。

2　国の責務

国は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととするとともに、木材等の適正な流通の確保に関する法令に関する情報の収集及び提供、木材関連事業者の登録制度の周知等必要な措置を講ずるものとすることとする。

三、木材関連事業者の判断の基準となるべき事項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとすることとするとともに、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置について必要な指導及び助言をすることができることとする。

四、木材関連事業者の登録

1　木材関連事業者の登録

木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずるものは、主務省令で定めるところにより、五の主務大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができることとする。

2　名称の使用

１の木材関連事業者の登録を受けた者は、主務省令で定めるところにより、当該登録に係る合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲において、登録木材関連事業者という名称を用いることができることとする。

五、登録実施機関の登録

四の１の主務大臣の登録は、木材関連事業者の登録に関する事務を行おうとする者の申請により行うこととする。

六、国際協力の推進

国は、外国における違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保その他の合法伐採木材等の流通及び利用に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるものとすることとする。

七、報告及び立入検査

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用の確保の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、立入検査をさせることができることとする。

八、施行期日等

1　この法律は、公布の日から起算して１年を経過した日から施行することとする。

2　政府は、この法律の施行後５年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとする。

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第35号）

（**衆議院** 28.5.12可決　**参議院** 5.25財政金融委員会付託 5.27本会議可決）

【要旨】

本法律案は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るとともに、酒類の適正な販売管理の確保を図るため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、不当廉売の撲滅等

1　財務大臣は、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者又は酒類販売業者（以下「酒類製造業者等」という。）の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意しつつ、酒類製造業者等が遵守すべき「公正な取引の基準」を定めるとともに、基準を遵守しない酒類製造業者等に対して指示、公表、命令をすることができ、命令違反に対しては免許の取消しができる。

2　「公正な取引の基準」の実効性を確保するため、財務大臣の質問検査権の対象に、酒類業組合等又は酒類製造業者等の関係事業者を追加する。

3　酒類製造業者等の酒類の取引に関し、公正取引委員会と財務大臣の連携強化を図るため、両者の間において双方向の報告制度を設ける。

二、未成年者の飲酒防止及びアルコール健康障害の防止等

1　酒類小売業者は、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任し、当該酒類販売管理者に対して、財務省令で定める期間ごとに研修を受けさせなければならない。

2　酒類小売業者が研修を受けさせなかった場合、財務大臣は、勧告、命令をすることができることとし、命令違反に対しては罰則を科すこととする。

3　酒類小売業者は、酒類販売管理者の氏名及び当該酒類販売管理者が最後に研修を受けた日等の事項を記載した標識を販売場ごとに掲げなければならない。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

発達障害者支援法の一部を改正する法律案（衆第36号）

（**衆議院** 28.5.12可決　**参議院** 5.23厚生労働委員会付託 5.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、障害者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　法律の目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての国民が共生する社会の実現に資することを規定する。
二　「発達障害者」の定義を、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものとする。また、「社会的障壁」の定義を、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとする。
三　発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと等を旨として行われなければならない。
四　国及び地方公共団体は、発達障害者及び関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。
五　市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。
六　国及び地方公共団体は可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、個別の教育支援計画等の作成の推進等の支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。
七　国及び都道府県は、発達障害者が就労することができるようにするため、個々の特性に応じた適切な就労の機会の確保､就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならない。
八　事業主は、発達障害者の雇用に関し、能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の特性に応じた適正な雇用管理を行うことにより雇用の安定を図るよう努めなければならない。
九　国及び地方公共団体は、発達障害者が司法手続において権利を円滑に行使できるようにするため、個々の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする。
十　都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及び関係者等により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。
十一　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(28.5.24厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、発達障害と診断された者及びその家族が適切な支援を受けることができるよう、ペアレントメンター等による心のケアも含めた相談・助言体制構築の支援を強化すること。その際、個々の障害の特性や家庭状況に対応できるよう､夜間等の相談・助言体制の構築についても留意すること。
二、小児の高次脳機能障害を含む発達障害の特性が広く国民に理解されるよう、適正な診断や投薬の重要性も含め、発達障害についての情報を分かりやすく周知すること。特に、教育の場において発達障害に対する無理解から生じるいじめ等を防止するには、まずは教職員が発達障害に対する理解を深めることが肝要であることから、研修等により教職員の専門性を高めた上で、早い段階から発達障害に対する理解を深めるための教育を徹底すること。
三、発達障害者の就労機会の確保及び職場定着のためには、個々の障害の特性に配慮した良好な就労環境の構築が重要であることに鑑み、職場におけるハラスメント予防のための取組やジョブコーチ等を活用した相談・助言体制の一層の充実を図ること。
四、発達障害者が持つ障害の程度は個人によって異なるため、就労及び就学を支援する上では主治医や産業医等の産業保健スタッフ及び学校医等の学校保健スタッフの役割が重要であることに鑑み、これらの関係者が相互に連携を図りながら協力できる体制を整備するとともに、産業保健スタッフ及び学校保健スタッフが受ける発達障害者の雇用や就学に関する研修について必要な検討を行うこと。
五、地方公共団体により障害者手帳の取扱いの状況が異なること及び発達障害者の多くが障害者手

帳を所持していないこと等の実情に鑑み、障害者手帳について在り方を検討すること。
六、個々の発達障害の原因究明及び診断、発達支援の方法等に関する調査研究を加速・深化させるとともに、発達障害に関する症例を広く把握することにより、不足している分野における調査研究に重点的に取り組むこと。また、これら調査研究の成果や国際的動向等も踏まえ、常に施策の見直しに努めること。その際、発達障害の定義の見直しにも留意すること。
右決議する。

平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第44号）

（**衆議院** 28.5.19可決　**参議院** 5.24災害対策特別委員会付託 5.27本会議可決）

【要旨】

本法律案は、平成28年熊本地震災害関連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら平成28年熊本地震災害関連義援金を使用することができるようにするため、平成28年熊本地震災害関連義援金について、差押えの禁止等をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　差押えの禁止等

１　平成28年熊本地震災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととする。

２　平成28年熊本地震災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこととする。

二　平成28年熊本地震災害関連義援金の定義

この法律において「平成28年熊本地震災害関連義援金」とは、平成28年熊本地震による災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉（しゃ）する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうこととする。

三　施行期日等

１　この法律は、公布の日から施行することとする。

２　この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった平成28年熊本地震災害関連義援金についても適用することとする。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととする。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（衆第45号）

（**衆議院** 28.5.19可決　**参議院** 5.27内閣委員会付託 6.1本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国会への報告

政府は、平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）が終了するまでの間、おおむね１年に１回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案（衆第46号）

（**衆議院** 28.5.19可決　**参議院** 5.27内閣委員会付託 6.1本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に

対する国外犯罪被害弔慰金等の支給について必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律において「国外犯罪行為」とは、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為（日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において行われたものを除く。）のうち、当該行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものをいう。

二、この法律において「国外犯罪被害者」とは、国外犯罪被害（国外犯罪行為による死亡又は障害をいう。）を受けた者であって、当該国外犯罪被害の原因となった国外犯罪行為が行われた時において日本国籍を有する者（日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる者を除く。）をいう。

三、国は、国外犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、死亡した者の第１順位遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った者に対して国外犯罪被害障害見舞金を、それぞれ一時金として支給する。

四、国外犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、国外犯罪被害弔慰金等を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる。

五、国外犯罪被害弔慰金の額は、国外犯罪被害者１人当たり200万円とし、国外犯罪被害障害見舞金の額は、国外犯罪被害者１人当たり100万円とする。

六、国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、都道府県公安委員会に申請し、その裁定を受けなければならない。

七、外務大臣は、国外犯罪被害又は国外犯罪被害者に関する情報を取得したときは、これを国家公安委員会にできる限り速やかに提供するものとする。

八、この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に行われた国外犯罪行為による死亡又は障害について適用する。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（衆第47号）

（**衆議院** 28.5.19可決　**参議院** 5.27内閣委員会付託 6.1本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、「仮認定特定非営利活動法人」の名称を、「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

二、特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を現行の２月間から１月間に短縮するとともに、認証の申請があった旨及び申請のあった年月日等の事項について現行の公告に加えてインターネットの利用による公表を可能とする。

三、特定非営利活動法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間を、現行の「翌々事業年度の末日までの間」から「作成の日から起算して５年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長するとともに、特定非営利活動法人から提出された事業報告書等を所轄庁において閲覧又は謄写できる期間を、現行の「過去３年間」から「過去５年間」に延長する。

四、特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

１　官報に掲載する方法

２　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

３　電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。）

４　１から３までに掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

五、認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の所轄庁への事前の提

出等を不要とする。
六、この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、四については公布の日から起算して２年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

真珠の振興に関する法律案（衆第49号）

（**衆議院** 28.5.24可決　**参議院** 5.30農林水産委員会付託 6.1本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国の真珠産業が、世界に先駆けて真珠の養殖技術を確立する等歴史的に世界の真珠の生産等において特別な地位を占めてきているとともに、その国際競争力の強化が重要な課題となっていること及び真珠が国民になじみの深い宝石であり、真珠に係る宝飾文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、農林水産大臣及び経済産業大臣による基本方針の策定について定めるとともに、真珠の生産者の経営の安定、真珠の加工及び流通の高度化、真珠の輸出の促進等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本方針の策定

農林水産大臣及び経済産業大臣は、真珠（その加工品を含む。以下同じ。）の生産、加工、流通又は販売の事業（以下「真珠産業」という。）及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針を定めるものとすることとする。

二、振興計画の策定

都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する計画を定めることができることとする。

三、連携の強化

国は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとすることとする。

四、生産者の経営の安定

国及び地方公共団体は、真珠の生産者の経営の安定を図るため、必要な施策を講ずるよう努めることとする。

五、生産性及び品質の向上の促進

国及び地方公共団体は、真珠の生産に係る生産性及び真珠の品質の向上を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めることとする。

六、漁場の調査及び漁場の維持又は改善

国及び地方公共団体は、真珠の生産に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、真珠の生産に係る漁場の状況の把握及び環境の変化の予測その他真珠の生産に関する施策の実施に関し必要な調査を行うよう努めることとする。また、国及び地方公共団体は、真珠の安定的な生産を確保するため、漁場を良好な状態に維持し、又はその改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めることとする。

七、加工及び流通の高度化

国及び地方公共団体は、真珠の加工及び流通の高度化を図るため、必要な施策を講ずるよう努めることとする。

八、輸出の促進

国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等が国内で生産され、又は加工された真珠の需要の増進に資することに鑑み、真珠の輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めることとする。

九、研究開発の推進等

国及び地方公共団体は、真珠の生産技術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質の向上に関する研究開発その他真珠産業の振興のために必要な研究開発の推進及びその成果の普及並びに

研究開発を行う者への支援に努めることとする。

十、人材の育成及び確保

国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な真珠の生産の事業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、必要な措置を講ずるよう努めることとする。

十一、真珠に係る宝飾文化の振興

国及び地方公共団体は、真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めることとする。

十二、国の援助

国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとする。

十三、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(第189回国会衆第24号)

（**衆議院** 第189回国会27.7.9修正議決　**参議院** 第189回国会9.14内閣委員会付託 28.3.11本会議修正議決　**衆議院** 3.17可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資することを目的とする。

二、対象施設として、国会議事堂等、内閣総理大臣官邸等、危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして政令で定める行政機関の庁舎、最高裁判所の庁舎、皇居及び御所、総務大臣が指定する政党事務所、外務大臣が指定する外国公館等並びに国家公安委員会が指定する原子力事業所を定める。

三、この法律に基づき対象施設の敷地又は区域を指定する者は、当該敷地又は区域（以下「対象施設の指定敷地等」という。）及びその周囲おおむね300メートルの地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

四、国は、対象施設、対象施設の指定敷地等及び対象施設周辺地域に関する地図を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

五、何人も、対象施設周辺地域の上空において、小型無人機等の飛行を行ってはならない。ただし、対象施設の管理者又はその同意を得た者等が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空等において行う場合及び国又は地方公共団体の業務を実施するために行う場合については適用しない。

六、警察官、皇宮護衛官及び海上保安官（以下「警察官等」という。）は、五に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させること等の措置をとることを命ずることができる。この場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、警察官等は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機等の飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

七、五に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行った者並びに六による警察官等の命令に違反した者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
八、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
九、国は、速やかに、重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止の在り方、小型無人機の安全な飛行の確保の在り方等について、小型無人機の多様な分野における利用の促進のための施策をも踏まえ、かつ、小型無人機に関連する技術の進歩を勘案しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【修正要旨】

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い必要となる規定の整理その他所要の規定の整理を行う。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(第189回国会衆第40号)

（**衆議院** 第189回国会27.9.11可決　**参議院** 第189回国会9.24厚生労働委員会付託 28.2.24本会議修正議決　**衆議院** 3.24可決）

【要旨】

本法律案は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることにより、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　この法律において「戦没者の遺骨収集」とは、今次の大戦により沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域又は本邦以外の地域において死亡した我が国の戦没者（本邦以外の地域において強制抑留中に死亡した者を含む。）の遺骨であって、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、本邦に送還し、及び当該戦没者の遺族に引き渡すこと等をいう。
二　国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有する。また、国は、平成27年度以降10箇年間を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。
三　政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
四　政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。
五　国は、情報の収集等の推進及び遺骨の鑑定等に関する体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする。
六　国は、地域の状況に応じ、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するものとする。また、国は、本邦以外の地域において、関係国の政府等の理解と協力を得るよう努めなければならない。
七　厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、戦没者の遺骨の収容、送還等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて１個に限り、当該業務を行う者として指定することができる。
八　この法律は、平成27年10月１日から施行する。

【修正要旨】

一　戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間を「平成27年度以降10箇年間」から「平成28年度から平成36年度までの間」に改める。
二　この法律の施行期日を「平成27年10月１日」から「平成28年４月１日」に改める。

【附帯決議】（28.2.18厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、戦没者の遺骨収集の推進に当たっては、戦後70周年を迎え、戦没者の遺族の高齢化が進展している現状に鑑み、平成36年度までの集中実施期間において遺骨収集が確実に実施されるよう、職員の配置、関係行政機関との適切な連携など、遺骨収集のための体制を十分に確保するとともに、必要な財政上の措置を講ずること。また、事業の実施状況について、定期的に本委員会に報告を行うとともに、有識者会議において検討を行い、その結果や助言等を踏まえ、事業の在り方について適宜是正・改善を行いながら、事業を実施すること。

二、戦没者の遺骨収集や情報収集に当たっては、相手国の国民感情にも十分配慮した上で、関係国の政府等の理解と協力を得て実施すること。また、現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携を強化し、支援すること。

三、戦没者の遺骨から抽出したＤＮＡ情報のデータベース化に当たっては、できる限り多くの遺骨の身元を特定し遺族に引き渡せるよう、遺族からの幅広いＤＮＡ検体の提供の仕組みについて検討すること。また、ＤＮＡ情報を始めとする個人情報の管理に当たっては、漏えい、目的外使用等の事態が生じないよう厳格な措置を講ずること。

四、指定法人の指定に当たっては、遺骨収集及び情報収集に関する経験や知見に十分配慮し審査を行うこと。また、指定法人による業務が適正かつ確実に実施されるよう、指定法人に対する指導・監督に万全を期すとともに、その業務運営の透明性と適正な実施を確保するため、指定法人から厚生労働大臣に提出される事業報告書及び収支決算書を公表すること。

右決議する。

予　算

平成二十七年度一般会計補正予算（第1号）
平成二十七年度特別会計補正予算（特第1号）

（**衆議院** 28.1.14可決　**参議院** 1.14予算委員会付託 1.20本会議可決）

【概要】

平成27年９月24日、安倍内閣総理大臣は、少子高齢化に歯止めを掛け、50年後も人口１億人を維持するために「一億総活躍」社会を目指すと発表した。その実現のため、新・三本の矢（希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障）を打ち出すとともに、それぞれの数値目標として、「ＧＤＰ600兆円の達成」、「希望出生率1.8の実現」、「介護離職ゼロ」を掲げた。11月26日には、具体的施策を盛り込んだ「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」が取りまとめられた。

他方、27年10月５日に米国アトランタで開催されたＴＰＰ閣僚会合において、ＴＰＰ協定が大筋合意に至ったことを受け、11月25日には、ＴＰＰの効果を経済再生、地方創生等につなげる施策及び国民の不安を払拭する政策目標を盛り込んだ「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」が決定された。

平成二十七年度補正予算（第１号及び特第１号）は、これらの対策及び大綱の実施に必要な経費の追加等のために編成され、27年12月18日に閣議決定された。

一般会計の歳出においては、一億総活躍社会関連経費１兆1,646億円、ＴＰＰ政策大綱関連経費3,403億円、災害復旧等事業5,169億円、復興の加速化等8,215億円及び地方交付税交付金１兆2,651億円等が追加された一方、国債費などの既定経費１兆4,467億円が減額された。歳入においては、税収の増加１兆8,990億円及び前年度剰余金受入２兆2,136億円等を計上する一方、公債金が4,447億円減額された（建設公債を4,760億円増額、特例公債を9,207億円減額）。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額３兆3,213億円を加えた補正後の一般会計予算の規模は、99兆6,633億円となった。

平成二十七年度補正予算のフレーム（一般会計）

（単位：億円）

歳出の補正		歳入の補正	
1. 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等	11,646	1. 租税及印紙収入	18,990
		2. 税外収入	▲ 3,466
2. TPP関連政策大綱実現に向けた施策	3,403	3. 前年度剰余金受入	22,136
3. 災害復旧・防災・減災事業	5,169	4. 公債金	▲ 4,447
4. 復興の加速化等	8,215	(1)建設公債	4,760
5. その他喫緊の課題への対応	3,037	(2)特例公債	▲ 9,207
6. その他の経費	3,560		
7. 地方交付税交付金	12,651		
8. 既定経費の減額	▲ 14,467		
合　計	33,213	合　計	33,213

平成二十八年度一般会計予算
平成二十八年度特別会計予算
平成二十八年度政府関係機関予算
（**衆議院** 28.3.1可決　**参議院** 3.1予算委員会付託 3.29本会議可決）
【概要】

平成27年の日本経済は、円安、株高の進行や量的･質的金融緩和の実施等を背景に雇用･所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いていた。しかし、中国を始めとする新興国経済の減速や消費税率引上げ後の個人消費の弱さ等を受けて、27年４-６月期と10-12月期の経済成長率がマイナスになるなど、景気は一進一退の状況となった。

他方、我が国財政は、近年の税収増により基礎的財政収支（ＰＢ）の赤字幅が縮小傾向にあるものの、公債依存度が４割近い水準にあるほか、国及び地方の長期債務残高対ＧＤＰ比は200％を超えるなど、依然として厳しい状況にある。政府は、平成32年度までに国･地方のＰＢを黒字化する目標の達成に向け、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（27年６月30日閣議決定）において「経済･財政再生計画」を策定した。計画の前半となる28年度から30年度までを「集中改革期間」と位置付け、30年度のＰＢ赤字対ＧＤＰ比をマイナス１％程度とすることや一般歳出の実質的増加を1.6兆円程度、社会保障関係費の実質的増加を1.5兆円程度に抑えるとの「目安」が示された。

こうした状況の中、平成二十八年度予算は、強い経済を実現するとともに、「一億総活躍社会」の実現やＴＰＰを経済再生･地方創生に直結させる取組などの重要課題に関して、「経済･財政再生計画」の趣旨や施策の優先順位を踏まえて適切に対処するとの方針の下に編成され、27年12月24日に閣議決定された。

平成二十八年度一般会計予算の規模は96兆7,218億円（対前年度当初予算比0.4％増）で当初予算としては過去最大となった。

歳出予算については、政策的経費の基礎的財政収支対象経費が73兆1,097億円（同0.3％増）、国債の元利償還に充てる国債費が23兆6,121億円（同0.7％増）となった。

基礎的財政収支対象経費の内訳を見ると、社会保障関係費は31兆9,738億円（同1.4％増）となった。高齢化等に伴う自然増は、経済･財政再生計画の「目安」を踏まえ、概算要求時点の6,700億円から5,000億円程度の増加に圧縮された。

公共事業関係費は５兆9,737億円（同0.0％増）と前年度とほぼ同水準となった。27年９月の関東･東北豪雨等を受けた防災対策のほか、三大都市圏の物流網強化（3,170億円）や整備新幹線予算（755億円）などが計上された。

文教及び科学振興費は５兆3,580億円（同0.0％減）と前年度とほぼ同水準となった。幼児教育無償化に向けた多子世帯・ひとり親世帯の保育料の負担軽減に345億円（同6.8％増）を計上したほか、スポーツ関連予算に324億円（同11.7％増）を充てた。科学技術振興費は１兆2,929億円（同0.6％増）となった。

防衛関係費は５兆541億円（同1.5％増）となり、中国の海洋進出への対応や沖縄県辺野古の米軍基地建設工事の進捗などを背景に当初予算としては初めて５兆円を上回った。在日米軍駐留経費の日本側負担（思いやり予算）については、新たな日米特別協定の合意に基づき、1,920億円（同1.1％増）が計上された。

地方交付税交付金等は15兆2,811億円（同1.6％減）と６年連続の減額となった。リーマン・ショック以降特別に措置されていた「別枠加算」が廃止される一方、新型交付金として1,000億円（地方創生推進交付金、内閣府所管）が計上された。なお、交付税及び譲与税配付金特別会計から支出される地方交付税交付金等は16兆8,236億円となった。

歳入予算については、租税及印紙収入が57兆6,040億円（同5.6％増）となった。景気の緩やかな回復傾向等を反映して、所得税、法人税、消費税の基幹税を始め多くの税目で増収を見込んでいる。当初予算との比較では平成10年度予算（58兆5,220億円）以来、決算との比較では平成３年度決算（59兆8,204億円）以来の規模となる。その他収入は４兆6,858億円（同5.4％減）が計上された。

公債金は34兆4,320億円（同6.6％減）で６年連続の減額となった。内訳は、建設公債が６兆500億円（同0.8％増）、特例公債が28兆3,820億円（同8.0％減）である。公債依存度は35.6％となり、前年度当初予算に比べ2.7ポイント低下した。

東日本大震災の復旧・復興に係る資金を経理する東日本大震災復興特別会計の予算は３兆2,469億円（同16.9％減）となった。今後５年間の「復興・創生期間」の初年度となる28年度は、復興の進展に伴い生じる課題に対応するため、被災者支援総合交付金に220億円、復興道路・復興支援道路の整備等に2,376億円、汚染土壌等の除染に5,249億円などが計上された。

上記の予算を執行した場合、28年度末の国及び地方の長期債務残高は1,062兆円（対ＧＤＰ比204.7％）と見込まれている。

平成二十八年度一般会計予算（当初予算）の内訳

歳　出

単位：億円
（　）は前年度当初予算に対する増減率：%
＜　＞は歳出・歳入総額に占める割合：%

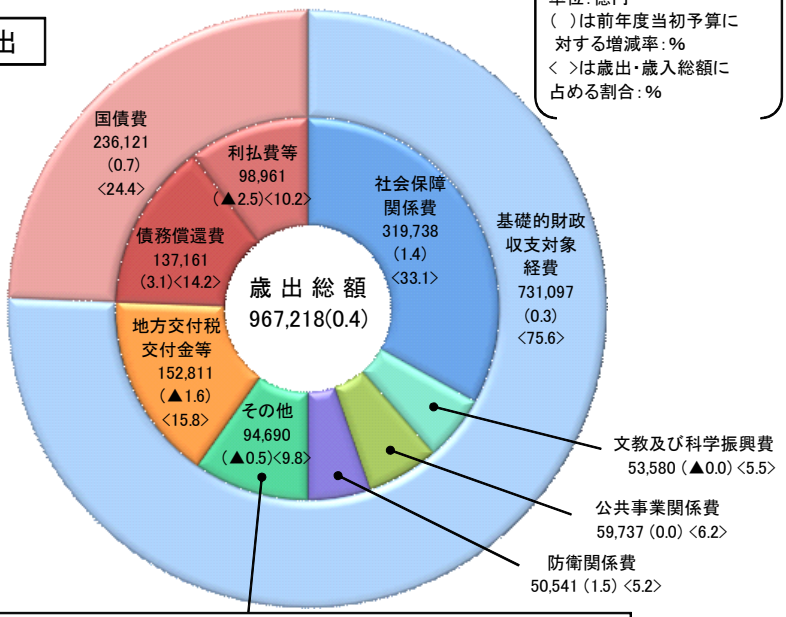

食料安定供給関係費	10,282（▲1.3）	中小企業対策費	1,825（▲1.7）
エネルギー対策費	9,308（3.6）	その他の事項経費	61,193（▲0.3）
恩給関係費	3,421（▲13.0）	予備費	3,500（0.0）
経済協力費	5,161（1.9）		

歳　入

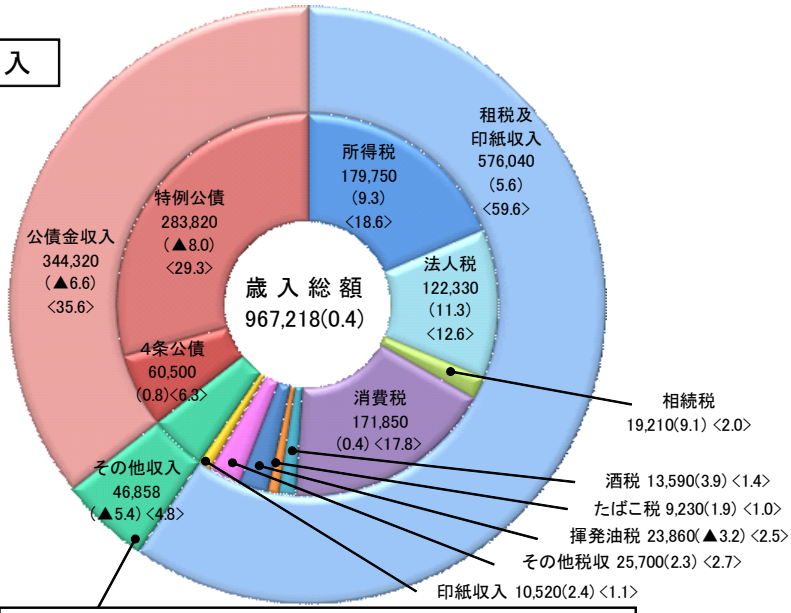

官業益金及官業収入	447（1.6）
政府資産整理収入	3,049（5.6）
雑収入	42,912（▲7.1）（うち特別会計受入金 16,675（▲0.3））
前年度剰余金受入	450（1957.8）

平成二十八年度一般会計補正予算（第1号）
平成二十八年度特別会計補正予算（特第1号）
（**衆議院** 28.5.16可決　**参議院** 5.16予算委員会付託 5.17本会議可決）
【概要】

平成28年４月14日及び16日、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5（最大震度７）とマグニチュード7.3（最大震度７）の地震が相次いで発生し、その後も過去に例がない回数の余震が続いた（平成28年熊本地震）。一連の地震による被害は、死者49名、住宅の全壊8,309棟（28年５月27日現在）など熊本を中心とする広い地域に及び、社会資本・住宅・民間企業設備の被害額は約2.4兆円～4.6兆円と試算された（５月23日内閣府公表）。安倍内閣総理大臣は、発災から10日後の４月24日、非常災害対策本部会議において被災者の生活支援やインフラ復旧などのための補正予算編成を指示し、５月13日に平成二十八年度補正予算（第１号及び特第１号）が閣議決定された。

一般会計の歳出においては、避難所や応急仮設住宅の供与等に充てる災害救助費等負担金に573億円、住宅が全壊した世帯等への支援金に充てる被災者生活再建支援金負担金に201億円、災害により死亡した人の遺族への弔慰金等に充てる災害弔慰金等負担金等に６億円が計上されたほか、平成28年熊本地震による災害に係る復旧経費その他の緊急を要する経費に充てるため、新たに熊本地震復旧等予備費7,000億円が計上された。新規追加額はあわせて7,780億円であるが、その財源は既定経費の国債費を同額減額して賄われた。なお、本補正予算において歳入の補正は行われていない。

以上のように、歳出の追加額と同額の既定経費を減額し、歳入の補正も行われていないため、補正後の一般会計予算の規模は補正前と同じ96兆7,218億円である。

平成二十八年度補正予算のフレーム（一般会計）

（単位：億円）

歳出の補正		歳入の補正	
1．災害救助等関係経費	780		
(1)災害救助費等負担金	573		
(2)被災者生活再建支援金補助金	201		
(3)災害弔慰金等負担金等	6		
2．熊本地震復旧等予備費	7,000		
3．既定経費の減額(国債費)	▲ 7,780		
合　計	－	合　計	－

条　約

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）

（**衆議院** 28.3.22承認　**参議院** 3.23外交防衛委員会付託 3.31本会議承認）

【要旨】

この協定は、日米安保条約の目的達成のため、日本国に維持されているアメリカ合衆国軍隊の効果的な活動を確保するためのものであって、前文、本文７箇条及び末文から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの主な内容は、次のとおりである。

一、日本国は、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する（書簡において、日本国が負担する上限労働者数を、現在の22,625人から23,178人に段階的に増加させることを明らかにしている）。

二、日本国は、合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等（公益事業によって使用に供されるもの）及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する（書簡において、日本国が負担する経費は各会計年度において249億190万8,000円を上限額としつつ、日本国の負担割合を現在の72％から61％に引き下げることを明らかにしている）。

三、日本国は、日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練を他の施設及び区域又はアメリカ合衆国の施政の下にある訓練の場所を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する（当該要請に当たり日本国が経費を負担するとの通告を行う場合に限る）。

四、アメリカ合衆国は、前記３種類の経費の節約に一層努める。

五、日本国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、その決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

六、両国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。

七、この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、2021年３月31日まで効力を有する。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第２号）

（**衆議院** 28.4.21承認　**参議院** 4.27外交防衛委員会付託 5.11本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とオマーンとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2015年（平成27年）６月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文26箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

三、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国

の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。

四、一方の締約国は、自国の関係法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人等に対し、投資活動を行うことを目的として自国の区域に入国し、及び滞在することを許可する。

五、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。

六、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

七、自国の投資家の損害の填補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位について規定する。

八、一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを認める。

九、この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。

十、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができる。

十一、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記八（資金の移転）に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

十二、両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。

十三、両締約国は、両締約国間の投資を更に促進することを目的として、一方の締約国の要請があった場合には、この協定の見直しを行う。

十四、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後10年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで効力を有する。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

（**衆議院** 28.4.21承認　**参議院** 4.27外交防衛委員会付託 5.11本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とイランとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2016年（平成28年）２月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文21箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、自国の領域において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利な待遇よりも不利でない待遇を与える。

二、一方の締約国の投資家の投資財産は、他方の締約国の領域において、常に公正かつ衡平な待遇を与えられ、並びに十分な保護及び保障を享受する。
三、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の投資財産に関して義務を負っている場合には、当該義務を遵守する。
四、一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家による投資に対し、輸出の制限等に係る差別的でない措置を課してはならない。
五、いずれの一方の締約国の投資家の投資財産も、収用、国有化等が公共の目的のために、正当な法の手続に従って、差別的でない態様で並びに実効的、迅速及び適当な補償の支払を伴って行われる場合を除くほか、他方の締約国による収用、国有化等の対象としてはならない。また、収用、国有化等に伴う補償の額は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
六、いずれか一方の締約国の投資家であって、他方の締約国の領域における武力紛争等により自己の投資財産について損失等を被るものは、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該一方の締約国の投資家にとっていずれか有利な待遇よりも不利でない待遇を当該他方の締約国によって与えられる。
七、一方の締約国又はその指定する機関が、保険契約等に基づいて支払が行われることによって投資家を代位する場合について規定する。
八、一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域に向けた又は自国の領域からの資金の移転であって、この協定に規定する投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。
九、両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。
十、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、投資財産に関連する国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。
十一、一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の紛争が解決されない場合には、当該紛争は、当該他方の締約国の権限のある裁判所、特別の仲裁廷又は国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約に基づいて設置される仲裁廷のいずれかに付託される。
十二、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争が協議により解決されない場合には、仲裁廷に付託することができる。
十三、この協定は、両締約国がこの協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告し、その通告のうちいずれか遅い方の受領の日の後30日目の日に効力を生じ、10年の期間効力を有する。この協定は、最初の10年の期間の後、一方の締約国が他方の締約国に対して書面によりこの協定の終了の通告を行わない限り、引き続き効力を有する。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）

（**衆議院** 28.4.28承認　**参議院** 5.18外交防衛委員会付託 5.25本会議承認）

【要旨】

この協定は、1967年（昭和42年）に効力を生じた我が国とドイツとの間の現行の租税協定（1980年及び1984年に一部改正）を全面的に改正するものであり、2015年（平成27年）12月17日に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文32箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。
一、この協定は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税及びある種の他の租税について適用する。
二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する

場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。

三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には５パーセントを、その他の場合には15パーセントを超えないものとする。一定の要件を満たす持株割合25パーセント以上の親子会社間の配当については、源泉地国において免税とする。

四、利子及び使用料については、源泉地国において免税とする。

五、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。

六、この協定の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する。取引等の主要な目的が協定の特典を受けることである場合には協定の特典は与えられない。

七、この協定の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

八、この協定の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。

九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。

十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。

十一、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）

（**衆議院** 28.4.28承認　**参議院** 5.18外交防衛委員会付託 5.25本会議承認）

【要旨】

この条約は、人的交流、経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避を目的として、我が国とチリとの間で課税権を調整するものであり、2016年（平成28年）１月21日にサンティアゴで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。

三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす親子会社間の場合には５パーセントを、その他の場合には15パーセントを超えないものとする。

四、利子に対する源泉地国における税率は、銀行、保険会社等が受け取る利子については４パーセント、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。

五、使用料に対する源泉地国における税率は、産業上等の設備の使用又は使用の権利に対して支払われる場合には２パーセント、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。

六、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。

七、この条約の特典の濫用を防止するため、取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。

八、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

九、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。

十、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。

十一、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）

（**衆議院** 28.4.28承認　**参議院** 5.18外交防衛委員会付託 5.25本会議承認）

【要旨】

この議定書は、1989年（平成元年）に効力を生じ、2006年（平成18年）に一部改正された我が国とインドとの間の現行の租税条約を改正するものであり、2015年（平成27年）12月11日にニューデリーで署名されたものである。この議定書は、前文、本文４箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、源泉地国免税の対象となる利子に、政府等によって保険の引受けが行われた債権に関して支払われるものを追加するとともに、利子免税の対象となる機関の追加及び整備を行う。

二、両締約国の権限のある当局間で交換する租税に関する情報の対象を拡充する。

三、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。

四、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

（**衆議院** 28.3.31承認　**参議院** 4.18外交防衛委員会付託 4.22本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とフィリピンとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、2013年（平成25年）９月に両国政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2015年（平成27年）11月19日にマニラにおいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文27箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、我が国については、国民年金及び厚生年金保険について適用し、また、フィリピンについては、退職、障害及び死亡に係る給付に関する社会保障法、退職、障害、死亡及び遺族に係る給付に関する公務員保険機構法並びにこれらの法律による保険料納付期間等の通算に関するポータビリティ法について適用する。

二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が５年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。

三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。

四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後３箇月目の月の初日に効力を生ずる。

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

（**衆議院** 継続審査）

【要旨】
本協定は、アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するための法的枠組みについて定めるものである。

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第189回国会閣条第13号）

（**衆議院** 28.3.31承認　**参議院** 4.4外交防衛委員会付託 4.15本会議承認）

【要旨】
我が国とカンボジアとの間の定期航空路線の開設については、カンボジアから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とカンボジアとの間の人的交流の拡大を踏まえ交渉を行った結果、2015年（平成27年）１月14日にプノンペンにおいてこの協定が署名された。
この協定は、我が国とカンボジアとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、前文、本文21箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す付表から成り、主な内容は次のとおりである。
一、両締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
二、一方の締約国の指定航空企業は、付表に定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸して定期的に両締約国間の貨客を運送することができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客を運送することができる。
三、一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料等について当該他方の締約国の関税等を免除される。
四、特定路線において運営される航空業務（以下「協定業務」という。）を開始するためには、まず、一方の締約国が当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。当該航空企業は、他方の締約国から国内法に従って運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる。
五、両締約国の指定航空企業は、両締約国間の協定業務につき公平かつ均等な機会を与えられる。
六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
七、各締約国の航空当局は、自国の領域から出発する協定業務のための運賃を認可する権利を有するが、他方の締約国から出発する協定業務のための運賃について一方的な措置をとってはならない。
八、両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとる。一方の締約国は、緊急事態においては他方の締約国の指定航空企業の運航を停止させることができる。
九、一方の締約国は、他方の締約国に対し、航空の安全に関する協議を要請することができるほか、自国の領域内において当該他方の締約国の指定航空企業の航空機に対する検査を行うことができる。また、航行の安全の確保に必要な場合には、他方の締約国の指定航空企業の運航を停止させることができる。
十、両締約国の指定航空企業が両方向に運営することのできる路線は、日本側は「日本国内の地点―カンボジア王国内の地点」及び「日本国内の地点―中間の地点―カンボジア王国内の地点―以遠の地点」、カンボジア側は「カンボジア王国内の地点―日本国内の地点」及び「カンボジア王国内の地点―中間の地点―日本国内の地点―以遠の地点」とする。

十一、この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第189回国会閣条第14号）

（**衆議院** 28.3.31承認　**参議院** 4.4外交防衛委員会付託 4.15本会議承認）

【要旨】

我が国とラオスとの間の定期航空路線の開設については、ラオスから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とラオスとの間の人的交流の拡大を踏まえ交渉を行った結果、2015年（平成27年）１月16日にビエンチャンにおいてこの協定が署名された。

この協定は、我が国とラオスとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、前文、本文21箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す付表から成り、主な内容は次のとおりである。

一、両締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

二、一方の締約国の指定航空企業は、付表に定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸して定期的に両締約国間の貨客を運送することができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客を運送することができる。

三、一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料等について当該他方の締約国の関税等を免除される。

四、特定路線において運営される航空業務（以下「協定業務」という。）を開始するためには、まず、一方の締約国が当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。当該航空企業は、他方の締約国から国内法に従って運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる。

五、両締約国の指定航空企業は、両締約国間の協定業務につき公平かつ均等な機会を与えられる。

六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

七、各締約国の航空当局は、自国の領域から出発する協定業務のための運賃を認可する権利を有するが、他方の締約国から出発する協定業務のための運賃について一方的な措置をとってはならない。

八、両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとる。一方の締約国は、緊急事態においては他方の締約国の指定航空企業の運航を停止させることができる。

九、一方の締約国は、他方の締約国に対し、航空の安全に関する協議を要請することができるほか、自国の領域内において当該他方の締約国の指定航空企業の航空機に対する検査を行うことができる。また、航行の安全の確保に必要な場合には、他方の締約国の指定航空企業の運航を停止させることができる。

十、両締約国の指定航空企業が両方向に運営することのできる路線は、日本側は「日本国内の地点―ラオス人民民主共和国内の地点」及び「日本国内の地点―中間の地点―ラオス人民民主共和国内の地点―以遠の地点」、ラオス側は「ラオス人民民主共和国内の地点―日本国内の地点」及び「ラオス人民民主共和国内の地点―中間の地点―日本国内の地点―以遠の地点」とする。

十一、この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（第189回国会閣条第15号）

（**衆議院** 28.4.21承認　**参議院** 5.9外交防衛委員会付託 5.13本会議承認）

【要旨】

我が国は、欧州評議会が作成した「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に加入したことにより、同条約の締約国との間では一定の条件の下で外国人受刑者の本国への移送を実施することが可能となっているが、イラン側は同条約に加入しておらず、両国間で受刑者の移送を実施するため、二国間の受刑者移送条約の作成及び締結に向けた交渉を開始した結果、日本側は2015年（平成27年）１月９日に東京で、イラン側は同年１月10日にテヘランで、この条約の署名が行われた。

この条約は、前文、本文17箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従い裁判国の領域から執行国の領域に移送されることができる。

二、刑を言い渡された者については、判決が確定していること、刑を言い渡された者が移送に同意していること、刑が科せられる理由となった作為又は不作為が双罰性を構成すること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。

三、移送の要請については、当該移送がいずれかの締約国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害するおそれがある場合には、拒否することができる。

四、この条約の適用を受けることのできる全ての刑を言い渡された者は、条約の内容につき裁判国から通知を受けるものとする。

五、移送後の刑の執行の継続は、執行国の法令により規律される。執行国は、裁判国において決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。

六、各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。

七、この条約の適用に当たり要する費用は、専ら裁判国の領域において要する費用を除くほか、執行国が負担する。執行国は、刑を言い渡された者に対し、移送の費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

八、この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第１号)

（**衆議院** 28.3.24承認　**参議院** 3.28総務委員会付託 3.31本会議承認）

【要旨】

本件は、放送法第70条第２項の規定に基づき、日本放送協会の平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が7,016億円、事業支出が6,936億円で、事業収支差金は80億円となる。この事業収支差金は、全額を建設積立資産に繰り入れる。受信料収入は、受信契約件数の増加や未収の削減に努めることで、6,758億円を確保する。

二、事業計画

平成28年度は、３か年経営計画の２年目として、公共放送の原点を堅持し、公平・公正で正確・迅速な報道、豊かで質の高い多彩な番組の充実、日本を世界に積極的に発信することによる国際社会の日本への理解の促進、８Ｋ・４Ｋによる制作・活用の一層の推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、受信料制度の理解促進と営業改革の一層の推進による支払率の向上、一層効率的な経営の推進、情報システム等のセキュリティの強化による情報管理・放送継続の確保等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,101億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,195億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、受信料負担の公平性の確保等に取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められるとしながら、自らの番組基準に抵触した放送及び子会社における相次ぐ不祥事の発覚を厳粛に受け止め、子会社を含むグループ全体としての協会の改革に取り組むこと、協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料によって支えられているとの認識を新たにし、説明責任を果たしていくことが必要である旨の意見が付されている。

【附帯決議】(28.3.31総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼に基づき、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、役員の言動等により、国民・視聴者から厳しい批判が多数寄せられ、信頼が揺らいでいる現状を重く受け止め、かかる事態の一刻も早い収束と信頼回復に向け一丸となって全力を尽くすこと。

また、昨年明らかになった番組の過剰演出問題を含む不祥事の頻発を踏まえ、綱紀を粛正し、再発防止策及びコンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者としての役職員の職業倫理を高め、組織一体となって信頼確保に取り組むこととし、その取組状況については、広く国民・視聴者に分かりやすく、丁寧に説明すること。

二、協会の役員は、公共放送に携わる者として、協会の名誉や信用を損ねるような発言や行動は厳に慎むこと。

三、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを再確認し、役員の職務執行に対して一層実効ある監督を行うことなどにより、国民・視聴者の負託に応えること。

また、会長の選考については、今後とも手続の透明性を一層図りつつ、公共放送の会長としてふさわしい資質・能力を兼ね備えた人物が適切に選考されるよう、選考の手続の在り方について

検討すること。

四、監査委員会は、放送法に定められた調査権限を適切に行使し、役員に対する監査機能を十分に発揮すること。また、役員に不適切な行為がある場合、または、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を失することなく厳格に対処すること。

五、政府は、経営委員の任命に当たっては、社会に対する職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全国、各分野を考慮して幅広く選任するよう努めること。

六、協会は、子会社の相次ぐ不祥事等を踏まえ、国民・視聴者の信頼回復に向け、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。あわせて、組織の在り方について統合・廃止も含めた抜本的な見直しを行い、グループとしてのガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に取り組み、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営を構築すること。

七、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、放送事業者の番組編集については、引き続き事業者の自主・自律性を尊重するとともに、協会が放送法に基づき公共の福祉と文化の向上への寄与を目的として設立された公共放送事業体であることを踏まえ、公共放送の自律性を尊重すること。

八、協会は、我が国の公共放送としての社会的使命を認識し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、放送番組の編集に当たっては、政治的公平、事実を曲げない報道、意見が対立している問題についてできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることなど、放送法の原則を遵守すること。

　また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者からの信頼の維持に努めること。

九、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を国際社会に向けて正しく伝えることが、これまで以上に重要度を増していることを踏まえ、一層の充実を図ること。特に、協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・経済活動等に係る情報発信の拡大を図り、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

十、協会は、受信料により支えられていることを十分自覚し、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及び更なる効率化等の取組を適切に行い、収支予算、事業計画及び資金計画の確実な達成に努めること。

　また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配意すること。

十一、協会は、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解の促進と信頼感の醸成に努めつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の一層の向上に努めること。

　また、受信料制度の在り方については、コスト構造、視聴行動の変化、技術革新の動向等を踏まえ、受信料負担の公平性の確保を念頭に置きつつ、広く国民の理解が得られるよう検討すること。

十二、現状の放送においては障がい者、高齢者に対し、必ずしも十分な情報が伝達されていないため、デジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題であることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の一層の充実を図ること。

十三、協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、本部やその代替機能を担う大阪局等の放送局の機能や運用・実施体制の強化を図ること。

　また、東日本大震災の復興に資する震災報道と震災の記録の伝承のため、保有する番組アーカイブの保存・活用に努めること。

十四、協会は、受信料で運営されている特殊法人であることを踏まえ、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、議事録を含め、国民・視聴者に対する説明責任を十分果たすこと。

　その観点から、新放送センターの整備計画は、その具体的内容を速やかに明らかにするとともに、建設積立資産積立ての考え方を含め、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすこと。

十五、協会は、受信料で実施するインターネット活用業務について、放送法に定められた公共放送としての協会の目的に照らしつつ、市場競争への影響、受信料負担の公平性及び透明性の確保等に十分留意して実施すること。
十六、協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年を見据え、スーパーハイビジョンの実用化に向けた研究開発、普及促進等に積極的かつ計画的に取り組み、公共放送として先導的役割を果たすこと。
右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)

（**衆議院** 28.5.24承認　**参議院** 5.25国土交通委員会付託 5.27本会議承認）

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第３条第３項の規定により、平成28年２月19日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港禁止）に基づく入港禁止の実施につき、同法第５条第１項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一　北朝鮮が平成18年７月５日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月９日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壌宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、さらに、平成28年１月６日に北朝鮮が核実験を実施したこと及び同年２月７日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したこと等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、次に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

１　北朝鮮籍の全ての船舶

２　外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成28年２月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの

二　入港禁止の期間

１　一の１については、平成18年10月14日から平成29年４月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成29年４月13日までの間。

２　一の２については、平成28年２月20日から平成29年４月13日までの間。

三　必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第3号)

（**衆議院** 28.5.24承認　**参議院** 5.25国土交通委員会付託 5.27本会議承認）

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第３条第３項の規定により、平成28年４月１日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（国連安保理の決定等に基づき、関連安保理決議の措置の対象とされた船舶の入港禁止）に基づく入港禁止の実施につき、同法第５条第１項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一　北朝鮮が平成18年７月５日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月９日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大

な脅威であるとともに、日朝平壌宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、さらに、平成28年１月６日に北朝鮮が核実験を実施したこと及び同年２月７日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したこと並びに国連安保理決議第2270号等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、次に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

１　北朝鮮籍の全ての船舶

２　外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成28年２月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの

３　国連安保理の決定又は国連安保理決議第1718号12に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国連安保理決議第1718号８（ｄ）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（１又は２に該当する船舶を除く。）

二　入港禁止の期間

１　一の１については、平成18年10月14日から平成29年４月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成29年４月13日までの間。

２　一の２については、平成28年２月20日から平成29年４月13日までの間。

３　一の３については、平成28年４月２日から平成29年４月13日までの間。ただし、平成28年４月１日以降に一の３の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から平成29年４月13日までの間。

三　必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（**衆議院** 28.5.12承諾　**参議院** 5.20決算委員会付託 5.25本会議承諾）

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成26年４月22日から27年１月14日までの間に使用を決定した金額は1,263億円で、その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費623億円、大雪に伴う経営体育成支援事業に必要な経費447億円、普天間飛行場を移設して返還を受けるため必要となる施設の整備に必要な経費141億円などである。

平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

（**衆議院** 28.5.12承諾　**参議院** 5.20決算委員会付託 5.25本会議承諾）

【要旨】

一般会計予備費予算総額2,500億円のうち、平成27年２月６日から３月24日までに使用を決定した金額は419億円で、その内訳は、訟務費の不足を補うために必要な経費398億円、大雪に伴う道路事業に必要な経費21億円である。

平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（**衆議院** 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成27年４月３日から12月22日までの間に使用を決定した金額は1,791億円で、その内訳は、消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用に必要な経費995億円、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費582億円、主要国首脳会議の開催準備に必要な経費96億円などである。

平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（**衆議院** 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算総額3,500億円のうち、平成28年２月１日から２月５日までの間に使用を決定した金額は８億円で、その内訳は、選挙人名簿の登録制度の見直しに伴う選挙人名簿システムの改修に必要な経費６億円、訟務費の不足を補うために必要な経費１億円である。

決算その他

平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）

（**衆議院** 28.5.12異議がない **参議院** 5.20決算委員会付託 5.25本会議是認）

財政法第15条第２項の規定による平成26年度一般会計国庫債務負担行為の限度額1,000億円のうち、平成26年７月１日に決定した国庫債務負担行為総額は、防衛省所管の提供施設移設整備に必要な経費545億円である。

平成二十六年度一般会計歳入歳出決算、平成二十六年度特別会計歳入歳出決算、平成二十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十六年度政府関係機関決算書

（**衆議院** 継続審査　**参議院** 28.1.20決算委員会付託 5.25本会議是認）

平成二十六年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は104兆6,791億円、歳出決算額は98兆8,134億円であり、差引き５兆8,656億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成27年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第６条の純剰余金は１兆5,808億円である。

平成二十六年度特別会計歳入歳出決算における15の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は406兆7,363億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は390兆2,019億円である。

平成二十六年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は67兆5,039億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は65兆9,299億円であるため、差引き１兆5,740億円の残余を生じた。

平成二十六年度政府関係機関決算書における４機関の収入済額を合計した収入決算額は１兆1,292億円、支出済額を合計した支出決算額は１兆１億円である。

〈平成二十六年度一般会計歳入歳出決算の概要〉

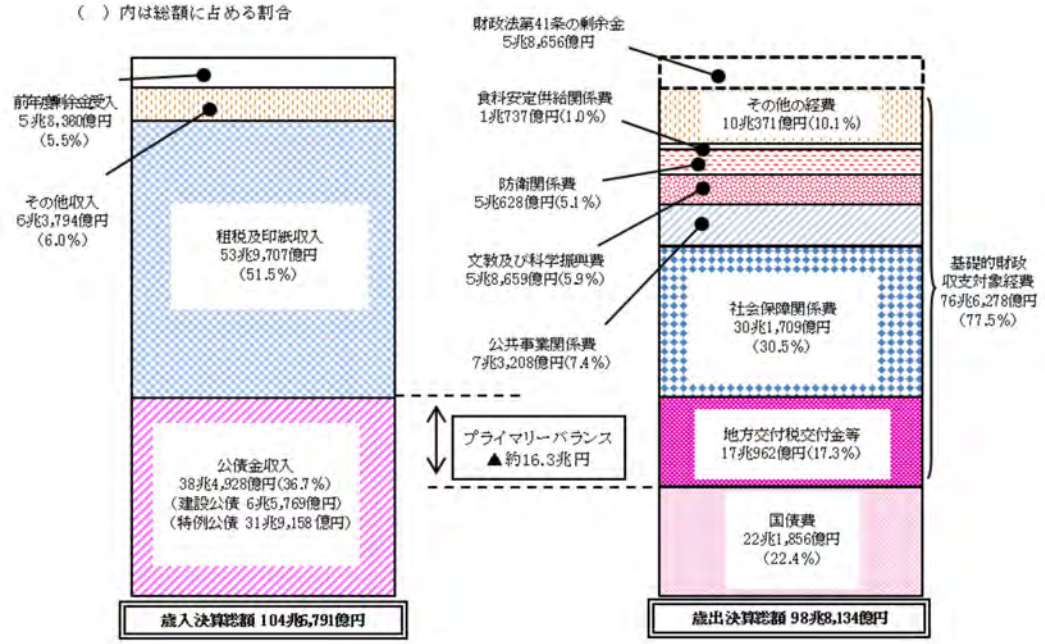

（資料）「平成26年度決算の説明」より作成

昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算

（**衆議院** 継続審査　**参議院** 28.5.2決算委員会付託 5.25本会議是認）

本件決算は、政府出資特別会計法外二十一法令の廃止等に関する法律により、会計検査院への送付及び国会への提出が延期されてきたが、平成28年１月４日に国会に提出されたものである。

平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

（**衆議院** 継続審査　**参議院** 28.1.20決算委員会付託 5.25本会議是認）

平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書における26年度中の国有財産の差引純増加額は４兆8,169億円、26年度末現在額は109兆6,300億円である。

平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

（**衆議院** 継続審査　**参議院** 28.1.20決算委員会付託 5.25本会議是認）

平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書における26年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は154億円、26年度末現在額は１兆417億円である。

ＮＨＫ決算

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（**衆議院** 審査未了　**参議院** 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成25年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成25年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,342億円、負債合計は3,073億円、純資産合計は6,269億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,552億円、経常事業支出は6,496億円となっており、経常事業収支差金は56億円となっている。

日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（**衆議院** 審査未了　**参議院** 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成26年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成26年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,971億円、負債合計は3,305億円、純資産合計は6,665億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,730億円、経常事業支出は6,561億円となっており、経常事業収支差金は169億円となっている。

注1　衆議院議員提出法律案は、参議院に送付されたもののみ掲載。
注2　本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
注3　件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
凡例　☆:参議院先議　※:予算関係法律案　(多):賛成多数　(全):全会一致

5　議案審議表

内閣委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会 趣旨説明	委員会 質疑	委員会 議決	本会議 議決	本会議 賛成会派	本会議 反対会派			
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(古屋圭司君外5名提出)(第189回国会衆第24号)	27.6.12 (189回)	— 28.3.11 内閣	3.16 可決(多)	3.17 可決(多)	— 27.9.14 (189回)	9.15 (189回)	28.3.10 質疑	3.10 修正(多)	3.11 修正(多)	自民、民主、公明、維会、維党、日本、元気、生活、無ク、改革、無	共産、社民、生活、無	3.18 9号	106	第189回国会衆議院において議決
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第2号)	28.1.4	— 1.12 内閣	1.13 可決(多) 附帯決議	1.14 可決(多)	— 1.19	1.19	1.19 質疑	1.19 可決(多)	1.20 可決(多)	自民、民主、公明、共産、維元、日本、無ク(一部)、社民、生活、改革、無	維元(一部)、維会、無ク、生活(一部)、無	1.26 1号	30	
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)	28.1.4	— 1.12 内閣	1.13 可決(多)	1.14 可決(多)	— 1.19	1.19		1.19 可決(多)	1.20 可決(多)	自民、民主、公明、維元、日本、無ク(一部)、社民、改革、無	共産、維元(一部)、維会、無ク、生活、無	1.26 2号	30	
子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(閣法第20号)※	28.2.9	— 3.15 内閣	3.18 ※修正(全)	3.22 修正(多)	— 3.23	3.24	3.29 質疑 3.31 質疑	3.31 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	自民、民進、公明、維会、日本、元気、生活、無ク、改革、無	共産、社民、生活(一部)、無	3.31 22号	47	※修正部分を除いた原案は賛成多数
成年後見制度の利用の促進に関する法律案(内閣委員長提出)(衆第20号)	28.3.23			3.24 可決(多)	— 3.30	3.31	4.5 質疑	4.5 修正(多) 附帯決議	4.6 修正(多)	自民、民進、公明、維会、日本、元気、生活、無ク、改革、無	共産、社民、生活(一部)、無	4.15 29号	96	4.6 衆へ回付 4.8 衆同意(多)
成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(衆第21号)	28.3.23			3.24 可決(多)	— 3.30	3.31		4.5 可決(多)	4.6 可決(多)	自民、民進、公明、維会、日本、元気、生活、無ク、改革、無	共産、社民、生活(一部)、無	4.13 27号	98	
サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)※	28.2.2	— 3.24 内閣	3.30 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	— 4.6	4.7	4.14 質疑	4.14 可決(多) 附帯決議	4.15 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、生活、無ク、改革、無	共産、社民、生活(一部)、無	4.22 31号	36	
有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(谷川弥一君外15名提出)(衆第18号)	28.3.18	— 4.1 内閣	4.6 可決(全)	4.8 可決(全)	— 4.18	4.19	4.19 質疑	4.19 可決(多)	4.20 可決(多)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	生活(一部)	4.27 33号	96	
特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案(閣法第32号)	28.2.26	— 4.5 内閣	4.22 修正(多) 附帯決議	4.26 修正(多)	— 4.27	4.28	5.10 質疑	5.10 可決(多)	5.11 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、生活、無ク、改革、無	共産、社民、生活(一部)、無	5.18 43号	57	

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第53号)	28.3.11	(4.14) 4.14 地方創生	4.26 可決(多) 附帯決議	4.28 可決(多)	— 5.11	5.12	5.19 質疑 5.24 連合審査会 5.26 質疑	5.26 可決(多) 附帯決議	5.27 可決(多)	自民、公明、維新、元気、日本、無ク、改革、無	民進、共産、社民、生活、無	6.3 55号	77	5.24 内閣委員会、農林水産委員会連合審査会
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第45号)	28.5.18			5.19 可決(全)	— 5.27	5.31	5.31 質疑	5.31 可決(多)	6.1 可決(多)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	生活(一部)	6.7 69号	103	
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案(内閣委員長提出)(衆第46号)	28.5.18			5.19 可決(全)	— 5.27	5.31	—	5.31 可決(全)	6.1 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	6.7 73号	103	
特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(衆第47号)	28.5.18			5.19 可決(全)	— 5.27	5.31	—	5.31 可決(全)	6.1 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	6.7 70号	104	

総務委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第1号)	28.1.4	— 1.12 総務	1.13 可決(多)	1.14 可決(多)	— 1.19	1.19	1.19 質疑	1.19 可決(多)	1.20 可決(多)	自民、民主、公明、維元、維会、日本、無ク、社民、生活、改革、無	共産、無	1.26 4号	30	
地方税法等の一部を改正する等の法律案(閣法第21号)※	28.2.9	(2.18) 2.18 総務	3.1 可決(多)	3.1 可決(多)	(3.11) 3.11	3.17	3.17 質疑 3.22 質疑 3.23 質疑	3.29 可決(多)	3.29 可決(多)	自民、公明、維会、日本、無ク、改革、無	民主、共産、維党、元気、社民、生活、無ク、無	3.31 13号	48	
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)※	28.2.9	(2.18) 2.18 総務	3.1 可決(多)	3.1 可決(多)	(3.11) 3.11	3.17		3.29 可決(多)	3.29 可決(多)	自民、公明、維会、日本、生活、無ク、改革、無	民主、共産、維党、元気、社民、生活(一部)、無ク、無	3.31 14号	48	
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)	28.2.9	— 3.14 総務	3.22 承認(多) 附帯決議	3.24 承認(多)	— 3.28	3.29	3.31 質疑	3.31 承認(多) 附帯決議	3.31 承認(多)	自民、公明、維会、日本、無ク、改革、無	民進、共産、元気、社民、生活、無		122	
国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案(閣法第38号)	28.3.1	— 4.4 総務	4.7 可決(多)	4.8 可決(多)	— 4.13	4.14	4.19 質疑	4.19 可決(多)	4.20 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	共産	4.27 32号	63	
行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案(閣法第48号)	28.3.8	— 4.13 総務	4.21 可決(多) 附帯決議	4.22 可決(多)	— 5.9	5.10	5.12 参考人 5.19 質疑	5.19 可決(多) 附帯決議	5.20 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、無ク、改革、無	共産、社民、生活	5.27 51号	72	

法務委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案(小川敏夫君外6名発議)(第189回国会参第7号)	27.5.22 (189回)	—	—	—	— 27.6.24 (189回)	8.4 (189回)	(189回) 27.8.6 質疑 (190回) 3.22 参考人 4.5 質疑	5.12 否決	5.13 否決	民進、元気(一部)、社民、生活、無	自民、公明、維新、元気、日本、生活(一部)、無ク、改革	—	93	
刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第42号)	27.3.13 (189回)	(27.5.19･189回) 28.5.20 法務	5.20 可決(多)	5.24 可決(多)	(27.8.21･189回) 27.8.21 (189回)	9.10 (189回)	28.4.14 質疑 4.19 参考人 4.21 質疑 4.26 参考人 4.28 参考人/質疑 5.10 質疑 5.12 質疑 5.19 質疑	5.19 可決(多) 附帯決議	5.20 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、生活、無ク、改革、無	共産、元気(一部)、社民、生活(一部)	6.3 54号	81	第189回国会衆議院において議決
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)	28.1.4	— 1.12 法務	1.13 可決(多)	1.14 可決(多)	— 1.19	1.19	1.19 質疑	1.19 可決(全)	1.20 可決(多)	自民、民主、公明、共産、維元、日本、無ク、社民、生活、改革、無	維元(一部)、維会、無ク(一部)、生活(一部)、無	1.26 5号	31	
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第5号)	28.1.4	— 1.12 法務	1.13 可決(多)	1.14 可決(多)	— 1.19	1.19		1.19 可決(全)	1.20 可決(多)	自民、民主、公明、共産、維元、日本、無ク、社民、生活、改革、無	維元(一部)、維会、無ク(一部)、生活(一部)、無	1.26 6号	31	
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案(愛知治郎君外2名発議)(参第6号)	28.4.8	— 5.18 法務	5.20 可決(全) 附帯決議	5.24 可決(多)	— 4.13	4.19	4.19 質疑 4.26 質疑 5.12 質疑	5.12 修正(全) 附帯決議	5.13 修正(多)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、生活、無ク、改革、無	元気(一部)、日本、社民、生活(一部)	6.3 68号	90	
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第12号) ※	28.2.2	— 3.8 法務	3.18 可決(多) 附帯決議	3.22 可決(多)	— 5.18	5.19	5.24 質疑	5.24 可決(多)	5.25 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	共産	6.3 52号	38	
総合法律支援法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第57号)	27.3.24 (189回)	— 28.1.4 法務	4.1 修正(全) 附帯決議	4.5 修正(全)	— 5.24	5.24	5.26 質疑	5.26 可決(全) 附帯決議	5.27 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	6.3 53号	83	
民法の一部を改正する法律案(閣法第49号)	28.3.8	— 5.18 法務	5.20 修正(全)	5.24 修正(全)	— 5.26	5.26	5.31 質疑	5.31 可決(全)	6.1 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	6.7 71号	73	

外交防衛委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)	28.1.4	— 1.12 安全保障	1.13 可決(多)	1.14 可決(多)	— 1.19	1.19	1.19 質疑	1.19 可決(全)	1.20 可決(多)	自民、民主、公明、共産、維元、日本、無ク、社民、生活、改革、無	維元(一部)、維会、無ク(一部)、生活(一部)、無	1.26 7号	31	
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)※	28.2.9	— 3.8 外務	3.11 可決(多) 附帯決議	3.15 可決(多)	— 3.16	3.17	3.22 質疑	3.22 可決(全)	3.23 可決(多)	自民、民主、公明、共産、維党、日本、元気、社民、生活、無ク、改革、無	維会	3.30 10号	49	
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	28.2.9	(3.10) 3.10 外務	3.18 承認(多)	3.22 承認(多)	— 3.23	3.24	3.29 質疑 3.31 質疑	3.31 承認(多)	3.31 承認(多)	自民、民進、公明、維会、日本、元気、生活、無ク、改革、無	共産、社民 生活(一部)、無		114	
航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第189回国会閣条第13号)	27.3.20 (189回)	— 28.1.4 外務	3.30 承認(全)	3.31 承認(全)	— 4.4	4.5	4.14 質疑	4.14 承認(全)	4.15 承認(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—		119	
航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第189回国会閣条第14号)	27.3.20 (189回)	— 28.1.4 外務	3.30 承認(全)	3.31 承認(全)	— 4.4	4.5		4.14 承認(全)	4.15 承認(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—		120	
社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)	28.2.26	— 3.24 外務	3.30 承認(全)	3.31 承認(全)	— 4.18	4.19	4.21 質疑	4.21 承認(全)	4.22 承認(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—		118	
投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)	28.2.26	— 3.31 外務	4.20 承認(多)	4.21 承認(多)	— 4.27	4.28	5.10 質疑	5.10 承認(多)	5.11 承認(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	共産		114	
投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)	28.2.26	— 3.31 外務	4.20 承認(多)	4.21 承認(多)	— 4.27			5.10 承認(多)	5.11 承認(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	共産		115	
刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(第189回国会閣条第15号)	27.3.20 (189回)	— 28.1.4 外務	4.20 承認(全)	4.21 承認(全)	— 5.9	5.10	5.12 質疑	5.12 承認(全)	5.13 承認(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—		121	

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)	28.2.26	— 4.21 外務	4.27 承認(多)	4.28 承認(多)	— 5.18	5.19	5.24 質疑	5.24 承認(多)	5.25 承認(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	共産		116	
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)	28.2.26	— 4.21 外務	4.27 承認(多)	4.28 承認(多)	— 5.18			5.24 承認(多)	5.25 承認(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	共産		117	
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)	28.2.26	— 4.21 外務	4.27 承認(多)	4.28 承認(多)	— 5.18			5.24 承認(多)	5.25 承認(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	共産		118	

財政金融委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第16号)※	28.2.5	(2.16) 2.16 財務金融	3.1 可決(多) 附帯決議	3.1 可決(多)	(3.9) 3.9	3.17	3.17 質疑 3.22 質疑 3.23 質疑 3.24 質疑	3.29 可決(多) 附帯決議	3.29 可決(多)	自民、公明、無ク、改革、無	民主、共産、維会、維党、日本、元気、社民、生活、無ク、無	3.31 15号	41	
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)※	28.1.22	(2.9) 2.9 財務金融	3.1 可決(多)	3.1 可決(多)	(3.16) 3.16	3.29	3.31 質疑 (参第2号と一括質疑)	3.31 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	自民、公明、維会、日本、無ク、改革、無	民進、共産、元気、社民、生活、無	3.31 23号	32	
関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第24号)※	28.2.9	— 3.15 財務金融	3.16 可決(全) 附帯決議	3.17 可決(全)	— 3.23	3.24	3.29 質疑	3.29 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(多)	自民、民主、公明、共産、維会、維党、日本、元気、社民、生活、無ク、改革、無	社民(一部)、無	3.31 16号	49	
平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案(大久保勉君外7名発議)(参第2号)	28.3.11	—	—	—	— 3.28	3.29	3.31 質疑 (閣法第7号と一括質疑)	3.31 否決	3.31 否決	民進、生活、改革、無	自民、公明、共産、維会、日本、元気、社民、無ク、改革、無	—	89	
株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(閣法第25号)※	28.2.9	— 4.4 財務金融	4.19 可決(多) 附帯決議	4.21 可決(多)	— 4.25	4.26	5.10 質疑	5.10 可決(多) 附帯決議	5.11 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、無ク、改革、無	共産、社民、生活、無	5.18 41号	50	
情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案(閣法第43号)	28.3.4	— 4.25 財務金融	4.27 可決(多) 附帯決議	4.28 可決(多)	— 5.11	5.12	5.24 質疑	5.24 可決(多) 附帯決議	5.25 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、無ク、改革、無	共産、社民、生活、無	6.3 62号	66	
酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出)(衆第35号)	28.5.10			5.12 可決(全)	— 5.25	5.26	—	5.26 可決(全)	5.27 可決(多)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	生活(一部)	6.3 57号	101	

文教科学委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第35号)☆	28.2.26	— 4.26 文部科学	5.11 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	— 4.13	4.14	4.19 質疑	4.19 可決(多) 附帯決議	4.20 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、生活、無ク、改革、無	共産、社民、生活(一部)、無	5.18 38号	59	
独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第31号)	28.2.19	(3.31) 3.31 文部科学	4.20 可決(多) 附帯決議	4.21 可決(多)	(4.22) 4.22	4.26	4.26 質疑 4.28 質疑	4.28 可決(多) 附帯決議	5.2 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、生活、無ク、改革、無	共産、元気(一部)、社民、生活(一部)、無	5.13 35号	56	

厚生労働委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)(第189回国会衆第40号)	27.9.11 (189回)	— 28.2.24　厚生労働	3.23 可決(全)	3.24 可決(全)	— 27.9.24 (189回)	28.2.18	—	2.18 修正(全) 附帯決議	2.24 修正(全)	自民、民主、公明、共産、維元、維会、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	3.30 12号	107	第189回国会衆議院において議決
社会福祉法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第67号)	27.4.3 (189回)	— 28.3.23 厚生労働	3.30 可決(多)	3.31 可決(多)	— 27.9.24 (189回)	28.3.10	3.15 質疑 3.16 参考人 3.17 質疑	3.17 修正(多) 附帯決議	3.23 修正(多)	自民、民主、公明、維会、維党、日本、元気、生活、無ク、改革、無	共産、社民、無	3.31 21号	84	第189回国会衆議院において議決
確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第70号)	27.4.3 (189回)	— 28.4.15 厚生労働	5.20 可決(多)	5.24 可決(多)	— 27.9.24 (189回)	28.4.5	4.14 質疑	4.14 修正(多) 附帯決議	4.15 修正(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、生活、無ク、改革、無	共産、社民、生活(一部)、無	6.3 66号	87	第189回国会衆議院において議決
臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案(川田龍平君発議)(第189回国会参第2号)	27.3.4 (189回)	—	—	—	— 27.9.24 (189回)	審査未了			—	—	—	—	92	
労働基準法等の一部を改正する法律案(小池晃君発議)(第189回国会参第6号)	27.4.9 (189回)	—	—	—	— 27.9.24 (189回)	審査未了			—	—	—	—	93	
自殺対策基本法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(参第1号)	28.2.18	— 2.22 厚生労働予備付託 2.24 厚生労働本付託	3.18 可決(全)	3.22 可決(全)					2.24 可決(全)	自民、民主、公明、共産、維元、維会、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	3.30 11号	89	

雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)※	28.1.29	(3.8) 3.8 厚生労働	3.16 可決(全)	3.17 可決(全)	— 3.18	3.22	3.24 質疑 3.25 参考人 3.29 質疑	3.29 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(全)	自民、民主、公明、共産、維会、維党、日本、元気、社民、生活、無ク、改革、無	—	3.31 17号	33	
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第10号)※	28.1.29	— 3.17 厚生労働	3.23 可決(全)	3.24 可決(全)	— 3.30	3.31	4.5 質疑	4.5 修正(全)	4.6 修正(全)	自民、民進、公明、共産、維会、日本、元気、社民、生活、無ク、改革、無	—	4.15 28号	35	4.6 衆へ回付 4.8 衆同意(全)
児童扶養手当法の一部を改正する法律案(閣法第26号)※	28.2.9	(3.22) 3.22 厚生労働	4.20 可決(全) 附帯決議	4.21 可決(全)	— 4.21	4.21	4.26 参考人/質疑 4.28 質疑	4.28 可決(全) 附帯決議	5.2 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	5.13 37号	51	
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第27号)※	28.2.9	— 4.15 厚生労働	4.22 可決(全)	4.26 可決(全)	— 5.9	5.10	5.12 質疑	5.12 可決(全) 附帯決議	5.13 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	5.20 46号	52	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(閣法第39号)	28.3.1	(4.19) 4.19 厚生労働	5.11 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	— 5.18	5.19	5.23 参考人 5.24 質疑	5.24 可決(多) 附帯決議	5.25 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、無ク、改革、無	共産、社民、生活、無	6.3 65号	63	
発達障害者支援法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第36号)	28.5.11			5.12 可決(全)	— 5.23	5.24	—	5.24 可決(全) 附帯決議	5.25 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	6.3 64号	101	
児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)	28.3.29	— 5.13 厚生労働	5.18 可決(全)	5.19 可決(全)	— 5.24	5.24	5.26 参考人/質疑	5.26 可決(全) 附帯決議	5.27 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	6.3 63号	79	

農林水産委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案(閣法第36号)☆	28.2.26	— 5.9 農林水産	5.11 可決(全) 附帯決議	5.12 可決(全)	— 3.30	3.31	4.5 質疑	4.5 可決(全) 附帯決議	4.6 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維会、日本、元気、社民、生活、無ク、改革、無	—	5.18 39号	60	
森林法等の一部を改正する法律案(閣法第50号)	28.3.8	— 4.13 農林水産	4.26 可決(多) 附帯決議	4.28 可決(多)	— 5.9	5.10	5.12 質疑	5.12 可決(多) 附帯決議	5.13 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	共産	5.20 44号	74	

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案(農林水産委員長提出)(衆第29号)	28.4.26			4.28 可決(全)	— 5.11	5.12	—	5.12 可決(全)	5.13 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	5.20 48号	100	
真珠の振興に関する法律案(農林水産委員長提出)(衆第49号)	28.5.19			5.24 可決(全)	— 5.30	5.31	—	5.31 可決(全)	6.1 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	6.7 74号	105	

経済産業委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第8号)	28.1.26	— 3.15 経済産業	3.18 可決(全)	3.22 可決(全)	— 3.23	3.24	3.31 質疑	3.31 可決(全)	3.31 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維会、日本、元気、社民、生活、無ク、改革、無	—	3.31 18号	33	
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第46号)☆	28.3.4	— 5.12 経済産業	5.20 可決(全) 附帯決議	5.24 可決(全)	— 4.4	4.5	4.14 質疑	4.14 可決(全) 附帯決議	4.15 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	6.3 58号	70	
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)※	28.2.5	(3.24) 3.24 経済産業	4.20 修正(多) 附帯決議	4.21 修正(多)	(4.27) 4.27	4.28	5.10 質疑	5.10 可決(多) 附帯決議	5.11 可決(多)	自民、民進、公明、維新、日本、無ク、無	共産、元気、社民、生活、無ク、改革、無	5.18 40号	43	
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)※	28.2.9	(4.19) 4.19 経済産業	5.11 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	(5.18) 5.18	5.19	5.19 参考人/質疑 5.24 質疑	5.24 可決(多) 附帯決議	5.25 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、生活、無ク、改革、無	共産、社民、生活(一部)、改革、無	6.3 59号	53	

国土交通委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)※	28.2.2	— 3.8 国土交通	3.15 可決(全) 附帯決議	3.17 可決(全)	— 3.23	3.24	3.31 質疑	3.31 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維会、日本、元気、社民、生活、無ク、改革、無	—	3.31 19号	38	
海上交通安全法等の一部を改正する法律案(閣法第37号)☆	28.2.26	— 5.9 国土交通	5.11 可決(全)	5.12 可決(全)	— 4.4	4.5	4.7 質疑	4.7 可決(全)	4.8 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維会、日本、元気、社民、生活、無ク、改革、無	—	5.18 42号	62	

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)※	28.2.2	— 3.31 国土交通	4.19 可決(多)	4.21 可決(多)	— 4.25	4.26	4.28 質疑	4.28 可決(多)	5.2 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	共産、生活(一部)	5.13 36号	39	
港湾法の一部を改正する法律案(閣法第19号)※	28.2.5	— 4.14 国土交通	4.20 可決(多)	4.21 可決(多)	— 5.9	5.10	5.12 質疑	5.12 可決(多)	5.13 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	共産	5.20 45号	46	
宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(閣法第34号)	28.2.26	— 4.21 国土交通	4.27 可決(全)	4.28 可決(全)	— 5.23	5.24	5.26 質疑	5.26 可決(全)	5.27 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	6.3 56号	58	
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)※	28.2.5	— 5.17 国土交通	5.20 可決(多)	5.24 可決(多)	— 5.25	5.26	5.31 質疑	5.31 可決(多)	6.1 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、生活、無ク、改革、無	共産、社民、生活(一部)、無	6.7 72号	45	
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)	28.3.4	— 5.12 国土交通	5.20 承認(全)	5.24 承認(全)	— 5.25	5.26	—	5.26 承認(全)	5.27 承認(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—		124	
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第3号)	28.4.15	— 5.12 国土交通	5.20 承認(全)	5.24 承認(全)	— 5.25			5.26 承認(全)	5.27 承認(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—		124	

環境委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(閣法第29号)※	28.2.9	— 3.14 環境	3.18 可決(多)	3.22 可決(多)	— 3.30	3.31	4.5 質疑	4.5 可決(多)	4.6 可決(多)	自民、民進、公明、維会、日本、元気、社民、生活、無ク、改革、無	共産、生活(一部)	4.13 26号	55	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第40号)	28.3.1	— 3.24 環境	4.5 可決(全)	4.8 可決(全)	— 4.13	4.14	4.21 質疑	4.21 可決(全)	4.22 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	5.2 34号	65	
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第51号)	28.3.8	(4.1) 4.1 環境	4.26 可決(多) 附帯決議	4.28 可決(多)	(5.2) 5.2	5.10	5.12 質疑 5.17 参考人 5.19 質疑	5.19 可決(多) 附帯決議	5.20 可決(多)	自民、公明、維新、元気、日本、無ク、改革、無	民進、共産、社民、生活、無	5.27 50号	76	

予算委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成二十七年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第1号)	28.1.4	(1.4 財政演説) 1.4　予算	1.13 可決(多)	1.14 可決(多)	(1.4 財政演説) 1.4 予備付託 1.14 本付託	1.15	1.15 総括質疑 1.18 総括質疑 1.19 集中審議/締めくくり質疑	1.19 可決(多)	1.20 可決(多)	自民、公明、日本、無ク(一部)、改革、無	民主、共産、維元、維会、無ク、社民、生活、無		109	
平成二十七年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第2号)	28.1.4	(1.4 財政演説) 1.4　予算	1.13 可決(多)	1.14 可決(多)	(1.4 財政演説) 1.4 予備付託 1.14 本付託			1.19 可決(多)	1.20 可決(多)	自民、公明、日本、無ク(一部)、改革、無	民主、共産、維元、維会、無ク、社民、生活、無		109	
平成二十八年度一般会計予算(閣予第3号)	28.1.22	(1.22 財政演説) 1.22　予算	3.1 可決(多)	3.1 可決(多)	(1.22 財政演説) 1.22 予備付託 3.1 本付託	2.2	3.2 基本的質疑 3.3 基本的質疑 3.4 一般質疑 3.7 集中質疑 3.8 一般質疑 3.9 一般質疑 3.10 公聴会 3.14 集中審議 3.15 一般質疑 3.16 一般質疑 3.17 一般質疑 3.18 集中審議 3.25 集中審議 3.28 集中審議 3.29 締めくくり質疑	3.29 可決(多)	3.29 可決(多)	自民、公明、日本、無ク、改革、無	民主、共産、維会、維党、元気、社民、生活、無ク、無		110	3.22、3.23 委嘱審査
平成二十八年度特別会計予算(閣予第4号)	28.1.22	(1.22 財政演説) 1.22　予算	3.1 可決(多)	3.1 可決(多)	(1.22 財政演説) 1.22 予備付託 3.1 本付託			3.29 可決(多)	3.29 可決(多)	自民、公明、日本、無ク、改革、無	民主、共産、維会、維党、元気、社民、生活、無ク、無		110	
平成二十八年度政府関係機関予算(閣予第5号)	28.1.22	(1.22 財政演説) 1.22　予算	3.1 可決(多)	3.1 可決(多)	(1.22 財政演説) 1.22 予備付託 3.1 本付託			3.29 可決(多)	3.29 可決(多)	自民、公明、日本、無ク、改革、無	民主、共産、維会、維党、元気、社民、生活、無ク、無		110	
平成二十八年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第6号)	28.5.13	(5.13 財政演説) 5.13　予算	5.16 可決(全)	5.16 可決(全)	(5.13 財政演説) 5.13 予備付託 5.16 本付託	5.13	5.17 質疑	5.17 可決(全)	5.17 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—		113	
平成二十八年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第7号)	28.5.13	(5.13 財政演説) 5.13　予算	5.16 可決(全)	5.16 可決(全)	(5.13 財政演説) 5.13 予備付託 5.16 本付託			5.17 可決(全)	5.17 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—		113	

決算委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会 趣旨説明	委員会 質疑	委員会 議決	本会議 議決	本会議 賛成会派	本会議 反対会派			
平成二十六年度一般会計歳入歳出決算、平成二十六年度特別会計歳入歳出決算、平成二十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十六年度政府関係機関決算書	28.1.4	— 4.26 決算行政	継続審査		(1.20 財務大臣の報告聴取) 1.20	1.20	1.21 全般質疑 4.4 質疑 4.13 質疑 4.18 質疑 4.20 質疑 4.25 質疑 5.2 質疑 5.9 准総括質疑 5.23 締めくくり総括質疑	5.23 是認(多) 内閣に対する警告(全) 措置要求決議(全)	5.25 是認(多)	自民、公明、元気(一部)、日本、無ク、改革、無	民進、共産、維新、元気、社民、生活、無		127	5.9の質疑は昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算と一括 5.23の質疑は昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算、予備費関係等3件と一括
									5.25 内閣に対する警告(多)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	元気(一部)			
平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書	28.1.8	— 4.26 決算行政	継続審査		— 1.20			5.23 是認(多)	5.25 是認(多)	自民、公明、日本、無ク、改革、無	民進、共産、維新、元気、社民、生活、無		128	
平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書	28.1.8	— 4.26 決算行政	継続審査		— 1.20			5.23 是認(多)	5.25 是認(多)	自民、公明、共産、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	民進、維新、無		128	
昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算	28.1.4	— 4.26 決算行政	継続審査		— 5.2	5.9	5.9 質疑 5.23 質疑	5.23 是認(多) 措置要求決議(全)	5.25 是認(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	共産、生活(一部)		128	5.9の質疑は決算外2件と一括 5.23の質疑は決算外2件、予備費関係等3件と一括
平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)	27.3.17 (189回)	— 28.1.4 決算行政	5.11 異議がない(多)	5.12 異議がない(多)	— 5.20	5.23	5.23 質疑	5.23 是認(多)	5.25 是認(多)	自民、公明、維新、元気、日本、無ク、改革、無	民進、共産、社民、生活、無		127	5.23の質疑は決算外2件、昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算と一括
平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	27.3.17 (189回)	— 28.1.4 決算行政	5.11 承諾(多)	5.12 承諾(多)	— 5.20			5.23 承諾(多)	5.25 承諾(多)	自民、公明、維新、元気、日本、無ク、改革、無	民進、共産、社民、生活、無		126	
平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	27.5.19 (189回)	— 28.1.4 決算行政	5.11 承諾(多)	5.12 承諾(多)	— 5.20			5.23 承諾(多)	5.25 承諾(多)	自民、公明、維新、元気、日本、無ク、改革、無	民進、共産、社民、生活、無		126	

議院運営委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第1号)	28.1.14			1.14 可決(多)	— 1.14 予備付託 1.14 本付託	—	—	1.20 可決(全)	1.20 可決(多)	自民、民主、公明、共産、維元、日本、無ク、社民、生活、改革、無	維元(一部)、維会、無ク(一部)、生活(一部)、無	1.26 3号	95	

災害対策特別委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第17号)	28.3.18			3.22 可決(全)	— 3.29	3.30	—	3.30 可決(全)	3.31 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維会、日本、元気、社民、生活、無ク、改革、無	—	3.31 20号	95	
平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第44号)	28.5.18			5.19 可決(全)	— 5.24	5.25	—	5.25 可決(全)	5.27 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	6.3 67号	103	

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)(衆第2号)	28.1.20			1.21 可決(全)	— 1.26	1.27	1.27 質疑	1.27 可決(全)	1.28 可決(全)	自民、民主、公明、共産、維元、維会、日本、無ク、社民、生活、改革、無	—	2.3 8号	95	
公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)(衆第24号)	28.3.30			3.31 可決(全)	— 3.31 予備付託 3.31 本付託	4.1	4.1 質疑	4.1 可決(全) 附帯決議	4.6 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維会、日本、元気、社民、生活、無ク、改革、無	—	4.13 25号	98	
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第30号)※	28.2.12	— 3.17 倫理選挙	3.23 修正(多)	3.24 修正(多)	— 3.31	4.1		4.1 可決(多)	4.6 可決(多)	自民、民進、公明、維会、日本、元気、社民、生活、無ク、改革、無	共産	4.11 24号	56	

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(細田博之君外4名提出)(衆第26号)	28.4.15	(4.22) 4.22 倫理選挙	4.27 可決(多) 附帯決議	4.28 可決(多)	— 5.17	5.18	5.18 質疑	5.18 可決(多)	5.20 可決(多)	自民、公明、維新、元気、日本、無ク、改革、無	民進、共産、社民、生活、無	5.27 49号	99	

地方・消費者問題に関する特別委員会

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第15号)※	28.2.5	(3.15) 3.15 地方創生	3.23 可決(多)	3.24 可決(多)	(3.30) 3.30	4.1	4.1 質疑 4.6 質疑	4.6 修正(多) 附帯決議	4.8 修正(多)	自民、公明、維会、日本、元気、無ク、改革、無	民進、共産、元気、社民、生活、無ク、無	4.20 30号	40	4.8 衆へ回付 4.14 衆同意(多)
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第52号)	28.3.11	(4.14) 4.14 地方創生	4.20 可決(多)	4.21 可決(多)	— 4.21	4.22	5.11 質疑	5.11 可決(多)	5.13 可決(多)	自民、民進、公明、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	共産	5.20 47号	77	
特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第44号)	28.3.4	— 4.7 消費者問題	4.28 可決(全) 附帯決議	5.10 可決(全)	(5.11) 5.11	5.13	5.18 質疑 5.20 質疑	5.20 可決(全) 附帯決議	5.25 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	6.3 60号	68	
消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第45号)	28.3.4	— 4.7 消費者問題	4.28 可決(全) 附帯決議	5.10 可決(全)	— 5.12			5.20 可決(全) 附帯決議	5.25 可決(全)	自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、生活、無ク、改革、無	—	6.3 61号	69	

委員会未付託議案
（内閣提出法律案）

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		（本会議趣旨説明）付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	（本会議趣旨説明）付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(第189回国会閣法第30号)※	27.3.6 (189回)	(27.9.3･189回) 28.1.4 法務	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	80	
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第31号)	27.3.6 (189回)	— 28.1.4 法務	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	81	
民法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第63号)	27.3.31 (189回)	— 28.1.4 法務	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	84	
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第189回国会閣法第64号)	27.3.31 (189回)	— 28.1.4 法務	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	84	
労働基準法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第69号)	27.4.3 (189回)	— 28.1.4 厚生労働	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	86	
人事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)	28.2.26	— 5.31 法務	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	58	
人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(閣法第41号)	28.3.4	— 4.26 内閣	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	66	
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案(閣法第42号)	28.3.4	— 4.26 内閣	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	66	
環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第47号)	28.3.8	(4.5) 3.24 TPP	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	72	
公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第54号)	28.3.11	— 5.31 厚生労働	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	79	

臨床研究法案(閣法第56号)	28.5.13	— 5.19 厚生労働	継続審査	—	—	—	—	—	—	—	—	80	

（本院議員提出法律案）

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
法人税法の一部を改正する法律案(大久保勉君外9名発議)(参第3号)	28.3.16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	90	
租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案(尾立源幸君外1名発議)(参第4号)	28.3.31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	90	
国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(尾立源幸君外1名発議)(参第5号)	28.4.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	90	
会社法の一部を改正する法律案(大久保勉君外9名発議)(参第7号)	28.4.15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	91	
女性の健康の包括的支援に関する法律案(髙階恵美子君外5名発議)(参第8号)	28.4.21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92	
金融商品取引法の一部を改正する法律案(大久保勉君外8名発議)(参第9号)	28.4.27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92	
航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(加藤敏幸君外10名発議)(参第10号)	28.5.27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92	
民法の一部を改正する法律案(前川清成君外5名発議)(参第11号)	28.5.27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92	

（条約）

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		（本会議趣旨説明）付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	（本会議趣旨説明）付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)	28.3.8	(4.5) 3.24 TPP	継続審査		—	—	—	—	—	—	—		118	

（予備費等承諾を求めるの件）

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		（本会議趣旨説明）付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	（本会議趣旨説明）付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	28.3.18	— 5.31 決算行政	継続審査		—	—	—	—	—	—	—		126	
平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	28.5.17	— 5.31 決算行政	継続審査		—	—	—	—	—	—	—		126	

（NHK決算）

件　名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
		（本会議趣旨説明）付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	（本会議趣旨説明）付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	26.11.21 (187回)	— 28.1.4 総務	—	—	—	—	—	—	—	—	—		129	
日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	28.2.9	— 5.31 総務	—	—	—	—	—	—	—	—	—		129	

1　本会議審議経過

○平成28年１月４日（月）

開会　午前10時２分

日程第１　議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

元議員青木薪次君逝去につき哀悼の件

本件は、議長から既に弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	大島　九州男君
総務委員長	谷合　　正明君
外交防衛委員長	片山　さつき君
財政金融委員長	古川　　俊治君
文教科学委員長	水落　　敏栄君
農林水産委員長	山田　　俊男君
経済産業委員長	吉川　　沙織君
国土交通委員長	広田　　一君
国家基本政策委員長	小川　　勝也君
決算委員長	小坂　　憲次君
行政監視委員長	松村　　祥史君
議院運営委員長	中川　　雅治君
懲罰委員長	芝　　博一君

日程第２　常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	神本　美恵子君
総務委員長	山本　　博司君
外交防衛委員長	佐藤　　正久君
財政金融委員長	大家　　敏志君
文教科学委員長	石井　　浩郎君
厚生労働委員長	三原じゅん子君
農林水産委員長	若林　　健太君
経済産業委員長	小見山　幸治君
国土交通委員長	金子　　洋一君
環境委員長	磯﨑　　仁彦君
国家基本政策委員長	北澤　　俊美君
決算委員長	小泉　　昭男君
行政監視委員長	礒崎　　陽輔君
議院運営委員長	松山　　政司君
懲罰委員長	直嶋　　正行君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

地方の活性化並びに消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員30名から成る**地方・消費者問題に関する特別委員会**、

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するとともに、原子力に関する諸問題を調査するため委員40名から成る**東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会**を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

情報監視審査会委員辞任の件

本件は、末松信介君、儀間光男君の辞任を許可することに決した。

情報監視審査会委員の選任

本件は、猪口邦子君、仁比聡平君を選任することに決した。

請暇の件

本件は、アントニオ猪木君の請暇を許可することに決した。

休憩　午前10時12分

再開　午後２時31分

日程第３　国務大臣の報告及び演説に関する件

安倍内閣総理大臣は最近の海外出張に関する報告を、麻生財務大臣は財政に関する演説をした。

国務大臣の報告及び演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会　午後２時46分

○平成28年１月７日（木）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の報告及び演説に関する件（第２日）

前川清成君、末松信介君、長沢広明君は、それぞれ質疑をした。

休憩　午前11時51分

再開　午後１時１分

休憩前に引き続き、井上哲士君、大野元裕君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会　午後２時９分

○平成28年１月８日（金）

開会　午後０時11分

日程第１　北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議案（松山政司君外14名発議）（委員会審査省略要求）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、松山政司君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対０にて全会一致をもって可決された。

安倍内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

散会　午後０時19分

○平成28年１月20日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　平成二十七年度一般会計補正予算（第１号）

日程第２　平成二十七年度特別会計補正予算（特第１号）

以上両案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成137、反対96にて可決された。

日程第３　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第３は賛成222、反対13にて可決、日程第４は賛成209、反対25にて可決された。

日程第５　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対12にて可決された。

日程第７　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対12にて可決された。

日程第８　地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対10にて可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対12にて可決された。

休憩　午前10時53分

再開　午後１時１分

日程第９　国務大臣の報告に関する件（平成二十六年度決算の概要について）

本件は、麻生財務大臣から報告があった後、藤井基之君、難波奨二君、秋野公造君、紙智子君、松田公太君、室井邦彦君がそれぞ

れ質疑をした。
散会　午後２時58分
○平成28年１月22日（金）
開会　午後３時46分
国家公務員等の任命に関する件
本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、
検査官に柳麻理君を任命することに賛成216、反対１にて同意することに決し、
国家公務員倫理審査会会長に池田修君を任命することに賛成205、反対16にて同意することに決し、
国家公務員倫理審査会委員に潜道文子君を任命することに賛成217、反対３にて同意することに決し、
国家公務員倫理審査会委員に前田新造君を任命することに賛成207、反対13にて同意することに決し、
総合科学技術・イノベーション会議議員に小谷元子君、公正取引委員会委員に三村晶子君、国家公安委員会委員に木村惠司君、個人情報保護委員会委員に丹野美絵子君、地方財政審議会委員に鎌田司君、宗田友子君、電波監理審議会委員に石黒美幸君、林秀弥君、労働保険審査会委員に鰺坂隆一君、都築民枝君、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君、松原由美君、社会保険審査会委員に大谷すみれ君、運輸安全委員会委員長に中橋和博君、同委員に石川敏行君、宮下徹君、中西美和君、田中敬司君、公害健康被害補償不服審査会委員に鎌倉惠子君、中山節子君を任命することに賛成222、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、
総合科学技術・イノベーション会議議員に十倉雅和君、運輸審議会委員に原田尚志君を任命することに賛成210、反対11にて同意することに決し、
総合科学技術・イノベーション会議議員に上山隆大君、地方財政審議会委員に堀場勇夫君、植木利幸君、中村玲子君、公安審査委員会委員に佐藤雅徳君を任命することに賛成212、反対10にて同意することに決し、
個人情報保護委員会委員に熊澤春陽君、宮井真千子君、大滝精一君を任命することに賛成214、反対７にて同意することに決した。
日程第１　国務大臣の演説に関する件
安倍内閣総理大臣は施政方針に関し、岸田外務大臣は外交に関し、麻生財務大臣は財政に関し、甘利国務大臣は経済に関しそれぞれ演説をした。
国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。
散会　午後５時23分
○平成28年１月27日（水）
開会　午前10時１分
日程第１　国務大臣の演説に関する件（第２日）
郡司彰君、溝手顕正君は、それぞれ質疑をした。
残余の質疑は、延期することに決した。
散会　午前11時29分
○平成28年１月28日（木）
開会　午前10時１分
日程第１　国務大臣の演説に関する件（第３日）
山口那津男君、山下芳生君は、それぞれ質疑をした。
休憩　午前11時44分
再開　午後１時１分
休憩前に引き続き、小川勝也君、髙階恵美子君、林久美子君、渡辺猛之君、寺田典城君、片山虎之助君は、それぞれ質疑をした。
議長は、質疑が終了したことを告げた。
裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件
本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員佐藤正久君、金子洋一君、同予備員若林健太君、川田龍平君、裁判官訴追委員福岡資麿君、松下新平君、同予備員東徹君の辞任を許可することに決した。
裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙
本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、次のとおり各種委員を指名し、裁判官弾劾

裁判所裁判員予備員等の職務を行う順序を決定した。

各種委員の選任

裁判官弾劾裁判所裁判員

関口　　昌一君

小西　　洋之君

同予備員

西田　　昌司君（第１順位）

山田　　俊男君（第２順位）

裁判官訴追委員

宮沢　　洋一君

山谷　えり子君

同予備員

佐々木さやか君（第３順位）

検察官適格審査会委員

大野　　元裕君

同予備委員

安井　美沙子君（大野元裕君の予備委員）

日本ユネスコ国内委員会委員

北川イッセイ君

国土審議会委員

増子　　輝彦君

河野　　義博君

国土開発幹線自動車道建設会議委員

林　　芳正君

各種委員の順位変更

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員

西村　まさみ君（第２順位を第３順位に変更）

日程第２　公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午後３時41分

○平成28年２月２日（火）

開会　午後２時１分

日程第１　国務大臣の発言に関する件（経済に関する発言について）

本件は、石原国務大臣から発言があった後、相原久美子君、仁比聡平君がそれぞれ質疑をした。

散会　午後２時39分

○平成28年２月９日（火）

開会　午後４時１分

日程第１　北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案（松山政司君外14名発議）（委員会審査省略要求）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、松山政司君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対０にて全会一致をもって可決された。

安倍内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

散会　午後４時９分

○平成28年２月24日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　自殺対策基本法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）

日程第２　戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案（第189回国会衆議院提出）

以上両案は、厚生労働委員長から日程第１については趣旨説明、日程第２については委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成228、反対０にて全会一致をもって可決、日程第２は賛成228、反対０にて全会一致をもって修正議決された。

散会　午前10時８分

○平成28年３月９日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　所得税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、麻生財務大臣から趣旨説明があった後、尾立源幸君、竹谷とし子君、小池晃君がそれぞれ質疑をした。

散会　午前11時12分

○平成28年３月11日（金）

開会　午前10時１分

国務大臣の報告に関する件（平成二十八年度地方財政計画について）

地方税法等の一部を改正する等の法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以上両件は、日程に追加し、高市総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、藤川政人君、藤末健三君、吉良よし子君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案（第189回国会衆議院提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対15にて修正議決された。

散会　午前11時24分

○平成28年３月16日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、麻生財務大臣から趣旨説明があった後、長峯誠君、大久保勉君、辰巳孝太郎君がそれぞれ質疑をした。

散会　午前11時９分

○平成28年３月23日（水）

開会　午前10時１分

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議長は、中央選挙管理会委員に神﨑浩昭君、髙部正男君、佐藤泰介君、橋本文彦君、佐々木憲昭君、同予備委員に元宿仁君、久米晃君、尾崎智子君、遠藤乙彦君、吉井英勝君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

人事官に吉田耕三君を任命することに賛成222、反対10にて同意することに決し、

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に吉田広司君、石津寿惠君、中西敬子君、情報公開・個人情報保護審査会委員に岡田雄一君、白井玲子君、岡島敦子君、池田綾子君、秋定裕子君、下井康史君、中川丈久君、公益認定等委員会委員に山下徹君、小森幹夫君、小林敬子君、双木小百合君、西村万里子君、北地達明君、堀裕君、公認会計士・監査審査会会長に廣本敏郎君、同委員に松井隆幸君、木村明子君、德賀芳弘君、佐藤淑子君、淵田康之君、水口啓子君、行政不服審査会委員に市村陽典君、戸谷博子君、伊藤浩君、大橋洋一君、中山ひとみ君、成瀬純子君、山田博君、中央更生保護審査会委員に松浪克文君を任命することに賛成233、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、

情報公開・個人情報保護審査会委員に池田陽子君、渡井理佳子君、公認会計士・監査審査会委員に吉田慶太君、山田辰己君、八木和則君、行政不服審査会委員に小早川光郎君を任命することに賛成223、反対10にて同意することに決し、

行政不服審査会委員に戸塚誠君を任命することに賛成230、反対４にて同意することに決し、

日本銀行政策委員会審議委員に櫻井眞君を任命することに賛成146、反対88にて同意することに決した。

日程第１　社会福祉法等の一部を改正する法律案（第189回国会内閣提出衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対14にて修正議決された。

日程第２　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対７にて可決された。

散会　午前10時16分

○平成28年３月29日（火）

開会　午後４時１分

日程第１　平成二十八年度一般会計予算

日程第２　平成二十八年度特別会計予算

日程第３　平成二十八年度政府関係機関予算

以上３案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成144、反対95にて可決された。

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、第１の議案に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１の議案は賛成140、反対99にて可決、第２の議案は賛成237、反対２にて可決された。

地方税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１の議案は賛成152、反対87にて可決、第２の議案は賛成154、反対85にて可決された。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成239、反対０にて全会一致をもって可決された。

国立国会図書館長の任命に関する件

本件は、羽入佐和子君の任命を承認することに決した。

散会　午後５時36分

○平成28年３月30日(水)

開会　午前10時１分

日程第１　地域再生法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、石破国務大臣から趣旨説明があった後、安井美沙子君が質疑をした。

散会　午前10時40分

○平成28年３月31日(木)

開会　午後４時11分

日程第１　地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対０にて全会一致をもって可決された。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対０にて全会一致をもって可決された。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対15にて可決された。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対０にて全会一致をもって可決された。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、日程に追加し、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対15にて承認することに決した。

平成二十八年度における公債の発行の特例に

関する法律案（大久保勉君外７名発議）
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
以上両案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第一の議案は賛成69、反対169にて否決、第二の議案は賛成153、反対85にて可決された。
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）
本件は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成152、反対84にて承認することに決した。
散会　午後５時９分
○平成28年４月６日（水）
開会　午前10時１分
日程第１　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第２　公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
以上両案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成222、反対10にて可決、日程第２は賛成230、反対０にて全会一致をもって可決された。
日程第３　成年後見制度の利用の促進に関する法律案（衆議院提出）
日程第４　成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第３は賛成217、反対14にて修正議決、日程第４は賛成216、反対14にて可決された。
日程第５　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって修正議決された。
日程第６　独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対11にて可決された。
日程第７　漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）
本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。
情報監視審査会の調査及び審査の報告
本件は、報告を聴取することに決し、情報監視審査会会長から報告があった。
散会　午前10時30分
○平成28年４月８日（金）
開会　午前10時１分
永年在職議員表彰の件
本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員小坂憲次君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。
議員小坂憲次君　君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました
参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します
溝手顕正君は、祝辞を述べた。
小坂憲次君は、謝辞を述べた。
日程第１　地域再生法の一部を改正する法律

案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方・消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成144、反対80にて修正議決された。

日程第２　海上交通安全法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時22分

○平成28年４月15日（金）

開会　午後０時12分

日程第１　航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第189回国会内閣提出、第190回国会衆議院送付）

日程第２　航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第189回国会内閣提出、第190回国会衆議院送付）

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第３　サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対16にて可決された。

日程第４　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（第189回国会内閣提出衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対16にて修正議決された。

散会　午後０時25分

○平成28年４月20日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案（衆議院提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対１にて可決された。

日程第２　国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対16にて可決された。

日程第３　国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対11にて可決された。

散会　午前10時10分

○平成28年４月22日（金）

開会　午前10時１分

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、馳文部科学大臣から趣旨説明があった後、堀内恒夫君、大島九州男君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結に

ついて承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第２　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時52分

○平成28年４月27日（水）

開会　午前10時１分

請暇の件

本件は、武見敬三君、林芳正君、平木大作君の請暇を許可することに決した。

裁判官訴追委員予備員辞任の件

本件は、牧野たかお君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員予備員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、真山勇一君（第２順位）を指名した。

日程第１　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、林経済産業大臣から趣旨説明があった後、岩井茂樹君、直嶋正行君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

散会　午前11時11分

○平成28年５月２日（月）

開会　午前10時１分

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、丸川環境大臣から趣旨説明があった後、水野賢一君が質疑をした。

日程第１　独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対15にて可決された。

日程第２　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対12にて可決された。

日程第３　児童扶養手当法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時34分

○平成28年５月11日（水）

開会　午前10時１分

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、河野国務大臣から趣旨説明があった後、森本真治君が質疑をした。

日程第１　投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第２　投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対11にて承認することに決した。

日程第３　株式会社国際協力銀行法の一部を

改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対18にて可決された。

日程第４　特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対16にて可決された。

日程第５　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成200、反対26にて可決された。

散会　午前10時56分

○平成28年５月13日（金）

開会　午前10時１分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

国家公務員倫理審査会委員に相原佳世君を任命することに賛成168、反対59にて同意することに決し、

原子力委員会委員に中西友子君を任命することに賛成209、反対19にて同意することに決し、

公害等調整委員会委員に松田隆利君を任命することに賛成150、反対78にて同意することに決し、

公害等調整委員会委員に髙橋滋君を任命することに賛成225、反対３にて同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に小林いずみ君、堰八義博君、宮原秀夫君、渡邊博美君を任命することに賛成223、反対３にて同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に上田良一君、労働保険審査会委員に木村亨君を任命することに賛成213、反対15にて同意することに決し、

日本銀行政策委員会審議委員に西田貴子君を任命することに賛成149、反対77にて同意することに決し、

労働保険審査会委員に品田充儀君を任命することに賛成227、反対１にて同意することに決し、

社会保険審査会委員に瀧澤泉君を任命することに賛成217、反対11にて同意することに決した。

日程第１　刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（第189回国会内閣提出、第190回国会衆議院送付）

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第２　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方・消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対11にて可決された。

日程第３　港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対11にて可決された。

日程第４　人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案（第189回国会小川敏夫君外６名発議）

日程第５　本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

に関する法律案（愛知治郎君外２名発議）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第４は賛成67、反対150にて否決、日程第５は賛成221、反対７にて修正議決された。

日程第６　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　森林法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第８　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案（衆議院提出）

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第７は賛成218、反対11にて可決、日程第８は賛成229、反対０にて全会一致をもって可決された。

休憩　午前10時33分

再開　午後３時６分

日程第９　国務大臣の演説に関する件

麻生財務大臣は、財政について演説をした。

本件に対し、津田弥太郎君、馬場成志君、山本香苗君、仁比聡平君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会　午後４時59分

○平成28年５月17日（火）

開会　午後５時31分

日程第１　平成二十八年度一般会計補正予算（第１号）

日程第２　平成二十八年度特別会計補正予算（特第１号）

以上両案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午後５時46分

○平成28年５月18日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、林経済産業大臣から趣旨説明があった後、滝波宏文君、柳澤光美君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

国際経済・外交に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国際経済・外交に関する調査会長から報告があった。

散会　午前11時８分

○平成28年５月20日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成152、反対81にて可決された。

日程第２　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成153、反対79にて可決された。

日程第３　行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対17にて可決された。

日程第４　刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会内閣提出衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対15にて可決された。

国の統治機構等に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国の統治機構に関する調査会長から報告があった。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会長から報告があった。

散会　午前10時38分

○平成28年５月25日（水）

開会　午前10時１分

我が国の国連加盟六十周年にあたり更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案（松山政司君外14名発議）（委員会審査省略要求）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、松山政司君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対０にて全会一致をもって可決された。

岸田外務大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第１　平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第189回国会内閣提出、第190回国会衆議院送付）

日程第２　平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第189回国会内閣提出、第190回国会衆議院送付）

日程第３　平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）

日程第４　平成二十六年度一般会計歳入歳出決算、平成二十六年度特別会計歳入歳出決算、平成二十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十六年度政府関係機関決算書

日程第５　平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第６　平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

日程第７　昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算

以上７件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１及び第２は賛成153、反対77にて承諾することに決し、日程第３は賛成153、反対77にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第４はまず賛成141、反対89にて委員長報告のとおり是認することに決し、次いで賛成230、反対１にて委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第５は賛成141、反対90にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第６は賛成163、反対68にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第７は賛成219、反対12にて委員長報告のとおり是認することに決した。

安倍内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第８　所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第９　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第10　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆

議院送付）

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対11にて承認することに決した。

日程第11　特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第12　消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、地方・消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第13　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対11にて可決された。

日程第14　情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対18にて可決された。

日程第15　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対17にて可決された。

日程第16　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第17　発達障害者支援法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第16は賛成213、反対18にて可決、日程第17は賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前11時10分

○平成28年５月27日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（衆議院提出）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対１にて可決された。

日程第３　総合法律支援法の一部を改正する法律案（第189回国会内閣提出、第190回国会衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（第２号、衆議院送付）

日程第６　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（第３号、衆議院送付）

以上３件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第

４は賛成227、反対０にて全会一致をもって可決、日程第５及び第６は賛成225、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第７　国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成151、反対75にて可決された。

日程第８　児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時32分

○平成28年６月１日（水）

開会　午前11時31分

日程第１　真珠の振興に関する法律案（衆議院提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成239、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第３　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案（衆議院提出）

日程第４　特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上３案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成238、反対１にて可決、日程第３及び第４は賛成238、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　民法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対16にて可決された。

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外326件の請願

本請願は、日程に追加し、法務委員長外２委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に

関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

地方・消費者問題に関する特別委員会

一、地方の活性化及び消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する調査

法制局長の辞任に関する件

本件は、岩崎隆二君の辞任を承認することに決した。

法制局長の任命に関する件

本件は、長野秀幸君の任命を承認することに決した。

議長は、議員の半数の任期満了に当たり挨拶をした。

副議長輿石東君は、挨拶をした。

片山虎之助君は、謝辞を述べた。

散会　午前11時59分

2 国務大臣の演説・報告・発言・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演説			質疑	
年月日	事項	演説者	月日	質疑者
28. 1. 4	財政演説	麻生財務大臣	1. 7	前川　清成君(民主) 末松　信介君(自民) 長沢　広明君(公明) 井上　哲士君(共産) 大野　元裕君(民主) ※「最近の海外出張に関する報告」と一括
28. 1.22	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	安倍内閣総理大臣 岸田外務大臣 麻生財務大臣 甘利国務大臣	1.27	郡司　彰君(民主) 溝手　顕正君(自民)
			1.28	山口　那津男君(公明) 山下　芳生君(共産) 小川　勝也君(民主) 髙階　恵美子君(自民) 林　久美子君(民主) 渡辺　猛之君(自民) 寺田　典城君(維元) 片山　虎之助君(維会)
28. 5.13	財政演説	麻生財務大臣	同日	津田　弥太郎君(民進) 馬場　成志君(自民) 山本　香苗君(公明) 仁比　聡平君(共産)

国務大臣の報告及び質疑

報　　告			質　　疑	
年月日	事　　項	報 告 者	月日	質 疑 者
28. 1. 4	最近の海外出張に関する報告	安倍内閣総理大臣	1. 7	前川　　清成君(民主) 末松　　信介君(自民) 長沢　　広明君(公明) 井上　　哲士君(共産) 大野　　元裕君(民主) ※「財政演説」と一括
28. 1.20	平成二十六年度決算の概要について	麻生財務大臣	同日	藤井　　基之君(自民) 難波　　奨二君(民主) 秋野　　公造君(公明) 紙　　智子君(共産) 松田　　公太君(維元) 室井　　邦彦君(維会)
28. 3.11	平成二十八年度地方財政計画について	高市総務大臣	同日	藤川　　政人君(自民) 藤末　　健三君(民主) 吉良　よし子君(共産)

国務大臣の発言及び質疑

発　　言			質　　疑	
年月日	事　　項	発 言 者	月日	質 疑 者
28. 2. 2	経済に関する発言について	石原国務大臣	同日	相原　久美子君(民主) 仁比　　聡平君(共産)

３ 決算に対する議決

平成28年５月25日

平成二十六年度決算に対する議決

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

１　大阪府警察管内の61警察署において、捜査書類及び証拠品が長期間放置された結果、約4,300事件で公訴時効が成立していたことが明らかとなるなど、近年、警察捜査における捜査書類及び証拠品が適切に管理されておらず、公共の安全と秩序の維持を担うべき警察に対する国民の信頼が損なわれかねない事態が頻発していることは、遺憾である。

政府は、捜査書類及び証拠品が適切に管理されるよう、警察職員の意識向上や業務監察の強化を図るとともに、証拠品等が適切に保存管理できる体制を早急に構築し、事件未解決の要因とならないよう万全を期すべきである。

２　社会保障・税番号（マイナンバー）制度に関し、平成28年３月末時点で211万通の番号通知カードが交付されていないこと、本制度を運営する地方公共団体情報システム機構において、多額の費用を投じて整備したにもかかわらず、システムに度重なる障害が発生し、個人番号カードの交付が著しく滞るなど国民の信頼が損なわれていることは、極めて遺憾である。

政府は、本制度の開始段階において運営業務に支障を来している事態を重く受け止め、システム障害を未然に防ぐことができなかった原因を究明し明らかにするとともに、再発防止策を策定するなどして、個人情報保護管理体制の一層の強化にも配慮しつつ、関係機関の連携を十分に図り、個人番号カード等の交付の遅延を速やかに解消すべきである。

３　日本放送協会（ＮＨＫ）の相次ぐ不祥事を受けて、本院が、平成18年６月に警告決議を行ったにもかかわらず、今般、ＮＨＫ関連団体において、新たに架空発注等の不適正経理が発覚し、再び国民・視聴者の信頼を失墜させたこと、ＮＨＫに還元すべき子会社における利益剰余金が近年逆に増加していることは、看過できない。

政府は、ＮＨＫ関連団体における度重なる不祥事を重く受け止め、ＮＨＫによる徹底的な全容と原因の解明、国民・視聴者への適切な説明、関連団体の事業運営に対する指導、監督の強化による再発防止の徹底を行うとともに、子会社等からの適切な還元の在り方についての検討を強く求め、国民・視聴者の信頼を回復すべきである。

４　児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、自然災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たす公立小中学校の施設において、建築基準法に基づく建築点検が694校で未実施であったこと、３年以上是正されていなかった要是正事項が10,106件あったことなどが会計検査院に指摘されたことは、看過できない。

政府は、近年の自然災害の多発や公立学校施設の老朽化の進展を踏まえ、全国の公立学校施設における維持管理状況を早急に調査するとともに、要是正事項の早期かつ計画的な是正等により、公立学校施設の安全確保に万全を期すべきである。

5　独立行政法人日本スポーツ振興センター（ＪＳＣ）が行った新国立競技場の設計業務に係る契約事務等において、会計規則に違反して、契約締結日から最大９か月後に契約担当役の記名押印が行われていたこと、契約書に記名押印がないまま伝票が作成され支払が行われていたことが会計検査院に指摘されたことは、遺憾である。

政府は、我が国のスポーツ振興の中核を担うＪＳＣが不適正な業務処理を繰り返していたことを重く受け止め、会計手続の確認体制の整備やコンプライアンスの徹底の観点から再発防止策を確実に実施させ、ＪＳＣの業務体制を抜本的に改善させるべきである。

6　平成24年の関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省において、貸切りバス乗務員の労務管理等の見直しなどの対策を講じてきたにもかかわらず、28年１月に長野県軽井沢町において貸切りバスが道路下に転落し、多数の犠牲者を出す重大事故が再び発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、重大事故により尊い人命が失われたことを重く受け止め、貸切りバス事業者に対する監査体制を強化するとともに、法令違反の状態を迅速に是正・改善させる仕組みの構築を図り、旅行業者等との取引環境の適正化等に努めることによって貸切りバスの安全確保と事故の再発防止に万全を期すべきである。

7　独立行政法人都市再生機構が行う千葉ニュータウン北環状線事業に関連して、補償業務等を担当していた同機構の複数の職員が、利害関係者から飲食等の接待を受けていたこと、また、同機構が実施した内部調査において、その不適切行為を明らかにできなかったことは、遺憾である。

政府は、同機構職員による不適切行為があったことを重く受け止め、同機構に対し、事業実施体制の見直しやコンプライアンス意識の向上を図らせるとともに、事実関係の十分な検証に基づいて再発防止策を講じさせるべきである。

8　三菱自動車工業株式会社が、国土交通省に提出する燃費試験データを意図的に改ざんしていたこと、また、少なくとも25年前から関係法令の規定とは異なる方法により燃費試験を実施していたことが明らかとなるなど、自動車検査制度の信頼性が著しく損なわれたことは、看過できない。

政府は、自動車メーカー各社に対して、コンプライアンスの徹底、同種事態の再発防止を図るよう指導するとともに、不正防止に向けた検査体制の強化、燃費試験における検査方法の見直しなどを行い、適正かつ公正な自動車検査体制を構築すべきである。

4　本会議決議

審議表

番号	件　　名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議案	松山　政司君外14名	28. 1. 8			28. 1. 8 可決	
2	北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案	松山　政司君外14名	28. 2. 9			28. 2. 9 可決	
3	議員丸山和也君の議員辞職勧告に関する決議案	郡司　彰君外13名	28. 2.18	未　了			
4	我が国の国連加盟六十周年にあたり更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案	松山　政司君外14名	28. 5.24			28. 5.25 可決	

可決したもの

平成28年１月８日

北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議

去る１月６日、北朝鮮は、４回目の核実験を行った。これは、一連の国連安保理決議や六者会合共同声明、日朝平壌宣言に明確に違反するものであり、断固抗議するものである。

国際社会は、累次にわたる北朝鮮の挑発行動を受けて、国連安保理において、北朝鮮に対し、すべての核兵器・核計画放棄を求め、更なる弾道ミサイル発射や核実験の場合には安保理が重要な行動や措置をとる決意を表明すること等を内容とする決議2087号、2094号等を採択するなど、懸念を表明していた。

今般の核実験は、これらの国際社会の声を無視して強行されたものであり、度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるばかりでなく、唯一の被爆国の我が国として断じて容認できない暴挙であり、厳重に抗議し、断固として非難する。

本院は日本国民を代表して、今般の核実験に対し重ねて厳重に抗議するとともに、北朝鮮が、これまでの諸合意に従って速やかに全ての核を放棄し、ＩＡＥＡの査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むことを強く要求する。

また、北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発は、北東アジアのみならず国際社会全体の平和と安定を脅かすものであり、政府は米国、韓国をはじめ、中国、ロシアなど国際社会と連携し、我が国の安全を確保し、国民の不安を払拭すべく万全の措置を講ずるべきである。

さらに、一連の国連安保理決議を踏まえ、国際社会が結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。そして政府は、国連安保理非常任理事国として、国連安保理における議論を主導するとともに、新たな制裁措置を含む安保理決議が具体化されるよう努力すべきである。北朝鮮に対する制裁の徹底及び追加的制裁など断固たる措置を引き続き実施することを通じて、北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の早急かつ包括的な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

平成28年２月９日

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議

去る２月７日、北朝鮮は「人工衛星」の打ち上げと称して弾道ミサイルの発射を強行した。

これは、弾道ミサイルの発射禁止や弾道ミサイル計画に係る全ての活動停止を規定した一連の国連安保理決議に明白に違反し、我が国のみならず国際社会全体に重大な不安を与える許し難い暴挙である。

さらに、今回の北朝鮮の行動は、本年１月の核実験をめぐり国連安保理において北朝鮮に対する制裁決議の議論を行っている最中に強行したものであり、正に国際社会への常軌を逸した挑戦であって我が国として断じて容認することはできず、北朝鮮に対し、厳重に抗議し、強く非難する。

本院は、北朝鮮に対し、これまでの度重なる弾道ミサイル発射への国際社会による非難を無視し、今回、弾道ミサイルの発射を強行したことに重ねて厳重に抗議する。加えて、これらの国際社会に背を向けた危険な挑発行為を改め、安保理決議のほか、六者会合共同声明及び日朝平壌宣言を誠実かつ完全に実施するよう強く求める。また、国際社会に対して、安保理決議に基づく制裁措置を完全に履行するよう強く求める。

さらに、一連の国連安保理決議を踏まえ、国際社会が結束した外交努力を展開し、平和的な解決

に全力を挙げるべきである。そして政府は、北朝鮮による核・弾道ミサイル開発が、我が国国民の生命・財産のみならず、北東アジアはもとより国際社会全体の平和と安定を脅かす挑発行為であることに鑑み、断固たる抗議の意思を表明すべきである。また、米国、韓国、中国、ロシア等関係各国と緊密に連携して国連安保理における議論を主導し、新たな制裁措置を含む安保理決議が早期に具体化されるよう努めるべきである。同時に、我が国独自の制裁の徹底及び強化を図ることを通じて、核・ミサイル・拉致問題の早急かつ包括的な解決に向け、総力を挙げて対処すべきである。

また、政府は、引き続き、我が国の平和と安全の確保、国民の安心・安全の確保に万全を期すため、北朝鮮の今後の動向を含めた情報収集及び分析を一層強化し、不測の事態に備え、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

平成28年５月25日

我が国の国連加盟六十周年にあたり更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議

本年は日本が国連に加盟して60周年にあたる。

国際平和の達成は日本と世界の悲願であるにもかかわらず、パリ同時多発テロをはじめ、世界各地で紛争・テロが続いている。さらには、大量破壊兵器やミサイル技術の開発・拡散、難民・貧困問題、地球温暖化に伴う災害の増加、感染症をはじめとする疾病の拡大など、国家の枠組みを超え、世界全体で対処すべき課題が山積している。

このような国際社会の現実の中で、本院は、国際連合が創設以来多年にわたり、国際平和の維持と創造のために発揮した叡智と努力に深く敬意を表する。我々は、今後もわが国が率先垂範して人類の平和と助け合いのために努力することを誓う。

政府は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念のもと、国際機構の改革強化を目指しつつ、国際法の発展、核兵器廃絶など軍縮外交の推進、また人間の安全保障の実現を含む世界連邦実現への道の探求に努め、平和な未来を確実にするための最大限の努力をすべきである。

右決議する。

1　委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（20名）

委員長	神本　美恵子（民主）	山東	昭子（自民）	牧山	ひろえ（民主）
理　事	井上　義行（自民）	世耕	弘成（自民）	山本	香苗（公明）
理　事	上月　良祐（自民）	二之湯	武史（自民）	田村	智子（共産）
理　事	相原　久美子（民主）	福岡	資麿（自民）	山田	太郎（維元）
	岡田　広（自民）	山下	雄平（自民）	江口	克彦（維会）
	岸　宏一（自民）	風間	直樹（民主）	山本	太郎（生活）
	酒井　庸行（自民）	藤本	祐司（民主）		

（28.1.19 現在）

（1）審議概観

第190回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出６件及び衆議院提出７件（うち内閣委員長提出４件、文部科学委員長提出１件）の合計13件であり、内閣提出６件及び衆議院提出５件を可決し、衆議院提出２件を修正議決した。

また、本委員会付託の請願31種類380件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び**特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**については、両法律案を一括して議題とし、現行の官民給与の比較方法の妥当性、給与法改正に伴う国の非常勤職員給与の取扱い、国の給与改定の遅れが地方に与える影響等について質疑が行われた。質疑を終了した後、生活の党と山本太郎となかまたちより、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表の俸給月額及び同俸給表の適用を受ける職員に係る勤勉手当の支給割合の改定は、行わないことを内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案は否決され、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案については、法第１条に規定する「危険」の意義、取材・報道活動への影響、対象施設に原子力事業所を追加した理由等について質疑が行われた。質疑を終了した後、自由民主党及び公明党より、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い必要となる規定の整理その他所要の規定の整理を行うことを内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はい

ずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、政府は、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとすること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、幼児期の教育・保育の重要性、子育て支援における企業の役割、事業所内保育所に対する行政の支援及び関与の在り方、保育士の処遇改善の必要性等について質疑が行われた。質疑を終了した後、生活の党と山本太郎となかまたちより、政府は、保育士の処遇の改善に係る措置として、その給与の水準が国の常勤の職員である保育士の給与の水準に達しない保育士に係るその格差の是正のための措置を講ずることを明記すること及び政府は、公的機関が保有する土地、建物等の活用を図るための措置等を講ずるものとすることを内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案及び**成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案**については、両法律案を一括して議題とし、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、現行の成年後見制度と障害者権利条約との整合性、成年後見制度の当事者からの意見聴取の有無、成年被後見人等の意思決定を支援する制度の必要性等について質疑が行われた。質疑を終了した後、成年後見制度の利用の促進に関する法律案に対し、自由民主党及び公明党より、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要となる規定の整理を行うことを内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、成年後見制度の利用の促進に関する法律案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、修正議決された。なお、附帯決議が付された。次に、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案について採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案については、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査等の対象及び事務の委託先の選定の在り方、情報セキュリティ教育の重要性、サイバーセキュリティに関する諸外国との連携の在り方等について質疑が行われた。質疑を終了した後、生活の党と山本太郎となかまたちより、原子力災害の発生を防止するためのサイバーセキュリティの確保、サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務の追加等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案については、発議者より趣旨説明を聴取した後、離島航路及び航空路について期待される運賃低廉化の程度、特定有人国境離島地域における子供の教育環境の充実の必要性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化するとともに、国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現するためには我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するため、政府による基本方針の策定、中長期目標等に関する特例その他の特別の措置等について定めようとするものである。なお、衆議院において、特定国立研究開発法人の研究者等の給与その他の処遇については、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとすることを追加すること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、対象法人選定の経緯、研究開発に係る財政措置の充実、若手研究者、研究支援者の処遇の改善等について質疑が行われた。質疑を終了した後、生活の党と山本太郎となかまたちより、国立研究開発法人理化学研究所については、特定国立研究開発法人としないことを内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案については、規制緩和と地方創生との関係、企業の農地所有に対する懸念を払拭する方策、自家用有償旅客運送に関する道路運送法の特例の必要性、障害者の雇用の場を拡大するための制度の在り方等について質疑が行われた。また、農林水産委員会との連合審査会を行った。討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案は、平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての国会への報告について定めようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院文部科学委員長より趣旨説明を聴取した後、大会組織委員会の活動を含めた国会報告の必要性、大会招致活動の経緯等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等の支給について必要な事項を定めようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案は、特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人に改め、特定非

営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を短縮し、及び認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の所轄庁への事前の提出を不要とするとともに、特定非営利活動法人における事業報告書等の備置期間を延長し、及び特定非営利活動法人に対する貸借対照表の公告を義務付ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

第189回国会閉会後の**平成27年12月10日**、ＴＰＰ協定交渉及びテロ対策等に関する件を議題とし、人道支援等によりテロの防止策を講じる必要性、近年のテロの発生件数及びその傾向、我が国がテロの標的となる可能性、ＴＰＰ協定の下での食品表示に係る国内規制強化の可否、各都道府県警察におけるテロへの警備態勢等の諸問題について質疑を行った。

平成28年３月８日、内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針並びに平成28年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について菅国務大臣から所信及び説明を聴取し、国家戦略特別区域の基本方針について石破内閣府特命担当大臣から、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の基本方針について遠藤国務大臣から、科学技術政策、宇宙政策、海洋政策・領土問題、情報通信技術政策及びクールジャパン戦略の基本方針について島尻国務大臣から、一億総活躍、女性活躍、再チャレンジ、少子化対策及び男女共同参画の基本方針について加藤国務大臣から、経済再生、社会保障・税一体改革及び経済財政政策の基本方針について石原国務大臣からそれぞれ所信を聴取した。また、警察行政、行政改革、国家公務員制度、食品安全及び規制改革の基本方針及び平成28年度警察庁関係予算について河野国務大臣から所信及び説明を聴取し、マイナンバー制度の実施の基本方針について高市国務大臣から、特定秘密の保護に関する制度の基本方針について岩城国務大臣からそれぞれ所信を聴取し、平成28年度人事院業務概況及び関係予算について一宮人事院総裁から説明を聴取した。

３月10日、大臣の所信等に対し、内閣官房長官が熱心に観光政策に取り組む理由、軽井沢のバス事故を踏まえての規制緩和の在り方、認知症患者の運転実態の把握の必要性、子どもの貧困に対する支援の必要性、道州制と地方創生を一体的に推進することの重要性、新国立競技場の聖火台設置をめぐる経緯、普天間飛行場の辺野古移設に係る問題、大学生に対する奨学金制度の在り方、障害者雇用の促進のための方策等の諸問題について質疑を行った。

３月23日、予算委員会から委嘱された平成28年度内閣予算等の審査を行い、国立公文書館の新館建設の進捗状況及び専門人材の確保策、有料老人ホームにおける一連の転落死への警察の対応、子ども・子育て支援の財源確保の必要性、国会における「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応」の検討状況、性犯罪被害者に対するカウンセリング費用の公費負担制度の在り方、若い世代が子どもを産み育てる環境を整備する必要性、地域活性化関連事業予算の効果検証の重要性、保育所の用地確保を支援する必要性等の諸問題について質疑を行った。

４月21日、子ども・子育て支援等に関する件を議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、我が国の文化・価値観が子育て支援に与える影響、社会全体で子育てを支援する意識が定着しない理由、保育の質に係る実質的な評価の在り方、幼稚園の認定こども園への移行促進の是非、保育等の課題解決に向けた大企業の社会的責任に関する見解、病児保育・障害児保育の普及策、保育士の給与水準を国の常勤の保育士と同等とすることの必要性等の諸問題について質疑を行った。

４月28日、子ども・子育て支援等に関する件を議題とし、幼児教育の質の担保、子ども・子育て支援新制度に係る財源確保の現状、保育所の経営者から実態を調査する必要性、各自治体における子育て支援員制度の運用状況、事業所単位の保育士の定着率を公表させる必要性、子育て分野への民間企業の活用、生活保護家庭の子どもの大学進学に係る支援の必要性等の諸問題について質疑を行った。

（２）委員会経過

〇平成27年12月10日（木）（第189回国会閉会後第１回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ＴＰＰ協定交渉及びテロ対策等に関する件について菅内閣官房長官、河野国務大臣、武藤外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下芳生君（共産）、藤本祐司君（民主）、山本太郎君（生活）、江口克彦君（次代）

〇平成28年１月19日（火）（第１回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）

以上両案について河野国務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、髙鳥内閣府副大臣、森屋総務大臣政務官、三ッ林厚生労働大臣政務官、一宮人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

相原久美子君（民主）、田村智子君（共産）、山田太郎君（維元）、江口克彦君（維会）、山本太郎君（生活）

（閣法第２号）

賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　維元、維会、生活

（閣法第３号）

賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産、維元、維会、生活

〇平成28年３月８日（火）（第２回）

○理事の補欠選任を行った。

○内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件及び平成28年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について菅国務大臣から所信及び説明を聴いた。

○国家戦略特別区域の基本方針に関する件について石破内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の基本方針に関する件について遠藤国務大臣から所信を聴いた。

○科学技術政策、宇宙政策、海洋政策・領土問題、情報通信技術政策及びクールジャパン戦略の基本方針に関する件について島尻国務大臣から所信を聴いた。

○一億総活躍、女性活躍、再チャレンジ、少子化対策及び男女共同参画の基本方針に関する件について加藤国務大臣から所信を聴いた。

○経済再生、社会保障・税一体改革及び経済財政政策の基本方針に関する件について石原国務大臣から所信を聴いた。
○警察行政、行政改革、国家公務員制度、食品安全及び規制改革の基本方針に関する件及び平成28年度警察庁関係予算に関する件について河野国務大臣から所信及び説明を聴いた。
○マイナンバー制度の実施の基本方針に関する件について高市国務大臣から所信を聴いた。
○特定秘密の保護に関する制度の基本方針に関する件について岩城国務大臣から所信を聴いた。
○平成28年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について一宮人事院総裁から説明を聴いた。

〇平成28年３月10日（木）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件、国家戦略特別区域の基本方針に関する件、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の基本方針に関する件、科学技術政策、宇宙政策、海洋政策・領土問題、情報通信技術政策及びクールジャパン戦略の基本方針に関する件、一億総活躍、女性活躍、再チャレンジ、少子化対策及び男女共同参画の基本方針に関する件、経済再生、社会保障・税一体改革及び経済財政政策の基本方針に関する件、警察行政、行政改革、国家公務員制度、食品安全及び規制改革の基本方針に関する件、マイナンバー制度の実施の基本方針に関する件、特定秘密の保護に関する制度の基本方針に関する件及び平成28年度人事院業務概況に関する件について菅内閣官房長官、石原国務大臣、加藤国務大臣、河野国務大臣、石破国務大臣、遠藤国務大臣、島尻国務大臣、世耕内閣官房副長官、宮内国土交通大臣政務官、黄川田外務大臣政務官、三ッ林厚生労働大臣政務官、堂故文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人日本学生支援機構理事長遠藤勝裕君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕
藤本祐司君（民主）、上月良祐君（自民）、山本香苗君（公明）、山下芳生君（共産）、江口克彦君（維会）、風間直樹君（民主）、山本太郎君（生活）、山田太郎君（元気）

○**国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案（第189回国会衆第24号）**について発議者衆議院議員古屋圭司君、同濱村進君、修正案提出者衆議院議員泉健太君、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

〔質疑者〕
藤本祐司君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（生活）

（第189回国会衆第24号）
賛成会派　自民、民主、公明、維会、元気
反対会派　共産、生活

〇平成28年３月23日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国会所管）について向大野衆議院事務総長、中村参議院事務総長、大滝国立国会図書館長、星裁判官弾劾裁判所事務局長及び岡本裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
（会計検査院所管）について河戸会計検査院長から説明を聴いた後、
（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（地方活性化関係経費を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費、消費者委員会関係経費を除く）、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、子ども・子育て本部、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、宮内庁、警察庁、個人情報保護委員会））について遠藤国務大臣、河野国務大臣、加藤国務大臣、石破内閣府特命担当大臣、島尻国務

大臣、江島国土交通大臣政務官、三ッ林厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、相原久美子君（民主）、山本香苗君（公明）、江口克彦君（維会）、山田太郎君（元気）、田村智子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成28年３月24日（木）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○**子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）**について加藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員緒方林太郎君から説明を聴いた。

〇平成28年３月29日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）**について修正案提出者衆議院議員緒方林太郎君、加藤内閣府特命担当大臣、髙鳥内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、牧山ひろえ君（民主）、山本香苗君（公明）

〇平成28年３月31日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）**について加藤内閣府特命担当大臣、竹内厚生労働副大臣、政府参考人、参考人全国保育団体連絡会事務局長実方伸子君及び独立行政法人都市再生機構理事伊藤治君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

藤本祐司君（民進）、田村智子君（共産）、江口克彦君（維会）、山田太郎君（元気）、山本太郎君（生活）

（閣法第20号）

賛成会派　自民、民進、公明、維会、元気

反対会派　共産、生活

なお、附帯決議を行った。

○**成年後見制度の利用の促進に関する法律案（衆第20号）（衆議院提出）**

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院内閣委員長西村康稔君から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年４月５日（火）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**成年後見制度の利用の促進に関する法律案（衆第20号）（衆議院提出）**

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院内閣委員長代理大口善徳君、加藤国務大臣及び盛山法務副大臣に対し質疑を行い、討論の後、

成年後見制度の利用の促進に関する法律案（衆第20号）（衆議院提出）を修正議決し、

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）を可決した。

〔質疑者〕

相原久美子君（民進）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（生活）

（衆第20号）

賛成会派　自民、民進、公明、維会、元気

反対会派　共産、生活

（衆第21号）

賛成会派　自民、民進、公明、維会、元気

反対会派　共産、生活

なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律案（衆第20号）（衆議院提出）について附帯決議を行った。

〇平成28年４月７日（木）（第９回）

○**サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）**について遠藤国務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年４月14日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）**について遠藤国務大臣、世耕内閣官房副長官、とかしき厚生労働副大臣、若宮防衛副大臣、熊田防衛大臣政務官、黄川田外務大臣政務官、三ッ林厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

井上義行君（自民）、大野元裕君（民進）、山本香苗君（公明）、（注）江口克彦君（維会）、山田太郎君（元気）、山本太郎君（生活）、山下芳生君（共産）

（注）おおさか維新の会は会派名称の略語を委員会開会中、維会から維新に変更した。

（閣法第11号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、元気

反対会派　共産、生活

なお、附帯決議を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成28年４月19日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案（衆第18号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員武部新君から趣旨説明を聴き、同鷲尾英一郎君、同中野洋昌君、同武部新君、同細田健一君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

山下芳生君（共産）、山本太郎君（生活）

（衆第18号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、元気

反対会派　生活

〇平成28年４月21日（木）（第12回）

○子ども・子育て支援等に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

恵泉女学園大学学長

ＮＰＯ法人あい・ぽーとステーション代表理事　大日向雅美君

国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授　相馬直子君

京都華頂大学現代家政学部教授　藤井伸生君

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、牧山ひろえ君（民進）、山本香苗君（公明）、山下芳生君（共産）、江口克彦君（維新）、山田太郎君（元気）、山本太郎君（生活）

〇平成28年４月28日（木）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○子ども・子育て支援等に関する件について加藤国務大臣、義家文部科学副大臣、とかしき厚生労働副大臣、髙鳥内閣府副大臣、竹内厚生労働副大臣、輿水総務大臣政務官、田所法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、牧山ひろえ君（民進）、風間直樹君（民進）、山本香苗君（公明）、山下芳生君（共産）、江口克彦君（維新）、山本太郎君（生活）

○**特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案（閣法第32号）（衆議院送付）**について島尻内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員中根一幸君から説明を聴いた。

〇平成28年５月10日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案（閣法第32号）（衆議院送付）**について修正案提出者衆議院議員中根一幸君、島尻内閣府特命担当大臣、冨岡文部科学副大臣、大岡財務大臣政務官、星野経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

井上義行君（自民）、風間直樹君（民進）、山本香苗君（公明）、山下芳生君（共産）、江口克彦君（維新）、山本太郎君（生活）

（閣法第32号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、元気

反対会派　共産、生活

〇平成28年５月12日（木）（第15回）

○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について石破内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。また、同法律案について農林水産委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

〇平成28年５月19日（木）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について石破内閣府特命担当大臣、齋藤農林水産副大臣、義家文部科学副大臣、竹内厚生労働副大臣、宮内国土交通大臣政務官、酒井内閣府大臣政務官、田所法務大臣政務官、星野経済産業大臣政務官、政府参考人、参考人全国自動車交通労働組合総連合会中央執行委員長髙城政利君及び東京大学大学院農学生命科学研究科教授鈴木宣弘君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、櫻井充君（民進）、山本香苗君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、江口克彦君（維新）、山田太郎君（元気）、山本太郎君（生活）

〇平成28年５月24日（火）

内閣委員会、農林水産委員会連合審査会（第１回）

○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について石破内閣府特命担当大臣、森山農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中泉松司君（自民）、小川勝也君（民進）、平木大作君（公明）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、山田太郎君（元気）、山本太郎君（生活）

本連合審査会は今回をもって終了した。

〇平成28年５月26日（木）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について石破内閣府特命担当大臣、齋藤農林水産副大臣、福岡内閣府副大臣、竹内厚生労働副大臣、とかしき厚生労働副大臣、義家文部科学副大臣、宮内国土交通大臣政務官、酒井内閣府大臣政務官、豊田文部科学大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官、星野経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、風間直樹君（民進）、山本香苗君（公明）、山下芳生君（共産）、江口克彦君（維新）、山田太郎君（元気）、山本太郎君（生活）

（閣法第53号）

賛成会派　自民、公明、維新、元気

反対会派　民進、共産、生活

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年５月31日（火）（第18回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（衆第45号）（衆議院提出）について提出者衆議院文部科学委員長谷川弥一君から趣旨説明を聴き、衆議院文部科学委員長代理長島昭久君、遠藤国務大臣及び参考人公益財団法人日本オリンピック委員会会長竹田恆和君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

田村智子君（共産）、山本太郎君（生活）

（衆第45号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、元気

反対会派　生活

○**国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案（衆第46号）（衆議院提出）**について提出者衆議院内閣委員長西村康稔君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第46号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新元気、生活

反対会派　なし

○**特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（衆第47号）（衆議院提出）**について提出者衆議院内閣委員長西村康稔君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第47号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、元気、生活

反対会派　なし

〇平成28年６月１日（水）（第19回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第71号外379件を審査した。

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

総務委員会

委員一覧（25名）

委員長	山本	博司（公明）	関口	昌一（自民）	林	久美子（民主）
理　事	大沼	みずほ（自民）	柘植	芳文（自民）	吉川	沙織（民主）
理　事	島田	三郎（自民）	二之湯	智（自民）	倉林	明子（共産）
理　事	藤川	政人（自民）	松下	新平（自民）	寺田	典城（維元）
理　事	石上	俊雄（民主）	森屋	宏（自民）	片山	虎之助（維会）
理　事	横山	信一（公明）	江崎	孝（民主）	又市	征治（社民）
	井原	巧（自民）	難波	奨二（民主）	主濱	了（生活）
	石井	正弘（自民）	野田	国義（民主）		
	礒崎	陽輔（自民）	羽田	雄一郎（民主）		

（28.1.19 現在）

（1）審議概観

第190回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案５件及び承認案件１件の合計６件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案等の審査〕

行政制度　**行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案**は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、行政並びに独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営並びに個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みを設けるほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、行政機関等の個人情報を民間事業者に提供することの是非と安全性確保策、本法律案と個人情報保護法の相違点とその理由、ＥＵデータ保護規則等への適合性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方行財政　**地方交付税法の一部を改正する法律案**は、地方財政の状況等に鑑み、震災復興特別交付税のうち、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成26年度の決算において不用となった金額を減額するほか、補正予算により増加した平成27年度分の地方交付税の額の一部を、平成28年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものである。

委員会においては、地方交付税による年度間調整の在り方、震災復興特別交付税の不用額の減額による復興への影響の有無、復興・創生期間における人的支援等について質疑が行われ、討論の後、多

数をもって原案どおり可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、経済の好循環を確実なものとする観点から法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げ及び外形標準課税の拡大等を行い、地方創生の推進に向けて、税源の偏在性を是正するための法人住民税の法人税割の税率の引下げ及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止並びに認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税の法人税割及び法人事業税の税額控除制度の創設を行うとともに、自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入等並びに遊休農地等に係る固定資産税及び都市計画税の価格の特例及び課税標準の特例の創設等を行うほか、納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成28年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正、普通交付税と特別交付税との割合の変更及び震災復興特別交付税の返還等に係る規定の整備を行うとともに、地方債の協議不要対象団体の要件の緩和等及び退職手当の財源に充てるための地方債の特例の期限の延長並びに将来負担比率に算入する項目の追加等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、地方一般財源総額を実質的に同水準確保することの意義、臨時財政対策債の早期解消と交付税の法定率引上げの必要性、トップランナー方式導入が交付税や地方公務員の削減につながる懸念、国と地方の税源配分を５対５とするための方策、外形標準課税の適用対象法人拡大等の方向性等について質疑が行われた。討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

情報通信　**国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案**は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務及びインターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備を他人の利用に供する事業等に対する助成金の交付等の業務を追加する等の措置を講ずるほか、平成28年５月31日とされている電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止しようとするものである。

委員会においては、サイバー攻撃の態様と機構の演習内容の高度化の必要性、サイバーセキュリティ及びＩＣＴ人材の確保・育成策、データセンターの地域分散化及びテストベッドの整備の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

ＮＨＫ　**放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるＮＨＫ平成28年度予算）**は、収支予算では一般勘定事業収支において、収入が7,016億円、支出が6,936億円で、事業収支差金は80億円となっており、事業計画では、３か年経営計画の２年目として、公共放送の原点を堅持し、公平・公正で正確・

迅速な報道、国際社会の日本への理解の促進、４Ｋ・８Ｋ等の推進、受信料の支払率の向上等に取り組むとしている。

委員会においては、関連団体の不祥事と再発防止策、受信料の公平な負担の実現、放送の不偏不党及び自律の確保、インターネット活用業務の現状と課題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月８日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について高市総務大臣から所信を聴取し、平成28年度総務省関係予算に関する件について松下総務副大臣から説明を聴取した。

３月10日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について、総務大臣の「停波」発言と従来の政府見解との関係、ふるさとテレワーク推進のための方策、消費税への軽減税率導入に伴う地方公共団体の負担増分の財源確保、地方公務員数を地方公共団体の事務量・事業量に合わせて措置する必要性等の質疑を行った。

３月17日、平成28年度地方財政計画に関する件について高市総務大臣から概要説明を聴取した後、土屋総務副大臣から補足説明を聴取した。

３月23日、予算委員会から委嘱を受けた、平成28年度総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、日本郵政グループ中期経営計画の進捗状況、生活圏や経済圏を考慮した地域手当支給地域及び支給割合の設定、消防分野における女性の活躍推進のための取組、ＮＨＫに対する国際放送の実施要請と表現の自由との関係等の質疑を行った。

３月24日、公共放送の在り方に関する件について、ＮＨＫ予算の最近の採決状況と附帯決議に対するＮＨＫの認識、インターネットの普及を踏まえた受信料制度の見直しの必要性、ＮＨＫ関連団体改革に向けた検討の在り方等の質疑を行った。

３月29日、**自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議**を行った。

４月７日、国立研究開発法人情報通信研究機構におけるサイバーセキュリティ及び新たな電気通信技術の研究状況等に関する実情調査のため、同機構の視察を行った。

４月14日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、郵政事業のユニバーサルサービス確保、コンビナートの機能強化、ＮＨＫの役員人事、無料ＷｉＦｉの整備促進に対する総務省の取組、指定管理者制度の公立図書館への適用、地方税財政の在り方、地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善、東日本大震災の被災自治体の負担軽減等について質疑を行った。

５月10日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、公立病院に係る地方交付税措置の在り方、大規模災害時における通信手段の確保、マイナンバーカードの普及促進、平成28年熊本地震における臨時災害放送局の開設状況、平成28年熊本地震の被災自治体に対する支援、水道施設の耐震化及び水道料金の平準化、ＮＨＫにおける公平・公正の確保、投票所の開閉時間の在り方等について質疑を行った。

（２）委員会経過

〇平成28年１月19日（火）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第１号）（衆議院送付）**について高市総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、長島復興副大臣、福岡内閣府副大臣、髙鳥内閣府副大臣、鈴木経済産業副大臣、中西財務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会専務理事福井敬君、同協会会長籾井勝人君、同協会理事今井純君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君及び同協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

石上俊雄君（民主）、横山信一君（公明）、倉林明子君（共産）、寺田典城君（維元）、片山虎之助君（維会）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

（閣法第１号）

賛成会派　自民、民主、公明、維元、維会、社民、生活

反対会派　共産

〇平成28年３月８日（火）（第２回）

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について高市総務大臣から所信を聴いた。

○平成28年度総務省関係予算に関する件について松下総務副大臣から説明を聴いた。

〇平成28年３月10日（木）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について高市総務大臣、松下総務副大臣、森屋総務大臣政務官、輿水総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会会長籾井勝人君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大沼みずほ君（自民）、藤末健三君（民主）、難波奨二君（民主）、横山信一君（公明）、田村智子君（共産）、片山虎之助君（維会）、寺田典城君（維党）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

〇平成28年３月17日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成28年度地方財政計画に関する件について高市総務大臣から概要説明を聴いた後、土屋総務副大臣から補足説明を聴いた。

○**地方税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第21号）（衆議院送付）**

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上両案について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、土屋総務副大臣、牧島内閣府大臣政務官、森屋総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

寺田典城君（維党）、片山虎之助君（維会）、井原巧君（自民）、羽田雄一郎君（民主）、横山信一君（公明）、吉良よし子君（共産）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

〇平成28年３月22日（火）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第21号）（衆議院送付）**

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上両案について高市総務大臣、土屋総務副大臣、福岡内閣府副大臣、松下副大臣、森屋総務大臣政務官、牧島内閣府大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官、古賀大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井正弘君（自民）、横山信一君（公明）、吉良よし子君（共産）、片山虎之助君（維会）、寺田典城君（維党）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

〇平成28年３月23日（水）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（公害等調整委員会を除く））

について高市総務大臣、松下総務副大臣、竹内厚生労働副大臣、津島国土交通大臣政務官、輿水総務大臣政務官、森屋総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政株式会社専務執行役谷垣邦夫君及び日本放送協会会長籾井勝人君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柘植芳文君（自民）、林久美子君（民主）、横山信一君（公明）、吉良よし子君（共産）、片山虎之助君（維会）、寺田典城君（維党）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○地方税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第21号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上両案について安倍内閣総理大臣、高市総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

江崎孝君（民主）、吉良よし子君（共産）、片山虎之助君（維会）、寺田典城君（維党）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

・質疑

〔質疑者〕

吉川沙織君（民主）、江崎孝君（民主）

〇平成28年３月24日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○公共放送の在り方に関する件について高市総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長籾井勝人君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君、同協会理事今井純君、同協会理事井上樹彦君、同協会専務理事板野裕爾君、同協会専務理事福井敬君及び同協会副会長堂元光君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉川沙織君（民主）、吉良よし子君（共産）、片山虎之助君（維会）、寺田典城君（維党）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

〇平成28年３月29日（火）（第８回）

○地方税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第21号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第21号）

賛成会派　自民、公明、維会

反対会派　民主、共産、維党、社民、生活

（閣法第22号）

賛成会派　自民、公明、維会、生活

反対会派　民主、共産、維党、社民

○自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第１号）（衆議院送付）

について高市総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長籾井勝人君から説明を聴いた。

〇平成28年３月31日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第１号）（衆議院送付）

について高市総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長籾井勝人君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会理事・技師

長浜田泰人君、同協会理事井上樹彦君、同協会専務理事福井敬君、同協会専務理事板野裕爾君、同協会理事坂本忠宣君、同協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君及び同協会理事森永公紀君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

藤川政人君（自民）、二之湯智君（自民）、江崎孝君（民進）、吉川沙織君（民進）、寺田典城君（民進）、横山信一君（公明）、吉良よし子君（共産）、片山虎之助君（維会）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

（閣承認第１号）

賛成会派　自民、公明、維会

反対会派　民進、共産、社民、生活

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年４月14日（木）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○郵政事業のユニバーサルサービス確保に関する件、コンビナートの機能強化に関する件、日本放送協会の役員人事に関する件、無料ＷｉＦｉの整備促進に対する総務省の取組に関する件、指定管理者制度の公立図書館への適用に関する件、地方税財政の在り方に関する件、地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善に関する件、東日本大震災の被災自治体の負担軽減に関する件等について高市総務大臣、松下総務副大臣、長島復興副大臣、土屋総務副大臣、牧島内閣府大臣政務官、輿水総務大臣政務官、中西財務大臣政務官、堂故文部科学大臣政務官、森屋総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会会長籾井勝人君及び同協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島田三郎君（自民）、藤末健三君（民進）、吉川沙織君（民進）、横山信一君（公明）、吉良よし子君（共産）、（注）片山虎之助君（維会）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

（注）おおさか維新の会は会派名称の略語を委員会開会中、維会から維新に変更した。

○**国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年４月19日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**について高市総務大臣、松下総務副大臣、輿水総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会理事安齋尚志君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

大沼みずほ君（自民）、寺田典城君（民進）、石上俊雄君（民進）、横山信一君（公明）、吉良よし子君（共産）、片山虎之助君（維新）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

（閣法第38号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、社民、生活

反対会派　共産

〇平成28年５月10日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○公立病院に係る地方交付税措置の在り方に関する件、大規模災害時における通信手段の確保に関する件、マイナンバーカードの普及促進に関する件、平成28年熊本地震における臨時災害放送局の開設状況に関する件、平成28年熊本地震の被災自治体に対する支援に関する件、水道施設の耐震化及び水道料金の平準化に関する件、日本放送協会における公平・公正の確保に関する件、投票所の開閉時間の在り方に関する件等について高市総務大臣、松下総務副大臣、森屋総務大臣政務官、宮内国土交通大臣政務官、輿水総務大臣政務官、

三ッ林厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会会長籾井勝人君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島田三郎君（自民）、羽田雄一郎君（民進）、寺田典城君（民進）、横山信一君（公明）、吉良よし子君（共産）、片山虎之助君（維新）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

○**行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）**について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成28年５月12日（木）（第13回）

○**行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）**について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院法学政治学研究科教授　宇賀克也君

一般財団法人医療情報システム開発センター理事長　山本隆一君

日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員　清水勉君

〔質疑者〕

島田三郎君（自民）、石上俊雄君（民進）、横山信一君（公明）、吉良よし子君（共産）、片山虎之助君（維新）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

〇平成28年５月19日（木）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）**について高市総務大臣、土屋総務副大臣、古賀総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

井原巧君（自民）、石上俊雄君（民進）、横山信一君（公明）、又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、吉良よし子君（共産）、主濱了君（生活）

（閣法第48号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新

反対会派　共産、生活

欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年６月１日（水）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（３）委員会決議

―自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議―

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、特に財政力の弱い地方公共団体においては、厳しい財政

運営を強いられている状況を踏まえ、政府は、個性豊かで活力に満ちた分権型社会にふさわしい自立的かつ持続的な地方税財政システムを確立し、人口減少の克服及び地域経済の活性化等の重要課題に取り組むとともに、東日本大震災で被災した地方公共団体が、復旧・復興事業を円滑に実施できるよう、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方公共団体が、人口減少の克服及び地域経済の活性化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、安定した恒久的な財源を確保すること。

二、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続的な制度の確立を目指すこと。

三、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、特別交付税については、多発、多様化する自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を今後とも的確に反映しつつ、算定方法の透明化の取組を一層推進すること。

四、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等の創設、拡充等に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。

五、巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、地域経済の活性化等に向けた取組を一層推進するとともに、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

六、地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど円滑な起債と流通、保有の安全性の確保を図ること。また、地方債の発行に関する国等の関与の在り方については、協議不要基準の緩和等による地方財政の健全性への影響に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、手続の簡素化等の運用面における見直しを含め、更なる検討を進めること。

七、東日本大震災に係る復旧・復興に当たっては、平成28年度からの復興・創生期間においても、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保するなど、万全な支援措置を講ずるとともに、平成28年度以降、新たに生じることとなる被災地方公共団体の実質的な負担額については、当該被災地方公共団体の財政状況等を踏まえつつ、適切な財政措置を講ずること。

右決議する。

法務委員会

委員一覧（20名）

委員長	魚住	裕一郎（公明）	滝沢	求（自民）	仁比	聡平（共産）
理　事	西田	昌司（自民）	牧野	たかお（自民）	真山	勇一（維元）
理　事	三宅	伸吾（自民）	丸山	和也（自民）	谷	亮子（生活）
理　事	有田	芳生（民主）	溝手	顕正（自民）	輿石	東（ 無 ）
理　事	矢倉	克夫（公明）	江田	五月（民主）	田中	茂（ 無 ）
	猪口	邦子（自民）	小川	敏夫（民主）	山崎	正昭（ 無 ）
	高野	光二郎（自民）	加藤	敏幸（民主）		

（28.1.19 現在）

（1）審議概観

第190回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出６件（うち本院継続１件）及び本院議員提出２件（うち継続審査１件）の合計８件であり、そのうち内閣提出及び本院議員提出の合計７件を可決した。

また、本委員会付託の請願15種類133件のうち、２種類30件を採択した。

〔法律案の審査〕

民事関係　**民法の一部を改正する法律案**は、女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日から６か月と定める民法の規定のうち100日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判所判決があったことに鑑み、当該期間を100日に改める等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、施行後３年を目途として、再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加える旨の規定を附則に追加する修正が行われている。委員会においては、再婚禁止期間の立法目的、従来の戸籍実務における再婚禁止期間の規定の例外的取扱い、本法律案成立後の再婚禁止期間の規定の周知方法、無戸籍児への具体的支援策、嫡出推定規定の趣旨及びこれを見直す必要性、選択的夫婦別氏制度導入へ向けた今後の検討等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

刑事関係　**刑事訴訟法等の一部を改正する法律案**は、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、取調べの録音・録画制度、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度、証人等の氏名等の情報を保護するための制度等を創設するとともに、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大、被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲の拡大等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度について検察官が合意をするか否かの判断に当たり考慮すべき事情の追加、合意のための協議への弁護人の常時関与、傍受記録に記録されている通信の当事者に対する通知事項の追加、通信傍受についての国会報告事項の追加、法施行後３年を経過した場合の見直し規定の範囲の拡大、法公布後の検討事項の追加等の修正が行われている。委員会においては、取調べの録音・録画対象外事

件で起訴された被告人に対する対象事件についての取調べにおける録音・録画の義務の有無及び今後の運用方針、録音・録画された映像の恣意的な利用に対する担保策、取調べの録音・録画の例外規定に該当すると判断した場合の公判における立証方法、通信傍受対象事件の拡大と通信の秘密への対応策、特定電子計算機による通信傍受を行う場合に立会人を不要とした趣旨及びその濫用防止のための制度的保障、通信傍受における補充性の要件の解釈、合意制度におけるいわゆる巻き込みの危険性及びその対策等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取したほか、通信事業者、警視庁原宿警察署及び東京地方検察庁において実情調査を行った。採決により質疑を終局し、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

その他　**人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案**は、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の理念に基づき、人種等を理由とする差別の撤廃のための施策を総合的かつ一体的に推進するため、人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則を定めるとともに、人種等を理由とする差別の防止に関し国及び地方公共団体の責務、基本的施策その他の基本となる事項を定めようとするものである。委員会においては、本法律案の背景及び提出に至る経緯、人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則と表現の自由との関係、第３条の規定により禁止される行為についての要件の妥当性、世界各国におけるヘイトスピーチについての法規制、ヘイトスピーチを根絶するための法制度の在り方、ヘイトスピーチを伴うデモに対する警察の対応の在り方等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取した。採決により質疑を終局し、国会法第57条の３の規定に基づき内閣から意見を聴取したところ、政府としては反対である旨の意見が述べられた。続いて採決の結果、本法律案は賛成少数をもって否決された。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進しようとするものである。委員会においては、本法律案において禁止規定がない理由とヘイトスピーチへの抑止効果の有無、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に含まれる範囲とヘイトスピーチの定義の在り方、基本理念の趣旨と本法律案が国民に期待すること、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消」に向けた国及び地方公共団体の役割、ヘイトスピーチを伴うデモに対する警察の対応の在り方等について質疑が行われた。本法律案に対しては、自由民主党及び公明党より、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の定義に「本邦外出身者を著しく侮蔑する」を加えるとともに、附則に検討条項を加える修正案が提出され、原案及び修正案に対する質疑が行われた。なお、本法律案の審査に先立ち、川崎市の社会福祉法人青丘社ふれあい館への視察を行った。質疑を終局し、討論の後、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

総合法律支援法の一部を改正する法律

案は、法的援助を要する者の多様化により的確に対応するため、日本司法支援センター（法テラス）の業務として、認知機能が十分でない者及び大規模な災害の被災者等を援助する業務を追加する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限が延長されたことに伴う技術的な修正が行われている。委員会においては、ストーカー等被害者に対する援助を更に充実させる必要性、改正法成立後速やかに平成28年熊本地震の被災者に対して無料法律相談を実施する必要性、資力のある者には法律相談料の負担を求めることに伴う混乱への対応、法テラスの常勤弁護士の質及び量の確保、法テラスに対する国民の認知度を高めるための取組の強化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、**裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案**及び**検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案**並びに**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**が可決された。

〔国政調査等〕

３月８日、岩城法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取するとともに、平成28年度法務省及び裁判所関係予算について盛山法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴取した。

３月10日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、法務省における刑法・民法などの基本法制の見直しの取組、外国人技能実習法の成立後に設立される認可法人の業務・陣容等、動物愛護管理法における動物の適正な取扱いについての啓発活動、公職選挙法における事前運動の禁止の規定の解釈、同和問題における差別の実情と国・地方自治体の対応、ヘイトスピーチの問題に対する法務省の対応、再犯防止活動の重要性と再犯防止政策が国民の理解を得るための客観的検証の必要性、少年非行の原因の分析の必要性及び少年司法の取組の実情を広く国民が共有するための調査の必要性、離婚後の面会交流の運用、出入国管理行政の現状と諸課題等が取り上げられた。

３月23日、予算委員会から委嘱された平成28年度法務省予算等の審査を行い、選択的夫婦別氏制度に対する政府の今後の取組、法律上と生物学上の親子関係、ヘイトスピーチへの対抗言論に対する警備の問題点、ヘイトスピーチの実態調査の進捗状況、「ソーシャルインパクトボンド」という取組に対する法務省の見解、法務省が推進する「予防司法機能の強化」の意義と具体策、性暴力被害の実態とかい離した現行刑法の問題点についての法務大臣の見解、国連の女子差別撤廃委員会の最終見解を受けた裁判官等の性犯罪被害者に対する意識啓発の取組、離婚時に「共同養育計画」や「面会交流計画」の策定を義務付けることを検討する必要性、国際テロに関する水際対策やテロ未然防止のため入国審査料の導入を検討する必要性等が取り上げられた。

３月31日、ヘイトスピーチをめぐる実情を調査し、対策の樹立に関する審査に資するため、社会福祉法人青丘社ふれあい館の視察を行った。

５月26日、ヘイトスピーチの解消に関する決議の件を議題とし、同決議を行った。

（２）委員会経過

○平成28年１月19日（火）（第１回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）**
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）
以上両案について岩城法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、義家文部科学副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕
小川敏夫君（民主）、仁比聡平君（共産）、真山勇一君（維元）

（閣法第４号）
賛成会派　自民、民主、公明、共産、維元、生活
反対会派　なし
欠席会派　無（輿石東君、田中茂君、山崎正昭君）

（閣法第５号）
賛成会派　自民、民主、公明、共産、維元、生活
反対会派　なし
欠席会派　無（輿石東君、田中茂君、山崎正昭君）

○平成28年３月８日（火）（第２回）

○法務行政の基本方針に関する件について岩城法務大臣から所信を聴いた。

○平成28年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について盛山法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成28年３月10日（木）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○法務行政の基本方針に関する件について岩城法務大臣、盛山法務副大臣、土屋総務副大臣、鬼木環境大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕
三宅伸吾君（自民）、小川敏夫君（民主）、有田芳生君（民主）、矢倉克夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、真山勇一君（維党）、谷亮子君（生活）

○平成28年３月22日（火）（第４回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案（第189回国会参第７号）**について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕
大東文化大学大学院法務研究科教授　浅野善治君
外国法事務弁護士　スティーブン・ギブンズ君
龍谷大学法科大学院教授　金尚均君
社会福祉法人青丘社川崎市ふれあい館職員　崔江以子君

〔質疑者〕
西田昌司君（自民）、有田芳生君（民主）、矢倉克夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、真山勇一君（維党）、谷亮子君（生活）

○平成28年３月23日（水）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（裁判所所管及び法務省所管）について岩城法務大臣、盛山法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕
小川敏夫君（民主）、有田芳生君（民主）、矢倉克夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、真山勇一君（維党）、谷亮子君（生活）

本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成28年４月５日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案（第189回国会参第７号）**について河野国家公安委員会委員長、岩城法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、有田芳生君（民進）、矢倉克夫君（公明）、仁比聡平君（共産）

〇平成28年４月14日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）**について岩城法務大臣、河野国家公安委員会委員長、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、小川敏夫君（民進）、矢倉克夫君（公明）、真山勇一君（民進）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成28年４月19日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案（参第６号）**について発議者参議院議員矢倉克夫君から趣旨説明を聴いた後、同西田昌司君、同矢倉克夫君、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

仁比聡平君（共産）、小川敏夫君（民進）、有田芳生君（民進）、三宅伸吾君（自民）

○**刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）**について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

日本弁護士連合会司法調査室副室長　河津博史君

東京大学大学院法学政治学研究科教授　大澤裕君

弁護士　小池振一郎君

布川事件冤罪被害者　桜井昌司君

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、小川敏夫君（民進）、矢倉克夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）

〇平成28年４月21日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）**について岩城法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、矢倉克夫君（公明）、小川敏夫君（民進）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成28年４月26日（火）（第10回）

○**刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）**について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院法学政治学研究科教授　川出敏裕君

弁護士　西村幸三君

立命館大学特別招聘教授

奈良女子大学名誉教授　浜田寿美男君

立命館大学大学院法務研究科教授　渕野貴生君

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、真山勇一君（民進）、矢倉克夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案（参第６号）**について発議者参議院議員西田昌司君、同矢倉克夫君、河野国家公安委員会委員長、岩城法務大臣、武藤外務副大臣、政府参考人

及び参議院法制局当局に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
小川敏夫君（民進）、仁比聡平君（共産）、有田芳生君（民進）

○平成28年４月28日（木）（第11回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）**について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
〔参考人〕
中央大学法科大学院教授　小木曽綾君
元北海道警察釧路方面本部長　原田宏二君
九州大学大学院法学研究院教授　豊崎七絵君
〔質疑者〕
三宅伸吾君（自民）、真山勇一君（民進）、矢倉克夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）**について岩城法務大臣、河野国家公安委員会委員長、盛山法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
小川敏夫君（民進）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）

○平成28年５月10日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）**について河野国家公安委員会委員長、岩城法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
小川敏夫君（民進）、仁比聡平君（共産）

○平成28年５月12日（木）（第13回）

○**人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案（第189回国会参第７号）**について国会法第57条の３の規定により内閣の意見を聴いた後、否決した。
（第189回国会参第７号）
賛成会派　民進、生活
反対会派　自民、公明
欠席会派　共産、無（輿石東君、山崎正昭君）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案（参第６号）**及び同法律案に対する修正案について発議者・修正案提出者参議院議員矢倉克夫君、同西田昌司君、岩城法務大臣、政府参考人及び参議院法制局当局に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。
〔質疑者〕
小川敏夫君（民進）、有田芳生君（民進）、仁比聡平君（共産）
（参第６号）
賛成会派　自民、民進、公明、共産、生活
反対会派　なし
欠席会派　無（輿石東君、山崎正昭君）
なお、附帯決議を行った。

○**刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）**について岩城法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
小川敏夫君（民進）、仁比聡平君（共産）

○平成28年５月19日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）**について岩城法務大臣、河野国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
〔質疑者〕
小川敏夫君（民進）、真山勇一君（民進）、仁比聡平君（共産）
（第189回国会閣法第42号）
賛成会派　自民、民進、公明、生活
反対会派　共産
欠席会派　無（輿石東君、山崎正昭君）
なお、附帯決議を行った。

○**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）**について岩城法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年５月24日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）**について岩城法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕
三宅伸吾君（自民）、小川敏夫君（民進）、矢倉克夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）
（閣法第12号）
賛成会派　自民、民進、公明、生活
反対会派　共産
欠席会派　無（輿石東君、山崎正昭君）
○**総合法律支援法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第57号）（衆議院送付）**について岩城法務大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。
〇平成28年５月26日（木）（第16回）
○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**総合法律支援法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第57号）（衆議院送付）**について岩城法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕
三宅伸吾君（自民）、真山勇一君（民進）、矢倉克夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）
（第189回国会閣法第57号）
賛成会派　自民、民進、公明、共産、生活
反対会派　なし
欠席会派　無（輿石東君、山崎正昭君）
なお、附帯決議を行った。
○**民法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）**について岩城法務大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。
○**ヘイトスピーチの解消に関する決議**を行った。
〇平成28年５月31日（火）（第17回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**民法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）**について岩城法務大臣、盛山法務副大臣、田所法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕
三宅伸吾君（自民）、小川敏夫君（民進）、矢倉克夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）
（閣法第49号）
賛成会派　自民、民進、公明、共産、生活
反対会派　なし
欠席会派　無（輿石東君、山崎正昭君）
〇平成28年６月１日（水）（第18回）
○請願第2003号外29件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第231号外102件を審査した。
○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）委員会決議

―ヘイトスピーチの解消に関する決議―

「ヘイトスピーチ、許さない。」
ヘイトスピーチ解消の啓発活動のために法務省が作成したポスターは、力強くそう宣言する。
従来、特定の民族や国籍など本人の意思では変更困難な属性を根拠に、その者たちを地域社会ひいては日本社会から排除しようという言動であるヘイトスピーチについて、それが不特定多数に向けられたものの場合、法律の立場は明確ではなかった。

しかし、個人の尊厳を著しく害し地域社会の分断を図るかかる言論は、決して許されるものではない。このため、本委員会において、ヘイトスピーチによって被害を受けている方々の集住地区の視察などをも踏まえて真摯な議論を重ねた結果、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が、５月12日に本委員会で全会一致、13日の本会議において賛成多数で可決され、24日の衆議院本会議において可決・成立した。同法は、国連の自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会などからの要請をも踏まえたものである。

平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた共生社会の実現のためにも、ヘイトスピーチの解消に向けて取り組むことは、党派を超えた喫緊の重要課題である。今般成立したヘイトスピーチ解消法は、ヘイトスピーチの解消に向けた大きな第一歩ではあるが、終着点ではない。引き続き、法務省の「外国人の人権状況に関する調査」を始めとする実態調査や国会における議論等を通じて立法事実を明らかにしていくことが、私たちに課せられた使命である。

全国で今も続くヘイトスピーチは、いわゆる在日コリアンだけでなく、難民申請者、オーバーステイ、アイヌ民族に対するものなど多岐にわたっている。私たちは、あらゆる人間の尊厳が踏みにじられることを決して許すことはできない。

よって、私たちは、ヘイトスピーチ解消及び被害者の真の救済に向け、差別のない社会を目指して不断の努力を積み重ねていくことを、ここに宣言する。

右決議する。

外交防衛委員会

委員一覧（21名）

委員長	佐藤	正久（自民）	高橋	克法（自民）	森本	真治（民主）
理　事	古賀	友一郎（自民）	中曽根	弘文（自民）	平木	大作（公明）
理　事	塚田	一郎（自民）	中原	八一（自民）	井上	哲士（共産）
理　事	三木	亨（自民）	堀井	巌（自民）	アントニオ猪木	（維元）
理　事	榛葉	賀津也（民主）	大野	元裕（民主）	小野	次郎（維元）
理　事	荒木	清寛（公明）	北澤	俊美（民主）	浜田	和幸（日本）
	宇都	隆史（自民）	藤田	幸久（民主）	糸数	慶子（ 無 ）

（28.1.19 現在）

（1）審議概観

第190回国会において本委員会に付託された案件は、条約10件（うち衆議院継続３件）及び内閣提出法律案２件の合計12件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願18種類331件のうち、１種類14件を採択した。

〔条約及び法律案の審査〕

在日米軍駐留経費の負担継続　1987年度以降、我が国は、日米地位協定において米側に負担義務がある在日米軍駐留関連経費の一部について、特別協定を締結した上で負担してきている。**日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定**は、2011年に締結された前回の特別協定の有効期間が2016年３月31日までとなっていたことに鑑み、我が国の2016年から2020年までの会計年度において、在日米軍従業員に対する基本給等の支払に要する経費、在日米軍が公用のため調達する電気等の料金又は代金の支払に要する経費及び我が国の要請に基づき在日米軍が訓練を移転する場合の追加的に必要となる経費を引き続き我が国が負担すること、米国がこれらの経費の節約に一層努めること等について規定するものである。委員会においては、在日米軍従業員の安定的雇用の確保と我が国労働法制の適用、日米の経済・財政状況の変化を踏まえた駐留経費負担の在り方、接受国支援の諸外国との比較、我が国の駐留経費負担に対する米国の認識と評価、労務費負担に対する政府の認識、在日米軍駐留の意義等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

航空分野の二国間協力　**航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定**及び**航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定**は、いずれも我が国との間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものである。委員会においては、航空協定締結による経済的効果と両国との関係強化、今後の航空協定締結の交渉方針、日・ＡＳＥＡＮ航空協定締結の見通し等について質疑が行われ、いずれも全会一致を

もって承認された。

社会保障分野の二国間協力　**社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定**は、我が国とフィリピンとの間で、人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題を解決するため、年金制度の適用の調整を行うこと、加入期間の通算により年金受給権を確立すること等を定めるものである。委員会においては、両国の年金加入期間通算による我が国年金制度への影響、本協定締結の意義と今後の社会保障協定締結の見通し、外国の年金の受給申請のための支援体制等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

投資分野の二国間協力　**投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定**及び**投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定**は、いずれも投資財産設立後の内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与について規定するものである。併せて、両協定は、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定めるものである。委員会においては、両協定締結の意義、オマーンとの投資協定における国と投資家との紛争解決手続の実効性、イランとの投資協定において特定措置の履行要求の禁止項目が限定された理由、投資受入国の食料安全保障の確保等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって承認された。

受刑者移送に関する二国間協力　**刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約**は、我が国とイランとの間で、相手国の裁判所が自由の剥奪を伴う刑を言い渡した自国民受刑者等について、締約国、受刑者の同意等一定の条件を満たす場合にその本国に移送する手続等を定めるものである。委員会においては、国際受刑者移送と本条約締結の意義、受刑者移送の拒否に係る規定を盛り込んだ理由、イスラム刑法に特有の刑罰等を有する国家との間で受刑者移送条約を締結する上での課題、日本国内のイラン人受刑者数とその主な罪状等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

租税における二国間協力　**所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定**は、現行の租税協定を全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国における限度税率の更なる引下げ、税務当局間の徴収共助の手続の整備等の措置を講ずるための規定等を設けるものである。**所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約**は、二重課税の回避を目的とした課税権の調整を行うとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものである。**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書**は、現行の租税条約を一部改正し、源泉地国における利子免税の対象を拡大するとともに、税務当局間の徴収共助の手続の整備等の措置を講ずるための規定等を設けるものである。委員会においては、ドイツとの租税協定改正を踏まえた今後の租税条約締結の方針、チリとの租税条約の早期締結の理由、国際的な租税回避行為の防止に向けた実効性のある対策の

必要性、投資所得に対する源泉地国課税の在り方等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって承認された。

防衛省職員の俸給月額等の改定　**防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案**は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を改定する措置を講じようとするものである。委員会においては、自衛官の給与改定が一般職国家公務員の給与改定に準拠する理由、医官及び歯科医官に対する給与の在り方、自衛官を含む防衛省職員へのフレックスタイム制の拡充・運用の見通し、自衛官募集の現状とその強化策、女性自衛官活用のための対応策、自衛官の勤務環境の改善等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

外交実施体制の整備　**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**は、在外公館として在ニウエ日本国大使館及びインドに在ベンガルール日本国総領事館を新設すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給額を改定すること等について規定するものである。委員会においては、在外公館の整備拡充の在り方、防衛駐在官の派遣体制の強化、シリアにおける邦人ジャーナリスト行方不明事案への対応状況、在外基本手当の基準額の算定根拠、在外職員の健康管理の取組状況等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

２月15日及び16日、我が国の防衛等に関する実情調査のため、京都府への委員派遣を行い、海上自衛隊、航空自衛隊、在日米軍、海上保安庁、京丹後市等からの説明聴取、関連施設及び装備品の視察、意見交換等を行った。

３月８日、外交の基本方針について岸田外務大臣から、国の防衛の基本方針について中谷防衛大臣から、それぞれ所信を聴取した。また、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

３月10日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

３月17日、慰安婦問題に関する日韓合意、平和安全法制、外国人観光旅行者に対するビザ発給要件の緩和、陸上自衛隊情報保全隊の情報収集活動に係る訴訟、北朝鮮による日本人拉致問題、北朝鮮による核・弾道ミサイル開発、沖縄における米兵による性暴力事件等について質疑を行った。

３月23日、予算委員会から委嘱された平成28年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

４月28日、普天間飛行場移設問題、オバマ米国大統領による広島訪問、平成28年熊本地震被災地における米軍オスプレイによる輸送支援、北朝鮮情勢、恩納通信所跡地に係るＰＣＢ等含有汚泥の処理、豪州の将来潜水艦の共同開発等について質疑を行った。

５月10日、北朝鮮情勢、世界エイズ・結核・マラリア対策基金、戦没者の遺骨収集事業、日中関係、日露関係、フィリピンへの海上自衛隊練習機の貸与、領事業務の代行、普天間飛行場移設問題等について質疑を行った。

５月19日、オバマ米国大統領による広島訪問、岸田外務大臣の中国及び東南アジア訪問、平成28年熊本地震への自衛隊の対応、2020年東京オリンピック・パラ

リンピック競技大会の招致活動、横浜における米軍機の飛行訓練、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定、普天間飛行場代替施設建設事業に係る海上警備業務等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成28年１月19日（火）（第１回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）**について中谷防衛大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、岸田外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

三木亨君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、荒木清寛君（公明）、井上哲士君（共産）、小野次郎君（維元）、浜田和幸君（日本）、糸数慶子君（無）

（閣法第６号）

賛成会派　自民、民主、公明、共産、維元、日本、無（糸数慶子君）

反対会派　なし

○平成28年１月28日（木）（第２回）

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成28年３月８日（火）（第３回）

○外交の基本方針に関する件について岸田外務大臣から所信を聴いた。

○国の防衛の基本方針に関する件について中谷防衛大臣から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成28年３月10日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、山田外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、浜田和幸君（日本）、糸数慶子君（無）、小野次郎君（維党）、アントニオ猪木君（元気）、井上哲士君（共産）

○平成28年３月17日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○慰安婦問題に関する日韓合意に関する件、平和安全法制に関する件、外国人観光旅行者に対するビザ発給要件の緩和に関する件、陸上自衛隊情報保全隊の情報収集活動に係る訴訟に関する件、北朝鮮による日本人拉致問題に関する件、北朝鮮による核・弾道ミサイル開発に関する件、沖縄における米兵による性暴力事件に関する件等について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

片山さつき君（自民）、大野元裕君（民主）、石川博崇君（公明）、井上哲士君（共産）、小野次郎君（維党）、アントニオ猪木君（元気）、糸数慶子君（無）

○**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）**について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年３月22日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）**について岸田外務大臣、中谷防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

榛葉賀津也君（民主）、井上哲士君（共産）、

浜田和幸君（日本）、アントニオ猪木君（元気）、糸数慶子君（無）

（閣法第23号）

賛成会派　自民、民主、公明、共産、維党、日本、元気、無（糸数慶子君）

反対会派　なし

〇平成28年３月23日（水）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（外務省所管、防衛省所管及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門）について岸田外務大臣及び中谷防衛大臣から説明を聴いた後、岸田外務大臣、中谷防衛大臣、武藤外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堀井巌君（自民）、大野元裕君（民主）、荒木清寛君（公明）、井上哲士君（共産）、小野次郎君（維党）、浜田和幸君（日本）、アントニオ猪木君（元気）、糸数慶子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成28年３月24日（木）（第８回）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）（衆議院送付）について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年３月29日（火）（第９回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）（衆議院送付）について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、山田外務大臣政務官、北村経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、藤田幸久君（民主）

〇平成28年３月31日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）（衆議院送付）について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、武藤外務副大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

小野次郎君（民進）、荒木清寛君（公明）、井上哲士君（共産）、浜田和幸君（日本）、アントニオ猪木君（元気）、糸数慶子君（無）

（閣条第１号）

賛成会派　自民、民進、公明、日本、元気

反対会派　共産、無（糸数慶子君）

〇平成28年４月５日（火）（第11回）

○航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第189回国会閣条第13号）（衆議院送付）
航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第189回国会閣条第14号）（衆議院送付）

以上両件について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年４月14日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第189回国会閣条第13号）（衆議院送付）

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第189回国会閣条第14号）（衆議院送付）

以上両件について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、藤丸防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

三木亨君（自民）、榛葉賀津也君（民進）、井上哲士君（共産）、浜田和幸君（無）、アントニオ猪木君（元気）、糸数慶子君（無）

（第189回国会閣条第13号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、元気、無（糸数慶子君、浜田和幸君）

反対会派　なし

（第189回国会閣条第14号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、元気、無（糸数慶子君、浜田和幸君）

反対会派　なし

〇平成28年４月19日（火）（第13回）

○社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年４月21日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）について中谷防衛大臣、岸田外務大臣、とかしき厚生労働副大臣、山田外務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

大野元裕君（民進）、荒木清寛君（公明）、井上哲士君（共産）、アントニオ猪木君（元気）、糸数慶子君（無）、浜田和幸君（無）

（閣条第７号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、元気、無（糸数慶子君、浜田和幸君）

反対会派　なし

〇平成28年４月28日（木）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○普天間飛行場移設問題に関する件、オバマ米国大統領による広島訪問に関する件、平成28年熊本地震被災地における米軍オスプレイによる輸送支援に関する件、北朝鮮情勢に関する件、恩納通信所跡地に係るＰＣＢ等含有汚泥の処理に関する件、豪州の将来潜水艦の共同開発に関する件等について中谷防衛大臣、岸田外務大臣、平口環境副大臣、藤丸防衛大臣政務官、森屋総務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民進）、井上哲士君（共産）、アントニオ猪木君（元気）、糸数慶子君（無）、浜田和幸君（無）

○投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第２号）（衆議院送付）
投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第３号）（衆議院送付）

以上両件について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年５月10日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第２号）（衆議院送付）
投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第３号）（衆議院送付）

以上両件について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、山田外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、榛葉賀津也君（民進）、井上哲士君（共産）、浜田和幸君（維

新)、アントニオ猪木君（元気)、糸数慶子君（無）

（閣条第２号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、元気、無（糸数慶子君）

反対会派　共産

（閣条第３号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、元気、無（糸数慶子君）

反対会派　共産

○北朝鮮情勢に関する件、世界エイズ・結核・マラリア対策基金に関する件、戦没者の遺骨収集事業に関する件、日中関係に関する件、日露関係に関する件、フィリピンへの海上自衛隊練習機の貸与に関する件、領事業務の代行に関する件、普天間飛行場移設問題に関する件等について中谷防衛大臣、岸田外務大臣、太田厚生労働大臣政務官、藤丸防衛大臣政務官、山田外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福山哲郎君（民進)、荒木清寛君（公明)、井上哲士君（共産)、浜田和幸君（維新)、アントニオ猪木君(元気)、糸数慶子君(無)

○刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（第189回国会閣条第15号）（衆議院送付）について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年５月12日(木)（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（第189回国会閣条第15号）（衆議院送付）について中谷防衛大臣、岸田外務大臣、藤丸防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

大野元裕君（民進)、荒木清寛君（公明)、井上哲士君（共産)、浜田和幸君（維新)、アントニオ猪木君(元気)、糸数慶子君(無)

（第189回国会閣条第15号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、元気、無（糸数慶子君）

反対会派　なし

〇平成28年５月19日(木)（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○オバマ米国大統領による広島訪問に関する件、岸田外務大臣の中国及び東南アジア訪問に関する件、平成28年熊本地震への自衛隊の対応に関する件、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致活動に関する件、横浜における米軍機の飛行訓練に関する件、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に関する件、普天間飛行場代替施設建設事業に係る海上警備業務に関する件等について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堀井巌君（自民)、小野次郎君（民進)、井上哲士君（共産)、浜田和幸君（維新)、アントニオ猪木君（元気)、糸数慶子君（無）

○所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第６号）（衆議院送付）

以上３件について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年５月24日(火)（第19回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○所得に対する租税及びある種の他の租税に関

する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第６号）（衆議院送付）

以上３件について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、武藤外務副大臣、山田外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

北澤俊美君（民進）、福山哲郎君（民進）、荒木清寛君（公明）、井上哲士君（共産）、浜田和幸君（維新）、アントニオ猪木君（元気）、糸数慶子君（無）

（閣条第４号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、元気、無（糸数慶子君）

反対会派　共産

（閣条第５号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、元気、無（糸数慶子君）

反対会派　共産

（閣条第６号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、元気、無（糸数慶子君）

反対会派　共産

〇平成28年６月１日（水）（第20回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第2098号外13件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第１号外316件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

〇平成28年２月15日（月）、16日（火）

○我が国の防衛等に関する実情調査

〔派遣地〕

京都府

〔派遣委員〕

佐藤正久君（自民）、古賀友一郎君（自民）、塚田一郎君（自民）、三木亨君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、荒木清寛君（公明）、福山哲郎君（民主）、井上哲士君（共産）、小野次郎君（維元）

財政金融委員会

委員一覧（25名）

委員長	大家	敏志（自民）	中川	雅治（自民）	柳澤	光美（民主）
理　事	愛知	治郎（自民）	中西	祐介（自民）	竹谷	とし子（公明）
理　事	石田	昌宏（自民）	宮沢	洋一（自民）	大門	実紀史（共産）
理　事	長峯	誠（自民）	山谷	えり子（自民）	藤巻	健史（維会）
理　事	大久保	勉（民主）	山本	一太（自民）	中山	恭子（日本）
理　事	西田	実仁（公明）	尾立	源幸（民主）	中西	健治（無ク）
	岡田	直樹（自民）	大塚	耕平（民主）	平野	達男（改革）
	伊達	忠一（自民）	白	眞勲（民主）		
	高橋	克法（自民）	前川	清成（民主）		

（28.2.18 現在）

（1）審議概観

第190回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出５件及び本院議員提出１件及び衆議院提出１件（財務金融委員長）の合計７件であり、そのうち内閣提出５件及び衆議院提出１件はいずれも可決し、本院議員提出１件は否決とした。

また、本委員会付託の請願15種類378件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

所得税法等の一部を改正する法律案は、経済の好循環の確立、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生、地方創生の推進、国際課税の枠組みの再構築、震災からの復興支援等の観点から、国税に関し、所要の施策を一体として講じようとするものである。

委員会においては、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、低所得者対策として軽減税率制度を導入することの意義、軽減税率制度導入に必要な財源の確保策、法人実効税率引下げの効果及び今後の法人税改革の方向性、所得再分配機能を回復するための税制の在り方、三世代同居に係る税制上の軽減措置の適用要件の妥当性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

関税定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うとともに、税関における水際取締りの強化、貿易円滑化に係る税関手続の改善等を行おうとするものである。

委員会においては、不正薬物の摘発増加に伴う税関への影響、税関の業務処理体制の強化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案（本院議員提出）は、平成28年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものである。また、**東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の**

発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）は、東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源を確保するため、復興債の発行期間を延長する等の措置を講ずるとともに、平成28年度から平成32年度までの間の各年度における公債発行の特例措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、一つの法律案で復興財源確保法と特例公債法の改正を行う問題点、複数年度にわたる特例公債の発行を規定することの是非、プライマリーバランス黒字化目標の達成に向けた道筋等について質疑が行われ、本院議員提出の平成二十八年度特例公債法案は賛成少数により否決され、政府提出の復興財源確保法及び特例公債法改正案は多数をもって可決された。なお、復興財源確保法及び特例公債法改正案に対し附帯決議が付された。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案は、我が国の企業の海外展開をより一層支援するため、株式会社国際協力銀行について、海外インフラ事業向けの貸付け等に係る業務の方法に関する規制の見直しを行うとともに、銀行等からの外国通貨による長期借入れを可能とする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、国際協力銀行に特別業務を創設する意義、海外インフラ事業の資金ニーズに対応した財政上の措置の必要性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案は、情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図るため、金融グループの経営管理機能の充実、金融グループ内の共通・重複業務の集約及び金融グループと金融関連ＩＴ企業等との提携の容易化、仮想通貨交換業に関する制度の整備等の所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、金融サービス業におけるＩＴの進展に伴う技術革新への対応に当たっての課題、金融関連ＩＴ企業に対する出資の容易化についての認可基準、仮想通貨の取引についての消費税の取扱い等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

２月18日、日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成27年６月12日提出）について、黒田日本銀行総裁より説明を聴取した後、日銀当座預金残高のうちマイナス金利を適用する部分を限定している理由、欧州の導入国でも目的が達成されていないマイナス金利政策を日銀が導入する理由、個人向け預金金利をマイナスにすることについての可能性の有無、量的緩和政策の限界についての認識とマイナス金利政策導入との関係等について質疑を行った。

３月８日、財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣から所信を聴取した。

３月10日、前記所信に対し、財務大臣の所信で示されている現下の景況認識の妥当性、自動車保険の等級制度の改定が保険金請求の抑制につながる懸念、量的・質的金融緩和の出口戦略が我が国財政に及ぼす影響、Ｇ20の声明を踏まえた機動

的な財政出動に関する財務大臣の見解等について質疑を行った。

３月23日、予算委員会から委嘱された内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行の予算の審査を行い、日銀のマイナス金利政策の効果、平成28年度予算において国債の利払費の積算に用いられている金利、保育施設拡大のための国有地活用による負担軽減策の必要性、軽減税率制度導入に当たっての中小事業者等への周知や導入コストに対する支援等について質疑を行った。

４月26日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（平成27年12月11日提出）について、麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、慢性的な需要不足解消のため金融政策に加えて財政政策の役割を強化する必要性、タックスヘイブン対策のため有価証券報告書において全ての海外現地法人を開示させる必要性、ＢＥＰＳプロジェクトにおける国際課税原則の再構築の具体的な内容、震災対策に加えて景気対策も含めた平成28年度補正予算の編成の必要性等について質疑を行った。

５月12日、日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成27年12月11日提出）について、黒田日本銀行総裁より説明を聴取した後、金融緩和による低金利の長期化が家計の金融資産に対して及ぼす影響、日銀の櫻井審議委員の国会同意人事案件に係る履歴書の記載内容が不正確であることに対する責任、世界経済における下振れリスクに対する日銀総裁の所見、金融政策によるサプライズ効果を念頭に置いた国会での日銀総裁の説明の妥当性等について質疑を行った。

５月19日、日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成27年12月11日提出）について、政府において国会同意人事候補者の経歴の正確性を確保するための具体的改善策、櫻井審議委員が内閣官房に提出した経歴書において博士課程中退と表記した理由、政府における日本銀行政策委員会審議委員候補者の選定基準等について質疑を行った。

（２）委員会経過

〇平成28年２月18日（木）（第１回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聴いた後、とかしき厚生労働副大臣、福岡内閣府副大臣、岡田財務副大臣、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行理事雨宮正佳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、尾立源幸君（民主）、白眞勲君（民主）、西田実仁君（公明）、小池晃君（共産）、藤巻健史君（維会）、中山恭子君（日本）、中西健治君（無ク）、平野達男君（改革）

〇平成28年３月８日（火）（第２回）

- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣から所信を聴いた。

〇平成28年３月10日（木）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣、岡田財務副大臣、牧島内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行副総裁岩田規久男君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
大塚耕平君（民主）、西田実仁君（公明）、石田昌宏君（自民）、中西健治君（自民）、小池晃君（共産）、藤巻健史君（維会）、中山恭子君（日本）、平野達男君（改革）

〇平成28年３月17日（木）（第４回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）**について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた後、麻生国務大臣、岡田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
西田実仁君（公明）、大久保勉君（民主）、石田昌宏君（自民）

〇平成28年３月22日（火）（第５回）
○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）**について麻生国務大臣、盛山法務副大臣、竹内厚生労働副大臣、岡田財務副大臣、森屋総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
尾立源幸君（民主）、礒﨑哲史君（民主）、中西健治君（自民）、石田昌宏君（自民）、小池晃君（共産）、藤巻健史君（維会）、中山恭子君（日本）、平野達男君（改革）

〇平成28年３月23日（水）（第６回）
○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行）について麻生国務大臣から説明を聴いた後、同大臣、中西財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
山本一太君（自民）、大塚耕平君（民主）、竹谷とし子君（公明）、小池晃君（共産）、藤巻健史君（維会）、中山恭子君（日本）、平野達男君（改革）
本委員会における委嘱審査は終了した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）**について麻生財務大臣、岡田財務副大臣、森屋総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び株式会社国際協力銀行代表取締役総裁渡辺博史君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
礒﨑哲史君（民主）、大久保勉君（民主）、倉林明子君（共産）、藤巻健史君（維会）、中山恭子君（日本）、平野達男君（改革）

〇平成28年３月24日（木）（第７回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）**について安倍内閣総理大臣、麻生国務大臣、岡田財務副大臣、竹内厚生労働副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行理事武田知久君に対し質疑を行い、質疑を終局した。
・質疑
〔質疑者〕
竹谷とし子君（公明）、白眞勲君（民主）、大久保勉君（民主）、石田昌宏君（自民）、井上哲士君（共産）、藤巻健史君（維会）、中山恭子君（日本）、平野達男君（改革）
・内閣総理大臣に対する質疑
〔質疑者〕
前川清成君（民主）、井上哲士君（共産）、

藤巻健史君（維会）、中山恭子君（日本）、平野達男君（改革）

○**関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）**について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年３月29日（火）（第８回）

○**所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）**について討論の後、可決した。

（閣法第16号）

賛成会派　自民、公明、改革

反対会派　民主、共産、維会、日本

なお、附帯決議を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）**について麻生財務大臣、盛山法務副大臣、福岡内閣府副大臣、津島国土交通大臣政務官、太田厚生労働大臣政務官、堂故文部科学大臣政務官、星野経済産業大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政株式会社常務執行役稲澤徹君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

尾立源幸君（民主）、紙智子君（共産）、藤巻健史君（維会）、中山恭子君（日本）、平野達男君（改革）

（閣法第24号）

賛成会派　自民、民主、公明、共産、維会、日本、改革

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第７号）（衆議院送付）**について麻生財務大臣から趣旨説明を聴き、

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案（参第２号）について発議者参議院議員大久保勉君から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年３月31日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第７号）（衆議院送付）**

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案（参第２号）

以上両案について発議者参議院議員大久保勉君、同尾立源幸君、麻生財務大臣、岡田財務副大臣、白石環境大臣政務官、星野経済産業大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行理事雨宮正佳君に対し質疑を行い、討論の後、

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案（参第２号）を否決し、

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第７号）（衆議院送付）を可決した。

〔質疑者〕

白眞勲君（民進）、大塚耕平君（民進）、大久保勉君（民進）、小池晃君（共産）、藤巻健史君（維会）、中山恭子君（日本）、平野達男君（改革）

（参第２号）

賛成会派　民進、改革

反対会派　自民、公明、共産、維会、日本

（閣法第７号）

賛成会派　自民、公明、維会、日本、改革

反対会派　民進、共産

なお、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第７号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

〇平成28年４月26日（火）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同件、需要創出と格差是正のための施策に関する件、ＢＥＰＳプロジェクトへの取組に関する件、平成28年熊本地震に係る被災者支援に関する件、海外投資家による国債買入れに関する件、平成二十八年度補正予算の早期編成に関する件等について麻生国務大臣、岡田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、大塚耕平君（民進）、竹谷とし子君（公明）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、中山恭子君（日本）、平野達男君（改革）

○**株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）**について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年５月10日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）**について麻生国務大臣、坂井財務副大臣、政府参考人及び参考人株式会社国際協力銀行代表取締役総裁渡辺博史君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、大久保勉君（民進）、竹谷とし子君（公明）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、中山恭子君（日本）

（閣法第25号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、日本、改革

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年５月12日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聴いた後、土屋総務副大臣、中西財務大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君、同銀行副総裁岩田規久男君、同銀行政策委員会審議委員櫻井眞君及び同銀行理事武田知久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

愛知治郎君（自民）、櫻井充君（民進）、白眞勲君（民進）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、中山恭子君（日本）、平野達男君（改革）

○**情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）**について麻生内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年５月19日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について世耕内閣官房副長官、政府参考人、参考人日本銀行副総裁岩田規久男君及び同銀行政策委員会審議委員櫻井眞君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、大塚耕平君（民進）、藤巻健史君（維新）

〇平成28年５月24日（火）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）**について麻生国務大臣、とかしき厚生労働副大臣、岡田財務副大臣、堂故文部科学大臣政務官、牧島内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行理

事雨宮正佳君及び公益財団法人日本オリンピック委員会会長竹田恆和君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

中西健治君（自民）、大久保勉君（民進）、尾立源幸君（民進）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、中山恭子君（日本）、平野達男君（改革）

（閣法第43号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、日本、改革

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年５月26日（木）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第35号）（衆議院提出）について提出者衆議院財務金融委員長宮下一郎君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（衆第35号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、日本、改革

反対会派　なし

〇平成28年６月１日（水）（第16回）

○請願第23号外377件を審査した。

○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

文教科学委員会

委員一覧（20名）

委員長	石井　浩郎（自民）	野上　浩太郎（自民）	蓮　舫（民主）
理　事	赤池　誠章（自民）	橋本　聖子（自民）	新妻　秀規（公明）
理　事	上野　通子（自民）	堀内　恒夫（自民）	若松　謙維（公明）
理　事	大島　九州男（民主）	水落　敏栄（自民）	田村　智子（共産）
理　事	那谷屋　正義（民主）	吉田　博美（自民）	柴田　巧（維党）
	衛藤　晟一（自民）	斎藤　嘉隆（民主）	松沢　成文（ 無 ）
	堂故　茂（自民）	水岡　俊一（民主）	(28.3.8 現在)

（1）審議概観

第190回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出２件（うち本院先議１件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願21種類310件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国立大学法人法の一部を改正する法律案（先議）は、委員会において、指定国立大学法人制度創設の意義、国立大学によるイノベーション創出への貢献、我が国の大学の国際競争力向上策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、スポーツ振興くじの売上げの維持・拡大の方策、日本スポーツ振興センターの運営改善策、障害者スポーツの振興に向けた環境整備等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

第189回国会閉会後の**平成27年12月11日**、収支や集客の視点に立ったスポーツ施設整備の在り方、財政制度等審議会の教職員定数削減に係る建議の不当性と加配定数を確保することの意義、国立大学法人運営費交付金の削減と自己収入拡大の要請が授業料引上げにつながることへの懸念、国公私立大学の基盤的経費拡充の必要性、「南京事件」のユネスコ記憶遺産登録に係る政府の対応、公立大学法人の規制緩和に係る文部科学省及び総務省の認識と現在の検討状況、東京オリンピックのゴルフ競技会場を再検討する必要性等について質疑を行った。

第190回国会の**平成28年３月８日**、文教科学行政の基本施策について馳文部科学大臣から所信を、平成28年度文部科学省関係予算について義家文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

３月10日、文教科学行政の基本施策に関し、広島県における進路指導をめぐる中学生の自殺問題に関する文部科学省の対応、道徳の教科化等に対応した教職員の資質向上の在り方、東日本大震災からの復興に向けた文部科学省の諸施策、教職員の多忙化の解消に向けた業務改善及び定数改善を行う必要性、総合教育会議において地域の関係者からの意見聴取を積極的に行う必要性、性的少数者に対す

る教育上の配慮、官民イノベーションプログラムの有効活用に向けた体制整備等、ゴルフ場利用税の撤廃に向けた文部科学大臣の決意、部活動指導を含めた教員の勤務時間の実態を正確に把握する必要性等について質疑を行った。

３月23日、予算委員会から委嘱された平成28年度文部科学省予算等の審査を行い、改正教育基本法の理念実現に向けた文部科学省の取組、地域住民のスポーツの場として特別支援学校等を活用することの意義、学校における「指導死」について第三者機関による調査を実施することの重要性、国立大学に対する国旗掲揚・国歌斉唱に係る要請等を今後も継続していくことの重要性、給付型奨学金導入の必要性に関する文部科学大臣の見解、財政制度等審議会の教育予算に関する提言の不当性、低所得世帯の学生が学びに専念できるよう授業料減免の拡充に取り組むことの必要性、高校中退者の調査について中退率ではなく非卒業率を用いることの意義等について質疑を行った。

４月14日、特別支援学級の学級編制について実態調査を行った上で基準を見直す必要性、給付型奨学金の導入に向けた文部科学省の検討状況、教職員の超過勤務の実態把握及び多忙化解消に向けた文部科学省の対策、福島県への教育旅行の意義及びその推進に向けた文部科学大臣の見解、新国立競技場の聖火台設置に関する責任の所在等について質疑を行った。

５月24日、平成28年熊本地震により被災した児童生徒に対する支援策、東京オリンピックの招致活動をめぐる不正疑惑を解明する必要性、特別の教科である道徳の指導方法と評価の在り方に関する検討状況、日本人学校や補習授業校に対する支援の拡充、新入学児童生徒に対する就学援助の増額の必要性等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成27年12月11日（金）（第189回国会閉会後第１回）

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○収支や集客の視点に立ったスポーツ施設整備の在り方に関する件、財政制度等審議会の教職員定数削減に係る建議の不当性と加配定数を確保することの意義に関する件、国立大学法人運営費交付金の削減と自己収入拡大の要請が授業料引上げにつながることへの懸念に関する件、国公私立大学の基盤的経費拡充の必要性に関する件、「南京事件」のユネスコ記憶遺産登録に係る政府の対応に関する件、公立大学法人の規制緩和に係る文部科学省及び総務省の認識と現在の検討状況に関する件、東京オリンピックのゴルフ競技会場を再検討する必要性に関する件等について馳文部科学大臣、岡田財務副大臣、大岡財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、斎藤嘉隆君（民主）、新妻秀規君（公明）、田村智子君（共産）、寺田典城君（維参）、松沢成文君（無）

○平成28年３月８日（火）（第１回）

- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- ○文教科学行政の基本施策に関する件について馳文部科学大臣から所信を聴いた。
- ○平成28年度文部科学省関係予算に関する件について義家文部科学副大臣から説明を聴いた。

〇平成28年３月10日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○文教科学行政の基本施策に関する件について馳文部科学大臣、義家文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、那谷屋正義君（民主）、大島九州男君（民主）、新妻秀規君（公明）、柴田巧君（維党）、松沢成文君（無）、田村智子君（共産）

〇平成28年３月23日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（文部科学省所管）について馳文部科学大臣、中西財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、堀内恒夫君（自民）、田村智子君（共産）、松沢成文君（無）、斎藤嘉隆君（民主）、那谷屋正義君（民主）、新妻秀規君（公明）、柴田巧君（維党）

本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成28年４月14日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特別支援学級の学級編制基準に関する件、給付型奨学金の検討状況に関する件、教職員の多忙化解消に向けた対策に関する件、福島県への教育旅行の推進に関する件、新国立競技場の聖火台設置に係る責任の所在に関する件等について馳文部科学大臣、冨岡内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田村智子君（共産）、水岡俊一君（民進）、新妻秀規君（公明）、松沢成文君（無）

○**国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第35号）**について馳文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年４月19日（火）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第35号）**について馳文部科学大臣、岡田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、那谷屋正義君（民進）、斎藤嘉隆君（民進）、新妻秀規君（公明）、田村智子君（共産）、松沢成文君（無）

（閣法第35号）

賛成会派　自民、民進、公明、無（松沢成文君）

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年４月26日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）**について馳文部科学大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、遠藤国務大臣、冨岡文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上野通子君（自民）、大島九州男君（民進）、柴田巧君（民進）、新妻秀規君（公明）、田村智子君（共産）、松沢成文君（無）

〇平成28年４月28日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）**について馳文部科学大臣、遠藤国務大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長大東和美君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

蓮舫君（民進）、新妻秀規君（公明）、田村智子君（共産）、松沢成文君（無）

（閣法第31号）

賛成会派　自民、民進、公明、無（松沢成文君）

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年５月24日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成28年熊本地震により被災した児童生徒に対する支援に関する件、東京オリンピックの招致をめぐる疑惑に関する件、特別の教科である道徳の指導方法等に関する件、日本人学校や補習授業校に対する支援に関する件、新入学児童生徒に対する就学援助の増額の必要性に関する件等について馳文部科学大臣、遠藤国務大臣、濵地外務大臣政務官、政府参考人及び参考人公益財団法人日本オリンピック委員会会長竹田恆和君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、蓮舫君（民進）、大島九州男君（民進）、新妻秀規君（公明）、田村智子君（共産）、松沢成文君（無）

〇平成28年６月１日（水）（第９回）

○請願第36号外309件を審査した。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

厚生労働委員会

委員一覧（25名）

委員長	三原じゅん子（自民）	太田　房江（自民）	森本　真治（民主）
理　事	島村　大（自民）	木村　義雄（自民）	長沢　広明（公明）
理　事	髙階　恵美子（自民）	武見　敬三（自民）	小池　晃（共産）
理　事	羽生田　俊（自民）	古川　俊治（自民）	川田　龍平（維元）
理　事	津田　弥太郎（民主）	堀井　巌（自民）	東　徹（維会）
理　事	佐々木さやか（公明）	足立　信也（民主）	薬師寺みちよ（無ク）
	赤石　清美（自民）	石橋　通宏（民主）	福島　みずほ（社民）
	有村　治子（自民）	小西　洋之（民主）	
	石井　みどり（自民）	西村　まさみ（民主）	

（28.2.18 現在）

（1）審議概観

第190回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出８件、本院議員提出２件及び衆議院提出２件（厚生労働委員長２件）の合計12件であり、そのうち内閣提出５件及び衆議院提出１件を可決し、内閣提出３件及び衆議院提出１件を修正議決した。このほか、本委員会から法律案１件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願59種類1,284件のうち、７種類283件を採択した。

〔法律案の審査〕

戦没者遺族等に対する援護　**戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案（第189回国会衆第40号）**は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずるため、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、自由民主党及び公明党から、施行期日を「平成27年10月１日」から「平成28年４月１日」に改める等の修正案が提出され、採決の結果、全会一致をもって修正議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第10号）は、戦傷病者等の妻等に対し、特別給付金を継続して支給する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、特別給付金制度の今後の在り方、特別給付金支給に係る事務処理の迅速化の必要性等について質疑を行った。質疑を終局した後、自由民主党及び公明党から、施行期日を「平成28年４月１日」から「公布の日」に改めるとともに、これに伴う所要の規定の整備を行うことを内容とする修正案が提出され、採決の結果、全会一致をもって修正議決された。

社会福祉　**社会福祉法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第67号）**は、福祉サービスの供給体制の整備及び充実

を図るため、介護福祉士の資格の取得に関する特例等について定め、社会福祉施設職員等退職手当共済の退職手当金の額の算定方法を変更する等社会福祉事業等に従事する者の確保を促進するための措置を講ずるとともに、社会福祉法人に評議員会の設置を義務付ける等社会福祉法人の管理に関する規定を整備し、社会福祉法人が社会福祉事業及び公益事業を行う場合の責務について定める等の措置を講じようとするものである。委員会においては、社会福祉法人制度改革の目的と社会福祉法人の存在意義、小規模社会福祉法人に対する支援の必要性、福祉人材の確保及び資質向上に向けた取組の在り方、准介護福祉士制度の位置付け等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取した。質疑を終局した後、自由民主党及び公明党から、この法律のうち同法の法律番号に係る部分中「平成27年」を「平成28年」に改める修正案が提出された。討論の後、採決の結果、多数をもって修正議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

雇用保険　**雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第９号）**は、少子高齢化が進展する中で高齢者、女性等の就業促進及び雇用継続を図るため、65歳以上の者への雇用保険の適用拡大、雇用保険の就職促進給付の拡充、シルバー人材センターの業務拡大、育児休業及び介護休業の取得要件の緩和、介護休業給付の給付率の引上げ、妊娠・出産・育児期を通じた事業主への雇用管理上の措置の義務付け等を行うとともに、失業等給付に係る保険料率の引下げ等の措置を講じようとするものである。委員会においては、雇用保険の国庫負担及び基本手当の在り方、両立支援制度の利用を促進するための方策、介護休業の休業期間及び分割回数の在り方、職場におけるハラスメントの防止策等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取し、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

年金　**確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第70号）**は、企業年金制度等について、働き方の多様化をはじめ社会経済構造の変化に対応するとともに、老後に向けた個人の自助努力を行う環境を整備するため、個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直し、小規模事業所の事業主による個人型確定拠出年金への掛金の納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務の追加等の措置を講じようとするものである。委員会においては、個人型確定拠出年金の普及促進策、制度間のポータビリティの拡充の在り方、元本確保型の運用商品の提供の在り方等について質疑を行った。質疑を終局した後、自由民主党及び公明党から、この法律の企業年金連合会の業務に関する規定等の施行期日を「平成27年10月１日」から「平成28年７月１日」に改める等の修正案が提出された。討論の後、採決の結果、多数をもって修正議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

子ども家庭福祉　**児童扶養手当法の一部を改正する法律案（閣法第26号）**は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給要件に該当する児童であって母が監護するもの等が２人以上である場合における加算額の増額等の措置を講じようとするものである。委員会においては、児童

扶養手当の支給額及び支給回数の在り方、ひとり親家庭への支援策、養育費の取決めの促進及び履行確保に向けた取組等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取し、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）は、全ての児童の健全な育成を図るため、児童の福祉を保障するための原理の明確化、児童相談所の体制の整備、児童福祉法による施設入所等の措置の対象となる者の範囲の拡大等の措置を講じようとするものである。委員会においては、児童相談所の体制及び権限を強化する趣旨、要保護児童等に係る関係機関の情報共有及び連携の在り方、被虐待児童への自立支援策等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取し、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

肝炎　**特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第27号）**は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求状況等を勘案し、給付金の請求期限を５年間延長するとともに、Ｂ型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変・肝がんにり患し、又は死亡した特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者のうち、発症又は死亡した時から20年を経過した者に対する給付金の額を定める等の措置を講じようとするものである。委員会においては、給付金制度の周知・広報の在り方、肝炎ウイルス検査の受検勧奨の必要性、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

障害者　**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第39号）**は、全ての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図る観点から、障害者及び障害児の支援に係る施策の充実を図るため、自立支援給付及び障害児通所支援の充実、事業者に係る情報の公表制度の創設、市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の策定の義務付け等の措置を講じようとするものである。委員会においては、障害者の望む地域生活支援、就労支援の在り方、高齢障害者等の利用者負担軽減策、障害児支援のニーズの多様化に向けた対応策、障害福祉サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

発達障害者支援法の一部を改正する法律案（衆第36号）は、障害者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、所要の措置を講じようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

〔法律案の提出〕

２月18日、**自殺対策基本法の一部を改正する法律案**について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

その主な内容は、平成27年６月２日の本委員会における決議を踏まえ、自殺対策を、地域レベルの実践的な取組による「生きることの包括的な支援」としてその拡充を図り、更に総合的かつ効果的に推進しようとするものである。

〔国政調査等〕

第189回国会閉会後の**平成27年12月２日**、東京電力福島第一原子力発電所作業員の労働環境等に関する実情調査のため、福島県において視察を行った。

平成28年２月18日、本委員会決議で求めた自殺対策業務の円滑な移管のための厚労省内体制整備の反映状況、子どもたちが困難な事態に直面した際の対処方法やＳＯＳの出し方を教育する重要性、地域自殺対策推進センター（仮称）が市町村の自殺対策計画策定等を支援する必要性、遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間において想定される収集可能遺骨数、若年者の日別自殺者数を踏まえて８月に集中的に自殺予防に取り組む必要性、自殺対策事業の厚労省への移管により総合調整機能が失われる懸念に対する厚労大臣の見解、自殺対策のため貧困及び格差を是正する経済政策を行う必要性に対する厚労大臣の認識等について質疑を行った。また、自殺対策基本法の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から説明を聴取した後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

３月８日、厚生労働行政の基本施策について塩崎厚生労働大臣から所信を、平成28年度厚生労働省関係予算について竹内厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

３月10日、厚生労働行政の基本施策に関し、認知症の人による事件・事故の責任問題に関する法理を厚労省と法務省が連携して整備する必要性、かかりつけ薬剤師の普及に対する厚労大臣の見解、退職コンサルティングを受けた場合には労働移動支援助成金の対象外とすべきとの考えに対する厚労省の見解、薬価改定における市場拡大再算定特例と新薬創出・適応外薬解消等促進加算との整合性、地域における見守りネットワークの構築に対する厚労大臣の所見、住吉市民病院の再編計画に対する地元の反対についての厚労大臣の見解、短期集中特別訓練事業の現状に対する厚労大臣の見解、聖マリアンナ医科大学病院に対する特定機能病院の承認取消の必要性、化学及血清療法研究所に対する罰金等の刑事罰の必要性、国民の多くが治す医療を求める中で、高齢者には症状を緩和させＱＯＬを低下させずに生活できる新たな医療の概念を確立する必要性に対する国民の理解等について質疑を行った。

３月22日、社会的養護が必要な子どもの生活場所の現状、生活保護受給者に少なくとも12か月に一度資産申告を求めるよう運用変更した理由、求職者支援制度に係る独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務内容、臨床研究に係る法案の早期提出の必要性、日本におけるインターネット依存の治療及び調査研究を行う必要性に対する厚労大臣の見解、障害者への強制不妊手術に関する女性差別撤廃委員会の勧告に対する厚労省の受け止め等について質疑を行った。

３月23日、予算委員会から委嘱された平成28年度厚生労働省関係予算の審査を行い、自殺予防総合対策センターの今後の改編及び具体的な再構築の見通し、東京電力福島第一原子力発電所における作

業従事者の健康管理対策の在り方、地方自治体の子どもの学習支援事業を推進するため支援を行う必要性、ハンセン病元患者等に対する差別及び偏見の克服のための取組、リハビリテーションマネジメント加算の取扱いにおける訪問リハビリテーションと訪問看護の相違、全国がん登録にデータを記録する際の記載に関する確認、政府が検討している「同一労働同一賃金」に公務部門の非常勤職員が含まれることの確認、子どもの死亡統計を再発防止策へ還元するシステムを構築する必要性等について質疑を行った。

３月31日、難病患者データの登録の見通しと進捗状況、診療報酬で補塡できていない医療機関の消費税負担の存在に対する厚労大臣の見解、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の平成26年度決算ベースの人件費とその対象人数、化粧品開発目的のための動物実験を原則禁止とする取組を強化する必要性、障害程度の等級認定の在り方に関する厚労大臣の見解等について質疑を行った。

４月21日、自殺総合対策推進センターについて国立精神・神経医療研究センターからの切り離し等抜本強化に向けた見直しを行う必要性、独立行政法人地域医療機能推進機構が率先して地域包括ケアの構築に貢献する必要性、求人又は募集時に提示される労働条件と実際の労働条件との相違の現状に対する厚労省の認識、ＤＭＡＴからＪＭＡＴ等への引継ぎ時における情報共有の重要性についての厚労省の見解、公益財団法人精神・神経科学振興財団の研究評価委員会が開催されていなかったことの把握の状況及び研究費助成を継続した理由、歯科衛生士の復職支援のために厚労省が行っている取組の内容、避難者のエコノミークラス症候群防止のため弾性ストッキングの無償配付を行う必要性、被災した熊本における病院機能の現状及び今後の医療機能の回復に向けた支援策、医療保険の一部負担金の徴収猶予等の対象となる被災者の基準を早急に示す必要性、日本年金機構の保有する職員宿舎の国庫返納等によるコスト削減の必要性、被災した障害者とその家族及び障害関連事務所等の実態を把握する必要性、薬剤耐性（ＡＭＲ）に係る正しい知識を医療現場に定着させるための普及啓発の必要性等について質疑を行った。

５月10日、医療施設耐震化への支援の必要性、労働移動支援助成金制度の趣旨に合致した労働移動の在り方、抗がん剤オプジーボの保険収載当初及び肺がんへの適応拡大後の市場規模予測、医薬品の適応拡大等により市場規模が拡大する際の薬価改定の在り方、妊産婦のメンタルケアに関する相談窓口の周知及び啓発の必要性、企業における新たな人事制度が賃上げに逆行することについて厚労大臣の認識、障害児を持つ親の就労状況、経済状況、保育ニーズ等に関する調査を行う必要性、組織横断的にがん患者の就労支援策を検討する場を設ける必要性等について質疑を行った。

５月19日、臓器移植に関する件について、塩崎厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等について報告を聴取した後、入院患者の重症度等の評価に係る研修の在り方、今後高齢化するアジア諸国に対し日本が行うことのできる協力の内容及び厚労大臣の認識、地域包括ケアシステムの取組における地域差を解消する方策の必要性、戦没者の四肢骨からのＤＮＡ鑑定について研究・検討を行う必要性、中小企業の雇用環境及び雇用状況に対する

厚労省としての施策の有無、妊産婦のメンタルヘルスケアに関する調査の内容及び妊産婦のメンタルヘルスケアの必要性についての厚労省の認識、福井県の化学工場で膀胱がんが多発している原因等についての厚労省の調査結果、保育所の基準緩和に関する地方公共団体の提案に対する厚労大臣の見解、福島県及び近隣県における小児甲状腺がんに関する調査状況及びその公表時期、健診データの集積に関して健康診査等専門委員会で議論する必要性等について質疑を行った。

５月24日、発達障害児の保護者に発達障害に係る理解を促し支援を行うために必要な政策、発達障害児に対する過剰投薬防止のため関係者を啓発する必要性、来日外国人の子女が発達障害を有する場合の支援の在り方及び諸外国における支援体制、発達障害者支援センターを増設する必要性、発達障害者支援法改正案における発達障害者の定義の変更による対象範囲及び人数への影響、発達障害者支援法改正案に対する参考人の評価、学校や職場における保健スタッフの役割について国の明確な方針を打ち出す必要性等について質疑を行った。

（２）委員会経過

〇平成28年２月18日（木）（第１回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 自殺対策に関する件、戦没者の遺骨収集の推進に関する件等について塩崎厚生労働大臣、竹内厚生労働副大臣、堂故文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク代表清水康之君に対し質疑を行った。

  〔質疑者〕

  津田弥太郎君（民主）、佐々木さやか君（公明）、川田龍平君（維元）、東徹君（維会）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）、小池晃君（共産）
- **自殺対策基本法の一部を改正する法律案**の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。
- **戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案（第189回国会衆第40号）**について提出者衆議院厚生労働委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴いた後、修正議決した。

  （第189回国会衆第40号）

  賛成会派　自民、民主、公明、共産、維元、維会、無ク、社民

  反対会派　なし

  なお、附帯決議を行った。

〇平成28年３月８日（火）（第２回）

- 厚生労働行政の基本施策に関する件について塩崎厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 平成28年度厚生労働省関係予算に関する件について竹内厚生労働副大臣から説明を聴いた。

〇平成28年３月10日（木）（第３回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について塩崎厚生労働大臣、とかしき厚生労働副大臣、松本内閣府副大臣、竹内厚生労働副大臣、三ッ林厚生労働大臣政務官、太田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

  〔質疑者〕

  石井みどり君（自民）、藤井基之君（自民）、津田弥太郎君（民主）、足立信也君（民主）、佐々木さやか君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、東徹君（維会）、川田龍平君（維党）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）

○**社会福祉法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第67号）**について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年３月15日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**社会福祉法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第67号）**について塩崎厚生労働大臣、竹内厚生労働副大臣、太田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立信也君（民主）、小池晃君（共産）、東徹君（維会）、川田龍平君（維党）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）、長沢広明君（公明）、島村大君（自民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成28年３月16日（水）（第５回）

○**社会福祉法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第67号）**について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

全国社会福祉法人経営者協議会副会長　武居敏君

江別市長　三好昇君

公益社団法人日本介護福祉士会副会長　内田千惠子君

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会事務局次長　家平悟君

〔質疑者〕

髙階恵美子君（自民）、森本真治君（民主）、長沢広明君（公明）、小池晃君（共産）、東徹君（維会）、川田龍平君（維党）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

〇平成28年３月17日（木）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**社会福祉法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第67号）**について塩崎厚生労働大臣、竹内厚生労働副大臣、堂故文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

〔質疑者〕

森本真治君（民主）、小池晃君（共産）、川田龍平君（維党）、福島みずほ君（社民）、木村義雄君（自民）、長沢広明君（公明）、東徹君（維会）、薬師寺みちよ君（無ク）

（第189回国会閣法第67号）

賛成会派　自民、民主、公明、維会、維党、無ク

反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年３月22日（火）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○社会的養護が必要な子どもに対する支援の在り方に関する件、生活保護受給者に対する資産調査の在り方に関する件、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による求職者支援訓練に関する件、沖縄県における戦没者の遺骨収集に関する件、インターネット依存の対策強化の必要性に関する件、障害を持つ女性の差別解消に向けた方策に関する件等について塩崎厚生労働大臣、とかしき厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西村まさみ君（民主）、辰巳孝太郎君（共産）、東徹君（維会）、川田龍平君（維党）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○**雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）**について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年３月23日（水）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生労働省所管）について塩崎厚生労働大臣、とかしき厚生労働副大臣、竹内厚生労働副大臣、三ッ林厚生労働大臣政務官、太田厚生労働大臣政務官、森屋総務大臣政務官、政府参考人及び参考人国立研究開発法人国立精

神・神経医療研究センター理事長樋口輝彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

武見敬三君（自民）、石橋通宏君（民主）、佐々木さやか君（公明）、仁比聡平君（共産）、東徹君（維会）、川田龍平君（維党）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）

本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成28年３月24日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）**について塩崎厚生労働大臣、とかしき厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（民主）、森本真治君（民主）、東徹君（維会）、島村大君（自民）、石井みどり君（自民）、佐々木さやか君（公明）、川田龍平君（維党）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）、小池晃君（共産）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成28年３月25日（金）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○**雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）**について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

法政大学キャリアデザイン学部教授　武石惠美子君

日本労働組合総連合会総合男女平等局長　井上久美枝君

特定非営利活動法人マタニティハラスメント対策ネットワーク代表理事　小酒部さやか君

ジャーナリスト　猪熊弘子君

〔質疑者〕

東徹君（維会）、川田龍平君（維党）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）、髙階恵美子君（自民）、津田弥太郎君（民主）、佐々木さやか君（公明）、小池晃君（共産）

〇平成28年３月29日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）**について塩崎厚生労働大臣、とかしき厚生労働副大臣、竹内厚生労働副大臣、三ッ林厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、川田龍平君（維党）、東徹君（維会）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）

（閣法第９号）

賛成会派　自民、民主、公明、共産、維会、維党、社民、無ク

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年３月31日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○難病患者データの登録に関する件、指定難病の指定の在り方に関する件、医療機関の負担する消費税の問題に関する件、短期集中特別訓練事業における訓練認定業務の費用に関する件、公契約法制定の必要性に関する件、障害の定義及び認定の在り方に関する件等について塩崎厚生労働大臣、とかしき厚生労働副大臣、太田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森本真治君（民進）、小池晃君（共産）、東徹君（維会）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）

○**戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）**について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年４月５日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及**

び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について塩崎厚生労働大臣、竹内厚生労働副大臣、太田厚生労働大臣政務官、大岡財務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行業務局長野村充君に対し質疑を行った後、修正議決した。

〔質疑者〕

羽生田俊君（自民）、津田弥太郎君（民進）、佐々木さやか君（公明）、田村智子君（共産）、東徹君（維会）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）

（閣法第10号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維会、社民、無ク

反対会派　なし

○**確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第70号）**について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年４月14日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第70号）**について塩崎厚生労働大臣、とかしき厚生労働副大臣、三ッ林厚生労働大臣政務官、大岡財務大臣政務官、堂故文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民進）、川田龍平君（民進）、古川俊治君（自民）、赤石清美君（自民）、佐々木さやか君（公明）、小池晃君（共産）、（注）東徹君（維会）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）

（注）おおさか維新の会は会派名称の略語を委員会開会中、維会から維新に変更した。

（第189回国会閣法第70号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、無ク

反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年４月21日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○外国人技能実習制度の介護労働への適用に関する件、子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害に対する取組に関する件、求人又は募集時に提示される労働条件の実態に関する件、災害医療チーム間の情報共有の必要性に関する件、自殺対策のための調査研究体制に関する件、歯科衛生士の復職支援策に関する件、養育費確保及び面会交流の支援に関する件、がんの緩和ケア及び職域のがん検診に係る取組に関する件、被災者の医療保険の窓口負担等の徴収猶予に関する件、雇用促進住宅の管理業務の委託等に関する件、被災した障害者の実態把握及び支援に関する件、薬剤耐性（ＡＭＲ）に係る知識の普及啓発に関する件等について塩崎厚生労働大臣、竹内厚生労働副大臣、太田厚生労働大臣政務官、三ッ林厚生労働大臣政務官、堂故文部科学大臣政務官、政府参考人、参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事長水澤英洋君、同センター精神保健研究所自殺総合対策推進センター長本橋豊君及び独立行政法人国際協力機構理事柳沢香枝君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民進）、川田龍平君（民進）、森本真治君（民進）、羽生田俊君（自民）、武見敬三君（自民）、島村大君（自民）、佐々木さやか君（公明）、長沢広明君（公明）、田村智子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）

○**児童扶養手当法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）**について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成28年４月26日（火）（第16回）

○**児童扶養手当法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）**について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑

を行った。
〔参考人〕
政策研究大学院大学教授　島崎謙治君
ＮＰＯ法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長　赤石千衣子君
一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会理事長　海野惠美子君
子どもの貧困対策センター公益財団法人あすのば代表理事　小河光治君
〔質疑者〕
石井みどり君（自民）、森本真治君（民進）、佐々木さやか君（公明）、小池晃君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**児童扶養手当法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）**について塩崎厚生労働大臣、盛山法務副大臣、髙鳥内閣府副大臣、とかしき厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
有村治子君（自民）、石橋通宏君（民進）、佐々木さやか君（公明）、田村智子君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）、東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）
〇平成28年４月28日（木）（第17回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**児童扶養手当法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）**について塩崎厚生労働大臣、竹内厚生労働副大臣、とかしき厚生労働副大臣、三ッ林厚生労働大臣政務官、大岡財務大臣政務官、高木内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕
島村大君（自民）、川田龍平君（民進）、津田弥太郎君（民進）、佐々木さやか君（公明）、田村智子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）
（閣法第26号）
賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、社民、無ク
反対会派　なし
なお、附帯決議を行った。
〇平成28年５月10日（火）（第18回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○医療機関の災害復旧及び耐震化に関する件、労働移動支援助成金制度の現状改善の必要性に関する件、適応が拡大した医薬品の薬価改定の在り方に関する件、妊産婦のメンタルケアの在り方に関する件、企業の新たな人事制度による賃金引下げ問題に関する件、医療扶助受給者の頻回転院問題に関する件、障害児保育の施策と実態に関する件、がん患者の就労支援に関する件等について塩崎厚生労働大臣、竹内厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
羽生田俊君（自民）、石橋通宏君（民進）、足立信也君（民進）、佐々木さやか君（公明）、小池晃君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）
○**特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）**について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。
〇平成28年５月12日（木）（第19回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）**について塩崎厚生労働大臣、竹内厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕
足立信也君（民進）、川田龍平君（民進）、森本真治君（民進）、長沢広明君（公明）、小池晃君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）
（閣法第27号）
賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、社民、無ク
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年５月19日（木）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○臓器移植に関する件について塩崎厚生労働大臣から報告を聴いた後、入院患者の重症度等の評価に関する件、アジア諸国に対する医療保険及び介護保険制度に係る技術協力に関する件、高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりに関する件、臨床研究法案による規制の内容に関する件、ハローワークの求人票問題への対応に関する件、高齢者及び障害者の再犯防止対策に関する件、職場における化学物質管理の在り方に関する件、待機児童解消に向けた保育士確保策に関する件、福島県等における小児の甲状腺がんに関する件、健康診査の在り方に関する件等について塩崎厚生労働大臣、太田厚生労働大臣政務官、堂故文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事柳沢香枝君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

羽生田俊君（自民）、武見敬三君（自民）、赤石清美君（自民）、川田龍平君（民進）、森本真治君（民進）、佐々木さやか君（公明）、小池晃君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）

○**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）**について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成28年５月23日（月）（第21回）

○**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）**について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

埼玉県立大学名誉教授　佐藤進君

社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会会長　阿由葉寛君

弁護士　藤岡毅君

三鷹市長　清原慶子君

一般社団法人日本ＡＬＳ協会副会長　岡部宏生君

〔質疑者〕

石井みどり君（自民）、川田龍平君（民進）、佐々木さやか君（公明）、小池晃君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）

〇平成28年５月24日（火）（第22回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）**について塩崎厚生労働大臣、竹内厚生労働副大臣、とかしき厚生労働副大臣、三ッ林厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民進）、石橋通宏君（民進）、川田龍平君（民進）、木村義雄君（自民）、佐々木さやか君（公明）、小池晃君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）

（閣法第39号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、無ク

反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○発達障害者支援の在り方に関する件等について塩崎厚生労働大臣、竹内厚生労働副大臣、堂故文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長・ＮＰＯ法人エッジ会長・厚生労働省社会保障審議会障害者部会委員藤堂栄子君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島村大君（自民）、川田龍平君（民進）、佐

々木さやか君（公明）、小池晃君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）

○**発達障害者支援法の一部を改正する法律案（衆第36号）（衆議院提出）**について提出者衆議院厚生労働委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第36号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、社民、無ク

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）**について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成28年５月26日（木）（第23回）

○**児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）**について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

弁護士　磯谷文明君

東京都八王子児童相談所所長　辰田雄一君

公益財団法人全国里親会副会長　木ノ内博道君

〔質疑者〕

古川俊治君（自民）、西村まさみ君（民進）、佐々木さやか君（公明）、小池晃君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）**について塩崎厚生労働大臣、とかしき厚生労働副大臣、堂故文部科学大臣政務官、三ッ林厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

石井みどり君（自民）、西村まさみ君（民進）、森本真治君（民進）、佐々木さやか君（公明）、小池晃君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）

（閣法第55号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、社民、無ク

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年６月１日（水）（第24回）

○請願第315号外282件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第37号外1,000件を審査した。

○社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

農林水産委員会

委員一覧（20名）

委員長	若林	健太（自民）	中泉	松司（自民）	田中	直紀（民主）
理　事	山田	修路（自民）	野村	哲郎（自民）	徳永	エリ（民主）
理　事	山田	俊男（自民）	長谷川	岳（自民）	柳田	稔（民主）
理　事	小川	勝也（民主）	馬場	成志（自民）	平木	大作（公明）
理　事	紙	智子（共産）	舞立	昇治（自民）	山口	那津男（公明）
	熊谷	大（自民）	山崎	力（自民）	儀間	光男（維会）
	高橋	克法（自民）	郡司	彰（民主）		

（28.3.8 現在）

（1）審議概観

第190回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出２件（うち本院先議１件）及び衆議院提出２件（いずれも農林水産委員長）の合計４件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願２種類22件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案は、漁船損害等補償法について、漁船保険組合の区域制限等の廃止、漁船保険等により塡補する損害の範囲の拡大等を行うとともに、漁業災害補償法について、内水面において営む養殖業の養殖共済の対象への追加等を行う等の措置を講じようとするものである。委員会では、漁業補償制度改正の意義、漁船保険組織の統合一元化の課題、内水面養殖業振興と補償の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

森林法等の一部を改正する法律案は、所在不明の森林所有者がある共有林の施業円滑化、分収林契約の契約内容変更の円滑化、施業集約化を促進するための森林組合及び森林組合連合会が行う事業の見直し、都道府県域を超える木材の取引計画の大臣認定制度の創設等を行うとともに、国立研究開発法人森林総合研究所を国立研究開発法人森林研究・整備機構に改組する等の措置を講じようとするものである。委員会では、今後の森林・林業基本政策の方向性、森林組合等が自ら森林経営事業を行うことができることとする意義、森林総合研究所の今後の業務の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置を講じようとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

真珠の振興に関する法律案は、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図る

ため、農林水産大臣及び経済産業大臣による基本方針の策定について定めるとともに、真珠の生産者の経営の安定、真珠の加工及び流通の高度化、真珠の輸出の促進等の措置を講じようとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

第189回国会閉会後の**平成27年12月９日**、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に関する件及び畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、ＴＰＰ協定大筋合意についての大臣所見、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の反省、ＴＰＰ対策としての経営安定対策の内容、沖縄における甘味資源作物増産のための基盤整備の必要性、畜産クラスター事業の拡充に向けた検討状況、平成28年度の加工原料乳生産者補給金の単価・交付対象数量及び肉用子牛生産者補給金の保証基準価格の決定に向けた検討状況、加工原料乳生産者補給金の算定ルールを見直す必要性等について質疑を行うとともに、政府に対し、**畜産物価格等に関する決議**を行った。

平成28年３月８日、平成28年度の農林水産行政の基本施策について、森山農林水産大臣から所信を聴取し、**３月10日**、これに対し、ＴＰＰ協定による米の輸入増加と国内消費減少に対応した米政策の在り方、農林水産物の輸出促進と食料自給率向上との関係、国家戦略特区における企業の農地所有要件の緩和に対する農林水産省の見解、農地中間管理事業の進捗状況、国内におけるＧＡＰ等の普及についての大臣所見、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う日本産農産物の輸入規制解除についての政府方針等について質疑を行った。

３月23日、予算委員会から委嘱された平成28年度農林水産省所管予算の審査を行い、ＴＰＰ協定が食料自給率の目標に及ぼす影響、畜産クラスターにおける機械導入事業の予算配分の一元化の意義と狙い、所有者不明等の農地及び林地に関する問題意識、消費税の複数税率制度が導入された場合の農林漁業者の負担増、森林吸収源対策の新税等の新たな仕組みの創設に向けた基本的な考え方、漁業取締船の停泊港としての沖縄・久部良港の整備に対する見解等について質疑を行った。

３月31日、水産問題等に関する件を議題とし、コールドチェーンの整備及び水産加工業者のＨＡＣＣＰ取得推進に向けた取組、放射性物質による水産物の出荷制限等の状況、国境警備上重要な役割を果たす離島漁業の振興策、ニホンウナギの稚魚の長期的漁獲量減少の原因及び密漁対策、養殖漁場の環境保全及び養殖魚の安全管理に関する水産庁の方針、ＴＰＰ協定発効による影響緩和のための農業対策に向けた大臣の決意、平成28年１月の豪雪被害に対し被災農業者向け経営体育成支援事業を柔軟に発動する必要性等について質疑を行った。

５月10日、農林水産に関する調査を議題とし、平成28年熊本地震で被災した水路・圃場の補修等に対する助成及び農業用施設の耐震点検を行う必要性、指定生乳生産者団体制度の見直しに対する大臣所見、農村を守る施策の基本的な考え方、ＣＬＴ（直交集成板）の普及を図る対象分野を集中する必要性等について質疑を行った。

（２）委員会経過

〇平成27年12月９日（水）（第189回国会閉会後第１回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に関する件及び畜産物等の価格安定等に関する件について森山農林水産大臣、伊東農林水産副大臣、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堀井巌君（自民）、舞立昇治君（自民）、徳永エリ君（民主）、小川勝也君（民主）、平木大作君（公明）、紙智子君（共産）、山田太郎君（元気）、儀間光男君（維新）

○**畜産物価格等に関する決議**を行った。

〇平成28年３月８日（火）（第１回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成28年度の農林水産行政の基本施策に関する件について森山農林水産大臣から所信を聴いた。

〇平成28年３月10日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成28年度の農林水産行政の基本施策に関する件について森山農林水産大臣、齋藤農林水産副大臣、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田俊男君（自民）、中泉松司君（自民）、小川勝也君（民主）、郡司彰君（民主）、平木大作君（公明）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維会）

〇平成28年３月23日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管）について森山農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、齋藤農林水産副大臣、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

舞立昇治君（自民）、小川勝也君（民主）、郡司彰君（民主）、平木大作君（公明）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維会）

本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成28年３月31日（木）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○水産問題等に関する件について森山農林水産大臣、齋藤農林水産副大臣、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田修路君（自民）、小川勝也君（民進）、平木大作君（公明）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維会）

○**漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案（閣法第36号）**について森山農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年４月５日（火）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案（閣法第36号）**について森山農林水産大臣、伊東農林水産副大臣、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

高橋克法君（自民）、郡司彰君（民進）、小川勝也君（民進）、平木大作君（公明）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維会）

（閣法第36号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維会
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成28年５月10日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成28年熊本地震に係る農林水産業復旧・復興支援に関する件、指定生乳生産者団体制度の在り方に関する件、農村振興に関する件、ＣＬＴ（直交集成板）の普及に関する件等について森山農林水産大臣、齋藤農林水産副大臣、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

馬場成志君（自民）、小川勝也君（民進）、平木大作君（公明）、紙智子君（共産）

○**森林法等の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）**について森山農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年５月12日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**森林法等の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）**について森山農林水産大臣、齋藤農林水産副大臣、豊田大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

高橋克法君（自民）、舞立昇治君（自民）、小川勝也君（民進）、郡司彰君（民進）、平木大作君（公明）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）

（閣法第50号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新
反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○**合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案（衆第29号）（衆議院提出）**について提出者衆議院農林水産委員長小里泰弘君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第29号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新
反対会派　なし

○**国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）**について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成28年５月24日（火）

内閣委員会、農林水産委員会連合審査会（第１回）

（内閣委員会を参照）

○平成28年５月31日（火）（第８回）

○**真珠の振興に関する法律案（衆第49号）（衆議院提出）**について提出者衆議院農林水産委員長小里泰弘君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第49号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新
反対会派　なし

○平成28年６月１日（水）（第９回）

○請願第459号外21件を審査した。

○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）委員会決議

―畜産物価格等に関する決議―

我が国の畜産・酪農は、生産者の努力の積み重ねにより、飼養規模拡大と先進的な経営を実現させ、構造改革の先駆者とされてきた。しかし、近年、生産コストの相当部分を占める飼料価格は低下傾向にあるものの、依然として高水準で推移しているなど経営継続が厳しさを増す中、高齢化や

飼養戸数の減少などによる生産基盤の弱体化に歯止めがかからず、危機的な状況にある。

特に、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉の大筋合意において、重要品目に位置付けられている牛肉・豚肉・乳製品の関税削減に加え、乳製品のうち、ホエイ、チーズについては関税撤廃が、ともに長期の経過期間を確保しつつも盛り込まれ、脱脂粉乳のＴＰＰ枠が設定されたことなどから、輸出国との間で厳しい競争を余儀なくされる生産者には、将来への懸念と不安が広まっている。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成28年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、生産者の懸念と不安を払拭し、将来への希望が持てるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　我が国畜産・酪農の生産基盤の維持・拡大を図るため、地域農業・地域社会を支える多様な畜産・酪農について、生産物の付加価値の向上や飼料費等の生産費削減、効率化等の取組を通じて、将来に向けて魅力ある持続可能な経営が実現できるよう、十分な所得を確保するための実効ある対策を実施すること。

二　加工原料乳生産者補給金の単価及び交付対象数量については、酪農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定するとともに、液状乳製品の追加や補給金単価の一本化など加工原料乳生産者補給金制度の見直しを準備が整い次第行うこと。

また、需要の拡大が期待できる生クリーム等の生産拡大のため、乳業工場の再編整備を支援するとともに、担い手の労働負担を軽減する搾乳ロボット等の設備・技術の導入及び酪農ヘルパー・育成センター等の外部支援組織に対する支援を充実すること。

三　牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、子牛価格の高騰等を十分勘案し、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

四　畜産農家の経営安定に万全を期し、国産牛肉・豚肉の安定供給を図るため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法的制度へ移行し、その際、補塡率引上げ、豚マルキンの肉用牛並みの国庫負担水準引上げ及び肉用子牛の保証基準価格について現在の経営の実情に即した見直しを行うこと。

五　畜産・酪農の国際競争力の強化を図るため、関係事業者が連携・結集した地域ぐるみの畜産クラスター事業を推進するとともに、規模のいかんにかかわらず多様な担い手が取り組みやすくするための必要な見直しを行うこと。また、畜産農家の既往負債の軽減について、十全な対応を図るとともに、離農農場等の既存施設の貸付け等による新規就農者の確保と担い手の育成を進めること。

さらに、繁殖基盤が年々ぜい弱化している現状に鑑み、和牛受精卵移植を活用した和子牛生産並びに繁殖雌牛の増頭や新規参入に対する支援、性判別技術と受精卵移植技術の活用による計画的な乳用後継牛の確保への支援を一層強化すること。

六　配合飼料価格安定制度については、配合飼料価格には、予測が困難な穀物の海外相場や為替の影響が避けられないことを踏まえ、畜産・酪農経営の安定に資するよう、安定的な運営を図ること。

七　輸入飼料依存から脱却し、国産飼料の一層の生産と利用を促進するため、飼料用米・稲発酵粗飼料等を活用した耕畜連携、コントラクター・ＴＭＲセンターの育成・活用、高栄養粗飼料の増産、草地改良の実施、放牧の推進、エコフィードの生産・利用の促進等への支援を充実・強化すること。特に、飼料用米については、畜産経営における需要の拡大、多収品種の種子の確保・普

及、地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量の向上、流通・製造体制の整備と併せ、耕種側と畜産側の需給マッチングを進めるため、必要な予算を継続的に確保すること。

八　地産地消や食育、六次産業化の取組を進め、国産畜産物の消費拡大を更に推進すること。

また、原発事故等を要因とする各国の輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを強化するとともに、輸出拡大に向けた食肉処理施設の整備の促進、ジャパン・ブランドとして牛肉等畜産物の一元的な輸出に資する取組への支援、戦略的な動物検疫協議の実施など、輸出促進対策を一層進めること。

九　原発事故に伴う放射性物質により汚染された牧草地の除染対策と汚染された稲わら、牧草及び堆肥の処理を強力に推進するとともに、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。

十　畜産経営に大きな被害を及ぼす家畜疾病については、適切な飼養管理の徹底や予防対策が重要であり、畜産農家における飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導や空港等における入国者に対する水際対策を徹底すること。

十一　ＴＰＰ協定交渉の大筋合意については、平成25年４月の本委員会決議「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に関する決議」を踏まえその合意内容を検証すること。併せて、我が国の畜産・酪農に及ぼす影響を精査するとともに、その結果を踏まえ、畜産・酪農経営を持続し、発展させるための万全の措置を講ずること。

また、日本ＥＵ等の他の経済連携協定交渉については、交渉相手国・地域における畜産・酪農等をめぐる事情を十分勘案し、我が国の地域経済において重要な役割を果たしている畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、確固たる決意をもって臨むこと。

右決議する。

経済産業委員会

委員一覧（21名）

委員長	小見山	幸治（民主）	北村	経夫（自民）	柳澤	光美（民主）
理　事	滝波	宏文（自民）	松村	祥史（自民）	秋野	公造（公明）
理　事	宮本	周司（自民）	丸川	珠代（自民）	浜田	昌良（公明）
理　事	山下	雄平（自民）	吉川	ゆうみ（自民）	清水	貴之（維会）
理　事	安井	美沙子（民主）	渡邉	美樹（自民）	和田	政宗（日本）
理　事	倉林	明子（共産）	小林	正夫（民主）	松田	公太（元気）
	岩井	茂樹（自民）	長浜	博行（民主）	荒井	広幸（改革）

（28.3.8 現在）

（1）審議概観

第190回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案４件（うち本院先議１件）であり、いずれも可決した。また、本委員会付託の請願10種類157件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

ＮＥＤＯ法の一部改正　**国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案**は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（ＮＥＤＯ法）附則第一条の二に規定する廃止期限の到来に伴い、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等の業務に係る同法の規定を削除する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、機構によるクレジット取得業務に対する評価と今後の取組、パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の在り方と原子力発電の位置付け、我が国のエネルギー・環境技術の開発促進とグローバル展開の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

中小企業等の経営力向上　**中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案**は、労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応して、中小企業者等の経営の強化を図ることが重要であることに鑑み、事業分野別に新たに経営力の向上のための取組等を示した指針を主務大臣において定めることとするとともに、当該取組を支援するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、認定経営革新等支援機関による支援の在り方、中小企業施策に係るＰＤＣＡサイクル確立の必要性、経営力向上計画の認定基準、固定資産税による設備投資減税の効果等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

再処理等に係る制度見直し　**原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案**は、原子力発電における使用済燃料の再処理等を着実かつ効率的に実施していくため、使用済燃料

の再処理等を行う認可法人制度を創設するとともに、認可法人が事業を実施するために必要な資金を、使用済燃料の処分の方法として再処理を選択した実用発電用原子炉設置者が発電時に認可法人に拠出金として納付する制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、附則の検討規定について、その検討の開始時期を「施行後五年を経過した場合」から「施行後三年を経過した場合」に改める修正が行われた。

委員会においては、核燃料サイクル政策の在り方、プルトニウム需給バランスに対する考え方、使用済燃料の再処理等における認可法人の責任、認可法人と立地自治体との関係等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

固定価格買取制度の見直し　**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案**は、最近の再生可能エネルギー電気を取り巻く環境の変化を踏まえ、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進を図るとともに、再生可能エネルギー発電事業の適正な実施を確保するため、再生可能エネルギー発電事業についてその事業計画を認定する制度の創設、再生可能エネルギー電気の調達価格等の決定方法の見直し、再生可能エネルギー電気の調達義務対象者の見直し等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大と国民負担の抑制、入札対象とする電源の要件と地域主体の事業者等への配慮、賦課金減免制度の見直しの在り方、未稼働案件の現状と政府の取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

第189回国会閉会後の**平成27年12月３日**、今後の核燃料サイクル政策の在り方に関する件、車体課税の見直しに関する件、日本経済の現状と法人税減税等の在り方に関する件、電力の小売全面自由化後の課題に関する件、再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直しに関する件、ＴＰＰを通じた経済活性化に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る営業損害賠償に関する件、ＴＰＰの合意内容と社会保障等我が国諸制度における今後の対応に関する件等について質疑を行った。

平成28年３月８日、経済産業行政等の基本施策に関する件について林経済産業大臣・国務大臣（産業競争力担当、原子力経済被害担当）・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）から所信を、平成27年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について杉本公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

３月10日、経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について調査を行い、下請取引の改善に向けた経済産業省及び公正取引委員会の今後の取組、ＴＰＰについての経済産業分野・自動車分野における定量的な効果分析の必要性、関西電力高浜発電所に対する大津地裁の運転差止め仮処分決定、地域ブランドを国内外に売り込むための戦略及び支援策、信用保証制度

の見直しと信用保証協会による中小企業支援の在り方、福島県の震災復興の進捗状況等について質疑を行った。

３月23日、予算委員会から委嘱された平成28年度経済産業省所管予算等の審査を行い、ＧＤＰ600兆円の目標実現に向けた道筋と平成28年度予算における支援策、中小企業・小規模事業者向けの人材不足対策、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の進捗状況、日本の人工知能開発の現状、国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る省庁間の連携状況とその成果、固定価格買取制度における国民負担増の抑制の必要性、2030年度のエネルギーミックス実現のためのロードマップ作成の必要性等について質疑を行った。

４月28日、平成28年熊本地震に係る中小企業等への支援策に関する件、商店街支援の在り方に関する件、地域における下請等中小企業の取引の改善への取組に関する件、関西電力高浜発電所の新規制基準適合性審査に関する件、電気自動車等の普及戦略に関する件、ベンチャー政策の推進に関する件、企業における事業継続計画策定への取組に関する件等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成27年12月３日（木）（第189回国会閉会後第１回）

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○今後の核燃料サイクル政策の在り方に関する件、車体課税の見直しに関する件、日本経済の現状と法人税減税等の在り方に関する件、電力の小売全面自由化後の課題に関する件、再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直しに関する件、ＴＰＰを通じた経済活性化に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る営業損害賠償に関する件、ＴＰＰの合意内容と社会保障等我が国諸制度における今後の対応に関する件等について林経済産業大臣、冨岡文部科学副大臣、高木経済産業副大臣、鈴木経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

滝波宏文君（自民）、直嶋正行君（民主）、小林正夫君（民主）、佐々木さやか君（公明）、倉林明子君（共産）、松田公太君（元気）、清水貴之君（維新）、中野正志君（次代）、荒井広幸君（改革）

○平成28年３月８日（火）（第１回）

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- ○経済産業行政等の基本施策に関する件について林国務大臣から所信を聴いた。
- ○平成27年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について杉本公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成28年３月10日（木）（第２回）

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について林国務大臣、鈴木経済産業副大臣、高木経済産業副大臣、北村経済産業大臣政務官、星野経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮本周司君（自民）、安井美沙子君（民主）、清水貴之君（維会）、和田政宗君（日本）、荒井広幸君（改革）、秋野公造君（公明）、倉林明子君（共産）、松田公太君（元気）

〇平成28年３月23日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（公正取引委員会）及び経済産業省所管）について林経済産業大臣及び杉本公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、北村経済産業大臣政務官、星野経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、長浜博行君（民主）、秋野公造君（公明）、倉林明子君（共産）、清水貴之君（維会）、和田政宗君（日本）、松田公太君（元気）、荒井広幸君（改革）

本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成28年３月24日（木）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。

○**国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）**について林経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年３月31日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）**について林経済産業大臣、伊東農林水産副大臣、鈴木経済産業副大臣、北村経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

吉川ゆうみ君（自民）、小林正夫君（民進）、浜田昌良君（公明）、倉林明子君（共産）、清水貴之君（維会）、和田政宗君（日本）、松田公太君（元気）、荒井広幸君（改革）

（閣法第８号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維会、日本、元気、改革

反対会派　なし

〇平成28年４月５日（火）（第６回）

○**中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）**について林経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年４月14日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）**について林経済産業大臣、北村経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

安井美沙子君（民進）、柳澤光美君（民進）、倉林明子君（共産）、（注）清水貴之君（維会）、松田公太君（元気）、和田政宗君（日本）、荒井広幸君（改革）、渡邉美樹君（自民）、秋野公造君（公明）

（注）おおさか維新の会は会派名称の略語を委員会開会中、維会から維新に変更した。

（閣法第46号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、改革

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年４月28日（木）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成28年熊本地震に係る中小企業等への支援策に関する件、商店街支援の在り方に関する件、地域における下請等中小企業の取引の改善への取組に関する件、関西電力高浜発電所の新規制基準適合性審査に関する件、電気自動車等の普及戦略に関する件、ベンチャー政策の推進に関する件、企業における事業継続計画策定への取組に関する件等について林経済産業大臣、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

安井美沙子君（民進）、浜田昌良君（公明）、倉林明子君（共産）、清水貴之君（維新）、松田公太君（元気）、和田政宗君（日本）、荒井広幸君（改革）

○**原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）**について林経済産業大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員伴野豊君から説明を聴いた。

〇平成28年５月10日（火）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）**について林経済産業大臣、北村経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、杉本公正取引委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

浜田昌良君（公明）、小林正夫君（民進）、大塚耕平君（民進）、松田公太君（元気）、滝波宏文君（自民）、倉林明子君（共産）、清水貴之君（維新）、和田政宗君（日本）、荒井広幸君（改革）

（閣法第17号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、日本

反対会派　共産、元気、改革

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年５月19日（木）（第10回）

○**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）**について林経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）**について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事・研究所長　山地憲治君

ＮＰＯ法人社会保障経済研究所代表　石川和男君

和歌山大学客員教授

自然エネルギー市民の会代表

元日本環境学会会長　和田武君

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、安井美沙子君（民進）、浜田昌良君（公明）、倉林明子君（共産）、清水貴之君（維新）、松田公太君（元気）、和田政宗君（日本）、荒井広幸君（改革）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）**について林経済産業大臣、北村経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

滝波宏文君（自民）、河野義博君（公明）

〇平成28年５月24日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）**について林経済産業大臣、北村経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

長浜博行君（民進）、小林正夫君（民進）、倉林明子君（共産）、荒井広幸君（改革）、松田公太君（元気）、和田政宗君（日本）、清水貴之君（維新）

（閣法第28号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、元気、日本

反対会派　共産、改革

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年６月１日（水）（第12回）

○請願第59号外156件を審査した。
○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

国土交通委員会

委員一覧（25名）

委員長	金子　洋一（民主）	大野　泰正（自民）	谷合　正明（公明）	
理　事	豊田　俊郎（自民）	金子　原二郎（自民）	辰巳　孝太郎（共産）	
理　事	渡辺　猛之（自民）	北川イッセイ（自民）	室井　邦彦（維会）	
理　事	広田　一（民主）	小泉　昭男（自民）	中野　正志（日本）	
理　事	増子　輝彦（民主）	末松　信介（自民）	吉田　忠智（社民）	
理　事	河野　義博（公明）	山本　順三（自民）	行田　邦子（無）	
	阿達　雅志（自民）	田城　郁（民主）	脇　雅史（無）	
	青木　一彦（自民）	野田　国義（民主）		
	江島　潔（自民）	前田　武志（民主）		

（28.3.8 現在）

（1）審議概観

第190回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案６件（うち本院先議１件）及び承認案件２件の合計８件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願11種類217件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

鉄道・港湾　**踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案**は、法改正の意義、踏切事故の防止に向けた取組、踏切道の改良に係る地域関係者の合意形成、道路協力団体制度の運用の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

港湾法の一部を改正する法律案は、公募による占用許可手続の運用方法、洋上風力発電事業の導入の在り方、クルーズ船の受入環境の整備等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

海上保安　**海上交通安全法等の一部を改正する法律案**は、海上交通管制一元化の意義及び対象となる指定海域の見通し、新海上交通センターの機能及びバックアップ体制の構築、非常災害時における船舶交通の安全確保方策、船舶自動識別装置の普及促進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

流通　**流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案**は、法改正による効果、トラック運転者等の不足解消と労働環境の改善に向けた取組、物流の共同化の推進と関係者の連携強化、モーダルシフトの一層の促進等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

不動産・都市再生　**宅地建物取引業法の一部を改正する法律案**は、法改正の意義及び効果、建物状況調査いわゆるインスペクションの在り方、既存住宅の流通促進に向けた取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案は、都市再生施策の推進と地方都市の活性化、都市の国際競争力及び防災機能の強化に向けた取組、老朽化した団地型マンション等の再生の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

特定船舶　**特定船舶の入港の禁止に**

関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（第２号）及び**特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（第３号）**の両件は、一括して議題とされ、いずれも全会一致をもって承認された。

〔国政調査等〕

第189回国会閉会後の**平成27年12月３日**、基礎ぐい工事問題等について質疑を行い、基礎ぐい工事問題に関し国土交通省が関係業者に対して行った指導の内容及び今後の対応、データ流用のあった物件の安全性を確認し担保するための措置、建設業における重層的な下請関係等構造的な問題についての国土交通省の認識及び対策、基礎ぐい工事問題の再発防止に向けた国土交通大臣の決意、福島県の復興の加速・インフラ整備及び観光振興に向けての国土交通大臣の決意、問題となったマンションに関する元請及び販売業者の責任、ライドシェアにおける運行管理及び車両整備等に係る安全対策の妥当性、国家戦略特別区域でのライドシェア導入についての国土交通大臣の認識、工事監理業務の適正化及び第三者的な工事監理者による実効性を図ることの必要性、海外交通・都市開発事業支援機構の活用等インフラ海外展開に向けた今後の取組、東日本大震災被災地における防潮堤整備についての国土交通大臣の見解、沖縄県辺野古周辺海域における海上保安庁の警備活動に対する懸念などの諸問題が取り上げられた。

平成28年３月８日、国土交通行政の基本施策について、石井国土交通大臣から所信を聴取した。

３月10日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、民間資金の活用による社会インフラ整備に向けた取組、海事産業の国際競争力強化のための方策、ＪＲ常磐線の全線開通及び常磐道の４車線化に関する総理指示を踏まえた今後の対応、軽井沢スキーバス事故の運行事業者に対する国土交通省による監督の妥当性、貸切バスの安全確保のための参入規制の厳格化及び監査体制の充実の必要性、地域公共交通に係る合意形成が不十分な自家用旅客有償運送の特例制度拡大への懸念、海事産業における生産性の向上及び担い手の確保に向けた取組、軽井沢スキーバス事故と貸切バス事業における規制緩和との関連性、ＧＤＰ600兆円の実現に資するリニア中央新幹線の東京－大阪間同時開業の必要性、鉄道事業者による安全の確保及び鉄道事故に係る損害賠償についての国土交通大臣の所見、貸切バス事業の監査を補完する旅客自動車運送適正化事業実施機関の活用の必要性、公共工事設計労務単価の引上げを現場の建設労働者の賃金に反映させる施策の必要性などの諸問題が取り上げられた。

３月23日、予算委員会から委嘱された平成28年度国土交通省予算の審査を行い、石井国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑を行い、海上保安体制の強化に向けた取組の実施状況、道路事業の評価手法として防災上の効果を考慮する必要性、航空テロ対策に関する国土交通大臣の見解、福岡空港の滑走路の増設及び民営化の見通し、博多港におけるクルーズ船受入環境の整備の必要性、山陽自動車道トンネル事故を踏まえた道路トンネル非常用施設設置基準の見直しの必要性、自家用有償旅客運送の旅客の範囲の拡大等が

もたらす安全性低下の懸念、航空機産業の振興に向けた今後の取組、「民泊」のトラブル防止に資する許可制の導入及び行政による立入検査の強化の必要性、公共工事設計労務単価の引上げを労働者賃金へ反映する方策及び公契約法の制定の必要性、東日本大震災に係る災害復旧工事の入札談合事案及び予定価格の算出方法の在り方、地籍調査における所有者の所在の把握が難しい土地への対応策などの諸問題が取り上げられた。

４月５日、基礎ぐい工事問題及び軽井沢スキーバス事故等について質疑を行い、基礎ぐい工事問題に対するこれまでの取組と再発防止に向けた国土交通大臣の決意、建設業の重層下請構造に対する国土交通省の問題意識とその改善に向けた取組、軽井沢スキーバス事故発生後の対応と再発防止に向けた国土交通大臣の決意、基礎ぐいの支持層到達の判断に係る三井住友建設と旭化成建材との認識の違い、軽井沢スキーバス事故を踏まえた国による監査の在り方、自動車運送業全般における行き過ぎた規制緩和の見直しの必要性、自動車整備士の確保に向けた国土交通省の取組、建築確認申請の前にくいの載荷試験を実施する必要性、国が設置した対策委員会の中間取りまとめ報告を踏まえた旭化成・旭化成建材両社の対応、防潮堤の高さの妥当性に関する専門家の指摘に対する国土交通大臣の認識、公共事業の品質確保に向けた適切な入札制度の在り方、旅行業界におけるランドオペレーターの実態把握及び法規制の必要性などの諸問題が取り上げられた。

４月26日、質疑を行い、平成28年熊本地震による被害状況及びその対応、熊本地震により不通・運行休止となった交通インフラの復旧、三菱自動車工業の燃費試験における不正行為を受けた検査体制の見直し、住宅及び公共施設の耐震化推進のための補助制度の在り方、熊本地震被災者の住まいの確保に向けた取組、熊本地震により被災した九州新幹線の復旧費の負担見通し及び新幹線脱線対策の在り方、鉄道駅の無人化による安全性・利便性の低下に対する政府の認識、災害応急対策活動拠点施設の耐震化促進の必要性、外国人観光客増加に伴う通訳及び宿泊施設不足の解消策、熊本地震による観光業の被害状況及び政府の支援策、木造応急仮設住宅の供給体制の整備などの諸問題が取り上げられた。

５月24日、質疑を行い、持続可能なまちづくりに対する国土交通大臣の所感、公共施設の耐震化率向上に向けた支援措置及び目標達成の見通し、ＵＲ補償交渉問題に関する内部調査の徹底の必要性、空港滑走路工事等における不良施工事案に対する国土交通省の対応状況、ＵＲ補償交渉問題におけるＵＲの対応及び国土交通大臣の所感、新名神高速道路の橋梁架設工事現場事故に係る今後の国土交通省の対応、地方の複数空港の一括民営化についての国土交通大臣の所見、自家用有償旅客運送事業に関する養父市及び京丹後市の現状についての認識、利根川水系・荒川水系の水路の地震対策、小水力発電及び地域との共存に向けた取組などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成27年12月３日（木）（第189回国会閉会後第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○基礎ぐい工事問題等に関する件について石井国土交通大臣、山本国土交通副大臣、長島復興副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、増子輝彦君（民主）、田城郁君（民主）、河野義博君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、山口和之君（元気）、室井邦彦君（維新）、和田政宗君（次代）、吉田忠智君（社民）

○平成28年３月８日（火）（第１回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。

○国土交通行政の基本施策に関する件について石井国土交通大臣から所信を聴いた。

○平成28年３月10日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国土交通行政の基本施策に関する件について石井国土交通大臣、土井国土交通副大臣、山本国土交通副大臣、江島国土交通大臣政務官、津島国土交通大臣政務官、宮内国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

阿達雅志君（自民）、増子輝彦君（民主）、広田一君（民主）、田城郁君（民主）、河野義博君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維会）、中野正志君（日本）、吉田忠智君（社民）、行田邦子君（無）

○平成28年３月23日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）**

（国土交通省所管）について石井国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人都市再生機構理事長上西郁夫君及び同機構副理事長花岡洋文君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大野泰正君（自民）、野田国義君（民主）、谷合正明君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維会）、中野正志君（日本）、吉田忠智君（社民）、脇雅史君（無）、行田邦子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成28年３月24日（木）（第４回）

○**踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）**について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年３月31日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）**について石井国土交通大臣、江島国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

田城郁君（民進）、河野義博君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維会）、中野正志君（日本）、吉田忠智君（社民）、脇雅史君（無）、行田邦子君（無）

（閣法第13号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維会、日本、社民、無（行田邦子君、脇雅史君）

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成28年４月５日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○基礎ぐい工事問題及び軽井沢スキーバス事故等に関する件について石井国土交通大臣、山本国土交通副大臣、政府参考人、参考人旭化

成株式会社代表取締役社長小堀秀毅君及び旭化成建材株式会社代表取締役社長堺正光君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、広田一君（民進）、田城郁君（民進）、河野義博君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維会）、和田政宗君（日本）、脇雅史君（無）、行田邦子君（無）

○**海上交通安全法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）**について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年４月７日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**海上交通安全法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）**について石井国土交通大臣、土井国土交通副大臣、江島国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

阿達雅志君（自民）、広田一君（民進）、藤本祐司君（民進）、谷合正明君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維会）、中野正志君（日本）、吉田忠智君（社民）、行田邦子君（無）

（閣法第37号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維会、日本、社民、無（行田邦子君、脇雅史君）

反対会派　なし

〇平成28年４月26日（火）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成28年熊本地震による被害状況及びその対応に関する件、自動車メーカーの燃費試験における不正行為に関する件、住宅及び公共施設の耐震化の促進に関する件、新幹線脱線対策に関する件、鉄道駅の無人化に関する件、外国人観光客増加に伴う通訳及び宿泊施設不足の解消策に関する件、木造応急仮設住宅の供給体制の整備に関する件等について石井国土交通大臣、山本国土交通副大臣、松本内閣府副大臣、太田厚生労働大臣政務官、森屋総務大臣政務官、北村経済産業大臣政務官、豊田文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、増子輝彦君（民進）、広田一君（民進）、谷合正明君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維新）、中野正志君（日本）、吉田忠智君（社民）、行田邦子君（無）

○**流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）**について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年４月28日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）**について石井国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

阿達雅志君（自民）、田城郁君（民進）、河野義博君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維新）、中野正志君（日本）、吉田忠智君（社民）、行田邦子君（無）

（閣法第14号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、日本、社民、無（行田邦子君）

反対会派　共産

欠席会派　無（脇雅史君）

〇平成28年５月10日（火）（第10回）

○**港湾法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）**について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年５月12日（木）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**港湾法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）**について石井国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕
大野泰正君（自民）、野田国義君（民進）、河野義博君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維新）、中野正志君（日本）、吉田忠智君（社民）、行田邦子君（無）
（閣法第19号）
賛成会派　自民、民進、公明、維新、日本、社民、無（行田邦子君）
反対会派　共産
欠席会派　無（脇雅史君）

〇平成28年５月24日（火）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○持続可能なまちづくり及び既存住宅の流通促進に関する件、都市再生機構の補償交渉問題に関する件、空港滑走路工事等における施工不良事案に関する件、新名神高速道路の工事現場事故に係る今後の対応に関する件、地方空港の民営化の在り方に関する件、有償旅客運送事業における規制緩和に関する件、利根川水系・荒川水系の水路に関する件等について石井国土交通大臣、世耕内閣官房副長官、政府参考人及び参考人独立行政法人都市再生機構理事長上西郁夫君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
前田武志君（民進）、野田国義君（民進）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維新）、中野正志君（日本）、吉田忠智君（社民）、行田邦子君（無）
○**宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）**について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年５月26日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）**について石井国土交通大臣、竹内厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕
渡辺猛之君（自民）、増子輝彦君（民進）、藤本祐司君（民進）、河野義博君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維新）、中野正志君（日本）、吉田忠智君（社民）、行田邦子君（無）
（閣法第34号）
賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、日本、社民、無（行田邦子君、脇雅史君）
反対会派　なし
○**特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第２号）（衆議院送付）**
○**特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第３号）（衆議院送付）**
以上両件について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、いずれも承認すべきものと議決した。
（閣承認第２号）
賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、日本、社民、無（行田邦子君、脇雅史君）
反対会派　なし
（閣承認第３号）
賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、日本、社民、無（行田邦子君、脇雅史君）
反対会派　なし
○**都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）**について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年５月31日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）**について石井国土交通大臣、井上環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
〔質疑者〕
野田国義君（民進）、増子輝彦君（民進）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維新）、中野正志君（日本）、吉田忠智君（社民）、

行田邦子君（無）

（閣法第18号）

賛成会派　自民、民進、公明、維新、日本、無（行田邦子君、脇雅史君）

反対会派　共産、社民

〇平成28年６月１日（水）（第15回）

○請願第657号外216件を審査した。

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

環境委員会

委員一覧（20名）

委員長	磯﨑	仁彦（自民）	鴻池	祥肇（自民）	芝	博一（民主）
理　事	高野	光二郎（自民）	佐藤	信秋（自民）	直嶋	正行（民主）
理　事	滝沢	求（自民）	島尻	安伊子（自民）	浜野	喜史（民主）
理　事	水野	賢一（民主）	林	芳正（自民）	杉	久武（公明）
理　事	市田	忠義（共産）	松山	政司（自民）	山口	和之（元気）
	尾辻	秀久（自民）	森	まさこ（自民）	渡辺美知太郎	（無ク）
	小坂	憲次（自民）	櫻井	充（民主）		

（28.3.8 現在）

（1）審議概観

第190回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出３件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願７種類80件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案（閣法第29号）は、環境の保全に関する研究及び技術開発を効率的・効果的に推進するため、当該研究及び技術開発の実施及び助成に係る業務を独立行政法人環境再生保全機構の業務の範囲に追加するとともに、役職員に係る守秘義務規定の整備等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、環境研究総合推進費に係る業務を移管することによる効果、研究成果の行政への反映方策、今後の環境再生保全機構の業務体制等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）は、最近におけるポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物の処理の状況を踏まえ、ＰＣＢ廃棄物が早期に確実かつ適正に処理されるよう、高濃度ＰＣＢ廃棄物を保管する事業者によるその処分及び高濃度ＰＣＢ使用製品を所有する事業者によるその廃棄を一定期間内に行うことを義務付ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、ＰＣＢ廃棄物の処理が遅れた理由、ＰＣＢ廃棄物の保管及びＰＣＢ使用製品の使用の実態、ＰＣＢ廃棄物の処分の行政代執行に要した費用の負担の在り方、地元と約束した期限までの確実な処理完了に向けた取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）は、地球温暖化対策の強化を図るため、地球温暖化対策計画に定める事項に温室効果ガスの排出の抑制等のための普及啓発の推進及び国際協力に関する事項を追加するとともに、地域における地球温暖化対策の推進に係る規定の整備、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に基づく約束の履行に係る規定の整理等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、パリ協定採択を受け

ての取組、民生部門の約４割の排出削減に向けた普及啓発の実効性、地方自治体の地球温暖化対策への国の支援、二国間クレジット制度の活用の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

第189回国会閉会後の**平成27年12月18日**、気候変動枠組条約第21回締約国会議及び京都議定書第11回締約国会合について丸川環境大臣から報告を聴いた後、日本原子力発電敦賀発電所敷地内破砕帯の評価、照明機器に係るトップランナー制度の見直し、パリ協定を受けての国内の地球温暖化対策の進め方、ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）協定の環境章、2020年の温室効果ガス削減目標と地球温暖化対策計画、2020年以降の我が国の約束草案の達成に向けた国内対策の進め方等について質疑を行った。

平成28年３月８日、環境行政等の基本施策について丸川国務大臣から所信を聴くとともに、平成28年度環境省予算及び環境保全経費の概要について平口環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について富越公害等調整委員会委員長から、原子力規制委員会の業務について田中原子力規制委員会委員長からそれぞれ説明を聴いた。

３月10日、環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について調査を行い、法改正を踏まえた災害廃棄物対策の取組状況、指定廃棄物の指定解除後の処理責任、米国と中国の温室効果ガス削減目標の実効性、中間貯蔵施設の用地交渉が進まない理由、食品廃棄物不正転売問題での食品関連事業者の責任、福島県の甲状腺検査結果の評価、グリーン購入法に基づく災害備蓄用缶詰の賞味期限の妥当性等について質疑を行った。

３月23日、予算委員会から委嘱された平成28年度一般会計予算、同特別会計予算及び同政府関係機関予算（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について審査を行い、中間貯蔵施設へのパイロット輸送の状況及び平成28年度の方針、除染等の長期的な目標についての考え方、関西電力高浜原発運転差止めに係る大津地裁仮処分決定についての見解、公害紛争事件の標準審理期間及び近年の公害紛争の傾向、石綿規制の遅れによる建設作業従事者の健康被害問題、エコチル調査における福島県の放射線被ばくの取扱い、エネルギー対策特別会計の地球温暖化対策関係予算の考え方等について質疑を行った。

５月10日、日本原子力発電敦賀発電所敷地内破砕帯の評価、小型家電リサイクルにおける回収量向上への取組、水俣病問題における国の責任、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略、鳥獣被害対策等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成27年12月18日（金）（第189回国会閉会後第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○気候変動枠組条約第21回締約国会議及び京都議定書第11回締約国会合に関する件について

丸川環境大臣から報告を聴いた後、同件、日本原子力発電敦賀発電所敷地内破砕帯の評価に関する件、照明機器に係るトップランナー制度の見直しに関する件、パリ協定を受けての国内の地球温暖化対策の進め方に関する件、ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）協定の環境章に関する件、2020年の温室効果ガス削減目標と地球温暖化対策計画に関する件、2020年以降の我が国の約束草案の達成に向けた国内対策の進め方に関する件等について丸川環境大臣、竹内厚生労働副大臣、井上環境副大臣、平口環境副大臣、鬼木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

浜野喜史君（民主）、杉久武君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（維参）、渡辺美知太郎君（無ク）、吉川ゆうみ君（自民）

〇平成28年３月８日（火）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○環境行政等の基本施策に関する件について丸川国務大臣から所信を聴いた。

○平成28年度環境省予算及び環境保全経費の概要に関する件について平口環境副大臣から説明を聴いた。

○公害等調整委員会の業務等に関する件について富越公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

○原子力規制委員会の業務に関する件について田中原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。

〇平成28年３月10日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について丸川国務大臣、平口環境副大臣、井上環境副大臣、白石環境大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

滝沢求君（自民）、水野賢一君（民主）、直嶋正行君（民主）、杉久武君（公明）、市田忠義君（共産）、山口和之君（元気）、渡辺美知太郎君（無ク）

〇平成28年３月23日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について丸川環境大臣、井上副大臣、平口環境副大臣、鬼木環境大臣政務官、白石環境大臣政務官、星野経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、富越公害等調整委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、水野賢一君（民主）、浜野喜史君（民主）、杉久武君（公明）、市田忠義君（共産）、山口和之君（元気）、渡辺美知太郎君（無ク）

本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成28年３月31日（木）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。

○**独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）**について丸川環境大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年４月５日（火）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）**について丸川環境大臣、平口環境副大臣、鬼木環境大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、浜野喜史君（民進）、杉久武君（公明）、市田忠義君（共産）、山口和之君（元気）、渡辺美知太郎君（無ク）

（閣法第29号）
賛成会派　自民、民進、公明、元気、無ク
反対会派　共産

〇平成28年４月14日（木）（第６回）

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について丸川環境大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年４月21日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について丸川環境大臣、井上環境副大臣、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕
小坂憲次君（自民）、水野賢一君（民進）、浜野喜史君（民進）、杉久武君（公明）、市田忠義君（共産）、山口和之君（元気）、渡辺美知太郎君（無ク）

（閣法第40号）
賛成会派　自民、民進、公明、共産、元気、無ク
反対会派　なし

〇平成28年５月10日（火）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本原子力発電敦賀発電所敷地内破砕帯の評価に関する件、小型家電リサイクルにおける回収量向上への取組に関する件、水俣病問題における国の責任に関する件、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略に関する件、鳥獣被害対策に関する件等について丸川環境大臣、白石環境大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕
浜野喜史君（民進）、杉久武君（公明）、市田忠義君（共産）、山口和之君（元気）、渡辺美知太郎君（無ク）

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について丸川環境大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成28年５月12日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について丸川環境大臣、林経済産業大臣、平口環境副大臣、鬼木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕
森まさこ君（自民）、水野賢一君（民進）、浜野喜史君（民進）、杉久武君（公明）、市田忠義君（共産）、山口和之君（元気）、渡辺美知太郎君（無ク）

〇平成28年５月17日（火）（第10回）

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕
国立研究開発法人国立環境研究所理事　原澤英夫君
ＷＷＦジャパン気候変動・エネルギーグループリーダー　山岸尚之君
島根大学法文学部教授・
特定非営利活動法人地球環境市民会議（ＣＡＳＡ）理事　上園昌武君

〔質疑者〕
高野光二郎君（自民）、直嶋正行君（民進）、杉久武君（公明）、市田忠義君（共産）、山口和之君（元気）、渡辺美知太郎君（無ク）

〇平成28年５月19日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について丸川環境大臣、平口環境副大臣、鬼木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

佐藤信秋君（自民）、直嶋正行君（民進）、
杉久武君（公明）、市田忠義君（共産）、山
口和之君（元気）、渡辺美知太郎君（無ク）
（閣法第51号）
賛成会派　自民、公明、元気、無ク
反対会派　民進、共産
なお、附帯決議を行った。

〇平成28年６月１日（水）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。
○請願第164号外79件を審査した。
○環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	北澤	俊美（民主）	岡田	直樹（自民）	郡司	彰（民主）
理　事	関口	昌一（自民）	堂故	茂（自民）	西田	実仁（公明）
理　事	鶴保	庸介（自民）	福岡	資麿（自民）	山口	那津男（公明）
理　事	小川	敏夫（民主）	松下	新平（自民）	山下	芳生（共産）
理　事	羽田	雄一郎（民主）	森屋	宏（自民）	室井	邦彦（維会）
	江島	潔（自民）	山本	順三（自民）	浜田	和幸（日本）
	太田	房江（自民）	加藤	敏幸（民主）		

（28.1.7 現在）

（1）審議概観

第190回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を１回開き討議を行った。

〔国政調査〕

国家基本政策委員会合同審査会は、１回開かれ、岡田克也君、志位和夫君、片山虎之助君が発言者となって、安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

５月18日の合同審査会では、浜田靖一衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、現下の経済情勢において平成29年４月に消費税率を引き上げることへの総理認識、消費増税を実施できる環境を調えられなかった場合の安倍政権の経済・財政運営に対する評価、我が国の経済・財政運営に係る民進党の政策提言、自由民主党憲法改正草案における平和主義及び集団的自衛権の考え方、消費税率８％への引上げによる個人消費の冷え込みに関する政府の分析状況、リーマンショックや東日本大震災級の経済に影響を与える事態が生じなければ消費税率を引き上げるという政府方針の是非、党首討論の在り方見直しの必要性、消費税率引上げの再延期を早期に表明する必要性、憲法改正の在り方及びおおさか維新の会の憲法改正案等について討議が行われた。

（2）委員会経過

○平成28年１月７日（木）（第１回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成28年５月18日（水）（第２回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成28年５月18日（水）（合同審査会第１回）

- 国家の基本政策に関する件について岡田克也君、志位和夫君及び片山虎之助君が安倍内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	岸　宏一（自民）	片山　さつき（自民）	西村　まさみ（民主）
理　事	石井　準一（自民）	古賀　友一郎（自民）	藤田　幸久（民主）
理　事	宇都　隆史（自民）	島田　三郎（自民）	石川　博崇（公明）
理　事	岡田　広（自民）	島村　大（自民）	河野　義博（公明）
理　事	高橋　克法（自民）	高野　光二郎（自民）	竹谷　とし子（公明）
理　事	二之湯　武史（自民）	三木　亨（自民）	小池　晃（共産）
理　事	堀井　巌（自民）	三宅　伸吾（自民）	辰巳　孝太郎（共産）
理　事	長浜　博行（民主）	山下　雄平（自民）	川田　龍平（維元）
理　事	野田　国義（民主）	吉川　ゆうみ（自民）	山田　太郎（維元）
理　事	山本　香苗（公明）	相原　久美子（民主）	東　徹（維会）
	愛知　治郎（自民）	大久保　勉（民主）	片山　虎之助（維会）
	赤池　誠章（自民）	大塚　耕平（民主）	中山　恭子（日本）
	井上　義行（自民）	風間　直樹（民主）	薬師寺みちよ（無ク）
	猪口　邦子（自民）	斎藤　嘉隆（民主）	福島　みずほ（社民）
	大野　泰正（自民）	田中　直紀（民主）	平野　達男（改革）

（28.1.7 現在）

（1）審議概観

第190回国会において、本委員会に付託された案件は、平成二十七年度補正予算２案、平成二十八年度総予算（３案）及び平成二十八年度補正予算２案であり、いずれも可決された。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔予算の審査〕

平成二十七年度補正予算　平成二十七年度補正予算２案（第１号及び特第１号）は、１月４日に提出され、20日に成立した。

委員会では、衆議院からの送付の後、１月15日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、同日から質疑に入り、19日には内政・外交の諸問題に関する集中審議及び締めくくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、２案は可決された。

委員会の質疑においては、臨時会召集要求に対する政府の姿勢、一億総活躍社会の実現に向けた施策の内容、軽減税率の導入における課題、年金生活者等支援臨時福祉給付金の趣旨と妥当性、保育・介護の人材確保と処遇改善策、ＴＰＰ協定の影響と対応策、政府の名目ＧＤＰ600兆円目標の実現可能性、伊勢志摩サミットへの取組状況と外交の展望、北朝鮮の核･ミサイル問題への対応、日韓関係の改善に向けた取組、若年者の雇用促進策、子どもの貧困対策の強化、給付型奨学金制度の拡充等の問題が取り上げられた。

平成二十八年度総予算　平成二十八年度総予算（３案）は、１月22日に提出され、３月29日に成立した。

委員会では、２月２日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院から送付の後、

３月２日から質疑に入り、７日には経済・財政等に関する集中審議、14日には社会保障・国民生活等に関する集中審議、18日には外交・安全保障等に関する集中審議、25日には安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議、28日には内政・外交の諸問題に関する集中審議を行った。

また、３月10日には公聴会を開催し、22日及び23日には各委員会に審査を委嘱したほか、予備審査中の２月８日及び９日の２日間、三重県及び愛知県に委員を派遣して現地調査を行った。

３月29日には締めくくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、３案は可決された。

委員会の質疑においては、経済再生と財政健全化に向けた政府の取組、消費税率引上げの家計消費への影響、軽減税率導入における財源の確保、マイナス金利政策の効果と課題、ＴＰＰ協定の国内産業への影響、待機児童問題への対応、子どもの貧困対策の拡充、児童虐待防止に向けた取組の強化、給付型奨学金制度の必要性、平和安全法制の憲法問題、我が国の安全保障の在り方、北朝鮮の核開発及び拉致問題への対応、東日本大震災被災地の産業振興策、福島第一原発事故対応の現状と問題点、規制緩和等による地域活性化の取組、再生可能エネルギーの導入促進、東京オリンピック・パラリンピックの準備状況と課題、政治資金をめぐる諸問題等の問題が取り上げられた。

平成二十八年度補正予算　平成二十八年度補正予算２案（第１号及び特第１号）は、５月13日に提出され、17日に成立した。

委員会では、13日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院から送付の後、17日に質疑を行い、討論の後に採決の結果、２案は可決された。

質疑においては、平成28年熊本地震の復旧・復興に向けた取組、仮設住宅の早期建設、罹災証明書発行の迅速化、中小企業・農業・観光業等の産業復興策と雇用対策の強化、被災した子供の心のケアの充実、復旧復興費用の財源の在り方、アベノミクスの効果と経済動向、タックスヘイブンをめぐる諸問題、自動車の燃費データ不正への対応等の問題が取り上げられた。

〔国政調査〕

予算の執行状況に関する調査を議題として、第189回国会閉会後の**平成27年11月11日**、ＴＰＰを始め現下の政治課題に関する集中審議が行われた。質疑においては、ＴＰＰの我が国への影響、成長戦略におけるＴＰＰの位置付け、ＴＰＰ合意内容と国会決議の関係、消費税率引上げ再延期の可能性、金融緩和と実質賃金低下の関係、マイナンバー制度の課題、希少難病対策の推進、拉致問題解決への取組、南シナ海情勢への我が国の対応等の問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成27年11月11日（水）（第189回国会閉会後第１回）

― 集中審議（ＴＰＰを始め現下の政治課題） ―

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する調査のうち、ＴＰＰを始め現下の政治課題に関する件について安

倍内閣総理大臣、甘利国務大臣、森山農林水産大臣、岸田外務大臣、加藤国務大臣、河野国務大臣、島尻国務大臣、林経済産業大臣、高市国務大臣、中谷防衛大臣、髙木復興大臣、石井国土交通大臣、馳文部科学大臣、麻生財務大臣、菅内閣官房長官、石破国務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山谷えり子君（自民）、渡辺猛之君（自民）、徳永エリ君（民主）、小川敏夫君（民主）、浜田昌良君（公明）、紙智子君（共産）、井上義行君（元気）、アントニオ猪木君（元気）、片山虎之助君（維新）、中野正志君（次代）、渡辺美知太郎君（無ク）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改革）

〇平成28年１月７日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

〇平成28年１月15日（金）（第２回）

― 総括質疑 ―

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十七年度一般会計補正予算（第１号）（衆議院送付）

平成二十七年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）

以上両案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた後、安倍内閣総理大臣、馳文部科学大臣、菅内閣官房長官、中谷防衛大臣、高市総務大臣、石破国務大臣、麻生財務大臣、森山農林水産大臣、塩崎厚生労働大臣、加藤国務大臣、林経済産業大臣、丸川環境大臣、島尻内閣府特命担当大臣、河野国務大臣、髙木復興大臣、石井国土交通大臣、甘利国務大臣、岸田外務大臣、田所法務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長浜博行君（民主）、水野賢一君（民主）、石橋通宏君（民主）、岡田広君（自民）、片山さつき君（自民）、宇都隆史君（自民）

〇平成28年１月18日（月）（第３回）

― 総括質疑 ―

○平成二十七年度一般会計補正予算（第１号）（衆議院送付）

平成二十七年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）

以上両案について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、中谷防衛大臣、塩崎厚生労働大臣、馳文部科学大臣、高市総務大臣、石井国土交通大臣、林経済産業大臣、麻生財務大臣、加藤国務大臣、菅内閣官房長官、甘利国務大臣、河野国務大臣、森山農林水産大臣、丸川環境大臣、河戸会計検査院長、横畠内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宇都隆史君（自民）、石川博崇君（公明）、※竹谷とし子君（公明）、小池晃君（共産）、山田太郎君（維元）、川田龍平君（維元）、片山虎之助君（維会）、※藤巻健史君（維会）、中山恭子君（日本）、中西健治君（無ク）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改革）　※関連質疑

〇平成28年１月19日（火）（第４回）

― 集中審議（内政・外交の諸問題）・締めくくり質疑 ―

○平成二十七年度一般会計補正予算（第１号）（衆議院送付）

平成二十七年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）

以上両案について安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、麻生財務大臣、石井国土交通大臣、加藤国務大臣、塩崎厚生労働大臣、馳文部科学大臣、島尻内閣府特命担当大臣、中谷防衛大臣、岸田外務大臣、河野国務大臣、甘利国務大臣、石破内閣府特命担当大臣、高市総務大臣、遠藤国務大臣、丸川環境大臣、林経済産業大臣、岩城法務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・集中審議
〔質疑者〕
阿達雅志君（自民）、斎藤嘉隆君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、山田太郎君（維元）、東徹君（維会）、中山恭子君（日本）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改革）
・締めくくり質疑
〔質疑者〕
高橋克法君（自民）、大久保勉君（民主）、河野義博君（公明）、小池晃君（共産）、川田龍平君（維元）、東徹君（維会）、中山恭子君（日本）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改革）
（平成二十七年度補正予算）
賛成会派　自民、公明、日本、改革
反対会派　民主、共産、維元、維会、無ク、社民

〇平成28年１月28日（木）（第５回）
○平成二十八年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

〇平成28年２月２日（火）（第６回）
○平成二十八年度一般会計予算（予）
平成二十八年度特別会計予算（予）
平成二十八年度政府関係機関予算（予）
以上３案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年３月２日（水）（第７回）
― 基本的質疑 ―
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上３案について安倍内閣総理大臣、中谷防衛大臣、林経済産業大臣、石原国務大臣、麻生国務大臣、岸田外務大臣、森山農林水産大臣、高市国務大臣、丸川環境大臣、岩城国務大臣、加藤国務大臣、塩崎厚生労働大臣、石井国土交通大臣、河野国務大臣、馳文部科学大臣、中村参議院事務総長及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
小川敏夫君（民主）、蓮舫君（民主）、大塚耕平君（民主）、鶴保庸介君（自民）、宮沢洋一君（自民）

〇平成28年３月３日（木）（第８回）
― 基本的質疑 ―
○参考人の出席を求めることを決定した。
○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上３案について安倍内閣総理大臣、石原国務大臣、麻生財務大臣、林経済産業大臣、塩崎厚生労働大臣、遠藤国務大臣、石破国務大臣、石井国土交通大臣、馳文部科学大臣、河野国務大臣、高市総務大臣、加藤国務大臣、菅内閣官房長官、岸田外務大臣、森山農林水産大臣、中谷防衛大臣、岡田財務副大臣、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
宮沢洋一君（自民）、中川雅治君（自民）、西田実仁君（公明）、秋野公造君（公明）、小池晃君（共産）、松田公太君（維元）、山田太郎君（維元）、片山虎之助君（維会）、※清水貴之君（維会）、中山恭子君（日本）、吉田忠智君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）、荒井広幸君（改革）　※関連質疑
○派遣委員から報告を聴いた。

〇平成28年３月４日（金）（第９回）
― 一般質疑 ―
○平成二十八年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。
○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上３案について石原国務大臣、馳文部科学大臣、遠藤国務大臣、森山農林水産大臣、塩

崎厚生労働大臣、菅内閣官房長官、石井国土交通大臣、中谷防衛大臣、岸田外務大臣、林経済産業大臣、麻生国務大臣、石破内閣府特命担当大臣、河野国務大臣、高市総務大臣、岩城法務大臣、丸川環境大臣、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、藤田幸久君（民主）、※大久保勉君（民主）、山本香苗君（公明）、倉林明子君（共産）、山田太郎君（維元）、藤巻健史君（維会）、浜田和幸君（日本）、吉田忠智君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）、平野達男君（改革）　※関連質疑

〇平成28年３月７日（月）（第10回）

― 集中審議（経済・財政等） ―

○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について安倍内閣総理大臣、石原国務大臣、麻生国務大臣、森山農林水産大臣、林経済産業大臣、馳文部科学大臣、高市総務大臣、丸川環境大臣、岸田外務大臣、塩崎厚生労働大臣、加藤国務大臣、石破国務大臣、石井国土交通大臣、岩城法務大臣、島尻国務大臣、横畠内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山崎力君（自民）、渡辺猛之君（自民）、増子輝彦君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、紙智子君（共産）、東徹君（維会）、川田龍平君（維党）、和田政宗君（日本）、山田太郎君（元気）、福島みずほ君（社民）、渡辺美知太郎君（無ク）、荒井広幸君（改革）

〇平成28年３月８日（火）（第11回）

― 一般質疑 ―

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について塩崎厚生労働大臣、石井国土交通大臣、麻生財務大臣、馳文部科学大臣、加藤国務大臣、岩城法務大臣、菅内閣官房長官、島尻国務大臣、中谷防衛大臣、林経済産業大臣、高市総務大臣、遠藤国務大臣、丸川環境大臣、岸田外務大臣、横畠内閣法制局長官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、西村まさみ君（民主）、※風間直樹君（民主）、河野義博君（公明）

※関連質疑

〇平成28年３月９日（水）（第12回）

― 一般質疑 ―

○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について石井国土交通大臣、塩崎厚生労働大臣、菅内閣官房長官、石破国務大臣、高市総務大臣、馳文部科学大臣、麻生財務大臣、林経済産業大臣、丸川国務大臣、岸田外務大臣、河野国務大臣、髙木復興大臣、森山農林水産大臣、太田厚生労働大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

辰巳孝太郎君（共産）、儀間光男君（維会）、川田龍平君（維党）、和田政宗君（日本）、山口和之君（元気）、福島みずほ君（社民）、渡辺美知太郎君（無ク）、平野達男君（改革）

〇平成28年３月10日（木）（公聴会 第１回）

○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕
経済評論家　林健二郎君
東短リサーチ株式会社代表取締役社長
チーフエコノミスト　加藤出君
元統合幕僚会議議長
公益社団法人隊友会会長　西元徹也君
慶應義塾大学名誉教授
弁護士　小林節君
水戸市長　高橋靖君
日本労働組合総連合会事務局長　逢見直人君

・公述人（林健二郎君、加藤出君）に対する質疑（経済・財政）
〔質疑者〕
堀井巌君（自民）、長浜博行君（民主）、石川博崇君（公明）、小池晃君（共産）、東徹君（維会）、小野次郎君（維党）、中山恭子君（日本）、山田太郎君（元気）、吉田忠智君（社民）、渡辺美知太郎君（無ク）、平野達男君（改革）

・公述人（西元徹也君、小林節君）に対する質疑（外交・安全保障）
〔質疑者〕
宇都隆史君（自民）、長浜博行君（民主）、新妻秀規君（公明）、井上哲士君（共産）、東徹君（維会）、小野次郎君（維党）、中山恭子君（日本）、山田太郎君（元気）、福島みずほ君（社民）、渡辺美知太郎君（無ク）、平野達男君（改革）

・公述人（高橋靖君、逢見直人君）に対する質疑（社会保障・国民生活）
〔質疑者〕
高橋克法君（自民）、長浜博行君（民主）、荒木清寛君（公明）、井上哲士君（共産）、清水貴之君（維会）、川田龍平君（維党）、和田政宗君（日本）、山口和之君（元気）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）、荒井広幸君（改革）

〇平成28年３月14日（月）（第13回）
― 集中審議（社会保障・国民生活等） ―
○参考人の出席を求めることを決定した。
○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上３案について安倍内閣総理大臣、石破国務大臣、加藤国務大臣、馳文部科学大臣、河野国務大臣、塩崎厚生労働大臣、島尻内閣府特命担当大臣、丸川環境大臣、林経済産業大臣、麻生財務大臣、石井国土交通大臣、森山農林水産大臣、石原国務大臣、岩城法務大臣、遠藤国務大臣、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
山谷えり子君（自民）、藤井基之君（自民）、櫻井充君（民主）、小林正夫君（民主）、長沢広明君（公明）、田村智子君（共産）、江口克彦君（維会）、川田龍平君（維党）、中野正志君（日本）、松田公太君（元気）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）、荒井広幸君（改革）

〇平成28年３月15日（火）（第14回）
― 一般質疑 ―
○参考人の出席を求めることを決定した。
○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上３案について石破国務大臣、河野内閣府特命担当大臣、馳文部科学大臣、遠藤国務大臣、麻生財務大臣、林経済産業大臣、丸川環境大臣、菅内閣官房長官、石井国土交通大臣、高市総務大臣、島尻国務大臣、中谷防衛大臣、岸田外務大臣、髙木復興大臣、森山農林水産大臣、山本国土交通副大臣、佐藤農林水産大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人独立行政法人都市再生機構理事長上西郁夫君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
高野光二郎君（自民）、大塚耕平君（民主）、野田国義君（民主）、※広田一君（民主）、矢倉克夫君（公明）　※関連質疑

〇平成28年３月16日（水）（第15回）

― 一般質疑 ―

○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、地方・消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会については３月22日の１日間、内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については３月23日の１日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

以上３案について髙木復興大臣、河野国務大臣、石井国土交通大臣、石破国務大臣、加藤国務大臣、石原国務大臣、麻生財務大臣、馳文部科学大臣、森山農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

紙智子君（共産）、室井邦彦君（維会）、寺田典城君（維党）、中山恭子君（日本）、松田公太君（元気）、又市征治君（社民）、渡辺美知太郎君（無ク）、平野達男君（改革）

〇平成28年３月17日（木）（第16回）

― 一般質疑 ―

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について岸田外務大臣、林経済産業大臣、馳文部科学大臣、石井国土交通大臣、麻生財務大臣、塩崎厚生労働大臣、石原内閣府特命担当大臣、中谷防衛大臣、森山農林水産大臣、高市総務大臣、石破国務大臣、丸川環境大臣、岩城法務大臣、髙木復興大臣、土屋総務副大臣、一宮人事院総裁、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大野泰正君（自民）、櫻井充君（民主）、新妻秀規君（公明）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維会）、川田龍平君（維党）、和田政宗君（日本）、山口和之君（元気）、福島みずほ君（社民）、渡辺美知太郎君（無ク）、平野達男君（改革）

〇平成28年３月18日（金）（第17回）

― 集中審議（外交・安全保障等） ―

○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、馳文部科学大臣、遠藤国務大臣、高市総務大臣、麻生財務大臣、中谷防衛大臣、塩崎厚生労働大臣、島尻内閣府特命担当大臣、岩城法務大臣、菅内閣官房長官、河野国家公安委員会委員長、林経済産業大臣、加藤国務大臣、鈴木経済産業副大臣、若宮防衛副大臣、竹内厚生労働副大臣、義家文部科学副大臣、濱地外務大臣政務官、牧島内閣府大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、宇都隆史君（自民）、白眞勲君（民主）、有田芳生君（民主）、谷合正明君（公明）、井上哲士君（共産）、儀間光男君（維会）、小野次郎君（維党）、中山恭子君（日本）、アントニオ猪木君（元気）、吉田忠智君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）、荒井広幸君（改革）

〇平成28年３月25日（金）（第18回）

― 集中審議（安倍内閣の基本姿勢） ―

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について安倍内閣総理大臣、麻生財

務大臣、高市総務大臣、石井国土交通大臣、森山農林水産大臣、石破国務大臣、加藤国務大臣、馳文部科学大臣、岸田外務大臣、河野国務大臣、塩崎厚生労働大臣、岩城法務大臣、中谷防衛大臣、林経済産業大臣、石原国務大臣、福岡内閣府副大臣、土井国土交通副大臣、田中原子力規制委員会委員長、杉本公正取引委員会委員長、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役上級副社長鈴木康雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子原二郎君（自民）、青木一彦君（自民）、水岡俊一君（民主）、尾立源幸君（民主）、石川博崇君（公明）、仁比聡平君（共産）、室井邦彦君（維会）、真山勇一君（維党）、和田政宗君（日本）、山田太郎君（元気）、福島みずほ君（社民）、渡辺美知太郎君（無ク）、平野達男君（改革）

〇平成28年３月28日（月）（第19回）

― 集中審議（内政・外交の諸問題） ―

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について安倍内閣総理大臣、加藤内閣府特命担当大臣、塩崎厚生労働大臣、石井国土交通大臣、麻生国務大臣、森山農林水産大臣、馳文部科学大臣、高市総務大臣、林経済産業大臣、横畠内閣法制局長官、政府参考人、参考人独立行政法人都市再生機構理事長上西郁夫君、日本銀行総裁黒田東彦君及び日本放送協会会長籾井勝人君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中川雅治君（自民）、安井美沙子君（民主）、小西洋之君（民主）、河野義博君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、藤巻健史君（維会）、柴田巧君（維党）、浜田和幸君（日本）、松田公太君（元気）、吉田忠智君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）、荒井広幸君（改革）

〇平成28年３月29日（火）（第20回）

― 締めくくり質疑 ―

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について安倍内閣総理大臣、塩崎厚生労働大臣、馳文部科学大臣、河野国務大臣、麻生財務大臣、加藤国務大臣、林経済産業大臣、森山農林水産大臣、石原国務大臣、高市総務大臣、丸川環境大臣及び参考人日本銀行情報サービス局長髙橋経一君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

前川清成君（民主）、藤川政人君（自民）、荒木清寛君（公明）、小池晃君（共産）、東徹君（維会）、川田龍平君（維党）、中野正志君（日本）、松田公太君（元気）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）、荒井広幸君（改革）

（平成二十八年度総予算）

賛成会派　自民、公明、日本、改革
反対会派　民主、共産、維会、維党、元気、社民、無ク

〇平成28年５月13日（金）（第21回）

○理事の補欠選任を行った。

○平成二十八年度一般会計補正予算（第１号）（予）
平成二十八年度特別会計補正予算（特第１号）（予）

以上両案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年５月17日（火）（第22回）

― 総括質疑 ―

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十八年度一般会計補正予算（第１号）（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）

以上両案について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、菅内閣官房長官、河野内閣府特命担

当大臣、高市総務大臣、林経済産業大臣、石井国土交通大臣、森山農林水産大臣、塩崎厚生労働大臣、丸川環境大臣、馳文部科学大臣、山本国土交通副大臣、中村参議院事務総長、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人公益財団法人日本オリンピック委員会会長竹田恆和君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

櫻井充君（民進）、福山哲郎君（民進）、松村祥史君（自民）、秋野公造君（公明）、仁比聡平君（共産）、片山虎之助君（維新）、山田太郎君（元気）、中山恭子君（日本）、福島みずほ君（社民）、薬師寺みちよ君（無ク）、平野達男君（改革）

（平成二十八年度補正予算）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、元気、日本、社民、無ク、改革

反対会派　なし

〇平成28年６月１日（水）（第23回）

○理事の補欠選任を行った。

○予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	小泉	昭男（自民）	滝波	宏文（自民）	大島	九州男（民主）
理　事	井原	巧（自民）	塚田	一郎（自民）	安井	美沙子（民主）
理　事	石井	正弘（自民）	西田	昌司（自民）	新妻	秀規（公明）
理　事	中泉	松司（自民）	橋本	聖子（自民）	井上	哲士（共産）
理　事	礒﨑	哲史（民主）	古川	俊治（自民）	田村	智子（共産）
理　事	難波	奨二（民主）	山田	俊男（自民）	寺田	典城（維元）
理　事	平木	大作（公明）	吉川	ゆうみ（自民）	山口	和之（維元）
	有村	治子（自民）	江崎	孝（民主）	清水	貴之（維会）
	熊谷	大（自民）	江田	五月（民主）	渡辺美知太郎	（無ク）
	島田	三郎（自民）	小川	勝也（民主）	又市	征治（社民）

（28.1.20 現在）

（1）審議概観

第190回国会における本委員会付託案件は、平成二十六年度決算外２件（第190回国会提出）、平成二十六年度予備費２件、平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）（いずれも第189回国会提出）、並びに昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算（第190回国会提出）である。

なお、平成二十六年度予備費２件は、平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）及び平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）である。

審査の結果、平成二十六年度決算外２件はいずれも是認すべきものと議決した。また、平成二十六年度予備費２件はいずれも承諾を与えるべきものと議決し、平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）は是認すべきものと議決した。また、昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算は是認すべきものと議決した。

〔平成二十六年度決算の審査〕

平成二十六年度決算は、第190回国会の平成28年１月４日に、平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書は同年１月８日に提出され、１月20日、本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取し、１月21日に安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省庁別審査を計６回行った。

なお、４月４日の委員会において、１月22日に安倍内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された平成二十五年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置について、平成25年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、麻生財務大臣から説明を聴取した。平成二十五年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次

のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
(1)国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費の不適正な会計経理に関し、本院が警告決議等により繰り返し是正改善を促してきたにもかかわらず、その後も国立大学法人、厚生労働省や農林水産省所管の研究機関において、不正受給等の事案が相次いでいることは、極めて遺憾である。 政府は、不適正な会計経理が後を絶たないことを重く受け止め、所管が異なる複数の研究機関で同種の事案が発生したことに鑑み、関係府省の連携を強化するとともに、各機関における不正防止体制の整備状況に関するモニタリング調査を厳格に行うなど、不適正な会計経理の根絶に万全を期すべきである。	(1)公的研究費については、各研究機関に対し、研究費の適正な会計経理の徹底を改めて要請している。また、関係府省が、不正防止のためにそれぞれ定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づきモニタリングを実施し、不正防止体制の整備状況に改善の必要があった研究機関について、フォローアップを着実に実施することにより、体制整備が徹底されるよう努めているところである。 今後とも、モニタリングが一層効果的に機能するよう、同ガイドラインに基づく取組状況について関係府省間で情報共有を図り連携を強化するなど、不適正な会計経理の根絶に万全を期する所存である。
(2)歴史的・芸術的価値を有する文化財は、滅失又は毀損した場合の原状回復が困難であることから、十全の管理が必要であるにもかかわらず、平成27年１月の時点で、国宝３件を含む国指定文化財である美術工芸品180件の所在が不明となっていること、さらに同年２月以降、寺社等の文化財が油のような液体に汚損される被害が相次いでいることは、遺憾である。 政府は、所在不明となっている文化財の追跡調査を更に進めるとともに、再発を防止する観点から、文化財の所在を的確に把握できる体制を構築すべきである。また、文化財の防犯・防火体制について、関係機関と連携し、より一層の強化を図るべきである。	(2)国指定文化財が所在不明となっていることについては、地方公共団体等と連携し、引き続き追跡調査を進めるとともに、「文化財保護法」に基づく各種手続の周知徹底、定期的な所在調査の実施等により所在把握体制の強化に取り組んでいるところである。 また、関係機関と連携し、文化財の定期的な見回りの徹底や防犯設備の点検等を推進するとともに、地方公共団体の文化財担当者等に対して研修を実施することにより、より一層の文化財の防犯・防火体制の強化を図ってまいりたい。
(3)東京電力株式会社福島第一原子力発	(3)福島第一原子力発電所の汚染水対策

電所構内の排水路から汚染水が外洋へ流出していた事態、また、東京電力が当該排水路における放射性物質の測定データを10か月間にわたり公開していなかったこと、経済産業省及び原子力規制委員会の本事案への指導・監督が不十分であったことなどが明らかとなり、国民の信頼を失墜させたことは、極めて遺憾である。 政府は、放射線データや汚染水等に関する情報公開体制の整備、汚染水漏えい等が生じた際の対応策等について東京電力への指導を徹底するとともに、リスク管理体制を抜本的に見直し、汚染水の処理が適切かつ着実に実施されるよう万全を期すべきである。	については、東京電力株式会社への指導を徹底し、国としても主体的に関与しつつ、対応策を講じているところである。 具体的には、①情報公開体制の整備として、同社に対して放射線データ等に関する十分な情報公開の徹底を指示し、同社においては、平成27年８月から放射線データの全数公開を開始している。②排水路からの放射性物質を含む水の港湾外への流出への対応として、同社に対して排水路の放射性物質濃度の低減対策等を求め、同社においてこれらの対応策を実施しているところ。③また、福島第一原子力発電所の敷地境界外に影響を与える可能性があるリスクを広く対象とした総点検を実施し、取りまとめ結果を公表するとともに、その後の対策等の進捗状況を確認している。 今後とも、汚染水対策が適切かつ着実に実施されるよう万全を期する所存である。
(4)戦後最悪の火山災害となった平成26年９月の御嶽山の噴火等を受け、火山防災対策の強化が求められる中、気象庁等において火山現象を一体的に評価できる体制が整備されていないこと、火山の専門知識を有する人材が慢性的に不足していることなど、火山の監視観測体制等に不備があったことは、看過できない。 政府は、火山噴火予知連絡会の提言等も踏まえ、気象庁及び大学等研究機関の一層の連携強化、地方公共団体における火山防災協議会の機能強化、火山の観測・研究から防災対策までを一元的に実施・調整するための体制の整備・拡充等を行い、火山災害の未然防止に努めるべきである。	(4)火山の監視観測体制等については、火口付近の観測施設の増強、研究機関の連携による機動的火山観測研究体制の構築等を進めているところである。 また、平成27年７月に「活動火山対策特別措置法」を改正し、地方公共団体に対して、火山防災協議会の設置や地域防災計画における警戒避難体制に関する事項の記載を義務付けるなど、火山地域の関係者が一体となって、警戒避難体制の整備を行うための制度を整えたところである。 今後とも、関係機関の一層の連携強化を図り、火山防災対策を推進する体制について検討を進めるとともに、火山の監視観測体制の強化、火山研究及び人材育成の推進等により、火山災害の未然防止に努めてまいりたい。

(5)北海道旅客鉄道株式会社（ＪＲ北海道）管内で多発した鉄道事故を受けて、平成26年６月に本院が警告決議を行ったにもかかわらず、その後も同社管内で貨物列車の脱線事故、青函トンネル内での発煙事故等が相次いだほか、ＪＲ東日本管内において山手線の架線柱の倒壊事故等が、ＪＲ九州管内において特急列車が正面衝突寸前で緊急停止した事故が発生したことは、極めて遺憾である。 政府は、重大事故の続発により、鉄道の安全性に対する国民の信頼が大きく揺らいでいることを強く認識し、鉄道事業者の安全管理体制の更なる強化に向けた各種取組に対し、改善状況をフォローアップするなど実効性のある指導・監査を徹底すべきである。	(5)北海道旅客鉄道株式会社等の安全管理体制については、事故等が発生した場合に確実に原因究明及び適切な再発防止対策を徹底するよう鉄道事業者に指導するとともに、その原因や再発防止対策について速やかな報告を求めているところである。 また、鉄道事業者に対して、緊急鉄道保安連絡会議等を通じて、他社の事案も参考にしながら再発防止や安全管理体制の強化に努めるよう求めたところである。 今後とも、鉄道事業者における再発防止や安全管理体制の更なる強化に向けた取組に対して、保安監査を通じて改善状況をフォローアップするなど、実効性のある指導・監督を徹底してまいりたい。
(6)平成24年に発覚した防衛関連企業７社による過大請求事案以降、防衛省が防衛装備品等の調達に関し、様々な再発防止策を講じているにもかかわらず、その後も同種の事案が繰り返し発生し、会計検査院から再三にわたり指摘を受けていることは、極めて遺憾である。 政府は、不適切な事案が後を絶たないことを深く反省し、調達関係機関の職員に対する再発防止策の周知徹底や、防衛関連企業への実態調査とそれを踏まえた改善の要求など、実効性ある取組を確実に実施するとともに、監査機能の充実・強化等を通じて調達の透明性、公正性を確保すべきである。	(6)防衛装備品等の調達をめぐる不適切な事案については、全国の調達業務に従事する職員に対し、継続的に巡回教育を実施するとともに、平成27年10月に発足した防衛装備庁の教育・研修部門においても、職員に対し再発防止策の周知徹底を行っていくこととしている。 また、企業に対しては、抜き打ちの調査等を通じて法令遵守体制の確認等を行い、必要に応じて改善を求めるなど、実効性のある取組を実施しているところである。 さらに、防衛装備庁内に監察・監査部門の設置等を行うとともに、防衛調達審議会における審議を充実させ、重層的に監察・監査を実施することにより、監査機能の充実・強化を図っているところである。 今後とも、これらの取組を着実に実施し、防衛装備品等の調達の透明性、公正性の確保に努めてまいりたい。

その後、５月９日には麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、５月23日には安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。平成二十六年度決算審査における質疑の主な項目は、財政健全化に向けた取組、社会保障・税番号制度に関する個人番号カードの交付遅滞、公立学校施設の不適切な維持管理、介護保険制度の実施状況を踏まえた見直し、貸切りバス事業における不適切な運行管理、高規格幹線道路の暫定２車線区間の整備等の改善、防衛装備品に係る不適切なライフサイクルコスト管理などである。

５月23日の質疑終局の後、委員長より、平成二十六年度決算についての８項目から成る内閣に対する警告案及び13項目から成る平成26年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、平成二十六年度決算は多数をもって是認することとし、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①警察捜査における捜査書類及び証拠品の不適切な管理、②社会保障・税番号制度に関する個人番号カード交付の大幅な遅延等、③日本放送協会関連団体における不適正経理等、④公立学校施設の不適切な維持管理、⑤独立行政法人日本スポーツ振興センターによる不適正な契約事務等、⑥貸切りバス事業における不適切な運行管理、⑦独立行政法人都市再生機構職員のコンプライアンスに反する行為、⑧三菱自動車工業株式会社による車両燃費試験の不正な操作である。

次に、平成26年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①地域再生計画において設定された目標の低調な達成状況等、②東日本大震災の被災自治体において策定されていない津波避難計画等、③外務省の調達代理方式無償資金協力事業における目標設定及び事後評価の実施、④レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムにおける収集・保存データの不突合等の改善、⑤介護保険制度の実施状況を踏まえた見直し等、⑥農林漁業における新規就業者の定着に係る支援事業の改善、⑦有明海再生関係事業の効果の検証等、⑧国有林野事業の運営の改善、⑨高規格幹線道路の暫定２車線区間の整備・管理等の改善、⑩空港施設の不適切な維持管理、⑪土砂災害対策に係る事業の改善、⑫防衛装備品に係る不適切なライフサイクルコスト管理、⑬裁判所における郵便切手に係る不適切事務である。

次に、平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

また、本委員会は、平成二十六年度決算外２件の審査を受けて、国会法第105条の規定に基づき、５月23日に会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した項目は、日本放送協会における関連団体の事業運営の状況についてである。

〔平成二十六年度予備費等の審査〕

平成二十六年度予備費関係等３件のうち、平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）並びに平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）は、第189回国会の平成27年３月17日に提出され、平成二十六年度一般会計予備費使用総調

書及び各省各庁所管使用調書（その２）は同年５月19日に提出された。

平成二十六年度予備費２件は、28年５月12日に衆議院から受領した後、５月20日、平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）とともに本委員会に付託され、５月23日、麻生財務大臣から概要説明を聴取し、決算外２件等と一括して質疑を行った。

討論の後、採決の結果、予備費２件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと決定し、平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）は、多数をもって是認すべきものと議決した。

〔昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算の審査〕

昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算は、第190回国会の平成28年１月４日に提出され、５月２日に本委員会に付託され、５月９日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取し、同日及び５月23日に決算外２件等と一括して質疑を行った。質疑の主な項目は、同決算の提出の経緯、一般会計に帰属することとなった債権の取扱いなどである。

討論の後、採決の結果、昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算は、多数をもって是認すべきものと決定した。

また、委員長より提案された昭和19年度朝鮮総督府特別会計等決算及び昭和20年度朝鮮総督府特別会計等決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。

〔国政調査〕

平成28年１月20日、２月18日、５月２日及び５月23日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の２の規定に基づく報告に関する件について、４月４日及び４月13日、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について、河戸会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

また、２月18日、国土交通省及び独立行政法人都市再生機構等の業務等に関する件を議題とし、集中的な質疑を行ったほか、２月23日、昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算に係る保存資料の現状等を把握するため、外務省を視察した。

（２）委員会経過

〇平成28年１月20日（水）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

○**平成二十六年度一般会計歳入歳出決算、平成二十六年度特別会計歳入歳出決算、平成二十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十六年度政府関係機関決算書**

平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上３件について麻生財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について河戸会計検査院長から説明を聴いた。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する

調査のうち、会計検査院法第30条の２の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十六年度決算外２件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成28年１月21日（木）（第２回）

― 全般質疑 ―

○**平成二十六年度決算外２件**について安倍内閣総理大臣、森山農林水産大臣、石井国土交通大臣、岸田外務大臣、高市総務大臣、甘利国務大臣、岩城法務大臣、馳文部科学大臣、石破国務大臣、塩崎厚生労働大臣、加藤内閣府特命担当大臣、遠藤国務大臣、河野国務大臣、麻生財務大臣、菅内閣官房長官、丸川環境大臣、中谷防衛大臣、髙木復興大臣、河戸会計検査院長、横畠内閣法制局長官、一宮人事院総裁、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

野村哲郎君（自民）、※二之湯智君（自民）、※上野通子君（自民）、安井美沙子君（民主）、※江崎孝君（民主）、横山信一君（公明）、田村智子君（共産）、柴田巧君（維元）、※寺田典城君（維元）、清水貴之君（維会）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）　※関連質疑

○平成28年２月18日（木）（第３回）

○国土交通省及び独立行政法人都市再生機構等の業務等に関する件について麻生財務大臣、石井国土交通大臣、白石環境大臣政務官、横畠内閣法制局長官、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人都市再生機構理事長上西郁夫君及び同機構副理事長花岡洋文君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

寺田典城君（維元）、渡辺美知太郎君（無ク）、難波奨二君（民主）、辰巳孝太郎君（共産）、清水貴之君（維会）、又市征治君（社民）

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の２の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。

○平成28年４月４日（月）（第４回）

― 省庁別審査 ―

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。

○**平成二十六年度決算外２件に関し、平成二十五年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び平成25年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置**について麻生財務大臣から説明を聴いた。

○**平成二十六年度決算外２件中、皇室費、内閣、内閣府本府、農林水産省、経済産業省及び沖縄振興開発金融公庫関係**について林国務大臣、河野国務大臣、石原国務大臣、森山農林水産大臣、加藤内閣府特命担当大臣、菅内閣官房長官、石破内閣府特命担当大臣、丸川内閣府特命担当大臣、世耕内閣官房副長官、義家文部科学副大臣、岡田財務副大臣、星野経済産業大臣政務官、横畠内閣法制局長官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、二之湯武史君（自民）、安井美沙子君（民進）、寺田典城君（民進）、礒﨑哲史君（民進）、平木大作君（公明）、仁比聡平君（共産）、清水貴之君（維会）、山田太郎君（元気）、又市征治君（社民）

○平成28年４月13日（水）（第５回）

― 省庁別審査 ―

○**平成二十六年度決算外２件中、総務省、警察庁及び消費者庁関係**について高市総務大臣、河野国務大臣、土屋総務副大臣、義家文部科学副大臣、森屋総務大臣政務官、古賀総務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本放送協会会長籾井勝人君に対し質

疑を行った。

〔質疑者〕

島田三郎君（自民）、古賀友一郎君（自民）、山下雄平君（自民）、難波奨二君（民進）、寺田典城君（民進）、杉久武君（公明）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維会）、松田公太君（元気）、又市征治君（社民）

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。

○平成28年４月18日（月）（第６回）

― 省庁別審査 ―

○**平成二十六年度決算外２件中、法務省、外務省、防衛省、裁判所及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係**について中谷防衛大臣、岩城法務大臣、岸田外務大臣、濵地外務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小川勝也君（民進）、有田芳生君（民進）、仁比聡平君（共産）、塚田一郎君（自民）、三木亨君（自民）、大沼みずほ君（自民）、佐々木さやか君（公明）、アントニオ猪木君（元気）、清水貴之君（維新）、又市征治君（社民）

○平成28年４月20日（水）（第７回）

― 省庁別審査 ―

○**平成二十六年度決算外２件中、国会、会計検査院、復興庁及び環境省関係**について髙木復興大臣、丸川国務大臣、長島復興副大臣、井上環境副大臣、堂故文部科学大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官、中村参議院事務総長、向大野衆議院事務総長、羽入国立国会図書館長、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山口和之君（元気）、吉川沙織君（民進）、安井美沙子君（民進）、大野泰正君（自民）、滝波宏文君（自民）、宮本周司君（自民）、河野義博君（公明）、井上哲士君（共産）、清水貴之君（維新）、吉田忠智君（社民）

○平成28年４月25日（月）（第８回）

― 省庁別審査 ―

○**平成二十六年度決算外２件中、財務省、国土交通省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係**について石井国土交通大臣、麻生財務大臣、杉本公正取引委員会委員長、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人都市再生機構理事伊藤治君及び同機構理事長上西郁夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、古川俊治君（自民）、江崎孝君（民進）、礒﨑哲史君（民進）、矢倉克夫君（公明）、大門実紀史君（共産）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、又市征治君（社民）

○平成28年５月２日（月）（第９回）

― 省庁別審査 ―

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の２の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。

○**平成二十六年度決算外２件中、文部科学省及び厚生労働省関係**について塩崎厚生労働大臣、馳文部科学大臣、遠藤国務大臣、とかしき厚生労働副大臣、竹内厚生労働副大臣、岡田財務副大臣、松本内閣府副大臣、鈴木経済産業副大臣、三ッ林厚生労働大臣政務官、森屋総務大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、吉川ゆうみ君（自民）、橋本聖子君（自民）、大島九州男君（民進）、川田龍平君（民進）、新妻秀規君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、清水貴之君（維新）、山口和之君（元気）、又市征治君（社民）

○平成28年５月９日（月）（第10回）

― 准総括質疑 ―

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
○**昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算**について麻生財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
○**平成二十六年度決算外２件**及び**昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算**について石井国土交通大臣、林経済産業大臣、塩崎厚生労働大臣、馳文部科学大臣、高市総務大臣、麻生財務大臣、河野国務大臣、髙木復興大臣、森山農林水産大臣、加藤国務大臣、中谷防衛大臣、丸川環境大臣、遠藤国務大臣、岸田外務大臣、義家文部科学副大臣、岡田財務副大臣、中村参議院事務総長、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本銀行副総裁岩田規久男君、独立行政法人都市再生機構理事伊藤治君及び独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長大東和美君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井正弘君（自民）、井原巧君（自民）、中泉松司君（自民）、小川勝也君（民進）、大島九州男君（民進）、礒﨑哲史君（民進）、荒木清寛君（公明）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、アントニオ猪木君（元気）、又市征治君（社民）

〇平成28年５月23日（月）（第11回）

― 締めくくり総括質疑 ―

○理事の補欠選任を行った。
○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の２の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
○**平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第189回国会提出）（衆議院送付）**
平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第189回国会提出）（衆議院送付）
平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）
以上３件について麻生財務大臣から説明を聴いた。
○**平成二十六年度決算外２件**及び**昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算**並びに**予備費関係等３件**について安倍内閣総理大臣、岩城国務大臣、高市総務大臣、馳文部科学大臣、島尻内閣府特命担当大臣、岸田外務大臣、河野国務大臣、石井国土交通大臣、塩崎厚生労働大臣、麻生財務大臣、石破内閣府特命担当大臣、丸川国務大臣、森山農林水産大臣、河戸会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、
平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第189回国会提出）（衆議院送付）
平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第189回国会提出）（衆議院送付）
以上両件をいずれも承諾を与えるべきものと議決し、
平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）を是認すべきものと議決し、
平成二十六年度一般会計歳入歳出決算、平成二十六年度特別会計歳入歳出決算、平成二十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十六年度政府関係機関決算書を議決し、**平成26年度決算審査措置要求決議**を行い、
平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書及び**平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書**をいずれも是認すべきものと議決し、
昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算を是認すべきものと議決し、**昭和19年度朝鮮総督府特別会計等決算及び昭和**

20年度朝鮮総督府特別会計等決算審査措置要求決議を行った後、
高市総務大臣、岸田外務大臣、馳文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、森山農林水産大臣、石井国土交通大臣、丸川環境大臣、中谷防衛大臣、河野国家公安委員会委員長、石破内閣府特命担当大臣及び最高裁判所当局から発言があった。
〔質疑者〕
小泉昭男君（委員長質疑）、熊谷大君（自民）、※末松信介君（自民）、足立信也君（民進）、竹谷とし子君（公明）、大門実紀史君（共産）、清水貴之君（維新）、松田公太君（元気）、又市征治君（社民）※関連質疑
（平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１））
賛成会派　自民、公明、維新、元気
反対会派　民進、共産、社民
（平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））
賛成会派　自民、公明、維新、元気
反対会派　民進、共産、社民
（平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１））
賛成会派　自民、公明、維新、元気
反対会派　民進、共産、社民
（平成二十六年度一般会計歳入歳出決算、平成二十六年度特別会計歳入歳出決算、平成二十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十六年度政府関係機関決算書）
賛成会派　自民、公明
反対会派　民進、共産、維新、元気、社民
（内閣に対する警告）
賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、元気、社民
反対会派　なし
（平成26年度決算審査措置要求決議）
賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、元気、社民
反対会派　なし
（平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書）
賛成会派　自民、公明
反対会派　民進、共産、維新、元気、社民
（平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書）
賛成会派　自民、公明、共産、元気、社民
反対会派　民進、維新
（昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算）
賛成会派　自民、民進、公明、維新、元気、社民
反対会派　共産
（昭和19年度朝鮮総督府特別会計等決算及び昭和20年度朝鮮総督府特別会計等決算審査措置要求決議）
賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、元気、社民
反対会派　なし
○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○平成28年６月１日（水）（第12回）
○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（３）委員会決議

－平成26年度決算審査措置要求決議－

内閣及び最高裁判所は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報

告すべきである。

１　地域再生計画において設定された目標の低調な達成状況等について

地域再生法に基づき、地方公共団体が作成する地域再生計画について、平成17年度から26年度までに内閣官房等12府省庁が支援した1,756計画に基づく事業の実施状況を会計検査院が検査等したところ、1,311計画に設定されていた定量的な目標の約半数が未達成であったことなどが判明した。また、地域再生制度における国と地方公共団体との連携に関する課題として、手続の効率化や支援措置の充実など同制度の課題に関する意見が地方公共団体から数多く挙げられたことも明らかとなった。

政府は、関係省庁が支援した計画のうち、現在も実施中の計画について、その目標の達成可能性等を十分確認し、目標を達成できるよう助言するとともに、計画達成のために出された地方公共団体からの意見について十分に検討すべきである。

２　東日本大震災の被災自治体において策定されていない津波避難計画等について

東日本大震災からの復旧・復興事業のうち、津波対策に係るソフト施策として、市町村等において、緊急避難場所、避難路等を定めた津波避難計画を策定したり、津波浸水区域、津波到達時間等の危険情報を定めた津波ハザードマップを作成している。会計検査院が検査したところ、沿岸６県管内の33市町のうち、14市町において津波避難計画が策定されていないこと、７市町において津波ハザードマップが作成されていないことが明らかとなった。

政府は、市町村等に対し、津波避難計画や津波ハザードマップについて、住民等の安全を確保するための施策としての重要性を認識させ、早期の策定等のために必要となる助言や情報提供等の支援を行うべきである。

３　外務省の調達代理方式無償資金協力事業における目標設定及び事後評価の実施について

外務省は、開発途上国に資機材等の調達に必要な資金を供与し、被援助国に代わって資機材等の調達を行う機関を通じて、調達代理方式の無償資金協力事業を実施している。本事業に関して、財務省が調査したところ、具体的な成果目標の設定や事後的なフォローアップが実施されていないなど、ＰＤＣＡサイクルや透明性の点において課題があることが明らかとなった。

政府は、独立行政法人国際協力機構が実施するＯＤＡ事業については、プロジェクトごとに事業概要や現場写真、評価結果をウェブサイトで公表するなどの取組が進められていることを踏まえ、外務省が実施する調達代理方式の無償資金協力事業についてもＰＤＣＡサイクルの確立や透明性の確保のための取組を早急に進めるべきである。

４　レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムにおける収集・保存データの不突合等の改善について

厚生労働省は、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費に及ぼす効果等を分析するため、平成26年度までに27億9,734万円の経費を投じてレセプト情報・特定健診等情報データベース（ＮＤＢ）システムを構築・運用している。会計検査院が検査したところ、ＮＤＢシステムに収集・保存されている多数の保険者の特定健診等データがレセプトデータと突合できない事態となっていたほか、厚生労働省がこの事態に係る原因究明と改善に向けた調査等を速やかに実施していなかったことなどが明らかとなった。

政府は、同システムについて、所期の目的どおりの運用を早期に確保して、システムに収集・保存されているデータを十分に活用すべきである。

５　介護保険制度の実施状況を踏まえた見直し等について

介護保険制度の実施状況について、本委員会からの検査要請を受けて会計検査院が検査したところ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスについて、その利用状況を把握し

ている保険者（市町村）が20％以下となっていたこと、また、介護職員の不足を理由に入所者の受入れを制限している施設があったこと、さらに、居宅介護支援における特定事業所集中減算について、一部の支援事業所が、介護報酬の減算基準に達しないよう考慮した上で集中割合を調整していたことなどが明らかとなった。

政府は、地域密着型サービスの利用状況を保険者が把握できるよう一層支援するとともに、介護人材の確保や処遇改善について継続的に取り組むべきである。また、特定事業所集中減算については、ケアマネジメントの公正・中立の確保に向け、現行施策の抜本的な見直しも含め、その在り方を十分に検討すべきである。

６　農林漁業における新規就業者の定着に係る支援事業の改善について

農林水産省は、農林漁業において効率的かつ安定的な経営を担う人材の育成及び確保を図るため、農林漁業の新規就業者雇用事業及び青年就農給付金事業を実施している。会計検査院が検査したところ、雇用事業の対象となった新規就業者の34％が３年未満で離職していたこと、就業者の定着のための取組を実施していない農業法人等があること、また、青年就農給付金事業において、農業所得の目標額250万円に達していない受給者が77％に上り、指導を行う市町村の担当者の専門知識等も不十分であったことなどが明らかとなった。

政府は、新規就業者の定着及び新規就農者の経営安定に向けて、農業法人等に対する指導・助言体制の充実及び市町村と関係機関の連携強化を図るとともに、地域における新規就農者等を支える取組を一層支援すべきである。

７　有明海再生関係事業の効果の検証等について

有明海海域は、アサリやタイラギなどの水産有用二枚貝類の有数の産地であったが、近年、環境の変化等に伴い漁獲量が低迷している。政府は有明海海域の環境保全・改善と水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、海域環境等の調査、稚貝の放流等の増殖対策を行うなどの漁場改善対策を推進してきたものの、二枚貝類等の漁獲量は増加するに至っておらず、また、平成14年から実施されている海域環境等の調査については、いまだ取りまとめがなされていない状況となっている。

政府は、有明海沿岸の関係各県及び関係漁業協同組合と緊密に連携し、有明海の海域環境等の調査を加速化するとともに、有明海再生関係事業の効果を検証し、有明海海域の漁場生産力の向上に努めるべきである。

８　国有林野事業の運営の改善について

国有林野事業においては、国有林野の産物の売払収入の増加を図ることにより、新たな国民負担を生じさせずに、平成60年度までに１兆円を超える借入金の返済を行うこととされている。会計検査院が検査したところ、借入金返済の前提とされている国有林材の効率的な生産・販売や路網の整備による搬出経費縮減といった各施策の効果が十分に発揮されていないことが明らかとなった。

政府は、今後の国有林野事業の運営等に当たり、林業の施業コスト縮減や木材の安定供給等の施策を効果的に実施することにより、森林の有する公益的機能の維持増進や林業の成長産業化をより一層図るべきである。

９　高規格幹線道路の暫定２車線区間の整備・管理等の改善について

国土交通省及び高速道路会社は、完成時に４車線とする高規格幹線道路のうち、当面、交通量が少ないと見込まれる道路については、整備計画等において、暫定的に２車線道路として供用している。会計検査院が検査したところ、暫定２車線道路としての供用が長期化する傾向にあること、供用車線以外の２車線分の取得用地が道路として利用されていないこと、高規格幹線道路の対面通行部に防護柵を備えた中央帯があれば、防止できたと見られる対向車線への逸脱事故が多数発生するなど、高規格幹線道路の機能が十分に発揮されていないことが明らかとなった。

政府は、暫定２車線道路について、今後の交通量の見通し及び交通事故の状況等を把握し、分離式の道路構造の採用も含めた安全性及び機能性の一層の向上に取り組むとともに、道路として利用されていない用地の有効活用策について早期に検討すべきである。

10　空港施設の不適切な維持管理について

国土交通省及び新関西国際空港株式会社は、滑走路や航空灯火施設等の空港施設を管理している。会計検査院が検査したところ、鉄塔及び灯柱を点検の対象としていないことにより劣化や損傷が発生していたこと、維持管理計画に基づく点検の結果、滑走路等の修繕が必要であると把握していたにもかかわらず適切な修繕を実施していなかったことなどが明らかとなった。

政府は、空港施設について、具体的な点検項目を定めて適切な点検を行うとともに、その結果、修繕が必要な箇所については、速やかに修繕計画を策定した上で早急に修繕等を行い、安全の確保に万全を期すべきである。

11　土砂災害対策に係る事業の改善について

都道府県は、砂防法等の関係法令に基づき、砂防関係施設の整備、土砂災害警戒区域（警戒区域）等の指定、警戒避難体制の整備等を国庫補助事業等として実施している。会計検査院が検査したところ、人口集中地域を含む警戒区域で砂防関係施設が未整備の地域が多数あること、事業採択後５年以上が経過しても工事が未着手となっている事業があること、平成26年12月末時点における砂防関係施設の定期点検の実施割合が30％未満となっていることなどが明らかとなった。

政府は、都道府県に助言するなどして、土砂災害対策事業の事業採択後の速やかな工事の着手や砂防関係施設の定期点検の適切な実施とともに、過去の土砂災害の発生状況等に基づく砂防関係施設の整備に関する優先順位を検討し、効率的に整備を進めるべきである。

12　防衛装備品に係る不適切なライフサイクルコスト管理について

防衛省が行う防衛装備品のライフサイクルコスト（ＬＣＣ）の算定及び検証に関して、会計検査院が検査したところ、ＬＣＣの算定に当たり、防衛装備品の取得、運用、維持等に係る契約金額のデータの収集等が適切に行われていないこと、その検証に当たり、一部の費目について見積値と実績値にかい離が生じた原因を分析していないことなどが見受けられた。これにより、防衛装備品のライフサイクルの各段階において、効果的かつ効率的に防衛装備品が取得できなくなるおそれがあること、費用面に係る説明責任が強化されていないことなどが明らかとなった。

政府は、防衛装備品のＬＣＣ管理の実施に当たり、防衛装備庁と各幕僚監部等が相互に密接に協力する体制を整備し、ＬＣＣの算定及び検証を適切に行うとともに、その結果を防衛装備品の取得の意思決定等に十分に反映させることにより、ライフサイクル全体を通じた費用の最適化を実現すべきである。

13　裁判所における郵便切手に係る不適切事務について

裁判所が扱う民事執行事件においては、裁判所が書類を郵送するために用いる郵便切手について、当事者等からあらかじめ納付を受けることとされているが、東京地方裁判所民事執行センター等の３部署において、余った差額の郵便切手を当事者等に返納せずに保管して、他の事件の書類の送付に利用するなどの不適切事務が行われていたことが平成27年７月に明らかとなった。これを受けて、最高裁判所事務総局が全国調査を行った結果、新たに15部署において同種の不適切事務が行われ、合計18部署での不適切事務に係る郵便切手の合計額が909万円に上っていたことが判明した。

最高裁判所は、不適切事務に係る郵便切手の相当額を当事者等に確実に返還するとともに、納付された郵便切手を適切に管理する体制を確立するなど再発防止策を徹底すべきである。

―昭和19年度朝鮮総督府特別会計等決算及び
昭和20年度朝鮮総督府特別会計等決算審査措置要求決議―

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

朝鮮総督府特別会計ほか９特別会計（旧外地特別会計）の昭和19年度及び昭和20年度の歳入歳出決算は、終戦時の混乱により会計資料が散逸したことなどから政府において作製が困難とされ、政府出資特別会計法外21法令の廃止等に関する法律により会計検査院への送付及び国会提出が延期されてきた。戦後70年を経て、同決算は会計検査院による検査を経て、平成28年１月４日に国会に提出されたが、歳入歳出共に各科目の内訳についてはほとんど記載がなく、予算が適正かつ効率的に執行されたかなどを検証することは事実上不可能である。

政府は、同決算の処理が長年にわたり延期されてきたこと、同決算は歳入歳出の各科目の内訳が記載されていない不完全なものであることを真摯に受け止め、一般会計に帰属することとなった旧外地特別会計に係る債権について、十分な周知を行うとともに照会対応を徹底するなど、今後生じる可能性のある債権債務の処理に誠実に対応すべきである。

行政監視委員会

委員一覧（30名）

委員長	礒崎　陽輔（自民）	島村　大（自民）	大塚　耕平（民進）
理　事	石井　みどり（自民）	長峯　誠（自民）	神本　美恵子（民進）
理　事	柘植　芳文（自民）	羽生田　俊（自民）	斎藤　嘉隆（民進）
理　事	渡邉　美樹（自民）	馬場　成志（自民）	榛葉　賀津也（民進）
理　事	真山　勇一（民進）	堀内　恒夫（自民）	水岡　俊一（民進）
理　事	牧山　ひろえ（民進）	丸山　和也（自民）	谷合　正明（公明）
理　事	柳澤　光美（民進）	三木　亨（自民）	新妻　秀規（公明）
	上野　通子（自民）	渡辺　猛之（自民）	山本　博司（公明）
	大沼　みずほ（自民）	足立　信也（民進）	倉林　明子（共産）
	北村　経夫（自民）	相原　久美子（民進）	山本　太郎（生活）

（28.4.4 現在）

（1）審議概観

第190回国会において、本委員会は、「行政評価等プログラムに関する件」、「政策評価の現状等に関する件」、「行政評価・監視活動実績の概要に関する件」及び「行政の活動状況に関する件」等について調査を行った。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査〕

４月４日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について高市総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明をそれぞれ聴いた後、行政の活動状況に関する件について高市総務大臣、塩崎厚生労働大臣、北村経済産業大臣政務官、牧島内閣府大臣政務官、宮内国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、日本再興戦略におけるＫＰＩの設定・進捗管理などＧＤＰ600兆円達成に向けたマネジメントの在り方、「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」の行政事業レビューにおける外部有識者の意見の反映状況、中小企業支援機関の重複の解消など中小企業支援体制の抜本的見直しの必要性、軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全確保対策と行政評価・監視、厚生労働省職員の汚職事件を踏まえた国家公務員の勤怠管理の在り方、マイナンバーカードの交付状況と総務省の今後の取組、ＤＶに伴う住所非開示措置に対する改正行政不服審査法の審理の在り方、「政策評価制度に関する決議」（平成27年７月）の反映状況と今後の取組、行政評価・監視の勧告を踏まえた公共職業訓練の改善策、農林水産省による全国のため池の点検状況と防災・減災施策、厚生労働省による看護職員の勤務実態把握と労働環境改善の必要性、新たな専門医の養成を2017年度から開始することの問題性、子宮頸がん予防ワクチンの接種者全員への追跡調査と被害者救済の必要性、ＴＰＰ協定により子宮頸がん予防ワクチン接種勧奨中止に対

する賠償請求がなされる可能性などが取り上げられた。

５月25日、行政の活動状況に関する件について馳文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、丸川環境大臣、とかしき厚生労働副大臣、山本国土交通副大臣、三ッ林厚生労働大臣政務官、北村経済産業大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、過労死等の防止のための厚生労働省の相談機関をワンストップ化する必要性、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の目標値を日本再興戦略においてＫＰＩとして位置付ける必要性、「過労死等のゼロ」の観点からの中小企業支援体制の見直し・強化、高校保健体育啓発教材「健康な生活を送るために」の記述・グラフの誤りの経緯、誤解を招くとの批判のある高校保健体育啓発教材の今後の取扱い、国連子どもの権利委員会の勧告で指摘された「不登校」の原因に対する文部科学省の取組、介護経験等に応じた介護系公的職業訓練の充実及び受講修了者の離職率の把握の必要性、雇用保険の教育訓練給付制度への国庫負担の導入、熊本地震に係るため池被害の着実な復旧及びため池の防災･減災対策の一層の促進、地下街等の安全対策に係る実態調査に基づく勧告を踏まえた浸水対策の推進、絶滅の危機に瀕している淡水魚アユモドキの生息環境保全に国が責任を持って取り組む必要性、2020年東京オリンピック・パラリンピック招致活動におけるコンサルタントの関与の状況などが取り上げられた。

（２）委員会経過

〇平成28年４月４日（月）（第１回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について高市総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。
- 行政の活動状況に関する件について高市総務大臣、塩崎厚生労働大臣、北村経済産業大臣政務官、牧島内閣府大臣政務官、宮内国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

渡邉美樹君（自民）、牧山ひろえ君（民進）、真山勇一君（民進）、新妻秀規君（公明）、倉林明子君（共産）、山本太郎君（生活）

〇平成28年５月25日（水）（第２回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政の活動状況に関する件について馳文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、丸川環境大臣、とかしき厚生労働副大臣、山本国土交通副大臣、三ッ林厚生労働大臣政務官、北村経済産業大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

渡邉美樹君（自民）、神本美恵子君（民進）、牧山ひろえ君（民進）、新妻秀規君（公明）、倉林明子君（共産）、山本太郎君（生活）

〇平成28年６月１日（水）（第３回）

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

議院運営委員会

委員一覧（25名）

委員長	松山　政司（自民）	石田　昌宏（自民）	石上　俊雄（民主）
理　事	野上　浩太郎（自民）	大沼　みずほ（自民）	津田　弥太郎（民主）
理　事	馬場　成志（自民）	上月　良祐（自民）	徳永　エリ（民主）
理　事	牧野　たかお（自民）	豊田　俊郎（自民）	藤本　祐司（民主）
理　事	浜野　喜史（民主）	中泉　松司（自民）	森本　真治（民主）
理　事	吉川　沙織（民主）	長峯　誠（自民）	佐々木さやか（公明）
理　事	杉　久武（公明）	舞立　昇治（自民）	矢倉　克夫（公明）
理　事	仁比　聡平（共産）	宮本　周司（自民）	
	阿達　雅志（自民）	山田　修路（自民）	

（28.1.4 現在）

庶務関係小委員（15名）

小委員長	松村　祥史（自民）	野上　浩太郎（自民）	藤本　祐司（民主）
	阿達　雅志（自民）	馬場　成志（自民）	吉川　沙織（民主）
	石田　昌宏（自民）	牧野　たかお（自民）	杉　久武（公明）
	大沼　みずほ（自民）	石上　俊雄（民主）	矢倉　克夫（公明）
	上月　良祐（自民）	浜野　喜史（民主）	仁比　聡平（共産）

（28.1.21 現在）

図書館運営小委員（15名）

小委員長	津田　弥太郎（民主）	舞立　昇治（自民）	浜野　喜史（民主）
	豊田　俊郎（自民）	牧野　たかお（自民）	吉川　沙織（民主）
	長峯　誠（自民）	宮本　周司（自民）	佐々木さやか（公明）
	野上　浩太郎（自民）	山田　修路（自民）	杉　久武（公明）
	馬場　成志（自民）	相原　久美子（民主）	仁比　聡平（共産）

（28.1.21 現在）

（1）審議概観

第190回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出の１件であり、可決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定するものである。

本法律案は、１月14日に衆議院から提出、同日、本委員会に付託され、20日に全会一致をもって可決された。

（２）委員会経過

〇平成28年１月４日（月）（第１回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、内閣委員長、総務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科学委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、国家基本政策委員長、決算委員長、行政監視委員長、議院運営委員長及び懲罰委員長の辞任並びに内閣委員長、総務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、環境委員長、国家基本政策委員長、決算委員長、行政監視委員長、議院運営委員長及び懲罰委員長の補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、地方・消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会５人、公明党２人、日本共産党、おおさか維新の会及び無所属クラブ各１人　計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会５人、公明党２人、日本共産党、おおさか維新の会及び社会民主党・護憲連合各１人　計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党17人、民主党・新緑風会９人、公明党３人、日本共産党２人、おおさか維新の会、日本を元気にする会・無所属会、維新の党及び日本のこころを大切にする党各１人　計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会５人、公明党２人、日本共産党、おおさか維新の会及び日本を元気にする会・無所属会各１人　計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党14人、民主党・新緑風会８人、公明党２人、日本共産党、おおさか維新の会、日本を元気にする会・無所属会、維新の党、社会民主党・護憲連合及び生活の党と山本太郎となかまたち各１人　計30人

地方・消費者問題に関する特別委員会

自由民主党14人、民主党・新緑風会７人、公明党２人、日本共産党、日本を元気にする会・無所属会、維新の党、日本のこころを大切にする党及び社会民主党・護憲連合各１人、新党改革・無所属の会２人　計30人

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会

自由民主党19人、民主党・新緑風会10人、公明党３人、日本共産党２人、おおさか維新の会、日本を元気にする会・無所属会、維新の党、日本のこころを大切にする党、無所属クラブ及び生活の党と山本太郎となかまたち各１人　計40人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、両小委員及び図書館運営小委員長を選任した。

なお、庶務関係小委員長の選任については、委員長に一任することに決定した。

自由民主党８人、民主党・新緑風会４人、公明党２人、日本共産党１人　計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、情報監視審査会委員の辞任及び補欠選任について決定した。

一、本会議における内閣総理大臣の最近の海外出張に関する報告及び財務大臣の演説に対

し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り　１月７日

ロ、時　間　自由民主党15分、民主党・新緑風会30分、公明党及び日本共産党各15分

ハ、人　数　民主党・新緑風会２人、自由民主党、公明党及び日本共産党各１人

ニ、順　序　１民主党・新緑風会　２自由民主党　３公明党　４日本共産党　５民主党・新緑風会

一、維新の党を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、議院運営委員会のオブザーバーに関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成28年１月７日（木）（第２回）

一、庶務関係小委員長を選任した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、検査官の任命同意に関する件について参考人検査官候補者・元早稲田大学大学院政治学研究科教授柳麻理君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石上俊雄君（民主）、仁比聡平君（共産）、馬場成志君（自民）、杉久武君（公明）、森本真治君（民主）

〇平成28年１月８日（金）（第３回）

一、北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議案（松山政司君外14名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成28年１月20日（水）（第４回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、**国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第１号）（衆議院提出）**を可決した。

（衆第１号）

賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

一、国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件について決定した。

一、本会議における平成二十六年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分、維新・元気の会及びおおさか維新の会各５分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成28年１月21日（木）（第５回）

○参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成28年度予定経費要求に関する件について決定した。

〇平成28年１月22日（金）（第６回）

一、次の件について世耕内閣官房副長官、松本内閣府副大臣、髙鳥内閣府副大臣、土屋総務副大臣、盛山法務副大臣、竹内厚生労働副大臣、山本国土交通副大臣及び平口環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、国家公務員倫理審査会会長及び同委員の任命同意に関する件

ロ、検査官の任命同意に関する件

ハ、総合科学技術・イノベーション会議議員の任命同意に関する件

ニ、公正取引委員会委員の任命同意に関する件

ホ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ヘ、個人情報保護委員会委員の任命同意に関する件

ト、地方財政審議会委員の任命同意に関する件

チ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

リ、公安審査委員会委員の任命同意に関する件
ヌ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件
ル、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件
ヲ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件
ワ、運輸審議会委員の任命同意に関する件
カ、運輸安全委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
ヨ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、維新・元気の会、国際国家日本研究会及び行和会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成28年１月27日（水）（第７回）

一、本会議における内閣総理大臣外３国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、日取り　１月27日及び28日
ロ、時　間　自由民主党50分、民主党・新緑風会60分、公明党30分、日本共産党20分、維新・元気の会及びおおさか維新の会各10分
ハ、人　数　自由民主党及び民主党・新緑風会各３人、公明党、日本共産党、維新・元気の会及びおおさか維新の会各１人
ニ、順　序　１民主党・新緑風会　２自由民主党　３公明党　４日本共産党　５民主党・新緑風会　６自由民主党　７民主党・新緑風会　８自由民主党　９維新・元気の会　10おおさか維新の会

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成28年１月28日（木）（第８回）

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、検察官適格審査会委員、同予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、委員派遣を行うことを決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成28年２月２日（火）（第９回）

一、本会議における経済に関する国務大臣の発言に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会10分、日本共産党５分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成28年２月９日（火）（第10回）

一、北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案（松山政司君外14名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成28年２月24日（水）（第11回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成28年３月９日（水）（第12回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、議院運営委員会のオブザーバーに関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、人事官の任命同意に関する件について参考人人事官候補者・人事官吉田耕三君から所信

を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
石上俊雄君（民主）、仁比聡平君（共産）、大沼みずほ君（自民）、矢倉克夫君（公明）、森本真治君（民主）

○平成28年３月11日（金）（第13回）

一、本会議における平成二十八年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する等の法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、日本共産党10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年３月16日（水）（第14回）

一、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、日本共産党10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順
一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年３月23日（水）（第15回）

一、次の件について世耕内閣官房副長官、松本内閣府副大臣、福岡内閣府副大臣、土屋総務副大臣及び盛山法務副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。
イ、人事官の任命同意に関する件
ロ、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件
ハ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件
ニ、公益認定等委員会委員の任命同意に関する件
ホ、公認会計士・監査審査会会長及び同委員の任命同意に関する件
ヘ、行政不服審査会委員の任命同意に関する件
ト、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
チ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件
一、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名について決定した。
一、派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年３月29日（火）（第16回）

一、理事の補欠選任を行った。
一、日本を元気にする会・無所属会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
一、国立国会図書館長大滝則忠君の辞任を承認することに決定した。
一、国立国会図書館長に羽入佐和子君を任命することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年３月30日（水）（第17回）

一、地域再生法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年３月31日（木）（第18回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年４月６日（水）（第19回）
一、理事の補欠選任を行った。
一、本会議において情報監視審査会の報告を聴取することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
○平成28年４月８日（金）（第20回）
一、国会議員として在職期間が25年に達した議員小坂憲次君を院議をもって表彰することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
○平成28年４月15日（金）（第21回）
一、理事の補欠選任を行った。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
○平成28年４月20日（水）（第22回）
一、理事の補欠選任を行った。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
○平成28年４月22日（金）（第23回）
一、理事の補欠選任を行った。
一、小委員長の補欠選任を行った。
一、独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　自由民主党10分、民進党・新緑風会15分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
○平成28年４月27日（水）（第24回）
一、裁判官訴追委員予備員の選任について決定した。
一、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　自由民主党10分、民進党・新緑風会15分、日本共産党10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
○平成28年５月２日（月）（第25回）
一、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民進党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
○平成28年５月11日（水）（第26回）
一、理事の補欠選任を行った。
一、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民進党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
○平成28年５月13日（金）（第27回）
一、次の件について世耕内閣官房副長官、髙鳥内閣府副大臣、松下総務副大臣及び竹内厚生労働副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。
イ、国家公務員倫理審査会委員の任命同意に関する件
ロ、原子力委員会委員の任命同意に関する件
ハ、公害等調整委員会委員の任命同意に関する件
ニ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
ホ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

へ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件
ト、社会保険審査会委員の任命同意に関する件
一、本会議における財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、日取り　５月13日
ロ、時　間　自由民主党15分、民進党・新緑風会25分、公明党及び日本共産党各10分
ハ、人　数　各派１人
ニ、順　序　１民進党・新緑風会　２自由民主党　３公明党　４日本共産党
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年５月17日（火）（第28回）
一、理事の補欠選任を行った。
一、小委員長の補欠選任を行った。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年５月18日（水）（第29回）
一、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　自由民主党10分、民進党・新緑風会15分、日本共産党10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順
一、本会議において国際経済・外交に関する調査会の報告を聴取することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年５月20日（金）（第30回）
一、本会議において国の統治機構に関する調査会及び国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会の報告を聴取することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年５月25日（水）（第31回）
一、我が国の国連加盟六十周年にあたり更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案（松山政司君外14名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年５月27日（金）（第32回）
一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年６月１日（水）（第33回）
一、法制局長の辞任及び任命に関する件について決定した。
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

■　庶務関係小委員会

○平成28年１月21日（木）（第１回）
○参議院の平成28年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

■　図書館運営小委員会

○平成28年１月21日（木）（第１回）
○国立国会図書館の平成28年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

委員派遣

○平成28年２月18日（木）、19日（金）
○国立国会図書館関西館の活動状況等に関する実情調査
〔派遣地〕
京都府
〔派遣委員〕
松山政司君（自民）、野上浩太郎君（自民）、馬場成志君（自民）、牧野たかお君（自民）、

浜野喜史君（民主）、吉川沙織君（民主）、
杉久武君（公明）、仁比聡平君（共産）

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	直嶋	正行（民主）	伊達	忠一（自民）	魚住	裕一郎（公明）
理　事	山東	昭子（自民）	溝手	顕正（自民）	谷	亮子（生活）
理　事	前川	清成（民主）	吉田	博美（自民）		
	尾辻	秀久（自民）	蓮	舫（民主）		

（28.1.7 現在）

委員会経過

〇平成28年１月７日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	長沢　広明（公明）	柘植　芳文（自民）	田城　郁（民主）
理　事	古賀　友一郎（自民）	長峯　誠（自民）	那谷屋　正義（民主）
理　事	山谷　えり子（自民）	羽生田　俊（自民）	野田　国義（民主）
理　事	広田　一（民主）	馬場　成志（自民）	仁比　聡平（共産）
理　事	谷合　正明（公明）	舞立　昇治（自民）	室井　邦彦（維会）
	磯﨑　仁彦（自民）	吉川　ゆうみ（自民）	薬師寺みちよ（無ク）
	高野　光二郎（自民）	小林　正夫（民主）	（28.1.4 現在）

（1）審議概観

第190回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出２件（災害対策特別委員長）であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願３種類77件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地震防災対策　**地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案**は、全会一致をもって可決された。

災害関連義援金　**平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案**は、全会一致をもって可決された。

〔国政調査〕

３月16日、災害対策の基本施策について河野内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）及び加藤国務大臣（国土強靭化担当）から所信を、また、平成28年度防災関係予算について内閣府副大臣から説明を聴取した。

３月30日、質疑を行い、南海トラフ地震・首都直下地震が発生した際に地震保険金の支払が滞る可能性、地震保険の普及促進に関する防災担当大臣の所見、地震保険料の地域格差の是正及び契約者の負担軽減策、防災関連産業の育成及び振興に向けた取組、東日本大震災の教訓を踏まえた大規模災害に関する法制上の措置状況、大規模災害発生時に係る緊急事態条項の要否についての防災担当大臣の認識、災害時等の太陽光パネルに起因する感電事故防止対策、関東・東北豪雨における鬼怒川の堤防決壊の要因及び堤防強化対策、国土強靭化地域計画の策定状況及び市区町村の計画策定に対する国の支援、世界津波の日の制定を契機とした津波防災に係る国内外に向けた啓発促進策、日本の医師免許を有しない外国人医師の大規模災害時の医療行為に対する政府の認識、桜島の降灰対策の運用改善及び大規模噴火を想定した火山防災対策の必要性、火山観測・噴火予知に係る気象庁と自治体、火山防災協議会等との情報共有の重要性、地域における地震・津波対策の更なる強化に向けた防災担当大臣の所見、地区防災計画と国土強靭化地域計画との関係及び役割分担、福祉避難所の指定状況及び指定促進のための取組、避難所における聴覚障害者を支援するためのガイドラインの必要性などの諸問題が取り上げられた。

４月20日、平成28年熊本地震に係る被害状況等について、河野内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した。

５月２日、質疑を行い、平成28年熊本地震からの復旧復興に向けた国による特段の財政措置の必要性、河川堤防の復旧状況と今後の対応及び土砂災害による二次災害防止に向けた取組、被災道路の国直轄事業化による早期復旧の必要性、熊本城を始めとした文化財の早期の復興・再建に向けた国の取組、熊本地震による建物被害と軟弱地盤・活断層との関連性、被災建築物応急危険度判定の実施状況、被災者の応急的な住まいの確保及び避難所等における保健衛生対策、地震による花き類の被害状況及び国の取組、熊本地震災害義援金の早期配分に向けた対応状況、罹災証明書の早期発行に向けた取組、農産物・農業用施設等の被害状況及び政府の対応、避難所における生活環境の改善に向けた取組、二次避難所として旅館を活用することに対する政府の見解、地方公共団体における災害時の業務継続体制の整備状況、女性などの視点に配慮した避難所設置の必要性、災害医療における情報共有の在り方などの諸問題が取り上げられた。

５月23日、平成28年熊本地震による被害状況等の実情調査のため、熊本県に委員派遣を行った。

５月25日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

同日、質疑を行い、内閣府による熊本地震の経済への影響試算の概要、大規模災害時における医療機能の維持に向けた態勢づくりの必要性、熊本県における災害廃棄物の処理状況、熊本地震に係る中小企業対策及び観光復興支援策の検討状況、災害弔慰金の支給運用基準の見直しの必要性、阿蘇くじゅう国立公園の復旧復興策、ＪＲ豊肥線の早期復旧に向けた鉄道軌道整備法の適用要件緩和、住宅の耐震化の促進及び目標の達成に向けた国土交通省の所見、熊本地震で発生したがれきの処分に対する公費助成の対応状況、被災自治体職員の職場環境の実態把握の重要性に関する総務省の認識、みなし仮設住宅への入居要件緩和の必要性、応急仮設住宅制度の弾力的な運用及び周知徹底、宅地災害に対する抜本的な支援策の必要性、熊本地震からの復旧復興に向けた国の方針、被災自治体への人的支援等広域災害支援に対する国の取組、熊本地震に際し福祉避難所の運営が機能しなかった要因、福祉避難所情報の難病患者等への周知徹底などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

〇平成28年１月４日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

〇平成28年３月16日（水）（第２回）

○災害対策の基本施策に関する件について河野内閣府特命担当大臣及び加藤国務大臣から所信を聴いた。

○平成28年度防災関係予算に関する件について松本内閣府副大臣から説明を聴いた。

〇平成28年３月30日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地震保険の普及促進に関する件、防災関連産業の育成及び振興に関する件、大規模災害に係る緊急事態条項に関する件、太陽光パネル等に係る災害時の感電防止策に関する件、国

土強靱化地域計画の策定に関する件、火山の観測及び噴火予知についての情報共有の重要性に関する件、福祉避難所の指定促進に関する件等について河野内閣府特命担当大臣、加藤国務大臣、岡田財務副大臣、土屋総務副大臣、松本内閣府副大臣、北村経済産業大臣政務官、中西財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、広田一君（民進）、小林正夫君（民進）、谷合正明君（公明）、仁比聡平君（共産）、室井邦彦君（維会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○**地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第17号）（衆議院提出）**について提出者衆議院災害対策特別委員長野田聖子君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第17号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維会、無ク

反対会派　なし

○平成28年４月20日（水）（第４回）

○平成28年熊本地震に係る被害状況等に関する件について河野内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。

○平成28年５月２日（月）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成28年熊本地震に係る被害状況等に関する件、被災地方公共団体への財政支援に関する件、被災道路の国直轄事業化による早期復旧に関する件、被災建築物応急危険度判定及び罹災証明書の発行に関する件、農業被害への対応に関する件、義援金の早期配分に関する件、避難所における生活環境の改善及び応急的な住まいの確保に関する件、災害時の地方公共団体の業務継続に関する件、災害医療における情報共有の在り方に関する件等について河野内閣府特命担当大臣、松本内閣府副大臣、佐藤農林水産大臣政務官、高木内閣府大臣政務官、太田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

馬場成志君（自民）、野田国義君（民進）、谷合正明君（公明）、仁比聡平君（共産）、室井邦彦君（維新）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成28年５月18日（水）（第６回）

○平成28年熊本地震による被害状況等の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成28年５月25日（水）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○熊本地震の影響試算に関する件、熊本地震に係る地域医療の確保に関する件、災害弔慰金の支給基準に関する件、住宅の耐震化の促進に関する件、熊本地震に係る災害廃棄物処理に関する件、九州の観光復興への取組に関する件、応急仮設住宅に関する件、地方公共団体の広域災害支援に関する件、福祉避難所に係る課題に関する件等について河野内閣府特命担当大臣、酒井内閣府大臣政務官、星野経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

馬場成志君（自民）、広田一君（民進）、河野義博君（公明）、仁比聡平君（共産）、室井邦彦君（維新）、薬師寺みちよ君（無ク）

○**平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第44号）（衆議院提出）**について提出者衆議院災害対策特別委員長野田聖子君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第44号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維新、無ク

反対会派　なし

○平成28年６月１日（水）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第668号外76件を審査した。

○災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

〇平成28年５月23日（月）

○ 平成28年熊本地震による被害状況等の実情調査

〔派遣地〕

熊本県

〔派遣委員〕

長沢広明君（公明）、古賀友一郎君（自民）、山谷えり子君（自民）、広田一君（民進）、谷合正明君（公明）、仁比聡平君（共産）、室井邦彦君（維新）

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	江崎	孝（民主）	二之湯	智（自民）	大塚	耕平（民主）
理　事	石田	昌宏（自民）	野村	哲郎（自民）	藤末	健三（民主）
理　事	末松	信介（自民）	長谷川	岳（自民）	横山	信一（公明）
理　事	藤本	祐司（民主）	橋本	聖子（自民）	紙	智子（共産）
理　事	秋野	公造（公明）	三宅	伸吾（自民）	儀間	光男（維会）
	江島	潔（自民）	山本	一太（自民）	吉田	忠智（社民）
	鴻池	祥肇（自民）	石橋	通宏（民主）		

（28.1.4 現在）

（１）審議概観

第190回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

２月15日及び16日、沖縄の振興開発問題等に関する実情調査のため、沖縄県に委員を派遣した。

３月15日、沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について、島尻内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）及び岸田外務大臣から所信を聴いたほか、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴いた。

３月22日、予算委員会から委嘱された平成28年度内閣府（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫の予算について審査を行い、委員派遣中に八重山市町会から出された要望に関する政府の対応方針、那覇空港滑走路増設事業の費用の在り方、沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）を各省庁に移し替えて予算執行する理由、ＢバイＣ（費用対効果）を考慮に入れて沖縄振興策に取り組む必要性、普天間飛行場が有する機能を名護市辺野古以外に移転する可能性、北海道に交付されている地方交付税を踏まえた北方対策樹立の必要性、沖縄における肥満の現状と対応、対馬丸記念館の安定的運営に対する支援の在り方、沖縄における遺骨収容事業の現状、与那国島沖合の海底遺跡様地形を保全する必要性、沖縄周辺海域における海底資源調査継続の重要性、拠点返還地跡地利用推進交付金として10億円を計上した趣旨、北部地域における大型観光拠点推進調査の趣旨と大型観光施設誘致の状況、沖縄の自立、発展のために力点を置いて取り組むべき施策、沖縄科学技術大学院大学などの充実よりも、県民の人材育成をより重視していく必要性、那覇市内での米兵による女性暴行事件と沖縄県議会等での決議の動きに対する大臣の所感、沖縄県民の人権を守るためにも米軍基地を撤去する必要性、沖縄における子供の貧困問題の現状、背景に関する大臣の認識などについて質疑を行った。

５月11日、沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件を議題とし、５月の日露首脳会談において双方が一致した北方領土問題に関する「新しいアプローチ」の具体的内容、プーチン大統領が署名した法案と「新しいアプローチ」との関係、北方四島交流事業の改善方法に対する政

府の認識、北方領土問題の国民全体への啓発活動強化の重要性、北方四島に関し、返還後の地域振興についてグランドデザインを構想しておく必要性、沖縄の漂着ゴミ問題に対する取組の状況、低い所得水準にもかかわらず豊かな生活ができる沖縄の特性に対する島尻沖縄北方担当大臣の認識、沖縄の観光業に関する外部依存構造からの脱却及び自立化に向けた取組の必要性、教育負担が大きく大学進学率が低いという沖縄の事情を踏まえ、先行して給付型奨学金を導入する必要性、全国に比べて高い沖縄の非正規雇用割合への政府の対応の必要性、戦後の米軍統治時代の沖縄の人々の苦労について本土での理解を深める方法、那覇－与那国路線の混雑状況に対する政府の認識と対応、国立沖縄病院のがんセンターとしての機能状況及び同病院における沖縄型神経原性筋萎縮症に対する取組状況、ロシアにより禁止されたサケ・マス流し網漁の代替漁法の調査・検証事業とロシアの対応についての状況、代替漁業等が軌道に乗るまでの間に国が行う支援の必要性とその内容、北方基金運用益減の中での基金事業に対する地元の要望を踏まえた政府の取組姿勢、国内における国連軍基地の存在の有無及びそれが我が国の安全保障に与える影響、日米安全保障条約及び日米地位協定改定の検討の必要性についての石破地方創生担当大臣発言に対する岸田外務大臣の認識、沖縄振興一括交付金の多額の不用額を生じた原因及びそれを基金化し戦後処理事業に充てる必要性、島尻沖縄北方担当大臣のカレンダー（ポスター）無償配布問題の経緯、５月の日露首脳会談で進展した中身、北方領土隣接地域の振興のための充実した支援策の必要性などについて質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成28年１月４日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成28年１月27日（水）（第２回）

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成28年３月15日（火）（第３回）

○沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について島尻内閣府特命担当大臣及び岸田外務大臣から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成28年３月22日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫）について島尻内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕
石田昌宏君（自民）、大塚耕平君（民主）、秋野公造君（公明）、儀間光男君（維会）、寺田典城君（維党）、紙智子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成28年５月11日（水）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について岸田外務大臣、島尻内閣府特命担当大臣、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕
石田昌宏君（自民）、藤本祐司君（民進）、藤末健三君（民進）、秋野公造君（公明）、

横山信一君（公明）、儀間光男君（維新）、紙智子君（共産）

〇平成28年６月１日（水）（第６回）

○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

〇平成28年２月15日（月）、16日（火）

○沖縄の振興開発問題等に関する実情調査

〔派遣地〕

沖縄県

〔派遣委員〕

江崎孝君（民主）、石田昌宏君（自民）、末松信介君（自民）、藤本祐司君（民主）、秋野公造君（公明）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維会）

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	前田　武志（民主）	北川イッセイ（自民）	津田　弥太郎（民主）
理　事	石井　正弘（自民）	小泉　昭男（自民）	直嶋　正行（民主）
理　事	大野　泰正（自民）	山東　昭子（自民）	水野　賢一（民主）
理　事	末松　信介（自民）	関口　昌一（自民）	長沢　広明（公明）
理　事	山下　雄平（自民）	武見　敬三（自民）	山本　博司（公明）
理　事	足立　信也（民主）	中川　雅治（自民）	井上　哲士（共産）
理　事	牧山　ひろえ（民主）	丸山　和也（自民）	吉良　よし子（共産）
理　事	西田　実仁（公明）	溝手　顕正（自民）	江口　克彦（維会）
	井原　巧（自民）	渡辺　猛之（自民）	行田　邦子（元気）
	磯崎　仁彦（自民）	江田　五月（民主）	柴田　巧（維党）
	礒崎　陽輔（自民）	小見山　幸治（民主）	和田　政宗（日本）
	岩井　茂樹（自民）	芝　博一（民主）	（28.1.4 現在）

（１）審議概観

第190回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出１件及び衆議院提出３件（うち政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出２件）の合計４件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願２種類78件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第２号）は、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票をすることができるようにするために、選挙人名簿の登録制度を改める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本改正に係る周知活動及び不在者投票制度の改善に向けた取組、18歳になる者が外国に転居した場合の選挙人名簿に係る取扱い等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第30号）は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況などを考慮し、地方公共団体に交付する執行経費の基準を改定するとともに、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、共通投票所における投票及び期日前投票の投票時間の弾力的な設定を可能とし、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子供の範囲を拡大するなどの措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、期日前投票所の増設等に関する規定及び期日前投票所の開閉時間に係る検討条項を追加する修正が行われている。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第24号）は、船員の投票の機会を拡充するため、洋上投票の対象を広げるとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、要約筆記者に対する報酬支払を解禁しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、模擬選挙の拡充と若者の投票環境向上策、政見放送への手話通訳及び字幕の付与の現状と課題、投票機会を保障するための執行経費確保の必要性等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、閣法第30号は多数をもって、衆第24号は全会一致をもって、原案どおり可決した。なお、衆第24号に対し附帯決議が付された。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第26号）は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差に係る累次の最高裁判所大法廷判決及び平成28年１月14日に行われた衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえ、衆議院議員の定数を10人削減するとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数を平成32年以降10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダムズ方式により配分することとし、あわせて平成27年の国勢調査の結果に基づく特例措置を講ずること等を行おうとするものである。

委員会においては、最高裁判所の判決内容とアダムズ方式の導入時期の妥当性、定数削減の根拠及び調査会答申との関係等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

（２）委員会経過

〇平成28年１月４日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

〇平成28年１月27日（水）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第２号）（衆議院提出）**について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長山本公一君から趣旨説明を聴き、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理逢沢一郎君、同中野洋昌君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（民主）、井上哲士君（共産）

（衆第２号）

賛成会派　自民、民主、公明、共産、維元、維会

反対会派　なし

〇平成28年４月１日（金）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について高市総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員逢坂誠二君から説明を聴き、

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第24号）（衆議院提出）について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長山本公一君から趣旨説明を聴き、

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第24号）（衆議院提出）

以上両案について衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理逢坂誠二君、高市総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（民進）、足立信也君（民進）、井上哲士君（共産）

（閣法第30号）

賛成会派　自民、民進、公明、維会、元気

反対会派　共産

（衆第24号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、維会、元気

反対会派　なし

なお、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第24号）（衆議院提出）について附帯決議を行った。

〇平成28年５月18日（水）（第４回）

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第26号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員細田博之君から趣旨説明を聴き、同細田博之君、同北側一雄君及び同逢沢一郎君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（民進）、井上哲士君（共産）

（衆第26号）

賛成会派　自民、公明、維新、元気

反対会派　民進、共産

〇平成28年６月１日（水）（第５回）

○請願第115号外77件を審査した。

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	中原	八一（自民）	宇都	隆史（自民）	榛葉	賀津也（民主）
理　事	猪口	邦子（自民）	衛藤	晟一（自民）	西村	まさみ（民主）
理　事	塚田	一郎（自民）	中曽根	弘文（自民）	平木	大作（公明）
理　事	白	眞勲（民主）	二之湯	武史（自民）	井上	哲士（共産）
理　事	矢倉	克夫（公明）	山谷	えり子（自民）	清水	貴之（維会）
	赤池	誠章（自民）	有田	芳生（民主）	田中	茂（元気）
	井上	義行（自民）	小川	勝也（民主）		

（28.1.4 現在）

（1）審議概観

第190回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

第189回国会閉会後の**平成27年12月10日**、拉致問題への取組、北朝鮮の特別調査委員会による調査、拉致問題解決に向けた国際的連携、日米韓六者会合首席代表者会合、北朝鮮情勢等について質疑を行った。

安倍内閣総理大臣は、第190回国会の施政方針演説において、北朝鮮に対し、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫きながら、拉致問題の解決に全力を尽くすことを表明した。

平成28年４月25日、北朝鮮をめぐる最近の状況について岸田外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について加藤国務大臣からそれぞれ説明を聴いた。

５月20日、拉致問題への取組、朝鮮労働党第７回党大会、国連安保理決議による対北朝鮮制裁措置の履行、日朝政府間協議の合意文書、北朝鮮情勢等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成27年12月10日（木）（第189回国会閉会後第１回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○拉致問題への取組に関する件、北朝鮮の特別調査委員会による調査に関する件、拉致問題解決に向けた国際的連携に関する件、日米韓六者会合首席代表者会合に関する件、北朝鮮情勢に関する件等について加藤国務大臣、岸田外務大臣、濵地外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白眞勲君（民主）、有田芳生君（民主）、平木大作君（公明）、井上哲士君（共産）、藤巻健史君（維新）、中山恭子君（次代）

○平成28年１月４日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成28年４月25日（月）（第２回）

○北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について岸田外務大臣から説明を聴き、拉致問題をめぐる現状に関する件について加藤国務大臣から説明を聴いた。

○平成28年５月20日（金）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○拉致問題への取組に関する件、朝鮮労働党第７回党大会に関する件、国連安保理決議によ

る対北朝鮮制裁措置の履行に関する件、日朝政府間協議の合意文書に関する件、北朝鮮情勢に関する件等について岸田外務大臣、加藤国務大臣、濵地外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

塚田一郎君（自民）、白眞勲君（民進）、有田芳生君（民進）、井上哲士君（共産）、清水貴之君（維新）、中山恭子君（日本）

〇平成28年６月１日（水）（第４回）

○北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧（30名）

委員長	赤石	清美（自民）	島村	大（自民）	大野	元裕（民主）
理　事	岩井	茂樹（自民）	伊達	忠一（自民）	羽田	雄一郎（民主）
理　事	大沼	みずほ（自民）	中泉	松司（自民）	前川	清成（民主）
理　事	高橋	克法（自民）	藤川	政人（自民）	杉	久武（公明）
理　事	藤田	幸久（民主）	松山	政司（自民）	辰巳	孝太郎（共産）
理　事	柳澤	光美（民主）	三宅	伸吾（自民）	藤巻	健史（維会）
理　事	石川	博崇（公明）	水落	敏栄（自民）	山田	太郎（元気）
	石井	準一（自民）	相原	久美子（民主）	小野	次郎（維党）
	大家	敏志（自民）	礒﨑	哲史（民主）	又市	征治（社民）
	木村	義雄（自民）	大久保	勉（民主）	谷	亮子（生活）

（28.1.4 現在）

（1）審議概観

第190回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

なお、**Ｇ７伊勢志摩サミット、第六回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤⅥ）及び「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」に向けた我が国の開発政策に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

２月17日、参議院政府開発援助調査に関する件について、平成27年度政府開発援助調査派遣団の参加議員からの意見表明を踏まえ、ベトナム国民のＯＤＡ等に対する受け止め方など、同国民の日本に対する見方についての印象、インドにおける格差や貧困の現状に対する印象及びこうした問題に対する我が国ＯＤＡ及びインド政府による取組の内容、天皇・皇后両陛下のペリリュー島訪問に対する現地の反応及び同島における戦没者遺骨収集の状況、インドにおける女性が安心して公共交通機関を利用できる環境整備のための具体的取組等について意見交換を行った。

３月22日、予算委員会から委嘱された平成28年度政府開発援助関係経費の審査を行い、社会福祉分野のＯＤＡに関する政府の基本方針、近年の実施状況及び今後の期待、国際緊急援助隊救助チーム派遣の迅速化など実効性を高める取組、来年度ＯＤＡ予算に対する大臣の認識及び積極的平和主義の実現に向けた決意、民主的プロセスを欠いたモザンビークでのプロサバンナ事業の現状と見直しの必要性、財政状況が厳しい中でＯＤＡ予算を増額することの妥当性、ベトナムでのＯＤＡ事業における鉄道コンサル会社日本交通技術（ＪＴＣ）の不正リベート提供事件の経過と不正防止策、無償資金協力及び技術協力を通じた中小企業の海外進出支援強化の重要性、米国を始めとした西側諸国とキューバとの国交回復と経済関係拡大が同国の社会に及ぼす影響、ＯＤＡによるスポーツ振興支援の意義と具体的取組等について質疑を行った。

４月13日、Ｇ７伊勢志摩サミットにおいて取り組むべき開発協力の課題及び我が国に期待される役割に関する件について、参考人一般財団法人ＣＳＯネットワーク代表理事・特定非営利活動法人日本ＮＰＯセンター常務理事・「動く→動かす」代表今田克司君、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンアドボカシー・スペシャリスト大野容子君及び名古屋大学大学院国際開発研究科教授山田肖子君から意見を聴いた後、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（ＵＨＣ）に関し、資金面以外で日本がなし得る支援策、対外援助の実施の前提として、日本が社会保障政策の改革などにより国内の格差是正に取り組む必要性、ＳＤＧｓへの取組を進めるに当たり、市民社会との連携強化のために必要な改善策と政府への要望、ＳＤＧｓにおいて先進国にも当事者としての取組を求めることとなった最大の要因、中国のアフリカ支援における人道的支援の有無、旧宗主国による資源の搾取の構図と近年の中国の進出との間におけるアフリカの発展モデルとしての違いの有無、ＳＤＧｓの実施体制とモニタリング体制の構築方法、ＳＤＧｓの実施に際しての市民社会から日本を含むＧ７諸国政府への要望及び市民社会におけるＳＤＧｓへの関心を高めるために必要な取組等について質疑を行った。

５月11日、アフリカ開発の今日的課題、日本及びＴＩＣＡＤプロセスに期待される役割に関する件について、参考人駐日ケニア共和国特命全権大使ソロモン・カランジャ・マイナ君及び駐日エリトリア国特命全権大使エスティファノス・アフォワキ・ハイレ君から意見を聴いた後、イスラム過激派組織によるテロや誘拐が頻発する現状において平和と安全の実現に向けたＴＩＣＡＤの役割、ケニアにおけるインフラ建設資金としてのサムライ債等の活用及び信用補完のためのＪＢＩＣの活用の可能性、ソマリアからの難民及びテロ問題の解決のための国際社会と日本の役割、動物保護等の自然保護に対するケニア及びエリトリアにおける取組の現状と課題、ＴＩＣＡＤⅥでアフリカ開発におけるオーナーシップを具現化させる方策、「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」についての評価と重視する点、国づくりにおけるスポーツ振興の意義、それを開発につなげていくための日本のＯＤＡの役割等について質疑を行った。

５月20日、Ｇ７伊勢志摩サミット、第六回アフリカ開発会議及び「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」に向けた我が国の取組、我が国開発協力における基本方針に関する件等について、次回の日本でのサミット開催に合わせてＯＤＡ特別委員会が決議を行う場合の総理大臣の出席に関する認識、ＯＤＡで供与された巡視船や中古漁船が軍事目的に転用されないことの担保の有無等について質疑を行った。また、**Ｇ７伊勢志摩サミット、第六回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤⅥ）及び「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」に向けた我が国の開発政策に関する決議**を行った。

（２）委員会経過

〇平成28年１月４日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

〇平成28年２月17日（水）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。
○参議院政府開発援助調査に関する件について意見の交換を行った。

〇平成28年３月22日（火）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（政府開発援助関係経費）について岸田外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、鈴木経済産業副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事長北岡伸一君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
三宅伸吾君（自民）、藤田幸久君（民主）、杉久武君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、藤巻健史君（維会）、小野次郎君（維党）、山田太郎君（元気）、又市征治君（社民）、谷亮子君（生活）
本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成28年４月13日（水）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○Ｇ７伊勢志摩サミットにおいて取り組むべき開発協力の課題及び我が国に期待される役割に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
〔参考人〕
一般財団法人ＣＳＯネットワーク代表理事特定非営利活動法人日本ＮＰＯセンター常務理事
「動く→動かす」代表　今田克司君
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンアドボカシー・スペシャリスト
大野容子君
名古屋大学大学院国際開発研究科教授　山田肖子君
〔質疑者〕
島村大君（自民）、藤田幸久君（民進）、石川博崇君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、藤巻健史君（維会）、山田太郎君（元気）、又市征治君（社民）、谷亮子君（生活）

〇平成28年５月11日（水）（第５回）

○参考人の出席を求めることを決定した。
○アフリカ開発の今日的課題、日本及びＴＩＣＡＤプロセスに期待される役割に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
〔参考人〕
駐日ケニア共和国特命全権大使　ソロモン・カランジャ・マイナ君
駐日エリトリア国特命全権大使　エスティファノス・アフォワキ・ハイレ君
〔質疑者〕
大沼みずほ君（自民）、大久保勉君（民進）、辰巳孝太郎君（共産）、藤巻健史君（維新）、石川博崇君（公明）、又市征治君（社民）、谷亮子君（生活）

〇平成28年５月20日（金）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○Ｇ７伊勢志摩サミット、第六回アフリカ開発会議及び「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」に向けた我が国の取組に関する件、我が国開発協力における基本方針に関する件等について岸田外務大臣及び参考人独立行政法人国際協力機構理事長北岡伸一君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
藤田幸久君（民進）、辰巳孝太郎君（共産）
○Ｇ７伊勢志摩サミット、第六回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤⅥ）及び「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」に向けた我が国の開発政策に関する決議を行った。

〇平成28年６月１日（水）（第７回）

○政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）委員会決議

－Ｇ７伊勢志摩サミット、第六回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤⅥ）及び「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」に向けた我が国の開発政策に関する決議－

本年は、我が国の外交、国際開発協力及び国内の諸政策の向上を図る上において歴史的な年である。５月26、27両日にはＧ７サミットが我が国伊勢志摩の地で、また、８月27、28の両日には第６回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤⅥ）が初めてアフリカ、ケニアの地でそれぞれ開催されるほか、昨年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（ＣＯＰ21）で採択された「パリ協定」を踏まえた環境・気候変動への取組も本格的にスタートする。昨年12月にはＡＳＥＡＮ経済共同体が発足し、６億２千万人の欧州共同体を上回る巨大市場が誕生した。一方、未曾有の東日本大震災と福島第一原発事故から５年目の節目を迎えた中、熊本県などで大規模地震が頻発し、多くの人々が生命や生活の基盤を失うなど、人間の安全保障の実現を世界に訴えてきた我が国の真価が問われる年でもある。

加えて本年は、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」（二〇三〇アジェンダ）がスタートする。これは、「人間、地球及び繁栄」のための行動計画であり、「我々の世界を変革する」ための「誰一人取り残さない」ユニバーサルかつ包括的なアジェンダである。この実現には、旧来の「南北」の二分法を乗り越え、全ての国・地域、市民社会、民間セクター等あらゆるステークホルダーによる支え合い、学び合いの新たなグローバル・パートナーシップが必要である。

昨年、戦後70年を迎え、世界平和への貢献を改めて誓った我が国は、平和憲法や人間の安全保障、二〇三〇アジェンダを踏まえ、国の在り方を自ら省み、自己改革をなすことを通じて世界に範を示しつつ、こうした諸課題への取組における牽引役として、グローバルな役割を積極的に果たすべきである。

政府においては、以上を踏まえ、我が国の国際開発協力及び国内諸政策に関し、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、持続可能な開発への取組の基本姿勢

持続可能な開発とは経済、社会、環境において「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満たす開発」と定義される。そもそも開発とは「開発（かいほつ）」に由来し、人々が各自の可能性を内発的に開花させ、生産的かつ創造的な人生を営むことができるような環境を創出することである。人々の生命保護と能力向上により全世界を「恐怖と欠乏」から解放しようという人間の安全保障の理念は、日本国憲法の理念にも相通ずるものである。こうした理念をいかしながら、政府はユニバーサルな17の「持続可能な開発目標」（ＳＤＧｓ）及び169のターゲットを含む二〇三〇アジェンダを完全に実現していくために指導力を発揮すべきである。その際、政府は、市民社会等マルチステークホルダーとの対等なパートナーシップに基づき、全国民の参加を促進しつつ、政策立案、実施、モニタリング・評価、説明責任と透明性の確保に全力を挙げて取り組むべきである。

二、貧困削減、格差・不平等の解消及び適切な雇用の確保

貧困・格差問題は全世界的な問題であり、持続可能な開発の最優先課題でもある。絶対的貧困層が世界人口の６分の１に上る一方、世界の富の半分を100人以下の人たちが独占しているという

分析もある中で、我が国についても、人口の６分の１が相対的貧困状態にあり、ジニ係数はＯＥＣＤ諸国中10番目に高いことが指摘されている。2030年までに世界の絶対的貧困層を削減し、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある全ての年齢の人々、特に女性、子どもの割合を半減させるという目標を実現するため、質の高い雇用を生み出す産業の振興、ジェンダー平等の実現、公平な社会の実現に資する税制や社会保障制度の構築など、国内外において必要な施策を講ずるべきである。

三、飢餓の削減と過剰な生産・消費の抑制

世界ではいまだに約８億人弱が飢餓状態にある。一方、我が国は世界の年間食糧援助総量320万トンをはるかに上回る642万トンの食料を廃棄している現状にある。政府は、国連が2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる目標を掲げていることを踏まえ、ＳＤＧｓが唱える生産性向上、生態系維持、災害適応能力向上、持続可能な食料生産システム確保などによる「足るを知る経済」、「少欲知足」型社会への転換を促す取組を進めるべきである。

四、テロ、紛争への平和的対応、及び日本在住外国人への包摂的対応

自由、民主主義、法の支配、人権等が人類普遍の価値として広く認識される一方、テロリズムが世界的に多発し、国際社会への脅威となっている。テロへの対応や紛争解決に当たっては、司法や法執行、外交など武力によらない手段を第一とすべきであり、平和憲法を有する我が国は、引き続き非軍事的な貢献を行っていくべきである。テロや紛争の根底にある貧困・格差や移民等へのあらゆる差別等をなくし、社会的包摂に取り組むほか、我が国に居住する外国人についても、多文化共生のために基本的人権に留意した措置を講ずるべきである。さらに、人道主義の見地から、難民の受入れについても国民的議論を積極的に進めるべきである。

五、地球温暖化・気候変動への取組及び持続可能なエネルギーへの転換

我が国は、世界の気候変動問題への対応に当たり、「京都議定書」の取りまとめにおいて、リーダーシップを発揮した。引き続き、我が国がこの問題への対応においてリーダーシップを発揮し、世界に貢献していくため、昨年合意した「パリ協定」に基づき、2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量の26％削減に取り組むとともに、環境問題について有する知見と経験を、国際開発協力等を通じて世界に広めるべきである。また、気候変動によって深刻な影響を受けている太平洋島嶼国については、太平洋・島サミット等を踏まえ、「太平洋環境共同体」の更なる推進に向けて努力する。気候変動の要因緩和と対策能力の抜本的な強化が求められる。陸上での生態系保持と森林保護、砂漠化防止、深刻な水不足への対応など環境における十全の措置を講ずるべきである。さらに、気候変動を踏まえた持続可能性の観点から、二酸化炭素を大量に排出するエネルギーから水素、太陽光、風力、地熱、波力等を活用した再生可能エネルギーへの転換を図っていくため、安価でかつ信頼できる供給を実現する支援等も含め、必要な措置を講ずるべきである。

六、防災への更なる取組と世界的リーダーシップ

災害に対する我が国の知見や経験を世界と共有していくため、昨年開催された国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組二〇一五―二〇三〇」の目標実現に向け、十全の努力をすべきである。同時に、現下の課題である東日本大震災からの完全復興や熊本地震の救援・復興に早急に取り組むとともに、今後予想される東南海地震や首都直下型地震への「人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の災害リスク及び損失の大幅な削減」など、防災において世界を牽引すべきである。

七、質の高いインフラ投資とインフラ危機への対応

我が国ＯＤＡの強みの一つに経済インフラの整備が挙げられ、それらはアジア諸国等途上国の

開発に大きく寄与してきたとされている。今後、ＯＤＡに限らず、民間やその他公的資金（ＯＯＦ）等においても、包摂性、持続可能性、強靭性を兼ね備えた質の高いインフラ投資を進めるため、「環境社会配慮ガイドライン」の義務化に向けた取組を進めるべきである。他方、我が国のインフラも老朽化などにより抜本的な対策が急務となっており、その維持管理・更新には膨大な予算を要するおそれがあることを踏まえ、技術革新による長寿命化など、インフラの質の向上を図る。一方、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラも重視すべきである。また、我が国同様の危機は他国でも想定され、我が国の教訓を踏まえた質の高いインフラ投資が行われるよう働き掛けていくべきである。

八、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを中核とした保健分野への支援の推進

我が国は、九州・沖縄サミットで世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）の設立に寄与する等、国際保健分野の政策で世界を牽引してきた。Ｇ７伊勢志摩サミットでも同分野において引き続き指導力を発揮すべきであり、特に、万人が安全で効果的かつ質が高く安価な保健サービスにアクセスできる、誰一人取り残さない「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」（ＵＨＣ）を実現するため、現地コミュニティとの対話に基づく実効性ある制度が構築されるよう、建設的な提案を行うべきである。また、グローバル化に伴う地球規模での新たな感染症の脅威が高まる中で、早期対処システムとその基盤となる保健システムの強化に取り組むべきである。国内外における保健危機克服のため、保健財政支出の増額、ＯＤＡの増額、国際機関への拠出増など、保健分野への投資を拡大すべきである。

九、包摂的で質の高い教育の実現

教育は、一人ひとりが自らの能力を開花させる、持続可能な開発の中心を成すものであり、基本的人権の一つである。「万人のための教育」（ＥＦＡ）実現に向けて、「すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ために世界の８億人弱の非識字者の解消、障害者・少数民族、紛争下の人々等脆弱な立場に置かれやすい人々への包摂的で質の高い教育のための国際開発協力を行うべきである。また、我が国でも、貧困、障害、いじめ、外国人等様々な理由により十分な教育を受けられない人々が多数存在することに留意し、これらの人々の教育を受ける権利を保障する取組を強化すべきである。子ども・若者への投資の増大を図り、ＯＥＣＤ諸国の中で最低レベルの教育への財政支出割合を、ＯＥＣＤ平均水準に引き上げることを目指すべきである。

十、少子高齢化対策を通じた持続可能な地域開発及び国際社会への貢献

我が国の少子高齢化・過疎化は世界的に見ても高い水準に達し、深刻化している。他方、少子高齢化への取組の好事例も見られる。例えば、Ｇ７伊勢志摩サミット会場にほど近い大紀町では、高齢者が有機栽培に取り組み、自給自足、朝市による収入向上や健康増進、地域社会の強靭化に努めている。こうした活力ある高齢化の取組は我が国における地方創生としての面だけでなく、今後、同様に都市化や高齢化が進む途上国等にとっても意義深いものであり、「地元の智慧」の好例を世界に向けて発信すべきである。また、認知症への対応についても、医療面や地域での取組などの好事例を発信・共有することにより、国際社会の課題解決に貢献していくべきである。

十一、アフリカにおける持続可能な開発の達成－ＴＩＣＡＤⅥに向けて

アフリカでは、国際資源価格の下落による成長率の落ち込みや、感染症の流行、暴力的過激主義の拡大など開発を妨げる事象も生じている。我が国は、ＴＩＣＡＤを通じ、アフリカの人々のニーズを十分に把握し、誠実なパートナーとして支援を一層強化すべきである。資源依存経済からの脱却を図り、全ての人々に経済成長の果実が届くよう、国際開発協力、民間投資等に加え、学びと技術力を重視した包摂的で質の高い教育の普及、ＵＨＣの実現、草の根の力をいかした産

業化の促進、所得分配機能の強化等の支援を積極的に行うべきである。また、アフリカ連合による「アジェンダ二〇六三」の採択に鑑み、ＴＩＣＡＤプロセスと調和させ、真の自立への支援を進めていくべきである。

十二、持続可能な開発のための資金調達とタックスヘイブン、腐敗、汚職の防止

タックスヘイブンや腐敗、汚職によって開発資金が適切に使われないばかりか、これらの行為が必要な資金を収奪し巨大な損失を与えていることが明らかになっている。法制度整備や国際的監視体制、ガバナンスを強化し有効な資金活用を図るべきである。加えて、ＳＤＧｓ達成のため、Ｇ７諸国が主導し、ＯＤＡの対ＧＮＩ比0.7％目標の達成に取り組むほか、地球規模での富の再分配と、人間の安全保障にのっとった国際開発協力を促進するために必要な資金を捻出することが急務である。そのために、国際連帯税等の革新的資金調達メカニズム等の設立を促進すべきである。

十三、ＰＤＣＡサイクル及び透明性の確保、説明責任と国民参加

政府は、二〇三〇アジェンダ実現に向けて、政策の立案や実施、支出等の透明性の確保を果たすために、ＰＤＣＡサイクルを実施し、グローバルなレビュープロセスに参加するほか、国民参加の下で同アジェンダを推進する司令塔の設置、市民社会等マルチステークホルダーとの包括的なパートナーシップの確保にしっかりと取り組むべきである。また、「二〇三〇アジェンダ白書」（仮）の刊行、「あいち・なごや宣言」の完全実施と「持続可能な開発のための教育」（ＥＳＤ）の振興を図るべきである。また、我が国の持続可能な開発研究をリードし世界に発信するため「アジェンダ二〇三〇拠点（連合）大学」（仮）の指定、科学技術研究予算の持続可能な開発分野への重点配分、持続可能な開発関連学会等との連携に取り組むべきである。本決議文がＧ７伊勢志摩サミットに十分に反映されるよう議論を主導すべきである。

右決議する。

地方・消費者問題に関する特別委員会

委員一覧（30名）

委員長	熊谷　大（自民）	滝沢　求（自民）	難波　奨二（民主）
理　事	島田　三郎（自民）	中川　雅治（自民）	林　久美子（民主）
理　事	藤川　政人（自民）	野村　哲郎（自民）	横山　信一（公明）
理　事	三木　亨（自民）	森　まさこ（自民）	大門　実紀史（共産）
理　事	森本　真治（民主）	森屋　宏（自民）	松田　公太（元気）
理　事	安井　美沙子（民主）	山田　修路（自民）	寺田　典城（維党）
理　事	佐々木さやか（公明）	若林　健太（自民）	和田　政宗（日本）
	青木　一彦（自民）	金子　洋一（民主）	福島　みずほ（社民）
	尾辻　秀久（自民）	小西　洋之（民主）	荒井　広幸（改革）
	太田　房江（自民）	斎藤　嘉隆（民主）	平野　達男（改革）

（28.1.4 現在）

（1）審議概観

第190回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出４件であり、いずれも可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願１種類２件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、まち・ひと・しごと創生交付金の交付、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例並びに生涯活躍のまち形成事業計画の作成及びこれに基づく介護保険の事業者の指定等の手続の特例等を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地方版総合戦略に基づく事業に対する国の予算の安定的な確保、いわゆる「企業版ふるさと納税」により減収となる地方自治体への対応、「生涯活躍のまち」制度における医療・介護の費用負担の在り方、地方創生に係る人的支援等について質疑が行われた。質疑を終了した後、自由民主党及び公明党より、この法律の施行期日を公布の日に改める修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。なお、附帯決議が付された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲等を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提案募集方式の今後の在り方、地方版ハローワーク創設に当たっての課題と対応策、災害対応に係る権限移譲策、事務・権限の移譲に伴う財源措置等について質疑が行われ、討論

の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案は、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、業務停止を命ぜられた法人の役員等が当該停止を命ぜられた範囲の業務について一定の期間は新たな業務の開始等を禁止することができることとするとともに、電話勧誘販売について通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の申込みの撤回等の制度の創設等の措置を講じようとするものである。

また、**消費者契約法の一部を改正する法律案**は、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図るため、無効とする消費者契約の条項の類型を追加するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、悪質事業者への法執行の強化、法の解釈の周知徹底、実態を踏まえた勧誘規制強化の必要性、消費者庁等の徳島県への移転等について質疑が行われ、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月16日、地方活性化の基本施策について石破国務大臣から、消費者行政の基本施策について河野内閣府特命担当大臣からそれぞれ所信を聴取した。また、消費者安全法第13条第４項の規定に基づく平成26年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告について河野内閣府特命担当大臣から説明を聴取した。

３月18日、大臣の所信に対し、電力小売全面自由化に向けた電源構成の表示の在り方、「お試し移転」を踏まえての消費者庁の徳島移転の方向性、消費生活センターにおける聴覚障害者に対する相談体制を整備する必要性、地方における高齢者の買物支援、消費者金融の利用者に若者が多い現状、地方創生に係るこれまでの取組の実績及び問題点、地方への本社機能移転に係る課題の改善に向けた取組、地方交付税算定におけるトップランナー方式、地方創生推進交付金制度に係る今後の見通しを示す必要性、地方自治体の地方創生施策に地域住民が関わる重要性、高齢者の消費者被害防止に係る具体的取組等の諸問題について質疑を行った。

３月22日、予算委員会から委嘱された平成28年度内閣（地方活性化関係経費）及び内閣府（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁）予算の審査を行い、地方版総合戦略の策定における国の支援、地方人口ビジョンの策定の在り方、消費者の電力小売事業者の選択に資する情報提供等の在り方、消費者庁の地方移転の是非、高齢化の進展に対応するための消費者庁の体制、成長ホルモン剤が投与された輸入牛肉に係る国民への周知、電力の小売全面自由化における電源開示の必要性、住宅ローンに係る契約の在り方等の諸問題について質疑を行った。

（２）委員会経過

〇平成28年１月４日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

〇平成28年３月16日（水）（第２回）

○地方活性化の基本施策に関する件について石破国務大臣から所信を聴いた。

○消費者行政の基本施策に関する件について河野内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○消費者安全法第13条第４項の規定に基づく平成26年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について河野内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

〇平成28年３月18日（金）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方活性化の基本施策に関する件及び消費者行政の基本施策に関する件について河野内閣府特命担当大臣、石破国務大臣、福岡内閣府副大臣、松本内閣府副大臣、酒井内閣府大臣政務官、太田厚生労働大臣政務官、津島国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石上俊雄君（民主）、森本真治君（民主）、佐々木さやか君（公明）、三木亨君（自民）、仁比聡平君（共産）、寺田典城君（維党）、和田政宗君（日本）、吉田忠智君（社民）、平野達男君（改革）、山田修路君（自民）、島田三郎君（自民）

〇平成28年３月22日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）**

（内閣所管（地方活性化関係経費）及び内閣府所管（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁））について石破国務大臣及び河野内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、石破国務大臣、河野内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

難波奨二君（民主）、河野義博君（公明）、倉林明子君（共産）、寺田典城君（維党）、和田政宗君（日本）、吉田忠智君（社民）、荒井広幸君（改革）

本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成28年４月１日（金）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）**について石破内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、佐藤農林水産大臣政務官、津島国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

斎藤嘉隆君（民進）、和田政宗君（日本）、吉田忠智君（社民）、平野達男君（改革）

〇平成28年４月６日（水）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）**について石破内閣府特命担当大臣、牧島内閣府大臣政務官、太田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

〔質疑者〕

島田三郎君（自民）、安井美沙子君（民進）、寺田典城君（民進）、横山信一君（公明）、吉良よし子君（共産）、荒井広幸君（改革）

（閣法第15号）

賛成会派　自民、公明、日本、改革

反対会派　民進、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

〇平成28年４月22日（金）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）**について石破内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年５月11日（水）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）**について石破内閣府特命担当大臣、三ッ林厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

寺田典城君（民進）、森本真治君（民進）、大門実紀史君（共産）、和田政宗君（日本）、吉田忠智君（社民）、荒井広幸君（改革）

（閣法第52号）

賛成会派　自民、民進、公明、日本、社民、改革

反対会派　共産

〇平成28年５月13日（金）（第９回）

○**特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）**

消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

以上両案について河野内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成28年５月18日（水）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）**

消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

以上両案について河野内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

寺田典城君（民進）、佐々木さやか君（公明）、大門実紀史君（共産）、和田政宗君（日本）、吉田忠智君（社民）、平野達男君（改革）

〇平成28年５月20日（金）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）**

消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

以上両案について河野内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

三木亨君（自民）、安井美沙子君（民進）、森本真治君（民進）

（閣法第44号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、日本、改革

反対会派　なし

欠席会派　社民

（閣法第45号）

賛成会派　自民、民進、公明、共産、日本、改革

反対会派　なし

欠席会派　社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

〇平成28年６月１日（水）（第12回）

○請願第2899号外１件を審査した。

○地方の活性化及び消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	田中	直紀（民主）	片山	さつき（自民）	福山	哲郎（民主）
理　事	上月	良祐（自民）	熊谷	大（自民）	増子	輝彦（民主）
理　事	滝波	宏文（自民）	佐藤	正久（自民）	新妻	秀規（公明）
理　事	堀井	巌（自民）	酒井	庸行（自民）	若松	謙維（公明）
理　事	宮本	周司（自民）	髙階	恵美子（自民）	紙	智子（共産）
理　事	森	まさこ（自民）	塚田	一郎（自民）	田村	智子（共産）
理　事	大島	九州男（民主）	中原	八一（自民）	東	徹（維会）
理　事	風間	直樹（民主）	林	芳正（自民）	山口	和之（元気）
理　事	浜田	昌良（公明）	堀内	恒夫（自民）	真山	勇一（維党）
	阿達	雅志（自民）	石上	俊雄（民主）	中野	正志（日本）
	愛知	治郎（自民）	神本	美恵子（民主）	渡辺美知太郎	（無ク）
	有村	治子（自民）	櫻井	充（民主）	山本	太郎（生活）
	上野	通子（自民）	徳永	エリ（民主）		
	岡田	広（自民）	浜野	喜史（民主）		

（28.1.4 現在）

（1）審議概観

第190回国会において本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願２種類62件は、いずれも保留とした。

〔国政調査等〕

第189回国会閉会後の**平成27年12月11日**、東日本大震災復興の総合的対策について質疑を行い、被災者からの信頼の回復に向けた復興大臣の姿勢及び取組、帰宅困難地域の復興について時間軸を明確にした方針提示の必要性、常磐自動車道の４車線化及びインターチェンジ新設に関する国土交通省の検討状況、福島の復興に向けた事業者支援の基本的考え方、福島イノベーション・コースト構想に係る各プロジェクトの早期事業化、浜通り地域など被災地における介護人材不足等の解消に向けた取組、高速増殖炉もんじゅに関する原子力規制委員会の勧告内容及び選択肢としての廃炉の可能性、福島県の復興状況に対する復興大臣の認識及び今後の優先的課題、福島第一原発におけるトリチウムが残留したＡＬＰＳ処理水についての対処方針、被災者住宅再建支援対策給付基金の管理費が高額である理由と精査の必要性、防潮堤の高さが過大ではないかとする専門家の指摘に対する復興大臣の見解、放射性指定廃棄物最終処分場の候補地返上を求める栃木県塩谷町長に対する環境省の対応、福島第一原発事故と福島県県民健康調査で判明した小児甲状腺がん多発との因果関係などの諸問題が取り上げられた。

平成28年２月８日～９日、東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査のため、宮城県及び福島県に委員派遣を行った。

３月16日、東日本大震災復興の基本施策について髙木国務大臣（復興大臣）から所信を、また、平成28年度復興庁関係予算について復興副大臣から説明を聴取

した。

同日、前記派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

３月22日、予算委員会から委嘱された平成28年度予算中、東日本大震災復興についての審査・質疑を行い、福島県で行われている子どもの医療費無料化措置に対する国の財政支援の必要性、子ども・被災者支援法を踏まえた子どもの医療費に係る支援、福島県の再生加速化のための復興庁の同県への移転、帰還困難区域の今後の除染の在り方、福島県における復興支援道路の整備見通し、福島新エネルギー社会構想に対する国の支援の在り方、ロボット・テストフィールド及び国際産学官共同利用施設（ロボット）に関する国の取組、被災自治体における技術系職員を中心とした職員不足の解消方策、九州電力川内原子力発電所における免震重要棟代替施設の設備上の問題点、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金による雇用創出効果、東京電力福島第一原子力発電所における凍土壁の工事の現状及び今後の見通し、仮設住宅等に入居していない在宅被災者に対する支援の在り方、「心の復興」事業への支援強化の必要性、福島の風評被害払拭に向けた対策の総括と今後の取組、東日本大震災復興特別貸付及び東日本大震災復興緊急保証が民業を圧迫する懸念などの諸問題が取り上げられた。

４月13日、東日本大震災復興の基本施策について質疑を行い、震災復興において住宅再建を最優先とすべきことについての復興大臣の見解、修学旅行を被災地に誘致するための国の支援策、被災文化財の修理事業に対する更なる財政支援の必要性、廃炉・汚染水対策及び除染・賠償・中間貯蔵施設に要する費用、東京電力福島第一原子力発電所における凍土方式による陸側遮水壁の設置効果、九州電力川内原子力発電所の緊急時対策所の計画変更申請に関する審査等の状況、緊急時対策所の設置に関し原子力規制委員会の新規制基準に免震機能を明記した理由、福島県の子育て支援に関する事業に対する福島県民健康管理基金の活用、被災者支援総合交付金等による原発事故に伴う自主避難者に対する支援策、原発事故に伴う自主避難者に対する住宅支援の継続の必要性、原発事故によって生じた除染費用の回収方法の在り方、東北の観光産業の復興加速化のための取組、除染等により生じた除去土壌等の再利用に際し設定される放射能濃度基準の妥当性、「新しい東北」についての復興庁の基本的な考え方及び民間との連携促進などの諸問題が取り上げられた。

５月20日、原子力規制委員会の活動状況について田中原子力規制委員会委員長から説明を聴取した。

同日、原子力問題について質疑を行い、原子力規制委員会における新規制基準適合性審査に時間が掛かる原因と今後の対応、高浜原発運転差止め仮処分などの裁判手続で国の立場をしっかりと表明する必要性、福島第一原発の保管汚染水からトリチウムを除去できる可能性及び当該研究開発の現状、凍土壁の効果等について現時点での原子力規制委員会委員長の見解、志賀原発について敷地内破砕帯評価書をベースとせずに適合性審査を進める必要性、敦賀原発敷地内破砕帯評価書の結論部分を書き換えた根拠等の妥当性、ＩＡＥＡのＩＲＲＳミッション報告書を踏まえた規制及びガイドの見直し等への対応、「もんじゅ」については延命ではなく廃炉を含めた在り方そのものを検討す

る必要性、原子力発電所について元々想定されていた運転期間及び原子炉の中の状態の確認方法、2007年のＩＲＲＳ報告書で指摘された検査制度の改善が遅れたことについての所見、熊本地震を踏まえた川内原発の安全性評価についての科学的な判断に基づく見解、東京電力が設置したメルトダウン判定問題に係る第三者検証委員会の人選の公正性、再処理等拠出金法成立が我が国のプルトニウム管理への海外の懸念の払拭になる可能性などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成27年12月11日（金）（第189回国会閉会後第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○東日本大震災復興の総合的対策に関する件について髙木復興大臣、石井国土交通大臣、林経済産業大臣、井上環境副大臣、若松復興副大臣、高木経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

増子輝彦君（民主）、新妻秀規君（公明）、田村智子君（共産）、山口和之君（元気）、東徹君（維新）、和田政宗君（次代）、渡辺美知太郎君（無ク）、山本太郎君（生活）

○平成28年１月４日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成28年１月27日（水）（第２回）

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成28年３月16日（水）（第３回）

○東日本大震災復興の基本施策に関する件について髙木復興大臣から所信を聴いた。

○平成28年度復興庁関係予算に関する件について長島復興副大臣から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成28年３月22日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成二十八年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成二十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（東日本大震災復興）について髙木復興大臣、若松復興副大臣、井上環境副大臣、高木経済産業副大臣、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、増子輝彦君（民主）、新妻秀規君（公明）、田村智子君（共産）、東徹君（維会）、真山勇一君（維党）、中野正志君（日本）、山口和之君（元気）、渡辺美知太郎君（無ク）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成28年４月13日（水）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○東日本大震災復興の基本施策に関する件について髙木復興大臣、林経済産業大臣、丸川環境大臣、長島復興副大臣、義家文部科学副大臣、若松復興副大臣、松本内閣府副大臣、高木経済産業副大臣、木原外務副大臣、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長山名元君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

愛知治郎君（自民）、上月良祐君（自民）、神本美恵子君（民進）、風間直樹君（民進）、浜田昌良君（公明）、紙智子君（共産）、東徹君（維会）、中野正志君（日本）、山口和之君（元気）、山本太郎君（生活）、渡辺美知太郎君（無ク）

○平成28年５月20日（金）（第６回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○原子力規制委員会の活動状況に関する件につ

いて田中原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。

○原子力問題に関する件について高木経済産業副大臣、冨岡文部科学副大臣、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長山口博君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

阿達雅志君（自民）、増子輝彦君（民進）、浜野喜史君（民進）、新妻秀規君（公明）、田村智子君（共産）、東徹君（維新）、山口和之君（元気）、中野正志君（日本）、山本太郎君（生活）、渡辺美知太郎君（無ク）

〇平成28年６月１日（水）（第７回）

○請願第690号外61件を審査した。

○東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

〇平成28年２月８日（月）、９日（火）

○東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査

〔派遣地〕

宮城県、福島県

〔派遣委員〕

田中直紀君（民主）、上月良祐君（自民）、滝波宏文君（自民）、宮本周司君（自民）、森まさこ君（自民）、大島九州男君（民主）、風間直樹君（民主）、熊谷大君（自民）、新妻秀規君（公明）、紙智子君（共産）、真山勇一君（維元）、清水貴之君（維会）、中野正志君（日本）、山本太郎君（生活）

2 調査会審議経過

国の統治機構に関する調査会

委員一覧（25名）

会　長	山崎　　力（自民）	古賀　友一郎（自民）	森本　　真治（民主）
理　事	猪口　邦子（自民）	酒井　　庸行（自民）	安井　美沙子（民主）
理　事	島村　　大（自民）	高橋　　克法（自民）	矢倉　　克夫（公明）
理　事	渡邉　美樹（自民）	武見　　敬三（自民）	柴田　　巧（維元）
理　事	野田　国義（民主）	柘植　　芳文（自民）	儀間　　光男（維会）
理　事	新妻　秀規（公明）	三木　　亨（自民）	山本　　太郎（生活）
理　事	倉林　明子（共産）	田城　　郁（民主）	荒井　　広幸（改革）
	井原　　巧（自民）	津田　弥太郎（民主）	
	衛藤　晟一（自民）	水野　　賢一（民主）	（28.2.10 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、立法府、行政府等国の統治機構の在り方及び国と地方との関係に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第184回国会の平成25年８月７日に設置された。３年間の調査テーマを「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」とし、１年目は「議院内閣制における内閣の在り方」を調査項目として取り上げ、第186回国会の平成26年６月11日、調査報告書（中間報告）を議長に提出した。調査の２年目は、「国と地方の関係」を調査項目として取り上げ、第189回国会の平成27年６月12日、調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

調査の最終年に当たる３年目は、「二院制議会における今日の参議院の役割」を調査項目とすることとし、鋭意調査を行った。

今国会においては、平成28年２月10日、立法及び行政監視の活性化への視点について、参考人政策研究大学院大学教授飯尾潤君及び同志社大学法学部教授勝山教子君から意見を聴取した後、質疑を行った。

２月17日、二院制議会における両院の在り方について、参考人筑波大学大学院人文社会科学研究科教授岩崎美紀子君及び早稲田大学政治経済学術院教授日野愛郎君から意見を聴取した後、質疑を行った。

２月24日、参議院の目指すべき姿について、参考人駒澤大学法学部教授大山礼子君及び政策研究大学院大学教授竹中治堅君から意見を聴取した後、質疑を行った。

これらの調査を踏まえ、４月６日、調査報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。

参考人からの意見聴取及び質疑、委員間の意見交換を踏まえ、５月18日、調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

２月10日の調査会では、参考人から①審議活性化と参議院の独自機能発揮のた

めの方策、②参議院における客観的視点からの行政監視の重要性等について意見を聴取し、法案審議における参議院の権限放棄分野と独自性発揮分野、首相等の国会への長時間の拘束とその解決策、参議院において議員立法を行う意義、国会における女性議員の比率が低い現状に対する見解、行政監視機能を高めるための口頭質問制度の導入と議会少数派による国政調査権の行使、衆議院の優越と参議院先議との関係、参議院における予備的調査の必要性、決算委員会がより機能するための方策等について質疑を行った。

２月17日の調査会では、参考人から①我が国の二院制議会の特徴、②衆参両院の在り方を踏まえた選挙制度等について意見を聴取し、直近の参議院選挙制度改革の評価及び地域代表原則に対する考え方、参議院を地域代表とした場合の比例代表制の取扱い、参議院の代表原則を地域代表とした際の選挙制度と多様な民意の反映方法、小選挙区制及び政党助成制度の導入と議会制民主主義への影響、参議院における決算審査の充実策、議員定数削減及び一院制導入に対する見解、選挙時の供託金減額に対する見解、参議院議員選挙における一票の較差に対する最高裁判決の変化とその評価等について質疑を行った。

２月24日の調査会では、参考人から①参議院の強い権限の見直しと審議の充実、②多様な民意を反映するための参議院議員選挙制度の改革等について意見を聴取し、政党政治と二院制の理想像に対する見解、現在の参議院議員定数に対する見解、参議院議員選挙に地域代表制や大ブロック制を導入する意義、女性の国会議員が増える意義と政策決定に与える影響、参議院議員の国務大臣等就任に対する見解、多様な民意の反映と連立政権、いわゆる60日ルールの適用と参議院の役割、法案提出後の内閣修正と国会審議活性化等について質疑を行った。

４月６日の調査会では、調査報告の取りまとめに向けて、行政監視機能の強化、一票の較差の是正、参議院の望ましい選挙制度、多様な民意の反映、法案審議における先議の在り方、若年層及び女性の政治参加促進、法案の事前審査と国会審議の形骸化、二院制の存在意義、参議院議員の被選挙権年齢、参議院が目指すべき姿等について委員から意見が述べられた。

５月18日、３年目の調査活動の概要をまとめ、国会機能の活性化、衆参両院の在り方、国会と内閣の関係、参議院の目指すべき姿という主要論点別に議論を整理した調査報告書を議長に提出した。

（２）調査会経過

○平成28年２月10日（水）（第１回）

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○国の統治機構等に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」のうち、二院制議会における今日の参議院の役割（立法及び行政監視の活性化への視点）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

政策研究大学院大学教授　飯尾潤君

同志社大学法学部教授　勝山教子君

〔質疑者〕

島村大君（自民）、野田国義君（民主）、秋野公造君（公明）、倉林明子君（共産）、柴田巧君（維元）、儀間光男君（維会）、山本太郎君（生活）、渡邉美樹君（自民）

○平成28年２月17日（水）（第２回）

○「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」のうち、二院制議会における今日の参議院の役割（二院制議会における両院の在り方）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

筑波大学大学院人文社会科学研究科教授　岩崎美紀子君

早稲田大学政治経済学術院教授　日野愛郎君

〔質疑者〕

堀井巌君（自民）、安井美沙子君（民主）、新妻秀規君（公明）、倉林明子君（共産）、柴田巧君（維元）、儀間光男君（維会）、山本太郎君（生活）、古賀友一郎君（自民）

○平成28年２月24日（水）（第３回）

○「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」のうち、二院制議会における今日の参議院の役割（参議院の目指すべき姿）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

駒澤大学法学部教授　大山礼子君

政策研究大学院大学教授　竹中治堅君

〔質疑者〕

井原巧君（自民）、石橋通宏君（民主）、新妻秀規君（公明）、倉林明子君（共産）、柴田巧君（維元）、儀間光男君（維会）、山本太郎君（生活）、島村大君（自民）

○平成28年４月６日（水）（第４回）

○理事を選任した。

○「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」のうち、二院制議会における今日の参議院の役割について意見の交換を行った。

○平成28年５月18日（水）（第５回）

○**国の統治機構等に関する調査報告書**を提出することを決定した。

○国の統治機構等に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（３）調査会報告要旨

国の統治機構等に関する調査報告

【要 旨】

本調査会は、立法府、行政府等国の統治機構の在り方及び国と地方との関係に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成25年８月７日に設置された。

本調査会は、「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」を調査テーマとし、１年目は「議院内閣制における内閣の在り方」、２年目は「国と地方の関係」を調査項目とした。

最終年に当たる３年目は、「二院制議会における今日の参議院の役割」を調査項目として取り上げ、立法及び行政監視の活性化への視点、二院制議会における両院の在り方、参議院の目指すべき姿について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。また、委員間の意見交換を行い、これまでの調査を調査報告書として取りまとめ、平成28年５月18日、議長に提出した。

本調査会においては、国会機能の活性化、衆参両院の在り方、国会と内閣の関係、参議院の目指すべき姿等について広く議論を行い、報告書ではそれらを主要論点別に整理している。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会

委員一覧（25名）

会　長	鴻池　　祥肇（自民）	西田　　昌司（自民）	広田　　一（民主）
理　事	大野　　泰正（自民）	藤井　　基之（自民）	蓮　　舫（民主）
理　事	舞立　　昇治（自民）	宮本　　周司（自民）	竹谷　とし子（公明）
理　事	森　　まさこ（自民）	山下　　雄平（自民）	藤巻　　健史（維会）
理　事	藤本　　祐司（民主）	山田　　俊男（自民）	川田　　龍平（維党）
理　事	平木　　大作（公明）	吉川　ゆうみ（自民）	中西　　健治（無ク）
理　事	辰巳　孝太郎（共産）	石上　　俊雄（民主）	吉田　　忠智（社民）
	阿達　　雅志（自民）	礒﨑　　哲史（民主）	
	関口　　昌一（自民）	尾立　　源幸（民主）	

（28.1.4 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活の安定及び向上の観点からデフレ脱却及び財政再建に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成25年８月７日（第184回国会）に設置され、同年11月に、３年間の調査項目を「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」と決定し、３年間にわたる調査を開始した。

最終年に当たる今国会においては、調査項目のうち、「信頼できる社会の構築による経済成長及び健全な財政の実現」について調査を行った。

まず、平成28年２月10日には、「国民の信頼を構築するための社会保障の在り方」について、東京大学社会科学研究所教授大沢真理君、東京大学名誉教授神野直彦君及び株式会社大和総研主席研究員鈴木準君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

次に、２月17日には、「国民の信頼を構築するための財政再建の在り方」について、法政大学経済学部教授小黒一正君、株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員河村小百合君及び一橋大学国際・公共政策大学院教授佐藤主光君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

さらに、４月６日には、「政府における財政再建の取組」について、内閣官房、内閣府、財務省及び厚生労働省から説明を聴取し、質疑を行った後、報告書を取りまとめるに当たっての委員間の意見交換を行った。

５月18日、３年目の調査を踏まえ、８項目の提言を含む報告書を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

２月10日の調査会では、参考人から、日本の貧困率の高さと所得再分配機能、「分かち合い」としての協力原理とそれによる社会保障の張り替え、社会保障制度の軸足を変える必要性等について意見が述べられた。その後、税制改革のあるべき姿、国民から納得感を得られるような財政再建と社会保障の在り方、今後の産業構造と税体系のあるべき姿、「データ化」、「見える化」による社会保障の効率化に向けた取組の必要性等について質疑を行った。

２月17日の調査会では、参考人から、財政の長期推計と世代会計の作成を担う独立推計機関の設置、現在の我が国の財政運営の問題、財政再建と経済成長の両立、租税特別措置等見えない補助金としての政策減税と税制への信認等について意見が述べられた。その後、財政再建の観点からの歳入改革の在り方と税制改革を行う必要性、財政規律保持の観点からの予算編成及び補正予算の在り方、諸外国における租税の見える化についての実例、所得税における税率と控除の在り方と世代間格差の解消策、日本の望ましい税制及び財政運営の在り方等について質疑を行った。

４月６日の調査会では、「政府における財政再建の取組」について、髙鳥内閣府副大臣、岡田財務副大臣及び竹内厚生労働副大臣からそれぞれ説明を聞いた後、個人・法人所得税改革、税外収入の活用の在り方、社会保障のあるべき受益と負担を示して国民の納得感を得る必要性、経済再生と財政健全化の両立に向けた取組、貧困削減効果を上げるための所得再分配機能の強化、財政再建を効果的に進めるための独立推計機関の国会設置についての見解、社会保障費の見える化を進める必要性等について質疑を行った。

次に、委員間の意見の交換が行われ、経済の再生と財政再建の両立を図ることの重要性、痛税感緩和のため税や社会保険料負担に対する受益が実感できる環境整備、財政再建と社会保障の在り方、均等待遇の実現や税制改革、社会保障の改革により格差を是正する必要性、次世代への負担のつけ回しの軽減、受益と負担が公平となるような社会保障改革、補正予算、単年度主義、特別会計及び復興予算等の予算編成の在り方の見直しの必要性等について意見が述べられた。

５月18日、３年目の活動を踏まえ、経済成長及び財政再建の一体的推進、租税特別措置、所得控除等の見直し等租税負担率の再検討、公共サービスの受益と負担の再構成を通じた財政再建の推進、堅実な財政規律に基づく財政運営の推進等についての８項目の提言を含む報告書を取りまとめ、議長に提出した。

（２）調査会経過

○平成28年１月４日（月）（第１回）

- ○調査会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成28年２月10日（水）（第２回）

- ○国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- ○「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」のうち、信頼できる社会の構築による経済成長及び健全な財政の実現（国民の信頼を構築するための社会保障の在り方）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学社会科学研究所教授　大沢真理君
東京大学名誉教授　神野直彦君
株式会社大和総研主席研究員　鈴木準君

〔質疑者〕

舞立昇治君（自民）、石上俊雄君（民主）、平木大作君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、川田龍平君（維元）、藤巻健史君（維会）、中西健治君（無ク）、西田昌司君（自民）、藤本祐司君（民主）

○平成28年２月17日（水）（第３回）

- ○「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」のうち、信頼できる社会

の構築による経済成長及び健全な財政の実現（国民の信頼を構築するための財政再建の在り方）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

法政大学経済学部教授　小黒一正君

株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員　河村小百合君

一橋大学国際・公共政策大学院教授　佐藤主光君

〔質疑者〕

舞立昇治君（自民）、礒﨑哲史君（民主）、平木大作君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、川田龍平君（維元）、藤巻健史君（維会）、中西健治君（無ク）、吉田忠智君（社民）、西田昌司君（自民）、荒木清寛君（公明）

〇平成28年４月６日（水）（第４回）

○理事を選任した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」のうち、信頼できる社会の構築による経済成長及び健全な財政の実現（政府における財政再建の取組）について髙鳥内閣府副大臣、岡田財務副大臣及び竹内厚生労働副大臣から説明を聴いた後、髙鳥内閣府副大臣、岡田財務副大臣、竹内厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉田忠智君（社民）、舞立昇治君（自民）、川田龍平君（民進）、平木大作君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、藤巻健史君（維会）、渡辺美知太郎君（無ク）、西田昌司君（自民）、山田俊男君（自民）、竹谷とし子君（公明）、蓮舫君（民進）

○デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について意見の交換を行った。

〇平成28年５月18日（水）（第５回）

○**国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査報告書**を提出することを決定した。

○国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（３）調査会報告要旨

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査報告

【要 旨】

本調査会は、国民生活の安定及び向上の観点からデフレ脱却及び財政再建に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第184回国会、平成25年８月７日に設置された。１年目は、「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」を３年間の調査項目と決定した後、調査項目について調査を行い、２年目は、調査項目のうち、「経済の再生と財政再建の在り方」について調査を行った。

３年目は、調査項目のうち、「信頼できる社会の構築による経済成長及び健全な財政の実現」について調査を行うこととし、参考人から意見を聴取し、質疑を行うとともに、政府から説明を聴取し、質疑を行った。続いて、委員間の意見交換を行った後、これまでの調査を、８項目の提言を含む調査報告書として取りまとめ、５月18日、議長に提出した。

提言の主な内容は次のとおりである。

一　協力原理に基づく社会保障制度の再構成

協力原理とは、お互いに協力し合って生きていくという原理で、利己的か利他的かという議論を超越した、利他的行為の相互遂行を前提に成り立つものである。協力原理に基づいて社会保障を再構成する場合、目指すべきビジョンは、生活点における自発的な協力を基盤とした地方自治

体、生産点における自発的な協力を強制的な協力にする社会保障基金政府及びミニマムを保障する中央政府の３つの政府体系が提供する社会保障サービスを再編していくことである。

二　産業構造の変化への対応及び格差、貧困対策の充実・強化

産業構造は、サービス産業の比重が高まっている一方で、サービス産業においては、非正規雇用の割合が高くなり、賃金も低い状況にあり、労働者の処遇改善が産業構造の変化に追い付いていない。非正規雇用から正規雇用への転換を進めるとともに、賃金の引上げ、労働法令の遵守等労働者の処遇改善を一層進める必要がある。また、現在我が国の相対的貧困率は、ＯＥＣＤ諸国の中で高い状況にあり、国民生活基礎調査等を一層有効活用し、格差、貧困対策の更なる充実・強化に努めるべきである。

三　真に必要な医療費の確保及び健康社会を目指すための積極的な取組

医療費については、機械的に抑制するのではなく、国民皆保険の下で、必要な医療を提供していくことが重要である。また、健康への投資を推進することが、結果的に医療費の抑制につながるため、政府としても、健康の価値が高い社会を構築するため、国民的運動を進めるべきである。

四　経済成長及び財政再建の一体的推進

健全な財政があればこそ安心して経済活動ができ、高い経済成長があればこそ財政は健全化するので、経済成長と財政再建を両立させなければならない。また、医療、介護、教育、保育、観光等将来更に大きな需要が見込まれる分野に対して、政策資源を十分に配分し、成長をけん引する産業として育成すべきである。

五　租税特別措置、所得控除等の見直し等租税負担率の再検討

租税特別措置については、より一層「見える化」に努めるとともに、アメリカやカナダ等が実施している租税支出レポート等を参考に、国民に対する周知を徹底すべきである。また、導入当初は必要性があった所得控除も、時代の変遷によりその役割を喪失したものについては、早急に見直すべきである。

六　公共サービスの受益と負担の再構成を通じた財政再建の推進

公共サービスの受益の対象を低所得層に限定せず、広く行き渡らせることにより、受益を実感し、納税の納得感につなげ、租税負担率の引上げに対する理解を得ることが、財政再建に資することになる。目指すべき政府の在り方の観点から、国民負担率について、民主主義の原則である参加と公開と納得性を担保した上で、再検討すべきである。

七　堅実な財政規律に基づく財政運営の推進

財政を持続可能なものとするためには、財政規律の確立は不可欠である。補正予算については、特に緊要となった経費の支出等に限るように、改めて財政法第29条の趣旨を徹底する必要がある。また、予算と同様決算についても、国民の関心が高まるよう、様々な機会を通じて機運を醸成する必要がある。

八　財政の長期推計等を行う独立推計機関の設置

財政の長期推計及び世代会計の作成を担う独立推計機関を国会に設置すべきであるとの意見があり、欧米諸国では、財政当局に対して独立性を有する機関を設置し、経済財政運営の見通しの作成、予算編成過程への関与等を行っている。

国際経済・外交に関する調査会

委員一覧（25名）

会　長	柳田　　稔（民主）	石井　みどり（自民）	小林　　正夫（民主）
理　事	上野　　通子（自民）	長峯　　誠（自民）	長浜　　博行（民主）
理　事	滝沢　　求（自民）	二之湯　武史（自民）	柳澤　　光美（民主）
理　事	中泉　　松司（自民）	羽生田　　俊（自民）	山本　　博司（公明）
理　事	相原　久美子（民主）	古川　　俊治（自民）	市田　　忠義（共産）
理　事	河野　　義博（公明）	三宅　　伸吾（自民）	アントニオ猪木（維元）
理　事	紙　　智子（共産）	山田　　修路（自民）	浜田　　和幸（日本）
	赤石　　清美（自民）	礒﨑　　哲史（民主）	
	石井　　浩郎（自民）	大久保　　勉（民主）	（28.2.10 現在）

（１）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第189国会の平成27年１月26日に設置された。その後、今期の調査テーマである「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交の役割」の下、「国際経済の現状と課題解決に向けた取組」、「我が国の経済連携への取組の現状と課題」、「持続的繁栄を支える資源・エネルギー問題等の現状と課題」、「国際テロを含む国際平和実現に向けた諸課題と我が国の取組の在り方」、「核軍縮、国連など我が国マルチ外交の課題と外交力強化に向けた取組」及び「気候変動、感染症など地球規模課題への対応と我が国の役割」の６つの具体的調査項目を定めて調査を進め、第190回国会においては、４回の調査を行った。

平成28年２月10日には、「我が国の経済連携への取組の現状と課題」について、内閣官房、農林水産省、経済産業省及び厚生労働省から説明を聴いた後、質疑を行った。

２月17日には、「核軍縮、国連など我が国マルチ外交の課題と外交力強化に向けた取組」について、参考人元軍縮担当国連事務次長阿部信泰君、京都大学公共政策大学院教授淺田正彦君、ＮＰＯ法人ピースデポ特別顧問・長崎大学核兵器廃絶研究センター・前センター長梅林宏道君及び大阪大学理事・副学長星野俊也君から意見を聴取した後、質疑を行った。

２月24日には、「気候変動、感染症など地球規模課題への対応と我が国の役割」について、参考人ＮＰＯ法人気候ネットワーク理事平田仁子君、川崎市健康安全研究所長岡部信彦君及び早稲田大学国際学術院副学術院長・教授・同大学院アジア太平洋研究科研究科長勝間靖君から意見を聴取した後、質疑を行った。

５月11日には、調査の締めくくりとして、「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交の役割」について、委員間の意見交換を行った後、これまでの調査を踏まえ、15項目の提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

２月10日の調査会では、政府から、Ｔ

ＰＰ協定交渉の経緯、同協定及び「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」の概要、ＴＰＰ協定の経済効果・影響分析、国内対策等について説明を聴取した。続いて政府に対し、ＴＰＰの効果に関して政府試算とタフツ大学試算との間に差が生じる根本的な違い、対米自動車関税の完全撤廃期間が長期にわたることに伴う競争環境上の不利益に対する認識、ＴＰＰ協定におけるＩＳＤＳ制度の意義、関税に関わる各国の約束における「除外」の意味とＴＰＰ協定にこれが盛り込まれなかった理由、ＴＰＰ協定が日本の自動車産業と南米との関係に与える影響、ＴＰＰの濫訴防止策のうち、他のＦＴＡにはない新しい内容、民間保険投資者が我が国の公的医療制度によって損害を受けたとしてＩＳＤＳで訴訟を提起した場合の対応の在り方、知財収支の現状とＴＰＰによる同収支の黒字拡大の見込み等について質疑を行った。

２月17日の調査会では、参考人から、国際連合の基本的機能、日本が果たし得る役割、核不拡散条約（ＮＰＴ）の重要性、人道的結末共同声明と核軍縮、日本の原子力政策と核軍縮、グローバルな核軍縮外交の現状、日本の核兵器依存政策の転換の必要性、我が国と国連との関係、多国間外交の特徴、国連改革に向けた現状と課題等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、北朝鮮を北東アジア非核兵器地帯の地帯内国家として組み込むための具体的なステップ、企業等からの寄附、国際連帯税等による国連の財政強化に向けた取組、ＮＰＴ運用検討会議において軍縮・不拡散イニシアティブ（ＮＰＤＩ）の取組を引き続き日本の軍縮外交の軸に据えて展開することの妥当性、六か国協議を通じた北朝鮮問題への取組の重要性と可能性、核、拉致など北朝鮮問題に対する国連の役割及び安保理常任理事国も含めた国連改革の在り方、国連憲章における旧敵国条項がいまだに削除されていない理由、削除の実現のために日本政府に必要な方策等について質疑を行った。

２月24日の調査会では、参考人から、気候変動問題を取り巻く国際政治経済情勢、脱炭素社会に向けた日本の役割、地球規模での主な感染症の発生状況とその背景、2005年の国際保健規則（ＩＨＲ）改正の概要、国際的感染症対策と国内での感染症対策の関係、ミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）から持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）に至る経緯及び両者の違い、日本が果たすべき役割等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、化石燃料から再生可能エネルギーへの構造転換の動向とそれに伴い近い将来に生じるインパクトについての見通し、日本で熱利用が効果的に行われていない現状についての認識、次期エネルギー基本計画において期待されるエネルギーミックスの在り方、パリ協定の温室効果ガス排出量削減目標に対応し日本が目標を引き上げ、対策を見直す必要性、過去の気候変動と現状を踏まえた長期予測の必要性、中国に環境政策の変更を促すための現地民衆・ＮＧＯとの連携に向けたＮＧＯレベルでの取組の現状と展望、伊勢志摩サミットにおいて感染症対策などの保健分野に関して期待される成果等について質疑を行った。

５月11日の調査会では、「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交の役割」について委員間の意見交換を行い、委員から、調査会において広いテーマについて有意義な議論を行ったこ

とへの評価、ＴＰＰについて、秘密交渉、重要５品目に関する国会決議違反などの問題点の所在等について意見が述べられた。

（２）調査会経過

〇平成28年２月10日（水）（第１回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○国際経済・外交に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交の役割」のうち、我が国の経済連携への取組の現状と課題について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、礒﨑哲史君（民主）、河野義博君（公明）、紙智子君（共産）、アントニオ猪木君（維元）、浜田和幸君（日本）、羽生田俊君（自民）

〇平成28年２月17日（水）（第２回）

○「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交の役割」のうち、核軍縮、国連など我が国マルチ外交の課題と外交力強化に向けた取組について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

元軍縮担当国連事務次長　阿部信泰君

京都大学公共政策大学院教授　淺田正彦君

ＮＰＯ法人ピースデポ特別顧問

長崎大学核兵器廃絶研究センター・前センター長　梅林宏道君

大阪大学理事・副学長　星野俊也君

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、大久保勉君（民主）、山本博司君（公明）、市田忠義君（共産）、アントニオ猪木君（維元）、浜田和幸君（日本）

〇平成28年２月24日（水）（第３回）

○「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交の役割」のうち、気候変動、感染症など地球規模課題への対応と我が国の役割について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

ＮＰＯ法人気候ネットワーク理事　平田仁子君

川崎市健康安全研究所長　岡部信彦君

早稲田大学国際学術院副学術院長・教授

同大学院アジア太平洋研究科研究科長　勝間靖君

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、長浜博行君（民主）、河野義博君（公明）、市田忠義君（共産）、アントニオ猪木君（維元）、浜田和幸君（日本）、小林正夫君（民主）

〇平成28年５月11日（水）（第４回）

○理事を選任した。

○国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交の役割について意見の交換を行った。

○**国際経済・外交に関する調査報告書**を提出することを決定した。

○国際経済・外交に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（３）調査会報告要旨

国際経済・外交に関する調査報告

【要　旨】

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成27年１月26日に設置された。今期の調査テーマである「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交

の役割」の下、６つの具体的調査項目について鋭意調査を行い、調査報告書を取りまとめ、５月11日、議長に提出した。同報告書では、15項目の提言を行っており、その主な内容は次のとおりである。

一、我が国が立脚すべき基本的な考え方

１　外交の基本姿勢とその積極的取組

国際平和と持続可能な国際経済の実現に向け、Ｇ７の枠組み等を積極的に活用し、外交による課題解決に一層積極的に取り組むべきである。

２　近隣諸国との関係改善に向けた外交努力

日中韓サミットの毎年開催、対話等を通じた官民の重層的な信頼構築を進めるべきである。

３　今日における国際連合の在り方と我が国の対応

常任理事国入りを含む安保理改革への取組を積極的に進め、国連の諸活動に貢献するとともに、幹部クラスを中心に国連各機関の邦人職員の数を増やす取組を強化すべきである。

４　我が国の繁栄を確保する上での経済外交の重要性

国内外において経済活動が公正かつ適切に行われるためのルールが必要であるとの認識の下、国際社会全体の包摂的な繁栄と我が国の国益の増進に資する経済外交を積極的に推進すべきである。

５　開発協力の一層の推進

「人間の安全保障」の考え方に鑑み、きめ細やかな支援に努めるとともに、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成に向け、国内的な取組及び知見や経験をいかした諸外国支援を行うべきである。

６　地球規模課題解決に向けた取組の推進

地球規模課題解決のため、我が国の知見、経験等の体系化、発信に積極的に取り組むべきである。

二、我が国がとるべき方策

１　国際テロ問題への我が国の対応

国際テロ行為への対策の枠組みが、司法や法執行を基軸とし、開発協力なども含めた、総合的、包括的な対策へ再構築されるよう、関係国に働き掛け、具体的な取組を主導すべきである。

２　核軍縮への我が国の対応

「核兵器のない世界」の実現に向け、地域安全保障への影響や核兵器国の協力可能性にも留意しつつ、法的措置も含め、柔軟かつ合意可能なアプローチの提案において主導的役割を果たすべきである。

３　経済連携及びＴＰＰの在り方と我が国の対応

ＷＴＯ体制の維持・強化に貢献するとともに、ＴＰＰについては、国内において様々な見方や評価があることから、可能な限り情報公開並びに丁寧な説明を行い、国会審議等を通じて国民への十分な説明責任を果たした上で、国民の懸念等を払拭するために必要な措置を講じていくべきである。

４　世界のエネルギー問題解決に向けた我が国の対応

ＥＰＡ等による資源国との良好な関係構築のほか、ＳＤＧｓやパリ協定等と整合的で強靭なエネルギー構造について、福島の教訓にも留意しつつ検討するとともに、技術革新を進めていくべきである。

５　世界の資源問題解決に向けた我が国の対応

鉱物資源の安定確保に向け、資源国への技術や経験の伝達、我が国企業の権益確保の後押し、

専門家育成のほか、「都市鉱山」のグローバルなリサイクルネットワークの構築を進めるべきである。

6　世界の人口問題解決に向けた我が国の対応

人口が増加する開発途上国において、リプロダクティブヘルス、保健医療、女性の地位向上等に協力するほか、少子高齢化の先駆けとして新たな社会モデルを構築し、世界と経験を共有すべきである。

7　世界の食料問題解決に向けた我が国の対応

世界の食料事情改善に向け、海外における生産力の向上を更に支援するほか、中山間地域での営農環境維持等、食料自給率向上に向けた国内対策にも取り組むべきである。

8　気候変動問題解決に向けた我が国の対応

パリ協定の目標達成に向け、電源の在り方の議論を進めつつ、熱利用の効率化など温室効果ガス削減に必要な措置を講ずるとともに、同協定と整合性の取れた開発途上国支援を推進すべきである。

9　世界の感染症問題解決に向けた我が国の対応

国際機関等と連携し、情報共有・伝達体制の強化やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ実現等に向けた支援を引き続き進めるとともに、国内の創薬環境の整備、人材育成の取組を更に強化すべきである。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会　長	柳本　卓治（自民）	宇都　隆史（自民）	神本　美恵子（民主）
幹　事	愛知　治郎（自民）	大沼　みずほ（自民）	小西　洋之（民主）
幹　事	高野　光二郎（自民）	木村　義雄（自民）	長浜　博行（民主）
幹　事	豊田　俊郎（自民）	北村　経夫（自民）	藤田　幸久（民主）
幹　事	丸山　和也（自民）	小坂　憲次（自民）	吉川　沙織（民主）
幹　事	山下　雄平（自民）	上月　良祐（自民）	魚住　裕一郎（公明）
幹　事	風間　直樹（民主）	佐藤　信秋（自民）	佐々木さやか（公明）
幹　事	藤末　健三（民主）	滝波　宏文（自民）	矢倉　克夫（公明）
幹　事	森本　真治（民主）	堂故　茂（自民）	吉良　よし子（共産）
幹　事	西田　実仁（公明）	中曽根　弘文（自民）	小野　次郎（維元）
幹　事	仁比　聡平（共産）	中西　祐介（自民）	松田　公太（維元）
	阿達　雅志（自民）	三原じゅん子（自民）	江口　克彦（維会）
	赤池　誠章（自民）	有田　芳生（民主）	和田　政宗（日本）
	石井　正弘（自民）	大島　九州男（民主）	渡辺美知太郎（無ク）
	石田　昌宏（自民）	大塚　耕平（民主）	主濱　了（生活）

（28.2.17 現在）

（1）活動概観

〔調査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の６）。

今国会においては、前国会に引き続き、当面の調査テーマとされた「二院制」について審査会を１回開催したほか、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する実情調査のため、視察を行った。

２月17日、「二院制」のうち、参議院と衆議院の関係（参議院として重視すべき役割）について参考人大東文化大学大学院法務研究科教授浅野善治君及び千葉経済大学特任教授荒井達夫君から意見を聴取した後、両参考人に対し質疑を行った。

５月25日、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する実情調査のため、最高裁判所への視察を行った。

また、本審査会付託の請願９種類198件は、いずれも保留とした。

〔調査の概要〕

２月17日、「二院制」のうち、参議院と衆議院の関係（参議院として重視すべき役割）について、参考人大東文化大学大学院法務研究科教授浅野善治君から、衆議院の特色が政権との協働であるのに対し、参議院の特色は継続性と安定性であるとの見解、国民の参議院への期待は政局に左右されない政策審議であるとの見解、参議院は議員間の自由討議による政策討議に適しているとの見解、参議院の選挙制度は同一政党から複数の候補者が出得る大選挙区制が期待されるとの見解等が述べられた。次に、参考人千葉経済

大学特任教授荒井達夫君から、官僚機構におけるキャリアシステムの問題点、「政府と官僚機構をつくる衆議院、それを監視する参議院」という視点から国会の行政統制を見直す必要性、衆参共に予算委員会と決算委員会を統合して財政委員会を創設し、参議院に行政監視調査局を、衆議院に会計検査院を置くことの提案、議院内閣制の下で一院制を採用した場合の行政監視の困難性についての見解等が述べられた。これらを踏まえて、両参考人に対し質疑が行われた。

５月25日、最高裁判所への視察を行い、裁判所の組織、事件処理の概況等について調査を行った。

（２）審査会経過

〇平成28年２月17日（水）（第１回）

○幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○会長は会長代理に風間直樹君を指名した。

○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査のうち、「二院制」について必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○「二院制」のうち、参議院と衆議院の関係（参議院として重視すべき役割）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

大東文化大学大学院法務研究科教授　浅野善治君

千葉経済大学特任教授　荒井達夫君

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、風間直樹君（民主）、西田実仁君（公明）、仁比聡平君（共産）、松田公太君（維元）、江口克彦君（維会）、和田政宗君（日本）、渡辺美知太郎君（無ク）、主濱了君（生活）、高野光二郎君（自民）、藤末健三君（民主）、丸山和也君（自民）、小西洋之君（民主）

〇平成28年６月１日（水）（第２回）

○幹事の補欠選任を行った。

○請願第60号外197件を審査した。

4 情報監視審査会

委員一覧（８名）

会　長	金子　原二郎（自民）	上月　良祐（自民）	荒木　清寛（公明）
	石井　準一（自民）	大野　元裕（民主）	仁比　聡平（共産）
	猪口　邦子（自民）	藤本　祐司（民主）	

（28.3.11 現在）

（１）活動概観

情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査するとともに、議院等からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するために設置されている。

審査会は、調査のため、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府の報告を受けるほか、調査又は審査のため、行政機関の長に対して特定秘密の提出又は提示を求めることなどができる。調査又は審査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して特定秘密保護制度の運用について改善すべき旨又は議院等の求めに応じて報告若しくは記録の提出をすべき旨などの勧告をすることもできる。

審査会は、毎年１回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を議長に提出することとされているほか、必要なときにも報告書を提出できるものとされている。

〔調査の経過〕

第189回国会閉会後、引き続き、個別の行政機関の特定秘密の指定の状況について、説明を聴き、質疑を行った。さらに、３件の特定秘密の提示要求をし、提示された特定秘密について、政府参考人から説明を聴き、質疑を行った。その後、岩城国務大臣及び政府参考人に対して締めくくり的な質疑を行った。

このほか、民主の委員から、国家安全保障会議及び警察庁の特定秘密各１件の提示要求の動議が提出されたが、同動議は否決された。

第190回国会においては、まず、平成27年年次報告書（平成27年分の調査及び審査の経過及び結果に関する報告書）を取りまとめ、議長に提出した。

その後、特定秘密の保護に関する法律第19条により平成28年４月26日に政府から国会に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、岩城国務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った。また、平成27年12月17日に内閣府独立公文書管理監から内閣総理大臣に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について、政府参考人から説明を聴き、質疑を行った。

〔調査の概要〕

第189回国会閉会後の**平成27年11月５日**、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、総務省、外務省、国家安全保障会議及び防衛省の特定秘密の指定の状況について、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。また、海外派遣議員から報告を聴いた。

11月18日、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する調査のため、内閣総理大臣に対する特定秘密の提示要求を議決した。

11月26日、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、内閣衛星情報センターに委員派遣を行い、その際、同センターにおいて特定秘密文書等の提示を受けた。また、同日、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する調査のため、警察庁長官、外務大臣及び防衛大臣に対する特定秘密の提示要求を議決した。

12月３日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、警察庁、外務省及び防衛省から提示された特定秘密文書等について、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。また、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、外務省、国家安全保障会議及び警察庁の特定秘密の指定の状況について、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

12月10日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について、岩城国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。また、前記委員派遣の報告を会議録に掲載することを決定した。

12月15日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、国家安全保障会議及び警察庁の特定秘密の指定の状況について、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

12月22日、民主の委員から、国家安全保障会議及び警察庁の特定秘密各１件の提示要求の動議が提出され、討論が行われた後、採決の結果、同動議は否決された。

第190回国会においては、**平成28年３月30日**、平成27年年次報告書を決定し、議長に提出した。また、同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、４月６日の本会議で会長が報告した。

５月11日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について、岩城国務大臣から説明を聴いた。

５月18日、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について、政府参考人から説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った。また、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について、政府参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

（２）審査会経過

○平成27年11月５日（木）（第189回国会閉会後第１回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、総務省、外務省、国家安全保障会議及び防衛省の特定秘密の指定の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

○海外派遣議員から報告を聴いた。

○会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成27年11月18日（水）（第189回国会閉会後第２回）

○委員派遣を行うことを決定した。

○特定秘密の提示を求めることを決定した。

○平成27年11月26日（木）（第189回国会閉会後第３回）

○特定秘密の提示を求めることを決定した。

○平成27年12月３日（木）（第189回国会閉会後第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、警察庁、外務省及び防衛省から提示された特定秘密について政府参考人から説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った後、外務省、国家安全保障会議及び警察庁の特定秘密の指定の状況について政府参考人から説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った。

○会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成27年12月10日（木）（第189回国会閉会後第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について岩城国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成27年12月15日（火）（第189回国会閉会後第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、国家安全保障会議及び警察庁の特定秘密の指定の状況について政府参考人から説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った後、委員から発言があった。

○会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成27年12月22日（火）（第189回国会閉会後第７回）

○特定秘密提示要求の動議を否決した。

○平成28年３月11日（金）（第１回）

○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件の一部を改正する件を決定した。

○会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成28年３月30日（水）（第２回）

○議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。

○本審査会の調査及び審査に関する**平成27年年次報告書**を提出することを決定した。

○本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。

○平成28年５月11日（水）（第３回）

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について岩城国務大臣から説明を聴いた。

○平成28年５月18日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管

理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について政府参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

○会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

委員派遣

○平成27年11月26日（木）

○内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査

〔派遣地〕

東京都

〔派遣委員〕

金子原二郎君（自民）、石井準一君（自民）、上月良祐君（自民）、末松信介君（自民）、藤本祐司君（民主）、荒木清寛君（公明）、儀間光男君（維新）

（３）審査会報告要旨

平成27年年次報告

【 要 旨 】

本審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するものであり、毎年１回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとなっている。その報告書を取りまとめ、３月30日、議長に提出した。本報告書の対象期間は平成27年３月30日から同年12月31日までであり、その主な内容は次のとおりである。

一　調査の経過及び結果

１　調査の経過

本審査会は、政府の年次報告を基に、平成26年中に行った特定秘密の指定を中心に調査を行った。

特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する上川国務大臣から政府の年次報告の概要説明を聴取した。

内閣官房及び内閣府独立公文書管理監から補足説明を聴取した後、内閣府独立公文書管理監の独立性、特定秘密と公文書管理法との関係等について質疑を行った。

平成26年中に特定秘密の指定を行った10の行政機関から指定の概要について説明を聴取した。

本審査会抽出の計50件の特定秘密指定書について、10の行政機関から説明を聴取した後、特定秘密の指定に際しての関係行政機関間の調整、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要の表記の在り方等について質疑を行った。

本審査会が提示要求を行った警察庁、外務省及び防衛省の特定秘密文書等各１件（計３件）の提示を受け、説明を聴取した後、サードパーティールールの取扱い、特定秘密の指定の範囲の妥当性等について質疑を行った。

岩城国務大臣、内閣官房及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行い、指定の有効期間の設定の在り方、適性評価の実施状況等について質した。

また、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターに委員派遣を実施し、その際、同センターにおいて特定秘密文書等１件の

提示を受けた。

なお、国家安全保障会議及び警察庁の特定秘密各１件（計２件）の提示要求の動議が民主党・新緑風会の委員から提出されたが、討論の後、否決され、提示を要求するに至らなかった。

２　主な指摘事項

本審査会における各委員からの指摘のうち５件については、当該行政機関から特定秘密指定書等の修正を行った旨の回答を得た。その指摘の概要は次のとおりである。

ア　法務省の特定秘密指定書において、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を全て不開示にしているが、その必要性があるのか。

イ　外務省の特定秘密指定書において、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の一部を部局名にしており範囲が広過ぎる印象があるため、より限定した記載にすべきである。

ウ　外務省の特定秘密指定書において、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲に、関係地域局を所掌する外務副大臣及び外務大臣政務官も含めるべきである。

エ　外務省の特定秘密指定書において、対象情報の記述と事項の細目との記載が整合しておらず、また指定の理由に実態と異なる記載があり、改めるべきである。

オ　防衛省の特定秘密指定管理簿のうち、10件の特定秘密の「指定に係る特定秘密の概要」が全て同じであるので、識別できるよう表現を改めるべきである。

また、右の指摘について、政府として統一的な運用を図るとともに、特定秘密保護法第３条第１項の「公になっていないもの」の定義の更なる明確化及びサードパーティールールの適用基準の明確化を図り、統一的な運用が必要である等の考えを示した。

二　審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の要求、要請がなかったため、審査は行わなかった。

5　政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会　長	伊達	忠一（自民）	大野	泰正（自民）	郡司	彰（民主）
幹　事	石井	準一（自民）	鶴保	庸介（自民）	直嶋	正行（民主）
幹　事	関口	昌一（自民）	野村	哲郎（自民）	荒木	清寛（公明）
幹　事	小川	敏夫（民主）	溝手	顕正（自民）	山口	那津男（公明）
	愛知	治郎（自民）	北澤	俊美（民主）	市田	忠義（共産）

（28.1.28 現在）

審査会経過

○平成28年１月28日（木）（第４回）

○幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

1　請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、3,709件（206種類）であり、このうち件数の多かったものは、「障害者福祉についての法制度の拡充に関する請願」152件、「戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止することに関する請願」及び「立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願」各133件、「ウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援とＢ型肝炎ウイルスを排除する治療薬等の研究・開発促進及び肝炎ウイルス検診の更なる推進に関する請願」102件、「建設アスベスト問題の早期解決と被害者の救済に関する請願」99件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」95件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣380件、法務133件、外交防衛331件、財政金融378件、文教科学310件、厚生労働1,284件、農林水産22件、経済産業157件、国土交通217件、環境80件、災害対策77件、倫理選挙78件、地方消費者２件、復興原子力62件、憲法198件であった。

請願者の総数は2,088万5,778人に上っている。

請願書の紹介提出期限は、５月18日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の７日前の同25日までと決定された。

６月１日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、３委員会において327件（10種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで同日の本会議において「法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」外326件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は8.8％であり、種類別による採択率は（採択数／付託数）は4.9％であった。

2 請願件数表

委員会・憲法審査会					本会議	備考
委員会等名	付託	採択	不採択	未了	採択	
内閣	380	0	0	380	0	
法務	133	30	0	103	30	
外交防衛	331	14	0	317	14	
財政金融	378	0	0	378	0	
文教科学	310	0	0	310	0	
厚生労働	1,284	283	0	1,001	283	
農林水産	22	0	0	22	0	
経済産業	157	0	0	157	0	
国土交通	217	0	0	217	0	
環境	80	0	0	80	0	
災害対策	77	0	0	77	0	
倫理選挙	78	0	0	78	0	
地方消費者	2	0	0	2	0	
復興原子力	62	0	0	62	0	
憲法	198	0	0	198	0	
計	3,709	327	0	3,382	327	提出総数　3,709件

3　本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

○**法務委員会**……30件

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（第2003号外12件）

裁判所の人的・物的充実に関する請願（第2054号外16件）

○**外交防衛委員会**……14件

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願（第2098号外13件）

○**厚生労働委員会**……283件

実勢単価に見合った保育所等整備交付金の維持・拡充に関する請願（第315号）

国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願（第526号外８件）

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第983号外94件）

ウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援とＢ型肝炎ウイルスを排除する治療薬等の研究・開発促進及び肝炎ウイルス検診の更なる推進に関する請願（第1459号外101件）

保育士の確保に関する請願（第1562号）

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願（第1708号外55件）

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願（第1988号外18件）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

質問主意書一覧

第190回国会（常会）

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
1	日朝ストックホルム合意などに関する質問主意書	有田　芳生君	28. 1. 4	28. 1. 6	28. 1.12	28. 1.20 第４号
2	北朝鮮地域の残留日本人に関する質問主意書	有田　芳生君	1. 4	1. 6	1.12	1.20 第４号
3	北朝鮮における日本人遺骨に関する質問主意書	有田　芳生君	1. 4	1. 6	1.12	1.20 第４号
4	北朝鮮に対する経済制裁に関する質問主意書	有田　芳生君	1. 4	1. 6	1.12	1.20 第４号
5	警視庁による過剰警備に関する質問主意書	有田　芳生君	1. 4	1. 6	1.12	1.20 第４号
6	公職選挙法の一部を改正する法律に関する質問主意書	脇　雅史君	1. 4	1. 6	1.12	1.20 第４号
7	犬猫等販売業に関する質問主意書	川田　龍平君	1. 4	1. 6	1.12	1.20 第４号
8	横浜市所在の分譲マンションの杭打ち不正に関する質問主意書	松沢　成文君	1. 4	1. 6	1.12	1.20 第４号
9	安倍内閣の臨時国会召集義務を定めた憲法第五十三条違反に関する質問主意書	小西　洋之君	1. 4	1. 6	1.12	1.20 第４号
10	北朝鮮の「水爆実験」と日朝交渉の今後に関する質問主意書	有田　芳生君	1. 7	1.13	1.19	1.20 第４号
11	石垣島への自衛隊配備の問題に関する質問主意書	糸数　慶子君	1. 8	1.13	1.19	1.20 第４号
12	法令等の憲法判断に係る最高裁判所判決に対する内閣の対処方針に関する質問主意書	脇　雅史君	1.12	1.18	1.22	1.27 第６号

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
13	内閣が憲法判断を誤った場合の責任のとり方に関する質問主意書	脇　　雅史君	28. 1.14	28. 1.18	28. 1.22	28. 1.27 第６号
14	消費税の軽減税率制度の導入に伴う課題に関する質問主意書	藤末　　健三君	1.14	1.18	1.22	1.27 第６号
15	完全自動走行に向けた国家戦略特区プロジェクトに関する質問主意書	大久保　　勉君	1.14	1.18	1.22	1.27 第６号
16	日中植林・植樹国際連帯事業に関する質問主意書	和田　　政宗君	1.18	1.20	1.26	1.27 第６号
17	国家戦略特別区域における医学部新設に関する質問主意書	相原　久美子君	1.19	1.25	1.29	2. 2 第８号
18	慰安婦問題等についての昨年末の日韓合意に関する質問主意書	大野　　元裕君	1.20	1.25	1.29	2. 2 第８号
19	日朝ストックホルム合意に明記された人権人道課題などに関する質問主意書	有田　　芳生君	1.20	1.25	1.29	2. 2 第８号
20	日朝ストックホルム合意文書に関する質問主意書	有田　　芳生君	1.20	1.25	1.29	2. 2 第８号
21	大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院再編計画に関する質問主意書	辰巳　孝太郎君	1.21	1.25	1.29	2. 2 第８号
22	若者の投票率向上のための方策に関する質問主意書	藤末　　健三君	1.22	1.27	2. 2	2. 9 第９号
23	選挙権年齢引下げに伴う政府の対応に関する質問主意書	藤末　　健三君	1.22	1.27	2. 2	2. 9 第９号
24	より柔軟な所得連動返還型奨学金及び給付型奨学金の早期導入に関する質問主意書	藤末　　健三君	1.22	1.27	2. 2	2. 9 第９号
25	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金に係る返還延滞金の廃止に関する質問主意書	藤末　　健三君	1.22	1.27	2. 2	2. 9 第９号

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
26	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の返還救済制度の利用促進と債権回収強化策の見直しに関する質問主意書	藤末　健三君	28. 1.22	28. 1.27	28. 2. 2	28. 2. 9 第９号
27	元慰安婦支援のための韓国国内財団への資金拠出に関する質問主意書	和田　政宗君	1.25	1.27	2. 2	2. 9 第９号
28	外務省ホームページ「歴史問題Ｑ＆Ａ」の掲載内容に関する質問主意書	和田　政宗君	1.25	1.27	2. 2	2. 9 第９号
29	東京オリンピック・パラリンピックに向けてのトイレ整備に関する質問主意書	有田　芳生君	1.26	2. 1	2. 5	2. 9 第９号
30	国鉄共済年金に係る不均衡の是正に関する質問主意書	吉田　忠智君	1.28	2. 1	2. 5	2. 9 第９号
31	軽減税率制度に関する質問主意書	吉川　沙織君	1.28	2. 1	2. 5	2. 9 第９号
32	クルーズ船受入港の体制に関する質問主意書	大久保　勉君	2. 1	2. 3	2. 9	2.24 第10号
33	束ね法案に関する質問主意書	吉川　沙織君	2. 3	2. 8	2.12	2.24 第10号
34	軽減税率制度における対象品目の線引きに関する質問主意書	吉川　沙織君	2. 4	2. 8	2.12	2.24 第10号
35	日本銀行によるマイナス金利導入と国会答弁との関係に関する質問主意書	大久保　勉君	2. 4	2. 8	2.12	2.24 第10号
36	石垣島への自衛隊配備の問題に関する再質問主意書	糸数　慶子君	2. 4	2. 8	2.12	2.24 第10号
37	日朝ストックホルム合意文書に関する再質問主意書	有田　芳生君	2. 4	2. 8	2.12	2.24 第10号
38	軽減税率制度に関する再質問主意書	吉川　沙織君	2. 5	2.10	2.16	2.24 第10号

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
39	地方公務員の地域手当に係る特別交付税の減額措置に関する質問主意書	林　　久美子君	28. 2. 8	28. 2.10	28. 2.16	28. 2.24 第10号
40	地方自治体の所有不動産の未登記問題に関する質問主意書	林　　久美子君	2. 8	2.10	2.16	2.24 第10号
41	完全自動走行に向けた国家戦略特区プロジェクトに関する再質問主意書	大久保　　勉君	2. 8	2.10	2.16	2.24 第10号
42	日朝ストックホルム合意に明記された人権人道課題などに関する再質問主意書	有田　　芳生君	2. 8	2.10	2.16	2.24 第10号
43	特定失踪者家族への政府による情報提供に関する質問主意書	有田　　芳生君	2. 8	2.10	2.16	2.24 第10号
44	「北朝鮮当局による拉致問題等」の人権教育・啓発活動に関する質問主意書	有田　　芳生君	2. 8	2.10	2.16	2.24 第10号
45	選挙権年齢の引下げと選挙運動の在り方の見直しに関する質問主意書	江口　　克彦君	2.10	2.15	2.19	2.24 第10号
46	拉致被害者の認定に関する質問主意書	有田　　芳生君	2.10	2.15	2.19	2.24 第10号
47	同一労働同一賃金の実現に関する質問主意書	牧山　ひろえ君	2.12	2.17	2.23	2.24 第10号
48	国の公用車における低公害車の使用などに関する質問主意書	有田　　芳生君	2.15	2.17	2.23	2.24 第10号
49	束ね法案に関する再質問主意書	吉川　　沙織君	2.15	2.17	2.23	2.24 第10号
50	立法府の歳出削減に関する質問主意書	藤末　　健三君	2.15	2.17	2.23	2.24 第10号
51	日本銀行によるマイナス金利導入と国会答弁との関係に関する再質問主意書	大久保　　勉君	2.15	2.17	2.23	2.24 第10号

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
52	道路交通法及び道路交通に関する条約における「運転者」の定義に関する質問主意書	大久保　勉君	28. 2. 15	28. 2. 17	28. 2. 23	28. 2. 24 第10号
53	ビットコイン等の検討状況に関する質問主意書	大久保　勉君	2. 15	2. 17	2. 23	2. 24 第10号
54	軽減税率制度に関する第三回質問主意書	吉川　沙織君	2. 16	2. 22	2. 26	3. 9 第11号
55	年金積立金の運用リスク等に関する質問主意書	藤末　健三君	2. 17	2. 22	2. 26	3. 9 第11号
56	子どもの医療費自己負担額の格差是正に関する質問主意書	藤末　健三君	2. 17	2. 22	2. 26	3. 9 第11号
57	軽減税率制度における対象品目の線引きに関する再質問主意書	吉川　沙織君	2. 17	2. 22	2. 26	3. 9 第11号
58	東日本大震災の応急仮設住宅の供与期間の終了とその対応策に関する質問主意書	徳永　エリ君	2. 18	2. 22	2. 26	3. 9 第11号
59	北朝鮮の「特別調査委員会」解体宣言等に関する質問主意書	有田　芳生君	2. 18	2. 22	2. 26	3. 9 第11号
60	消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの地方移転に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2. 19	2. 24	3. 1	3. 9 第11号
61	大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院再編計画に関する再質問主意書	辰巳 孝太郎君	2. 22	2. 24	3. 1	3. 9 第11号
62	安保法制における実施区域指定に関する質問主意書	藤末　健三君	2. 24	2. 29	3. 4	3. 9 第11号
63	後方支援活動等を行う自衛隊員の安全配慮に関する質問主意書	藤末　健三君	2. 24	2. 29	3. 4	3. 9 第11号
64	北朝鮮による「特別調査委員会」の解体などに関する質問主意書	有田　芳生君	2. 24	2. 29	3. 4	3. 9 第11号

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
65	軽減税率制度導入に必要な財源に関する質問主意書	吉川　沙織君	28. 2.29	28. 3. 2	28. 3. 8	28. 3. 9 第11号
66	通訳案内士の法的地位に関する質問主意書	有田　芳生君	2.29	3. 2	3. 8	3. 9 第11号
67	国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問主意書	山田　太郎君	2.29	3. 2	3. 8	3. 9 第11号
68	不測の事態における自衛隊員の武器使用の基準に関する質問主意書	藤末　健三君	3. 1	3. 7	3.11	3.16 第13号
69	わが国の防衛に関係する空港システム、電力システム、交通システムなどに係るサイバーセキュリティ対策に関する質問主意書	藤末　健三君	3. 1	3. 7	3.11	3.16 第13号
70	石垣島への自衛隊配備の問題に関する第三回質問主意書	糸数　慶子君	3. 3	3. 7	3.11	3.16 第13号
71	基準違反の疑いのある「機能性表示食品」の販売問題等に関する質問主意書	福島　みずほ君	3. 3	3. 7	3.11	3.16 第13号
72	北朝鮮の「特別調査委員会」解体宣言等に関する再質問主意書	有田　芳生君	3. 3	3. 7	3.11	3.16 第13号
73	通称使用に関する質問主意書	藤末　健三君	3. 7	3. 9	3.15	3.16 第13号
74	日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する質問主意書	有田　芳生君	3. 7	3. 9	3.15	3.16 第13号
75	国の公用車の使用に関する質問主意書	有田　芳生君	3. 7	3. 9	3.15	3.16 第13号
76	災害対策としての緊急事態条項全般に関する質問主意書	蓮　舫君	3. 9	3.14	3.18	3.23 第14号
77	災害対策としての選挙制度の在り方等に関する質問主意書	蓮　舫君	3. 9	3.14	3.18	3.23 第14号

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
78	軽減税率制度導入に必要な財源に関する再質問主意書	吉川　沙織君	28. 3. 9	28. 3.14	28. 3.18	28. 3.23 第14号
79	束ね法案に関する第三回質問主意書	吉川　沙織君	3. 9	3.14	3.18	3.23 第14号
80	家庭用品品質表示法に関する質問主意書	安井 美沙子君	3. 9	3.14	3.18	3.23 第14号
81	自衛隊と米軍の共同計画等における自衛隊員の安全確保に関する質問主意書	藤末　健三君	3.10	3.14	3.18	3.23 第14号
82	平和安全法制における自衛隊員の安全確保策に関する質問主意書	藤末　健三君	3.10	3.14	3.18	3.23 第14号
83	自衛隊員のリスクについての政府統一見解に関する質問主意書	藤末　健三君	3.10	3.14	3.18	3.23 第14号
84	羽田空港の発着枠増加に伴う新たな飛行経路に関する質問主意書	水野　賢一君	3.15	3.23	3.29	
85	成田国際空港の第三滑走路などに関する質問主意書	水野　賢一君	3.15	3.23	3.29	
86	国家戦略特別区域（成田市）における医学部及び附属病院新設に関する質問主意書	水野　賢一君	3.15	3.23	3.29	
87	国家戦略特別区域（成田市）における世界最高水準の「国際医療拠点」としての医学部及び附属病院新設に関する質問主意書	水野　賢一君	3.15	3.23	3.29	
88	部隊行動基準（ＲＯＥ）の法的根拠及びＲＯＥにおける自衛隊員の安全確保策に関する質問主意書	藤末　健三君	3.17	3.23	3.29	
89	米軍等行動関連措置法における自衛隊員の安全確保に関する質問主意書	藤末　健三君	3.17	3.23	3.29	
90	難民認定状況に関する質問主意書	石橋　通宏君	3.24	3.28	4. 1	

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
91	日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する再質問主意書	有田　　芳生君	28. 3.24	28. 3.28	28. 4. 1	
92	三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例の創設に関する質問主意書	吉川　　沙織君	3.28	3.30	4. 5	
93	通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問主意書	吉川　　沙織君	3.28	3.30	4. 5	
94	病児保育の充実に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3.30	4. 4	4. 8	
95	「仕事・子育て両立支援事業」における企業主導型保育事業に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3.30	4. 4	4. 8	
96	通勤手当の非課税限度額の引上げに関する再質問主意書	吉川　　沙織君	4. 6	4.11	4.15	
97	政府が集団的自衛権の行使を認める中での核兵器使用の憲法解釈に関する質問主意書	白　　眞勲君	4. 7	4.11	4.15	
98	いわゆる「パナマ文書」に関する質問主意書	尾立　　源幸君	4. 7	4.11	4.15	
99	日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する第三回質問主意書	有田　　芳生君	4.11	4.13	4.19	
100	大麻草の医療研究および使用に関する質問主意書	荒井　　広幸君	4.14	4.18	4.22	
101	政府が集団的自衛権の行使を認める中での毒ガス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書	白　　眞勲君	4.15	4.20	4.26	
102	高年法に関する質問主意書	大久保　　勉君	4.18	4.20	4.26	
103	看護師が行う業務の範囲に関する質問主意書	薬師寺みちよ君	4.21	4.25	4.28	

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
104	福島原発事故後の除染に伴う汚染土等の処理問題に関する質問主意書	川田　龍平君	28. 4. 21	28. 4. 25	28. 4. 28	
105	外国の領域における武力の行使に関する質問主意書	白　眞勲君	4. 25	5. 9	5. 13	
106	政府が集団的自衛権の行使を認める中での公海上における核兵器、化学兵器、生物兵器等の大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書	白　眞勲君	4. 27	5. 9	5. 13	
107	公務員の政治的行為の禁止・制限に関する質問主意書	和田　政宗君	4. 28	5. 11	5. 24	
108	動物実験基本指針の策定及び運用状況に関する質問主意書	川田　龍平君	5. 2	5. 11	5. 17	
109	北朝鮮に残留する日本人に関する質問主意書	有田　芳生君	5. 6	5. 11	5. 17	
110	学童保育に関する質問主意書	小林　正夫君	5. 10	5. 16	5. 20	
111	日台関係及び「日台関係基本法」の制定に関する質問主意書	江口　克彦君	5. 11	5. 16	5. 20	
112	二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会招致活動に関する英紙ガーディアンの報道に関する質問主意書	蓮　舫君	5. 13	5. 18	5. 24	
113	災害時の郵便局による地域貢献に関する質問主意書	林　久美子君	5. 16	5. 18	5. 24	
114	尖閣諸島における核兵器、化学兵器、生物兵器等の大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書	白　眞勲君	5. 16	5. 18	5. 24	
115	外国の領域における武力の行使に関する再質問主意書	白　眞勲君	5. 16	5. 18	5. 24	
116	熊本県における地震後の自動車内避難への対応に関する質問主意書	藤末　健三君	5. 18	5. 23	5. 27	

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
117	平成二十八年度補正予算の執行の期間に関する質問主意書	薬師寺みちよ君	28. 5.20	28. 5.25	28. 5.31	
118	熊本県における地震の高齢被災者への介護支援に関する質問主意書	藤末　健三君	5.23	5.25	5.31	
119	熊本県における地震による住宅被害への支援に関する質問主意書	藤末　健三君	5.23	5.25	5.31	
120	熊本県における地震による被災中小企業への早期支援に関する質問主意書	藤末　健三君	5.23	5.25	5.31	
121	女性差別撤廃条約選択議定書に関する質問主意書	糸数　慶子君	5.24	5.30	6. 2	
122	不登校施策の現状に関する質問主意書	山本　太郎君	5.25	5.30	6. 2	
123	死刑確定者の精神状態に関する質問主意書	福島 みずほ君	5.25	5.30	6. 2	
124	いわゆるクマラスワミ報告に対する日本政府反論書に関する質問主意書	和田　政宗君	5.26	5.30	6. 2	
125	戦没者の遺骨収集の推進に関する質問主意書	糸数　慶子君	5.26	5.30	6. 2	
126	米軍読谷補助飛行場跡地から検出された有害物質の処理に関する質問主意書	糸数　慶子君	5.26	5.30	6. 2	
127	アダルトビデオへの出演強要被害に関する質問主意書	山本　太郎君	5.26	5.30	6. 2	
128	タックスヘイブンに対する国際社会と連携した監視・規制に関する質問主意書	藤末　健三君	5.26	5.30	6. 2	
129	入管特例法における特別永住者への特例措置に関する質問主意書	和田　政宗君	5.27	6. 1	6. 7	

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
130	租税回避を行う多国籍企業対策への国際的連携の推進に関する質問主意書	藤末　健三君	28. 5.27	28. 6. 1	28. 6. 7	
131	関東大震災時の朝鮮人、中国人等虐殺事件に関する質問主意書	田城　郁君	5.27	6. 1	6. 7	
132	共働き世帯増加の影響に関する質問主意書	吉川　沙織君	5.27	6. 1	6. 7	
133	行政機関におけるＷｅｂサイトのドメイン管理に関する質問主意書	吉川　沙織君	5.27	6. 1	6. 7	
134	パソコンの基本ソフトウェアの半強制的アップグレードに関する質問主意書	藤末　健三君	5.30	6. 1	6. 7	
135	二〇二〇年の五輪開催予定都市である東京における放射性物質による汚染の現状に関する質問主意書	山本　太郎君	5.30	6. 1	6. 7	
136	東京二〇二〇オリンピック・パラリンピックが猛暑の環境下で開催される危険に関する質問主意書	山本　太郎君	5.30	6. 1	6. 7	
137	米軍関係者が起こした凶悪事件に対して日本政府が行った抗議に関する質問主意書	山本　太郎君	5.30	6. 1	6. 7	
138	安倍政権における政府広報費に関する質問主意書	山本　太郎君	5.30	6. 1	6. 7	
139	子宮頸がんワクチンに関する質問主意書	山本　太郎君	5.30	6. 1	6. 7	
140	オバマ米大統領の広島での演説に対する評価と核兵器等の大量破壊兵器の使用についての憲法解釈を見直す必要性に関する質問主意書	白　眞勲君	5.30	6. 1	6. 7	
141	外国の領域における武力の行使に関する第三回質問主意書	白　眞勲君	5.30	6. 1	6. 7	

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
142	臨床研究法案における被験者の人権の保護と研究の公正性の確保等に関する質問主意書	川田　　龍平君	28. 5. 30	28. 6. 1	28. 6. 7	
143	戦没者のご遺骨の帰還の在り方に関する質問主意書	川田　　龍平君	5. 30	6. 1	6. 7	
144	辺野古新基地建設事業の警備業務に関する質問主意書	糸数　　慶子君	5. 30	6. 1	6. 7	
145	ミツバチ等の花粉媒介生物の保護に関する質問主意書	福島　みずほ君	5. 30	6. 1	6. 7	
146	朝鮮半島からの強制動員被害者の被爆者健康手帳審査に関する質問主意書	福島　みずほ君	5. 30	6. 1	6. 7	
147	就職氷河期世代の実態把握と雇用対策に関する質問主意書	吉川　　沙織君	5. 31	6. 1	6. 10	
148	第百九十回国会における内閣提出法律案の成立率等に関する質問主意書	吉川　　沙織君	6. 1	6. 1	6. 10	
149	高速道路のサービスエリア・パーキングエリアの改善・拡充に関する質問主意書	松沢　　成文君	6. 1	6. 1	6. 10	
150	Ｇマーク制度に関する質問主意書	松沢　　成文君	6. 1	6. 1	6. 10	
151	長距離貨物輸送におけるモーダルシフトの推進に関する質問主意書	松沢　　成文君	6. 1	6. 1	6. 10	
152	道路交通法に基づく駐車監視員による駐車違反の取り締まりに関する質問主意書	松沢　　成文君	6 . 1	6. 1	6. 10	
153	トラック運輸産業におけるドライバーの長時間労働に関する質問主意書	松沢　　成文君	6. 1	6. 1	6. 10	
154	宅配便の配送料金表示に関する質問主意書	松沢　　成文君	6. 1	6. 1	6. 10	

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
155	日本郵便株式会社が行う貨物運送事業に対する優遇措置の是正に関する質問主意書	松沢　成文君	28. 6. 1	28. 6. 1	28. 6.10	
156	宅配便を利用した特殊詐欺等への対策に関する質問主意書	松沢　成文君	6. 1	6. 1	6.10	
157	難民申請者の強制送還に関する質問主意書	前川　清成君	6. 1	6. 1	6.10	
158	在外選挙人名簿登録者数の増加施策に関する質問主意書	牧山　ひろえ君	6. 1	6. 1	6.10	
159	海外における投票環境の整備に関する質問主意書	牧山　ひろえ君	6. 1	6. 1	6.10	
160	大麻草の医療研究および使用に関する再質問主意書	荒井　広幸君	6. 1	6. 1	6.10	
161	温室効果ガスの排出削減に関する質問主意書	水野　賢一君	6. 1	6. 1	6.10	

※平成28年６月10日現在

1　国会会期一覧

（直近15国会を掲載）

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期		
				当初日数	延長日数	総日数
第176回 (臨時会)	22.10. 1(金)	22.10. 1(金)	22.12. 3(金)	64	—	64
第177回 (常　会)	23. 1.24(月)	23. 1.24(月)	23. 8.31(水)	150	70	220
第178回 (臨時会)	23. 9.13(火)	23. 9.13(火)	23. 9.30(金)	4	14	18
第179回 (臨時会)	23.10.20(木)	23.10.21(金)	23.12. 9(金)	51	—	51
第180回 (常　会)	24. 1.24(火)	24. 1.24(火)	24. 9. 8(土)	150	79	229
第181回 (臨時会)	24.10.29(月)	24.10.29(月)	24.11.16(金) 衆議院解散	33	—	19
第182回 (特別会)	24.12.26(水)	24.12.28(金)	24.12.28(金)	3	—	3
第183回 (常　会)	25. 1.28(月)	25. 1.28(月)	25. 6.26(水)	150	—	150
第184回 (臨時会)	25. 8. 2(金)	25. 8. 2(金)	25. 8. 7(水)	6	—	6
第185回 (臨時会)	25.10.15(火)	25.10.15(火)	25.12. 8(日)	53	2	55
第186回 (常　会)	26. 1.24(金)	26. 1.24(金)	26. 6.22(日)	150	—	150
第187回 (臨時会)	26. 9.29(月)	26. 9.29(月)	26.11.21(金) 衆議院解散	63	—	54
第188回 (特別会)	26.12.24(水)	26.12.26(金)	26.12.26(金)	3	—	3
第189回 (常　会)	27. 1.26(月)	27. 1.26(月)	27. 9.27(日)	150	95	245
第190回 (常　会)	28. 1. 4(月)	28. 1. 4(月)	28. 6. 1(水)	150	—	150

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の国会回次	召集日
第１回	昭和22. 4.20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第１回（特別会）	22. 5.20(火)
第２回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第８回（臨時会）	25. 7.12(水)
第３回	28. 4.24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回（特別会）	28. 5.18(月)
第４回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回（臨時会）	31.11.12(月)
第５回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回（臨時会）	34. 6.22(月)
第６回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回（臨時会）	37. 8. 4(土)
第７回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回（臨時会）	40. 7.22(木)
第８回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回（臨時会）	43. 8. 1(木)
第９回	46. 6.27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回（臨時会）	46. 7.14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回（臨時会）	49. 7.24(水)
第11回	52. 7.10(日)	52. 7.10	58. 7. 9	第81回（臨時会）	52. 7.27(水)
第12回	55. 6.22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回（特別会）	55. 7.17(木)
第13回	58. 6.26(日)	58. 7.10	平成元. 7. 9	第99回（臨時会）	58. 7.18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回（特別会）	61. 7.22(火)
第15回	平成元. 7.23(日)	平成元. 7.23	7. 7.22	第115回（臨時会）	平成元. 8. 7(月)
第16回	4. 7.26(日)	4. 7.26	10. 7.25	第124回（臨時会）	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7.23(日)	7. 7.23	13. 7.22	第133回（臨時会）	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7.12(日)	10. 7.26	16. 7.25	第143回（臨時会）	10. 7.30(木)
第19回	13. 7.29(日)	13. 7.29	19. 7.28	第152回（臨時会）	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7.11(日)	16. 7.26	22. 7.25	第160回（臨時会）	16. 7.30(金)
第21回	19. 7.29(日)	19. 7.29	25. 7.28	第167回（臨時会）	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7.11(日)	22. 7.26	28. 7.25	第175回（臨時会）	22. 7.30(金)
第23回	25. 7.21(日)	25. 7.29	31. 7.28	第184回（臨時会）	25. 8. 2(金)

※任期３年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

（平成28年４月１日現在）

第３次安倍改造内閣国務大臣

内閣総理大臣
　安倍　晋三（衆・自民）
財務大臣
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（金融））
　麻生　太郎（衆・自民）
総務大臣
　高市　早苗（衆・自民）
法務大臣
　岩城　光英（参・自民）
外務大臣
　岸田　文雄（衆・自民）
文部科学大臣
　馳　浩（衆・自民）
厚生労働大臣
　塩崎　恭久（衆・自民）
農林水産大臣
　森山　裕（衆・自民）
経済産業大臣
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構））
　林　幹雄（衆・自民）
国土交通大臣
　石井　啓一（衆・公明）
環境大臣
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（原子力防災））
　丸川　珠代（参・自民）

防衛大臣
　中谷　元（衆・自民）
国務大臣（内閣官房長官）
　菅　義偉（衆・自民）
国務大臣（復興大臣）
　髙木　毅（衆・自民）
国務大臣（国家公安委員会委員長）
（内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、規制改革、防災））
　河野　太郎（衆・自民）
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策））
　島尻　安伊子（参・自民）
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））
　石原　伸晃（衆・自民）※
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画））
　加藤　勝信（衆・自民）
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（地方創生））
　石破　茂（衆・自民）
国務大臣
　遠藤　利明（衆・自民）

※ 28. 1.28 国務大臣甘利明辞任、同日 石原伸晃就任

内閣官房副長官

萩生田　光一（衆・自民）　世耕　弘成（参・自民）　杉田　和博

副大臣

復興副大臣
　長島　　忠美（衆・自民）
　若松　　謙維（参・公明）
内閣府副大臣
　髙鳥　　修一（衆・自民）
　松本　　文明（衆・自民）
　福岡　　資麿（参・自民）
総務副大臣
　土屋　　正忠（衆・自民）
総務副大臣
内閣府副大臣
　松下　　新平（参・自民）
法務副大臣
内閣府副大臣
　盛山　　正仁（衆・自民）
外務副大臣
　木原　　誠二（衆・自民）
　武藤　　容治（衆・自民）
財務副大臣
　坂井　　学（衆・自民）
　岡田　　直樹（参・自民）
文部科学副大臣
　義家　　弘介（衆・自民）
文部科学副大臣
内閣府副大臣
　冨岡　　勉（衆・自民）
厚生労働副大臣
　竹内　　譲（衆・公明）
　とかしきなおみ（衆・自民）
農林水産副大臣
　伊東　　良孝（衆・自民）
　齋藤　　健（衆・自民）
経済産業副大臣
　鈴木　　淳司（衆・自民）
経済産業副大臣
内閣府副大臣
　高木　　陽介（衆・公明）
国土交通副大臣
　土井　　亨（衆・自民）
国土交通副大臣
内閣府副大臣
復興副大臣
　山本　　順三（参・自民）
環境副大臣
　平口　　洋（衆・自民）
環境副大臣
内閣府副大臣
　井上　　信治（衆・自民）
防衛副大臣
内閣府副大臣
　若宮　　健嗣（衆・自民）

大臣政務官

内閣府大臣政務官
　牧島　かれん（衆・自民）
　酒井　　庸行（参・自民）
内閣府大臣政務官
復興大臣政務官
　高木　　宏壽（衆・自民）
総務大臣政務官
　輿水　　恵一（衆・公明）
　森屋　　宏（参・自民）
総務大臣政務官
内閣府大臣政務官
　古賀　　篤（衆・自民）
法務大臣政務官
内閣府大臣政務官
　田所　　嘉徳（衆・自民）
外務大臣政務官
　黄川田　仁志（衆・自民）
　濵地　　雅一（衆・公明）
　山田　　美樹（衆・自民）
財務大臣政務官
　大岡　　敏孝（衆・自民）
　中西　　祐介（参・自民）
文部科学大臣政務官
　堂故　　茂（参・自民）
文部科学大臣政務官
内閣府大臣政務官
復興大臣政務官
　豊田　真由子（衆・自民）
厚生労働大臣政務官
　三ッ林　裕巳（衆・自民）
　太田　　房江（参・自民）
農林水産大臣政務官
　加藤　　寛治（衆・自民）
　佐藤　　英道（衆・公明）
経済産業大臣政務官
　北村　　経夫（参・自民）
経済産業大臣政務官
内閣府大臣政務官
復興大臣政務官
　星野　　剛士（衆・自民）
国土交通大臣政務官
　宮内　　秀樹（衆・自民）
　江島　　潔（参・自民）
国土交通大臣政務官
内閣府大臣政務官
　津島　　淳（衆・自民）
環境大臣政務官
　鬼木　　誠（衆・自民）
環境大臣政務官
内閣府大臣政務官
　白石　　徹（衆・自民）
防衛大臣政務官
　熊田　　裕通（衆・自民）
防衛大臣政務官
内閣府大臣政務官
　藤丸　　敏（衆・自民）

政府特別補佐人

人事院総裁	一宮　なほみ	内閣法制局長官	横畠　裕介
公正取引委員会委員長	杉本　和行	原子力規制委員会委員長	田中　俊一
公害等調整委員会委員長	富越　和厚		

4 本会議･委員会等傍聴者数

	回　次	総 計 (人)	内　訳 本 会 議	委員会等
平成18年	164 （常　会）	7,147	2,263	4,884
	165 （臨時会）	3,681	1,127	2,554
19年	166 （常　会）	6,439	2,274	4,165
	167 （臨時会）	119	119	0
	168 （臨時会）	2,747	779	1,968
20年	169 （常　会）	4,573	1,823	2,750
	170 （臨時会）	1,368	663	705
21年	171 （常　会）	5,906	2,129	3,777
	172 （特別会）	173	172	1
	173 （臨時会）	1,447	723	724
22年	174 （常　会）	6,345	2,690	3,655
	175 （臨時会）	540	121	419
	176 （臨時会）	2,324	629	1,695
23年	177 （常　会）	4,326	1,484	2,842
	178 （臨時会）	710	388	322
	179 （臨時会）	2,059	743	1,316
24年	180 （常　会）	5,466	1,518	3,948
	181 （臨時会）	227	174	53
	182 （特別会）	46	44	2
25年	183 （常　会）	5,580	1,780	3,800
	184 （臨時会）	138	138	0
	185 （臨時会）	3,089	1,143	1,946
26年	186 （常　会）	7,236	1,878	5,358
	187 （臨時会）	1,649	484	1,165
	188 （特別会）	26	22	4
27年	189 （常　会）	8,409	1,447	6,962
28年	190 （常　会）	4,697	1,003	3,694

（注）直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件数	総計（人）	参観内訳					特別参観（人）
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成12年	5,821	185,764	31,683	90,037	60,354	1,996	1,694	53
13年	9,566	204,028	45,943	91,509	61,313	3,063	2,200	97
14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	21,997	346,637	88,099	178,694	64,468	12,135	3,241	425
26年	19,771	325,153	78,904	167,603	61,300	13,192	4,154	482
27年	20,407	319,852	73,379	167,364	60,354	14,038	4,717	298
28年	7,650	144,717	28,747	73,894	36,409	4,065	1,602	0

（注）特別参観は、国会閉会中の第１・第３日曜日に限り実施している。
平成28年の数は、第190回国会終了日（６月１日）現在。

6　参議院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数（人）	団体数（件）	団体内訳		
			小学校	中学校	その他
平成16年度	44,035	681	516	151	14
平成17年度	55,539	832	636	159	37
平成18年度	65,548	975	738	183	54
平成19年度	65,926	1,019	808	154	57
平成20年度	71,336	1,047	840	149	58
平成21年度	90,306	1,278	1,089	138	51
平成22年度	95,487	1,355	1,120	171	64
平成23年度	88,871	1,238	1,125	73	40
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40
平成25年度	92,685	1,307	1,132	134	41
平成26年度	64,120	1,025	861	130	34
平成27年度	94,074	1,322	1,138	146	38
平成28年度　４月	2,493	36	4	31	1
５月	5,101	87	33	53	1
（年度途中計）	7,594	123	37	84	2

（注）その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団 長 及 び 一 行	滞在期間
カンボジア王国上院議長一行 （28. 1.20 招待状発送）	団長　上院議長　サイ・チュム君 団員　上院議員　モン・ルティー君 同　同　チット・キムイエット君 同　同　リー・ニアリー君 随員　上院事務総長　ウム・サリット君 同　上院議長官房長　マム・サリン君 同　上院儀典外交関係局長　チム・ソックン君	28. 2.23 ～ 2.26
リトアニア共和国国会議長一行 （28. 1.20 招待状発送）	団長　国会議長　ロレータ・グロウジニエネ君 団員　国会副議長　ゲディミナス・キルキラス君 同　国会議員　アンドリウス・クビリウス君 同　国会議員 リトアニア日本友好議連会長 ダングーテ・ミクティエネ君 同　国会議員　イレナ・シャウリエネ君 随員　国会議長外交政策担当首席顧問 ケストゥティス・クズマナス君 同　通訳　ユルギタ・イグノティエネ君	28. 2.29 ～ 3. 5
ハンガリー国会議長一行 （28. 4. 7 招待状発送）	団長　国会議長　クヴェール・ラースロー君 同夫人　ベック・マーリア君 団員　国会議員　シモン・ラースロー君 同　同　メシュテルハージ・アッティラ君 随員　国会外交関係局長　シャールディ・ペーテル君 同　国会衛視長　トート・ラースロー君 同　国会事務局広報課長　シラージ・ゾルターン君 同　通訳　ロハーイ・アンドレア君	28. 5.11 ～ 5.17

8　参議院議員海外派遣一覧

○ＯＤＡ調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
アルゼンチン共和国及びパラグアイ共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (27.10. 6 議長決定)	アルゼンチン パラグアイ	27.10.21 ～10.30	松山　政司君(自民) 鶴保　庸介君(自民) 西村 まさみ君(民主)	28. 3.16 議院運営委員会に報告書を提出
インド、マレーシア及びベトナム社会主義共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (27.11.10 議長決定)	インド マレーシア ベトナム	27.11.29 ～12. 8	高橋　克法君(自民) 井原　巧君(自民) 安井 美沙子君(民主) 矢倉　克夫君(公明)	28. 3.16 議院運営委員会に報告書を提出
ジブチ共和国、エチオピア連邦民主共和国及びマダガスカル共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (27.11.12 議長決定)	ジブチ エチオピア マダガスカル	27.12. 6 ～12.17	大野　泰正君(自民) 石田　昌宏君(自民) 小川　敏夫君(民主)	28. 3.16 議院運営委員会に報告書を提出
パラオ共和国及びミクロネシア連邦に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (27.10.20 議長決定)	パラオ ミクロネシア	27.12.13 ～12.21	赤石　清美君(自民) 石井　正弘君(自民) 長浜　博行君(民主) 辰巳　孝太郎(共産)	28. 3.16 議院運営委員会に報告書を提出

○国際会議出席

派 遣 の 目 的	派 遣 地	派遣期間	派 遣 議 員	派 遣 報 告
欧州評議会議員会議・第24回経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）活動拡大討議（本会議）出席 （27. 8.12 議長決定）	フランス	27. 9.28 ～10. 3	石井 みどり君(自民)	28. 1.20 議院運営委員会に報告書を提出
第133回ＩＰＵ会議出席 （27. 9.29 議長決定）	スイス	27.10.16 ～10.23	加藤　敏幸君(民主)	28. 1.20 議院運営委員会に報告書を提出
気候変動枠組条約第21回締約国会議（ＣＯＰ21）の際の議員会議出席 （27.11.12 議長決定）	フランス	27.12. 4 ～12. 8	木村　義雄君(自民) 倉林　明子君(共産)	28. 3.16 議院運営委員会に報告書を提出
第24回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会出席 （27.12.21 議長決定）	カナダ	28. 1.16 ～ 1.22	柳本　卓治君(自民) 田中　茂君(無)	28. 5.27 議院運営委員会に報告書を提出
第134回ＩＰＵ会議出席 （28. 2.16 議長決定）	ザンビア	28. 3.15 ～ 3.25	古賀 友一郎君(自民) 山本　太郎君(生活)	28. 5.27 議院運営委員会に報告書を提出
第９回アジア欧州議員会議（ＡＳＥＰ）出席 （28. 3.25 議長決定）	モンゴル	28. 4.20 ～ 4.23	直嶋　正行君(民進) 三木　亨君(自民)	28. 5.27 議院運営委員会に報告書を提出

○議会間交流

派 遣 の 目 的	派 遣 地	派遣期間	派 遣 議 員	派 遣 報 告
ドイツ連邦共和国連邦参議院の招待による同国公式訪問 （27. 9.15 議長決定）	ドイツ	27. 9.28 ～10. 2	（議院運営委員長） 中川　雅治君（自民） 野上 浩太郎君（自民） 牧野 たかお君（自民） 渡辺　猛之君（自民） 小見山 幸治君（民主） 前川　清成君（民主） 山本　博司君（公明） 室井　邦彦君（維新） 井上　哲士君（共産）	28. 1.20 議院運営委員会に報告書を提出
ブラジル連邦共和国上院の招待による同国公式訪問 （27. 9.14 議長決定）	ブラジル	27.10. 5 ～10.12	（副議長） 輿石　東君（ 無 ） 吉田　博美君（自民） 榛葉 賀津也君（民主）	28. 1.20 議院運営委員会に報告書を提出
メキシコ合衆国上院議長及びパナマ共和国国会議長の招待による各国公式訪問 （27. 9.17 議長決定）	メキシコ パナマ 米国	27.10.21 ～10.30	（議長） 山崎　正昭君（ 無 ） 溝手　顕正君（自民） 市田　忠義君（共産）	28. 1.20 議院運営委員会に報告書を提出
第６回日中議員会議出席 （28. 2.12 議長決定）	中国	28. 2.21 ～ 2.23	溝手　顕正君（自民） 江田　五月君（民主） 愛知　治郎君（自民） 柘植　芳文君（自民） 三宅　伸吾君（自民） 堀井　巌君（自民） 柳澤　光美君（民主） 大久保　勉君（民主） 魚住 裕一郎君（公明） 辰巳 孝太郎君（共産）	28. 5.27 議院運営委員会に報告書を提出

○重要事項調査

派 遣 の 目 的	派 遣 地	派遣期間	派 遣 議 員	派 遣 報 告
ベルギー王国、イタリア共和国及びフランス共和国における秘密保全制度、議会による同制度への関与の在り方等に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 （27. 9.14 議長決定）	ベルギー イタリア フランス	27. 9.29 ～10. 7	金子 原二郎君(自民) 石井　　準一君(自民) 上月　　良祐君(自民) 大野　　元裕君(民主) 藤本　　祐司君(民主) 荒木　　清寛君(公明) 儀間　　光男君(維新)	28. 1.20 議院運営委員会に報告書を提出
ベトナム社会主義共和国及びオーストラリア連邦における経済連携及び地域協力に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察 （27.12. 1 議長決定）	ベトナム オーストラリア	27.12. 9 ～12.16	山田　　俊男君(自民) 山田　　修路君(自民) 小川　　勝也君(民主) 佐々木さやか君(公明) 浜田　　和幸君(次代)	28. 3.16 議院運営委員会に報告書を提出

9　我が国で開催された国際会議

会議名	ＯＥＣＤグローバル議員ネットワーク東京会合
開催地	東　京
期　間	平成28年４月12日～４月13日
出　席 議　員	日本国会代表団 団長　衆議院議員　二階　俊博君 副団長　参議院議員　鶴保　庸介君 松山　政司君 中西　健治君 三木　亨君 神本　美恵子君 藤田　幸久君 新妻　秀規君 井上　哲士君 衆議院議員　河村　建夫君 福井　照君 山口　壯君 伊藤　忠彦君 松本　洋平君 門　博文君 勝沼　栄明君 小林　鷹之君 中川　正春君 篠原　孝君 青柳　陽一郎君 岡本　三成君 藤野　保史君 丸山　穂高君 長崎　幸太郎君 ゲストスピーカー 参議院議員　猪口　邦子君 森　まさこ君 衆議院議員　上川　陽子君 野田　聖子君
	各国出席議員 ローマン・ハイダー君 （オーストリア） ペヒン・カピタン・レラ・ディラジャ・ダト・パドゥカ・ゴー・チン・タン君 （ブルネイ） ニム・チャンタラ君 （カンボジア） ペトル・ガズディック君 （チェコ） ウルマス・パエット君 （エストニア） マッツ・ローフストローム君 （フィンランド） カリーヌ・ベルジェー君 （フランス） ヌルハヤティ・アリ・アセガフ君 （インドネシア） ファラク・スレイマン・アル・ジャマーニ君 （ヨルダン） ブンニョン・ブッパ君 （ラオス）

			アヌアル・アブドゥル・マナップ君 （マレーシア） カルロス・マヌエル・メリーノ・カンポス君 エリカ・アラセリ・ロドリゲス・エルナンデス君 ホルヘ・ルイス・ラヴァイェ・マウリー君 ホルヒーナ・ガシオラ君 カリナ・パディラ・アヴィラ君 ラウラ・ネレイダ・プラセンシア・パチェコ君 ルイス・フェルナンド・サラサール・フェルナンデス君 マリナア・ゴメズ・デル・カンポ・グルサ君 オルガ・カタラン・パディラ君 サルヴァドール・ヴェガ・カシーヤス君 （メキシコ） ミルダ・アゼブ君 （モロッコ） ティン・トゥン・ナイン君 （ミャンマー） シルヴェート・ハウゲン・ビヨーンシュタッド君 （ノルウェー） アキリノ・ココ・ピメンテル君 （フィリピン） フェルナンド・ヴィルヒリオ・マセード君 ホアン・ガランバ君 （ポルトガル） アルベルト・モンテーロ君 アリシア・サンチェス＝カマチョ君 イレーエ・ガリード君 ロウデス・シウロ君 マリア・デル・プエルト・ガレロ君 マルタ・ゴンサレス君 マルタ・ソルリ君 （スペイン） モニカ・グリーン君

		（スウェーデン） サティト・チャンチャワクン君 （タイ） メフメット・アキーフ・ハマザセビ君 （トルコ）

会議名	第36回日本・ＥＵ議員会議	
開催地	東　京	
期　間	平成28年５月16日～５月17日	
出　席 議　員	日本国会代表団 団長　　参議院議員　小坂　憲次君 副団長　衆議院議員　小池　百合子君 参議院議員 大野泰正君、鶴保庸介君、林芳正君、松山政司君、三宅伸吾君、羽田雄一郎君、藤田幸久君、藤本祐司君、新妻秀規君、辰巳孝太郎君、儀間光男君 衆議院議員 逢沢一郎君、伊藤信太郎君、石崎徹君、大野敬太郎君、城内実君、岸信夫君、北村誠吾君、後藤田正純君、竹本直一君、西村康稔君、平井たくや君、船田元君、御法川信英君、山下貴司君、小熊慎司君、柿沢未途君、郡和子君、辻元清美君、中川正春君、岡本三成君、濱村進君、宮本徹君、丸山穂高君	欧州議会代表団 団長　ペトル・イェジェック君 （チェコ） 副団長　ロマーナ・トムツ君 （スロベニア） ヨアン・ミルチャ・パシュク君 （ルーマニア） ブルーノ・ゴルニッシュ君 （フランス） イアン・ハズトン君 （英国） シルヴィア・イヴォンヌ・カウフマン君 （ドイツ） ペドロ・シルヴァ・ペレイラ君 （ポルトガル） アダム・コーシャ君 （ハンガリー） ハンス・オラフ・ヘンケル君 （ドイツ） トマシュ・フデホフスキー君 （チェコ） アロイズ・ペテルレ君 （スロベニア）

10 国会に対する報告等　(27.9.28～28.6.1)

第189回国会閉会後から第190回国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報　告　等　の　名　称
平成27年	
9. 29(火)	○ 平成26年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
	○ 国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する規則に関する報告(平成27年9月)
	○ 平成26年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
30(水)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「政府出資株式会社等における事業及び財務の状況等について」の報告(平成27年9月)
10. 8(木)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「地域再生法に基づく事業の実施状況等について」の報告(平成27年10月)
	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「租税特別措置(法人税関係)の適用状況等について」の報告(平成27年10月)
9(金)	○ 平成26年度公正取引委員会年次報告
22(木)	○ 平成26年度国立国会図書館年報
11. 9(月)	○ 国と地方の協議の場(平成27年度第2回)における協議の概要に関する報告書
27(金)	○ 東日本大震災からの復興の状況に関する報告(平成27年11月)
	○ 国立研究開発法人科学技術振興機構平成26年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
	○ 独立行政法人日本学術振興会平成26年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
	○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成26年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
12. 4(金)	○ 平成27年度第2・四半期予算使用の状況
	○ 平成27年度第2・四半期国庫の状況
10(木)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「各府省等における政策評価の実施状況等について」の報告(平成27年12月)
	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況について」の報告(平成27年12月)
11(金)	○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成27年12月)
	○ 通貨及び金融の調節に関する報告書(平成27年12月)
15(火)	○ 国民の保護に関する基本指針の変更(平成27年12月)
18(金)	○ 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
	○ 長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 旧軍港市転換事業進捗状況報告書
	○ 別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

	○ 熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
	○ 神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
	○ 奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	○ 京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	○ 松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	○ 芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
	○ 松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書
平成28年	
1. 4(月)	○ 平成26年度国の債権の現在額総報告
	○ 平成26年度物品増減及び現在額総報告
19(火)	○ 国と地方の協議の場(平成27年度第3回)における協議の概要に関する報告書
22(金)	○ 行政組織の新設改廃状況報告書
	○ 平成25年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告
26(火)	○ 国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
	○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
29(金)	○ 平成26年度特別会計財務書類
2. 5(金)	○ 平成27年度産業競争力強化のための重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関する報告
	○ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
9(火)	○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	○ 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
	○ 日本放送協会平成26年度業務報告書及びこれに付する総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書
	○ 平成28年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書
	○ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書
12(金)	○ 平成26年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告
	○ 平成26年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
17(水)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「社会資本整備総合交付金等による事業等の実施状況について」の報告
	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「北海道、四国、九州各旅客鉄道株式会社の経営状況等について」の報告
19(金)	○ 平成27年における通信傍受等に関する報告
3. 4(金)	○ 平成27年度第3・四半期における予算使用の状況の報告
	○ 平成27年度第3・四半期における国庫の状況の報告
18(金)	○ 地方財政の状況の報告

	22(火)	○ 国民の保護に関する基本指針の変更の報告
		○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	25(金)	○ 平成27年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告
		○ 平成27年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
		○ 平成27年官民人事交流に関する年次報告
	29(火)	○ 平成28年行政執行法人の常勤職員数に関する報告
4.	8(金)	○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況の報告
		○ 平成27年団体規制状況の年次報告
	12(火)	○ 調達価格等に関する報告
	19(火)	○ 平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害現地対策本部の設置の報告
	22(金)	○「平成27年度中小企業の動向」に関する報告及び「平成28年度中小企業施策」についての文書
		○「平成27年度小規模企業の動向」に関する報告及び「平成28年度小規模企業施策」についての文書
	25(月)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「原子力災害対策に係る施設等の整備等の状況について」の報告
	26(火)	○ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告
5.	12(木)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「日本郵政グループの経営状況等について」の報告
	13(金)	○ 平成27年度首都圏整備に関する年次報告
		○「平成27年度土地に関する動向」に関する報告及び「平成28年度土地に関する基本的施策」についての文書
		○「平成27年度観光の状況」に関する報告及び「平成28年度観光施策」についての文書
		○「平成27年度交通の動向」に関する報告及び「平成28年度交通施策」についての文書
	17(火)	○「平成27年度水循環施策」に関する報告
		○「平成27年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成28年度交通安全施策に関する計画」についての報告
		○「平成27年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び「平成28年度食料・農業・農村施策」についての文書
		○「平成27年度森林及び林業の動向」に関する報告及び「平成28年度森林及び林業施策」についての文書
		○「平成27年度水産の動向」に関する報告及び「平成28年度水産施策」についての文書
		○「平成27年度食育推進施策」に関する報告
		○ 平成27年度エネルギーに関する年次報告
	20(金)	○「平成27年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び「平成28年度高齢社会対策」についての文書
		○「平成27年度犯罪被害者等施策」に関する報告
		○ 平成27年度公害等調整委員会年次報告書
		○「平成27年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告
		○ 2015年の国際労働機関第104回総会において採択された勧告に関する報告書
		○ 平成27年度科学技術の振興に関する年次報告

	○「平成27年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告
	○ 平成27年度の人事院の業務状況報告書
24(火)	○「平成27年度障害者施策の概況」に関する報告
	○「平成27年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告
	○ 平成27年度個人情報保護委員会年次報告書
	○「平成27年度消費者政策の実施の状況」に関する報告
	○ 平成27年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告
	○ 平成27年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
	○ 森林・林業基本計画の変更の報告
31(火)	○ アルコール健康障害対策推進基本計画の報告
	○「防災に関してとった措置の概況」及び「平成28年度の防災に関する計画」についての報告
	○「平成27年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告
	○「平成27年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び「平成28年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書
	○ 平成27年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告
	○ 平成27年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
	○「平成27年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」に関する報告
	○「平成27年度環境の状況」に関する報告及び「平成28年度環境の保全に関する施策」についての文書
	○「平成27年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び「平成28年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書
	○「平成27年度生物の多様性の状況」に関する報告及び「平成28年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書
	○ 平成27年度原子力規制委員会年次報告書

11 国会関係日誌（27.9.28～28.6.1）

年月日	事　　項
【第189回国会（常会）閉会後】	
平成27年	
10.　1(木)	○ 吉村洋文衆議院議員、議員辞職
	○ 星野朋市元参議院議員逝去
2(金)	○ 衆・「次世代の党」解散
	○ 園田博之衆議院議員、平沼赳夫衆議院議員、自由民主党へ入会
7(水)	○ 安倍第3次改造内閣発足
9(金)	○ 衆議院近畿選挙区、椎木保氏繰上補充当選（吉村洋文君の補欠）、維新の党に入会
13(火)	○ 萩山教嚴元衆議院議員逝去
18(日)	○ 萩野浩基元参議院議員（元衆議院議員）逝去
21(水)	○ 参・臨時国会召集要求書（小川敏夫君外83名）
	○ 衆・臨時国会召集要求書（安住淳君外124名）
	○ 小野次郎参議院議員外4名、維新の党を退会
	○ 参議院ODA調査派遣第3班（アルゼンチン、パラグアイ、～30日）
22(木)	○ 安倍総理、モンゴル、トルクメニスタン、タジキスタン、ウズベキスタン、キルギス、カザフスタン訪問（～28日）
27(火)	○ 小野次郎参議院議員外4名、「維新の党（参議院）」を結成
11.　1(日)	○ 安倍総理、韓国訪問（日中韓サミット出席、～2日）
5(木)	○ 参・情報監視審査会
6(金)	○ 青木薪次元参議院議員（元労働相）逝去
10(火)	○ 衆・予算委（集中審議「TPP等」）
	○ 松本剛明衆議院議員、民主党・無所属クラブを退会
	○ 野村光雄元衆議院議員逝去
11(水)	○ 参・予算委（集中審議「TPPを始め現下の政治課題」）
13(金)	○ 安倍総理、トルコ訪問（G20アンタルヤ・サミット出席、～17日）
	○ 大木浩元参議院議員（元環境相、元衆議院議員）逝去
18(水)	○ 参・情報監視審査会
	○ 安倍総理、フィリピン、マレーシア訪問（APEC首脳会議及びASEAN関連首脳会議出席、～23日）
19(木)	○ 衆・情報監視審査会
20(金)	○ 木間章元衆議院議員逝去
22(日)	○ 大阪府知事選、松井一郎氏再選
26(木)	○ 参・情報監視審査会委員派遣（東京都）
	○ 参・情報監視審査会
29(日)	○ 参議院ODA調査派遣第1班（インド、マレーシア、ベトナム、～12月８日）
	○ 安倍総理、フランス、ルクセンブルク訪問（～12月２日）
30(月)	○ 谷川寛三元参議院議員（元科学技術庁長官、元衆議院議員）逝去
12.　3(木)	○ 参・情報監視審査会
	○ 参・経済産業委（今後の核燃料サイクル政策の在り方等について質疑）
	○ 参・国土交通委（基礎ぐい工事問題等について質疑）
4(金)	○ 水野賢一参議院議員、無所属クラブを退会、民主党・新緑風会へ入会

6(日) ○ 参議院ODA調査派遣第2班（ジブチ、エチオピア、マダガスカル、～17日）
9(水) ○ 参・農林水産委（環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に関する件及び畜産物等の価格安定等について質疑、畜産物価格等について委員会決議）
○ 足立康史衆議院議員外18名、維新の党を退会
○ 足立康史衆議院議員外12名、「おおさか維新の会」を結成
○ 小熊慎司衆議院議員外3名、「改革結集の会」を結成
○ 野坂昭如元参議院議員逝去
10(木) ○ 参・内閣委（TPP協定交渉及びテロ対策等について質疑）
○ 参・情報監視審査会
○ 参・拉致問題特別委（拉致問題への取組等について質疑）
11(金) ○ 参・復興原子力特別委（東日本大震災復興の総合的対策について質疑）
○ 参・文教科学委（収支や集客の視点に立ったスポーツ施設整備の在り方等について質疑）
○ 安倍総理、インド訪問（～13日）
13(日) ○ 参議院ODA調査派遣第4班（パラオ、ミクロネシア、～21日）
14(月) ○ 鈴木義弘衆議院議員、改革結集の会へ入会
15(火) ○ 常会召集を閣議決定
○ 参・情報監視審査会
18(金) ○ 参・環境委（気候変動枠組条約第21回締約国会議及び京都議定書第11回締約国会合等について報告聴取、質疑）
○ 衆・「民主党・無所属クラブ」解散、衆・「維新の党」解散
○ 安住淳衆議院議員外92名、「民主・維新・無所属クラブ」を結成
○ 藤田雄山元参議院議員逝去
○ 森本晃司元参議院議員（元建設相、元衆議院議員）逝去
21(月) ○ 江口克彦参議院議員、次世代の党を退会
22(火) ○ 参・情報監視審査会
○ 井上義行参議院議員、日本を元気にする会・無所属会を退会
24(木) ○ 江口克彦参議院議員、維新の党へ入会
○ 井上義行参議院議員、自由民主党へ入会
○ 参・「次世代の党」、「日本のこころを大切にする党」に会派名変更
○ 参・「維新の党」、「おおさか維新の会」に会派名変更
○ 参・「維新の党（参議院）」、「維新の党」に会派名変更
28(月) ○ 藤原房雄元参議院議員（元衆議院議員）逝去

【第190回国会（常会）】

平成28年
1. 4(月) ○ 参・本会議（13常任委員長辞任、15常任委員長選挙、7特別委員会設置、情報監視審査会委員辞任・選任、最近の海外出張報告、財政演説（平成27年度補正予算））
○ 衆・本会議（13常任委員長辞任、16常任委員長選挙、情報監視審査会委員選任、9特別委員会設置、最近の海外出張報告、財政演説（平成27年度補正予算））
○ 開会式
6(水) ○ 衆・本会議（代表質問）
7(木) ○ 参・本会議（代表質問）
○ 衆・予算委（平成27年度補正予算提案理由説明）
○ 行田邦子参議院議員、田中茂参議院議員、日本を元気にする会・無所属会を退会
○ 参・「維新の党」解散、参・「日本を元気にする会・無所属会」解散
○ アントニオ猪木参議院議員外8名、「維新・元気の会」を結成

8(金)	○ 衆・予算委（平成27年度補正予算基本的質疑）
	○ 参・本会議（北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議）
	○ 衆・本会議（北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議）
	○ 小川信元衆議院議員逝去
12(火)	○ 衆・予算委（平成27年度補正予算基本的質疑）
13(水)	○ 衆・予算委（平成27年度補正予算集中審議「経済・外交等」、締めくくり質疑、平成27年度補正予算可決）
14(木)	○ 衆・本会議（平成27年度補正予算可決）
15(金)	○ 参・予算委（平成27年度補正予算趣旨説明、総括質疑）
18(月)	○ 参・予算委（平成27年度補正予算総括質疑）
19(火)	○ 参・予算委（平成27年度補正予算集中審議「内政・外交の諸問題」、締めくくり質疑、平成27年度補正予算可決）
20(水)	○ 参・本会議（平成27年度補正予算可決、平成26年度決算の概要報告・質疑）
	○ 衆・情報監視審査会
	○ 参・決算委（平成26年度決算概要説明）
21(木)	○ 参・決算委（平成26年度決算全般質疑）
	○ 衆・本会議
22(金)	○ 衆・本会議（政府4演説）
	○ 参・本会議（政府4演説）
	○ 土肥隆一元衆議院議員逝去
24(日)	○ 川俣健二郎元衆議院議員逝去
26(火)	○ 衆・本会議（代表質問1日目）
27(水)	○ 参・本会議（代表質問1日目）
	○ 衆・本会議（代表質問2日目）
	○ 青木茂元参議院議員逝去
28(木)	○ 参・本会議（代表質問2日目）
	○ 参・政治倫理審査会
2. 2(火)	○ 衆・本会議（経済に関する発言・質疑）
	○ 参・本会議（経済に関する発言・質疑）
	○ 衆・予算委（平成28年度総予算提案理由説明）
	○ 参・予算委（平成28年度総予算趣旨説明）
	○ 会田長栄元参議院議員逝去
3(水)	○ 衆・予算委（平成28年度総予算基本的質疑）
	○ 田中茂参議院議員、自由民主党へ入会
4(木)	○ 衆・予算委（平成28年度総予算基本的質疑）
5(金)	○ 衆・予算委（平成28年度総予算基本的質疑）
8(月)	○ 衆・予算委
	○ 参・予算委委員派遣（三重県、愛知県、～9日）
	○ 参・復興原子力特別委委員派遣（宮城県、福島県、～9日）
9(火)	○ 衆・予算委
	○ 衆・本会議（北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議、公債発行特例法等改正案趣旨説明・質疑）
	○ 参・本会議（北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議）
10(水)	○ 衆・予算委（平成28年度総予算集中審議「政治姿勢・政治とカネ等」）
15(月)	○ 衆・予算委（平成28年度総予算集中審議「経済・地方創生等」）

	○ 参・外交防衛委委員派遣（京都府、～16日）
	○ 参・沖縄・北方特別委委員派遣（沖縄県、～16日）
	○ 藤田高敏元衆議院議員逝去
16(火)	○ 衆・予算委
	○ 衆・本会議（宮崎謙介君辞職許可、所得税法案趣旨説明・質疑）
17(水)	○ 参・憲法審査会（「二院制」のうち、参議院と衆議院の関係（参議院として重視すべき役割）について意見聴取、質疑）
18(木)	○ 衆・予算委
	○ 参・決算委
	○ 衆・本会議（地方財政計画（報告）、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑）
	○ 参・議院運営委委員派遣（京都府、～19日）
	○ 大城眞順元参議院議員（元衆議院議員）逝去
19(金)	○ 衆・予算委（平成28年度総予算集中審議「政治改革・税と社会保障等」）
	○ 中西健治参議院議員、無所属クラブを退会、自由民主党へ入会
20(土)	○ 富塚三夫元衆議院議員逝去
22(月)	○ 衆・予算委
	○ 第6回日中議員会議
	○ 西中清元衆議院議員逝去
24(水)	○ 衆・予算委公聴会
	○ 参・本会議
	○ カンボジア王国・サイ・チュム上院議長一行（参議院招待）、山崎議長訪問
25(木)	○ 衆・予算委分科会
28(日)	○ 藤原哲太郎元衆議院議員逝去
	○ 渡辺嘉蔵元衆議院議員逝去
29(月)	○ 衆・予算委（平成28年度総予算集中審議「外交・国民生活等」）
	○ エジプト・アラブ共和国大統領歓迎会
3. 1(火)	○ 衆・予算委（平成28年度総予算締めくくり質疑、平成28年度総予算可決）
	○ 衆・本会議（平成28年度総予算可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決、公債発行特例法等改正案可決、所得税法案可決）
	○ 鈴木貴子衆議院議員、民主・維新・無所属クラブを退会
	○ リトアニア共和国・ロレータ・グロウジニエネ国会議長一行（参議院招待）、山崎議長訪問
2(水)	○ 参・予算委（平成28年度総予算基本的質疑）
3(木)	○ 参・予算委（平成28年度総予算基本的質疑）
4(金)	○ 参・予算委
	○ 参・「維新・元気の会」解散
	○ 小野次郎参議院議員外4名、「維新の党」を結成
	○ アントニオ猪木参議院議員外3名、「日本を元気にする会・無所属会」を結成
	○ 沢田一精元参議院議員逝去
7(月)	○ 参・予算委（平成28年度総予算集中審議「経済・財政等」）
8(火)	○ 参・予算委
	○ 衆・本会議（雇用保険法案、介護人材確保特措法案趣旨説明・質疑）
9(水)	○ 参・本会議（所得税法案趣旨説明・質疑）
	○ 参・予算委
	○ 大内啓伍元衆議院議員（元厚生相）逝去

10(木)	○ 参・予算委公聴会
	○ 衆・本会議（在日米軍駐留経費特別協定趣旨説明・質疑）
11(金)	○ 参・本会議（地方財政計画（報告）、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑）
	○ 参・情報監視審査会
	○ 東日本大震災5周年追悼式、山崎議長出席
14(月)	○ 参・予算委（平成28年度総予算集中審議「社会保障・国民生活等」）
15(火)	○ 参・予算委
	○ 衆・本会議（地域再生法案趣旨説明・質疑）
16(水)	○ 参・本会議（公債発行特例法等改正案趣旨説明・質疑）
	○ 参・予算委
17(木)	○ 衆・本会議（雇用保険法案可決）
	○ 参・予算委
18(金)	○ 参・予算委（平成28年度総予算集中審議「外交・安全保障等」）
22(火)	○ 衆・本会議（在日米軍駐留経費特別協定承認、児童扶養手当法案趣旨説明・質疑）
	○ 逢沢英雄元衆議院議員逝去
23(水)	○ 参・本会議
	○ 衆・情報監視審査会
24(木)	○ 衆・本会議（TPP特別委設置、地域再生法案可決、再処理等積立金法案趣旨説明・質疑）
25(金)	○ 参・予算委（平成28年度総予算集中審議「安倍内閣の基本姿勢」）
	○ 衆・「改革結集の会」解散
27(日)	○ 熊本県知事選、蒲島郁夫氏3選
28(月)	○ 参・予算委（平成28年度総予算集中審議「内政・外交の諸問題」）
	○ 野間健衆議院議員、民主・維新・無所属クラブを退会
	○ 衆・「民主・維新・無所属クラブ」、「民進党・無所属クラブ」に会派名変更
	○ 小熊慎司衆議院議員外3名、民進党・無所属クラブへ入会
	○ 小沢鋭仁衆議院議員、おおさか維新の会へ入会
29(火)	○ 参・予算委（平成28年度総予算締めくくり質疑、平成28年度総予算可決）
	○ 参・財政金融委（所得税法案可決）
	○ 参・総務委（地方税法案可決、地方交付税法案可決）
	○ 参・本会議（平成28年度総予算可決、所得税法案可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決）
30(水)	○ 参・本会議（地域再生法案趣旨説明・質疑）
	○ 衆・情報監視審査会（平成27年年次報告書提出）
	○ 参・情報監視審査会（平成27年年次報告書提出）
	○ 参・「民主党・新緑風会」、「民進党・新緑風会」に会派名変更
	○ 参・「維新の党」解散
	○ 小野次郎参議院議員外4名、民進党・新緑風会へ入会
	○ 安倍総理、米国訪問（米国核セキュリティ・サミット出席、～4月3日）
31(木)	○ 参・財政金融委（公債発行特例法等改正案可決）
	○ 衆・本会議（スポーツ振興センター法案趣旨説明・質疑）
	○ 参・本会議（公債発行特例法等改正案可決）
4. 1(金)	○ 衆・本会議（情報監視審査会報告（情報監視審査会平成27年年次報告書について）、地球温暖化対策推進法案趣旨説明・質疑）
4(月)	○ 参・決算委

	5(火)	○ 衆・本会議（TPP協定、TPP協定整備法案趣旨説明・質疑）
	6(水)	○ 参・本会議（情報監視審査会の調査及び審査の報告）
		○ 参・地方消費者特別委（地域再生法案修正議決）
	8(金)	○ 参・本会議（地域再生法案修正議決）
		○ 衆・本会議
	9(土)	○ 中村登美元参議院議員逝去
	12(火)	○ 泉健太衆議院議員、公職選挙法第90条により退職
		○ OECDグローバル議員ネットワーク東京会合（～13日）
	13(水)	○ 参・決算委
		○ 浜田和幸参議院議員、日本のこころを大切にする党を退会
	14(木)	○ 衆・本会議（地域再生法案参議院の修正に同意、地域改革推進整備法案、国家戦略特区法案趣旨説明・質疑）
		○ 参・「おおさか維新の会」、「維会」から「維新」に会派略称変更
		○ 平成28年（2016年）熊本地震発生
	15(金)	○ 参・本会議
	18(月)	○ 参・決算委
		○ 金子満広元衆議院議員逝去
	19(火)	○ 参議院各会派代表者懇談会
		○ 衆・本会議（再生可能エネルギー電気特措法等改正案、障害者総合支援法案趣旨説明・質疑）
	20(水)	○ 参・本会議
		○ 参・決算委
		○ 衆・情報監視審査会
	21(木)	○ 衆・本会議（地域改革推進整備法案可決、スポーツ振興センター法案可決、再処理等積立金法案修正議決、児童扶養手当法案可決）
		○ 衆議院近畿選挙区、北神圭朗氏繰上補充当選（泉健太君の補欠）、民進党・無所属クラブに入会
	22(金)	○ 参・本会議（スポーツ振興センター法案趣旨説明・質疑）
		○ 衆・本会議（衆議院選挙制度改革法案（与党案）（民進案）趣旨説明・質疑）
	25(月)	○ 参・決算委
	26(火)	○ 衆・本会議
		○ 衆議院京都府3区補選、泉健太氏当選、民進党・無所属クラブに入会
	27(水)	○ 参・本会議（再処理等積立金法案趣旨説明・質疑）
		○ 衆議院北海道5区補選、和田義明氏当選、自由民主党に入会
	28(木)	○ 参・文教科学委（スポーツ振興センター法案可決）
		○ 衆・本会議（地球温暖化対策推進法案可決、国家戦略特区法案可決、衆議院選挙制度改革法案（与党案）可決）
		○ 浜田和幸参議院議員、おおさか維新の会へ入会
5.	1(日)	○ 安倍総理、イタリア、フランス、ベルギー、ドイツ、英国、ロシア訪問（～7日）
	2(月)	○ 参・本会議（地球温暖化対策推進法案趣旨説明・質疑、スポーツ振興センター法案可決）
		○ 参・決算委
	3(火)	○ 佐藤信二元参議院議員（元通産相、元衆議院議員）逝去
	4(水)	○ 高桑栄松元参議院議員逝去
	9(月)	○ 参・決算委（平成26年度決算准総括質疑）
	10(火)	○ 参・経済産業委（再処理等積立金法案可決）

	○ 衆・本会議
11(水)	○ 参・本会議(特定商取引法案趣旨説明・質疑、再処理等積立金法案可決)
	○ 参・情報監視審査会
	○ ハンガリー・クヴェール・ラースロー国会議長一行(参議院招待)、山崎議長訪問
12(木)	○ 衆・本会議(障害者総合支援法案可決、再生可能エネルギー電気特措法等改正案可決)
	○ 衆・情報監視審査会
13(金)	○ 参・本会議(財政演説(平成28年度補正予算)・質疑)
	○ 衆・本会議(財政演説(平成28年度補正予算)・質疑)
	○ 衆・予算委(平成28年度補正予算提案理由説明)
	○ 参・予算委(平成28年度補正予算趣旨説明)
	○ 有川清次元衆議院議員逝去
16(月)	○ 衆・予算委(平成28年度補正予算基本的質疑、締めくくり質疑、平成28年度補正予算可決)
	○ 衆・本会議(平成28年度補正予算可決)
	○ 欧州議会代表団、山崎議長訪問
	○ 第36回日本・EU議員会議(～17日)
17(火)	○ 参・予算委(平成28年度補正予算総括質疑、平成28年度補正予算可決)
	○ 参・本会議(平成28年度補正予算可決)
	○ 堀内光雄元衆議院議員(元通産相)逝去
18(水)	○ 参・本会議(再生可能エネルギー電気特措法等改正案趣旨説明・質疑、国際経済調査会報告)
	○ 参・情報監視審査会
	○ 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
	○ 衆・情報監視審査会
19(木)	○ 参・環境委(地球温暖化対策推進法案可決)
	○ 衆・本会議
	○ 参・法務委(刑事訴訟法案可決)
20(金)	○ 参・本会議(地球温暖化対策推進法案可決、刑事訴訟法案可決、2調査会報告)
	○ 参・地方消費者特別委(特定商取引法案可決)
23(月)	○ 参・決算委(平成26年度決算議決、措置要求決議)
	○ 参・災害対策特別委委員派遣(熊本県)
24(火)	○ 参・内閣、農林水産連合審査会(国家戦略特区法案質疑)
	○ 参・経済産業委(再生可能エネルギー電気特措法等改正案可決)
	○ 衆・本会議(刑事訴訟法案可決)
25(水)	○ 参・本会議(我が国の国連加盟六十周年にあたり更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議、平成26年度決算議決、措置要求決議、特定商取引法案可決、再生可能エネルギー電気特措法等改正案可決)
26(木)	○ G7伊勢志摩サミット(～27日)
27(金)	○ 参・本会議
31(火)	○ 衆・本会議(安倍内閣不信任決議案否決)
6. 1(水)	○ 参・本会議
	○ 衆・本会議
	○ 浜田和幸参議院議員、おおさか維新の会を退会
	○ 第190回国会閉会